

## 基本計画書

基本計画書										
事項	記入欄								備考	
計画の区分	研究科の専攻に係る課程の変更									
フリガナ設置者	コクリガク'イ'ホク'ゲン フクイ'イ'ウ'キ 国立大学法人 福井大学									
フリガナ大学の名称	フクイ'イ'ウ'キ'イ'ブ 福井大学大学院									
大学本部の位置	福井県福井市文京3丁目9番1号									
大学の目的	学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。									
新設研究科等の目的	医学系研究科看護学専攻博士後期課程では高い倫理観と良識のもと、グローバルな視点と多角的・科学的な分析能力を備え、卓越した看護理論・技術と異分野を融合し、データやICT・ロボット・AI等を活用しながら、様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”及び乳幼児から老年期にいたる生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”を統合・実践できる研究・教育者、トップリーダーを養成し、看護学の発展と国内外の地域社会に貢献することを目的とする。									
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	14条特例の実施
	医学系研究科看護学専攻博士後期課程	3年	3人	—	9人	博士（看護学）	保健衛生学関係（看護学関係）	令和7年4月第1年次	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地	
計		3	3	—	9					
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	工学研究科 産業創成工学専攻〔定員増〕 (6) (令和7年4月) 安全社会基盤工学専攻〔定員増〕 (6) (令和7年4月) ※令和5年度大学・高専機能強化支援事業  令和7年4月名称変更予定 医学系研究科看護学専攻修士課程 → 医学系研究科看護学専攻博士前期課程									
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数				
	医学系研究科看護学専攻博士後期課程	講義	演習	実験・実習	計	16単位				
		10科目	2科目	0科目	12科目					
研究科等の名称		専任教員					助手	専任教員以外の教員 (助手を除く)		
		教授	准教授	講師	助教	計				
新設	医学系研究科 看護学専攻（博士後期課程）	9 (9)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	8 (8)		
	計	9 (9)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	8 (8)		
既設	医学系研究科 看護学専攻（修士課程）	7 (7)	6 (6)	5 (5)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)		
	医学系研究科 統合先進医学専攻（博士課程）	42 (42)	35 (35)	35 (35)	0 (0)	112 (112)	0 (0)	0 (0)		
	工学系研究科 産業創成工学専攻（博士前期課程）	23 (23)	12 (12)	5 (5)	0 (0)	40 (40)	0 (0)	16 (16)		
	工学系研究科 安全社会基盤工学専攻（博士前期課程）	20 (20)	21 (21)	8 (8)	2 (2)	51 (51)	0 (0)	29 (29)		
	工学系研究科 知識社会基礎工学専攻（博士前期課程）	30 (30)	23 (23)	4 (4)	6 (6)	63 (63)	0 (0)	10 (10)		
	工学系研究科 総合創成工学専攻（博士後期課程）	73 (73)	55 (55)	5 (5)	0 (0)	133 (133)	0 (0)	4 (4)		
	国際地域マネジメント研究科 国際地域マネジメント専攻（専門職学位課程）	9 (9)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	5 (5)		
	大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科 教職開発専攻（教職大学院の課程）	13 (13)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	17 (17)		
	計	217 (217)	166 (166)	64 (64)	8 (8)	455 (455)	0 (0)	81 (81)		
	合計	226 (226)	169 (169)	68 (68)	8 (8)	471 (471)	0 (0)	89 (89)		

職 種		専 属	そ の 他	計				
事 務 職 員		312 (312)	329 (329)	641 (641)				
技 術 職 員		1,162 (1,162)	184 (184)	1,346 (1,346)				
図 書 館 職 員		4 (4)	3 (3)	7 (7)				
そ の 他 の 職 員		16 (16)	16 (16)	32 (32)				
指 導 補 助 者		6 (6)	0 (0)	6 (6)				
計		1,500 (1,500)	532 (532)	2,032 (2,032)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計			
	校 舎 敷 地	362,132 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	362,132 m <sup>2</sup>			
	そ の 他	180,852 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	180,852 m <sup>2</sup>			
	合 計	542,984 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	542,984 m <sup>2</sup>			
校 舎	専 用	145,104 m <sup>2</sup> (145,104 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> (0 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> (0 m <sup>2</sup> )	145,104 m <sup>2</sup> (145,104 m <sup>2</sup> )			
	講義室	76 室	実験・実習室 726 室	演習室 194 室	新設研究科等の 専任教員研究室 16室			
図 書 ・ 設 備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	機械・器具 点	標本 点	研究科単位での 特定不能なため、 大学全体の数
	医学系研究科看護学専 攻博士後期課程	734,463 [211,696] (713,163 [210,781])	12,607 [8,267] (12,307 [8,252])	29,861 [16,414] (29,861 [16,414])	12,759 [11,138] (12,759 [11,138])	6,000 (5,893)	1 (1)	
	計	734,463 [211,696] (713,163 [210,781])	12,607 [8,267] (12,307 [8,252])	29,861 [16,414] (29,861 [16,414])	12,759 [11,138] (12,759 [11,138])	6000 (5,893)	1 (1)	
経 費 積 立 方 法 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	国費（運営費交付金）による
		教員1人当り研究費等	—	—	—	—	—	
		共同研究費等	—	—	—	—	—	
		図書購入費	— 千円	—	—	—	—	
		設備購入費	— 千円	—	—	—	—	
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
学生納付金以外の維持方法の概要	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
大 学 等 の 名 称	福井大学							
学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	収容 定員 充 足 率	開設 年度	所 在 地
教育学部 学校教育課程	4	100	—	400	学士(教育学)	1.09 1.09	平成28年度	福井県福井市文京 3丁目9番1号
教育地域科学部 地域科学課程	4	—	—	—	学士(地域科学)	— —	平成20年度	福井県福井市文京 3丁目9番1号
医学部 医学科 看護学科	6 4	110 60	5 —	685 240	学士(医学) 学士(看護学)	1.04 1.03 1.05	昭和55年度 平成9年度	福井県吉田郡永平寺町 松岡下合月23号3番 地
工学部 機械・システム工学科 電気電子情報工学科 建築・都市環境工学科 物質・生命化学科 応用物理学科 電気・電子工学科	4 4 4 4 4 4	155 155 60 135 50 —	10 20 10 — —	640 540 260 540 200 —	学士(工学) 学士(工学) 学士(工学) 学士(工学) 学士(工学) 学士(工学)	1.08 1.11 1.08 1.06 1.02 1.11 —	平成28年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度 平成11年度	福井県福井市文京 3丁目9番1号
国際地域学部 国際地域学科	4	60	—	240	学士(国際地域)	1.10 1.10	平成28年度	福井県福井市文京 3丁目9番1号

設 大 学 等 の 状 況	【大学院】 福井大学・岐阜聖徳学園大 学・富山国際大学連合教職 開発研究科 教職開発専攻 (教職大学院の課程)	2	60	—	120	教職修士(専門職)	0.93	平成30年度	福井県福井市文京 3丁目9番1号
	医学系研究科 看護学専攻 (修士課程)	2	12	—	24	修士(看護学)	1.33	平成13年度	福井県吉田郡永平寺町 松岡下合目23号3番 地
	統合先進医学専攻 (博士課程)	4	25	—	100	博士(医学)	1.42	平成25年度	
	工学研究科 産業創成工学専攻 (博士前期課程)	2	85	—	170	修士(工学)	1.25	令和2年度	福井県福井市文京 3丁目9番1号
	安全社会基盤工学専攻 (博士前期課程)	2	84	—	168	修士(工学)	1.11	令和2年度	
知識社会基礎工学専攻 (博士前期課程)	2	105	—	210	修士(工学)	1.20	令和2年度		
総合創成工学専攻 (博士後期課程)	3	22	—	66	博士(工学)	1.18	平成25年度		
国際地域マネジメント研究科 国際地域マネジメント専攻 (専門職学位課程)	2	7	—	14	国際マネジメント 修士(専門職)	0.92	令和2年度	福井県福井市文京 3丁目9番1号	

附属施設の概要	<p>○医学部附属病院 目的：診療を通じて医学の教育及び研究の向上を図る。 所在地：吉田郡永平寺町松岡下合目23号3番地 設置年月：昭和58年4月1日 規模等：71,690m<sup>2</sup></p> <p>○教育学部附属幼稚園・義務教育学校 目的：幼児の保育，児童・生徒の教育を実施し，保育又は教育の理論及び実践に関する研究に寄与するとともに，教育学部学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。 所在地：福井市二の宮4丁目45番1号 設置年月：〔幼稚園〕昭和42年6月1日，〔義務教育学校〕平成29年4月1日 規模等：12,289m<sup>2</sup></p> <p>○教育学部附属特別支援学校 目的：知的障害児が，その障害に基づく生活上の困難を改善・克服し，可能な限り社会参加ができるような生活態度と能力を育成することを目的とする。 所在地：福井市八ツ島町1字3 設置年月：昭和46年4月1日 規模等：4,583m<sup>2</sup></p> <p>○産学官連携本部 目的：地域企業に「技術開発」と「人材育成」に関するソリューションを提供し，その連携を通じて大学における多様かつ持続的な「知」の創出に貢献する。 所在地：福井市文京3丁目9番1号 設置年月：平成19年11月1日 規模等：3,556m<sup>2</sup></p> <p>○附属国際原子力工学研究所 目的：世界トップレベルの特色ある原子力人材育成及び研究開発を行い，環境と調和した持続的なエネルギー供給基盤を持つ世界の構築に貢献することを目的とする。 所在地：敦賀市鉄輪町1丁目3番33号 設置年月：平成21年4月1日 規模等：6,997m<sup>2</sup> (借地)</p> <p>○高エネルギー医学研究センター 目的：放射線医学研究を通じて，原子力の平和利用と未来への扉をたたく，高度先端医療技術推進水準の向上を目的とする。 所在地：吉田郡永平寺町松岡下合目23号3番地 設置年月：平成6年5月20日 規模等：1,236m<sup>2</sup></p> <p>○遠赤外線領域開発研究センター 目的：独自に開発した高出力遠赤外線光源「ジャイロトロン」をさらに高度化する研究開発とともに，高出力遠赤外線光源を用いて初めて可能になる遠赤外線領域の先進的・先導的研究の実践を目的とする。 所在地：福井市文京3丁目9番1号 設置年月：平成11年4月1日 規模等：2,629m<sup>2</sup></p>
---------	--

○総合情報基盤センター

目的：情報処理システムサービスを整備，提供し，本学における教育，研究，医療，学術情報サービス及びその他の業務利用に供することにより，本学における情報処理の高度化，最適化及び効率化の進展に資する。

所在地：福井市文京三丁目9番1号

設置年月：平成21年4月1日

規模等：846m<sup>2</sup>

○保健管理センター

目的：大学における保健管理に関する専門的業務を一体的に行い，学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図る。

所在地：福井市文京三丁目9番1号

設置年月：昭和47年4月1日

規模等：354m<sup>2</sup>

# 国立大学法人福井大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
<b>福井大学</b>			
教育学部			
学校教育課程	100	—	400
医学部			
医学科	110	2年次 5	685
看護学科	60	—	240
工学部			
機械・システム工学科	155	3年次 10	640
電気電子情報工学科	125	20	540
建築・都市環境工学科	60	10	260
物質・生命化学科	135	—	540
応用物理学科	50	—	200
国際地域学部			
国際地域学科	60	—	240
計	855	2年次 5 3年次 40	3,745
<b>福井大学大学院</b>			
福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科 教職開発専攻(P)	60	—	120
医学系研究科			
看護学専攻(M)	12	—	24
統合先進医学専攻(4年制D)	25	—	100
工学研究科			
産業創成工学専攻(M)	85	—	170
安全社会基盤工学専攻(M)	84	—	168
知識社会基礎工学専攻(M)	105	—	210
総合創成工学専攻(D)	22	—	66
国際地域マネジメント研究科			
国際地域マネジメント専攻(P)	7	—	14
計	400		872

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
<b>福井大学</b>				
教育学部				
学校教育課程	100	—	400	
医学部				
医学科	100	2年次 5	675	定員変更(△10)
看護学科	60	—	240	※臨時定員増の 期間終了によるもの
工学部				
機械・システム工学科	155	3年次 10	640	
電気電子情報工学科	125	20	540	
建築・都市環境工学科	60	10	260	
物質・生命化学科	135	—	540	
応用物理学科	50	—	200	
国際地域学部				
国際地域学科	60	—	240	
計	845	2年次 5 3年次 40	3,735	
<b>福井大学大学院</b>				
福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科 教職開発専攻(P)	60	—	120	
医学系研究科				
看護学専攻(M)	12	—	24	
看護学専攻(D)	3	—	9	課程変更(意見伺い)
統合先進医学専攻(4年制D)	25	—	100	
工学研究科				
産業創成工学専攻(M)	88	—	176	定員変更(3)
安全社会基盤工学専攻(M)	90	—	180	定員変更(6)
知識社会基礎工学専攻(M)	105	—	210	
総合創成工学専攻(D)	22	—	66	
国際地域マネジメント研究科				
国際地域マネジメント専攻(P)	7	—	14	
計	412		899	

教 育 課 程 等 の 概 要																
(医学系研究科看護学専攻博士後期課程)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員	
共通科目	アドバンストナーシングリサーチ	1前	/	1			○			4		2				オムニバス方式・共同(一部) オムニバス方式 オムニバス方式・共同(一部)
	保健医学におけるデータ解析法(量的)	1後			1			○		3		2				
	保健医学におけるデータ解析法(質的)	1後			1			○		2	2					
	小計(3科目)	—		—	1	2	0	—	—	9	2	4	0	0	0	
共通科目	アントレプレナーシップ論	1・2前	/		2		○			1					1	※演習
	デザイン思考	1・2後			2			○							1	※演習
	ヘルステック実践論	1前		1				○		2					2	オムニバス方式・共同(一部) ※演習
	異文化コミュニケーション	1・2後			1			○							3	オムニバス方式 ※演習
	地域医療ケア・マネジメント	1・2前			1			○		2		1			1	オムニバス方式 ※演習
	生涯発達とこころ	1・2前			1			○			1	2			1	オムニバス方式・共同(一部) ※演習
小計(6科目)	—	—	1	7	0	—	—	4	1	3	0	0	9			
専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	1通	/	2			○			2	2					オムニバス方式・共同(一部)
	次世代ヘルスケア創生看護学演習	2通		2				○		8	2					
	小計(2科目)	—		—	4	0	0	—	—	10	4	0	0	0	0	
特別研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1~3通	/	8				○		9	2	3				
	小計(1科目)	—		—	8	0	0	—	—	9	2	3	0	0	0	
合計(12科目)		—	—	14	9	0	—	—	32	9	10	0	0	9		
学位又は称号		博士(看護学)			学位又は学科の分野			保健衛生学関係(看護学関係)								
卒業・修了要件及び履修方法							授業期間等									
16単位(共通科目4単位以上【共通科目A:必修科目1単位、選択科目1単位以上、共通科目B:必修科目1単位、選択科目1単位以上】)、専門科目4単位、特別研究科目8単位)以上を修得し、かつ、学位論文を提出しその審査及び最終試験に合格することにより、博士(看護学)の学位を授与する。							1学年の学期区分			2期						
							1学期の授業期間			15週						
							1時限の授業の標準時間			90分						

教 育 課 程 等 の 概 要																
(医学系研究科看護学専攻博士後期課程)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外 の教員
共通科目	アドバンストナーシングリサーチ	1前	/	1			○			4		2				オムニバス方式・共同（一部） オムニバス方式 オムニバス方式・共同（一部）
	保健医学におけるデータ解析法(量的)	1後			1			○		3		2				
	保健医学におけるデータ解析法(質的)	1後			1			○		2	2					
	小計(3科目)	—		—	1	2	0	—	—	9	2	4	0	0	0	
共通科目	アントレプレナーシップ論	1・2前	/		2		○								1	※演習
	デザイン思考	1・2後			2			○							1	※演習
	ヘルステック実践論	1・2前				1			○		2				2	オムニバス方式・共同（一部）※演習
	異文化ヘルスコミュニケーション	1・2後				1			○		1		2		3	オムニバス方式・共同※演習
	地域医療ケア・マネジメント	1・2前				1			○		2		1		1	オムニバス方式※演習
	生涯発達とこころ	1・2前				1			○			1	2		1	オムニバス方式・共同（一部）※演習
小計(6科目)	—	—	0	8	0	—	—	5	1	5	0	0	9			
専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	1通	/	2			○			2	2					オムニバス方式・共同（一部）
	次世代ヘルスケア創生看護学演習	2通		2				○		8	2					
	小計(2科目)	—		—	4	0	0	—	—	10	4	0	0	0	0	
特別研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1～3通	/	8				○		9	3	4				
	小計(1科目)	—		—	8	0	0	—	—	9	3	4	0	0	0	
合計(12科目)		—	—	13	10	0	—	—	33	10	13	0	0	9		
学位又は称号	博士(看護学)			学位又は学科の分野			保健衛生学関係(看護学関係)									
卒業・修了要件及び履修方法									授業期間等							
16単位(共通科目4単位以上【共通科目A:必修科目1単位、選択科目1単位以上、共通科目B:選択科目2科目・2単位以上】、専門科目4単位、特別研究科目8単位)以上を修得し、かつ、学位論文を提出しその審査及び最終試験に合格することにより、博士(看護学)の学位を授与する。									1学年の学期区分			2期				
									1学期の授業期間			15週				
									1時限の授業の標準時間			90分				

教 育 課 程 等 の 概 要																					
（医学部看護学科）																					
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考						
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外の教員					
共通教育科目	入門科目	大学教育入門セミナー	1前				2			○			4	1	3	1		8			
	基礎教育科目	外国語科目	英語Ⅰ	1前				1			○						2				
		英語Ⅱ	1前				1				○						2				
		英語Ⅲ	1前				1				○						2				
		英語Ⅳ	1前				1				○						2				
		保健体育科目	スポーツ健康科学	1前				2			○				1					1	
	情報科学科目	数理・データサイエンス入門	1前				2			○			1								
	共通教育科目	地域コア	地域コアⅠ	1後				2			○									1	
			地域コアⅡ	1前				2			○									2	
			地域コアⅢ	1前				2			○			3	1					2	
		教養教育科目群	哲学の人間学	2前				2			○										1
			芸術学	1後				2			○										1
			歴史学	1後				2			○			2	1		1				1
			文化人類学	1後				2			○										1
			法学（日本国憲法）	1前				2			○										6
			医療経済学入門	1後				2			○										1
			社会学	1後				2			○										1
			教育学	2前				2			○										1
			教養特別講義	2前				2			○										1
			基礎物理Ⅰ	1後	○			2			○			1							
			基礎物理Ⅱ	1後	○			2			○			1							
			基礎化学	1後	○			2			○			1			3				
			総合教養ゼミナール	1前				2			○			2							
			数理・データサイエンス基礎演習	1後				1				○		1							
			医療統計学入門	1後				2			○			1							
小計（25科目）			—	—	10	35	0		—		17	4	3	13	0	27					
専門基礎科目	健康科学	健康科学論	1前	○			1			○			5	1	3				2		
		看護学のための生物学入門	1前				1			○				1							
		生命科学	1前	○			2			○			2	1		1					
		形態機能論Ⅰ	1前	○			2			○			2	1		3					
		形態機能論Ⅱ	1後	○			2			○			1	1	1	1					
		形態機能論実習	1後				1				○		2	1		3					
		生体反応論Ⅰ	1後	○			1			○			2	1	1				1		
		生体反応論Ⅱ	1後	○			2			○			2	2		1					
		健康管理論	2前	○			2			○				1							
		薬理作用論	2前	○			2			○			1								
		疾病論Ⅰ	2前	○			4			○			6	2	2	11			2		
		疾病論Ⅱ	2後	○			2			○				1		9			1		
		臨床栄養学	2後				1			○			1	2		1			2		
		生命倫理学Ⅰ	1前	○			2			○									1		
		生命倫理学Ⅱ	1後				2			○									1		
		行動科学	1後	○			2			○									1		
	心理測定論	4前				1			○					1				1			
	医療情報学	1前	○			2			○					1							
	統計健康	疫学	3前				2			○			1		2						
保健統計論		3前				2			○			1									
保健健康	環境科学論	2前				2			○			1									
	保健医療福祉論	2前	○			2			○				1								
小計（22科目）			—	—	28	12	0		—		27	15	12	30	0	12					



基盤看護	看護学概論	1前	○	1			○			2		1			1
	日常生活援助論	1前	○	2			○			2		2			
	療養生活援助論	1後	○	2			○			3		2			
	看護過程論	2前	○	1			○			2		2			
	看護コミュニケーション論	2前	○	1			○			1		3			2
	ヘルスアセスメント論	2後	○	1			○			2		2			4
	リスクマネジメント論	2後	○	1			○			5			1		3
	看護管理	3後	○	1			○			1		1			2
	看護倫理	3後	○	1			○			1			1		
	キャリア開発入門	1通	○	1			○			1	4	5	11		2
	キャリア開発方法	2通	○	1			○			1	4	5	11		2
	キャリア開発とプロフェッショナルリズム	4前			1		○			3	1	2	2		
	看護英語 I	2前			1		○			1					
	看護英語 II	3後			1		○			1					
	小計 (14科目)	—	—	13	3	0	—			26	9	25	36	0	16
生涯発達看護	ライフサイクル論 I	1前	○	2			○			2	1	1	1		
	ライフサイクル論 II	1後	○	2			○			3		2	4		
	ライフサイクルとセクシュアリティ	2前			1		○			2	1	2	1		
	老年看護実践方法論	2前	○	1			○			1			3		3
	育成期看護実践方法論	2後	○	3			○			1	2	2	3		6
	子どもの発達と障がい看護論	2前			1		○					1			6
	育児援助論	2前			1		○								4
	助産学概論	3前			1		○			1			1		4
	助産管理	3後			1		○			1	1		2		5
	助産診断・技術学	3後・4前			3		○			1	1	6			2
	助産学実践方法論	3後・4前			2		○			1	1		2		1
	小計 (11科目)	—	—	8	10	0	—			13	7	14	17	0	31
健康障害時の看護	急性期・回復期看護実践方法論	2前	○	1			○			3	1	2	4		7
	慢性期・緩和ケア看護実践方法論	2前	○	1			○			1	1	1	3		2
	成熟期看護実践方法論	2後	○	2			○			3	1	1	4		1
	メンタルヘルス看護実践方法論	2後	○	2			○					1	1		8
	看護実践総合演習	2後	○	2			○	○		4	2	3	8		
	がん看護学	2後	○	2			○			2	1				5
小計 (6科目)	—	—	10	0	0	—			13	6	8	20	0	23	
看護と社会	ふくい看護論 I	1前	○	2			○			1		1	4		
	ふくい看護論 II	1後	○	1			○			2	1	2	2		
	ふくい看護論 III	4後	○	1			○			4	2	2	3		
	ふくい在宅看護論	2後	○	2			○						1		2
	公衆衛生看護学概論	2前	○	2			○			2	1	1	1		
	公衆衛生看護技術論	3前			1		○				1		1		
	公衆衛生看護展開論 I	3前			2		○				1		1		2
	公衆衛生看護展開論 II	3前			2		○			1			1		1
	公衆衛生看護管理論	3前			2		○			1	1		1		
	災害看護学	3前	○	2			○			1		1	1		5
	国際保健論	3前			1		○			1					
	学校保健論	3前			1		○				1				2
	産業保健論	3前			1		○			1					2
小計 (13科目)	—	—	10	10	0	—			14	9	6	16	0	14	
臨地実習	日常生活ケア実習	1前	○	1			○			2		2	2		
	看護展開実習	2後	○	2			○			2		2	2		
	継続看護学実習	③	○	2			○			2	2	1	1		
	成熟期看護学実習 I	③	○	2			○			3	2	1	3		
	成熟期看護学実習 II	③	○	2			○			3	2	1	3		
	高齢者看護学実習	③	○	2			○			1			2		
	小児看護学実習	③	○	2			○			1		1	1		
	母性看護学実習	③	○	2			○			1	1		2		
	精神看護学実習	③	○	2			○					1	1		
	在宅看護学実習	③	○	2			○			1	1		1		
	地域ケア実習	③	○	1			○			1	1		1		
	マネジメント看護学実習	4前	○	3			○			7	5	5	10		
	キャリアアップ実習	③・④			1		○			2		2	2		
公衆衛生看護学実習	③・④			6		○			1	1		1			
助産学実習	④			11		○			1	1		2			
小計 (15科目)	—	—	23	18	0	—			28	16	16	34	0	0	

看護学 研究	リサーチマインド	1後	○	1			○			2	1	3	3			
	看護学研究概論	2通	○	1			○			2	4	5	10			
	看護学研究実践論	4通	○	2				○		7	5	5	10			
	小計(3科目)	—	—	4	0	0	—			11	10	13	23	0	0	
	小計(62科目)	—	—	68	41	0	—			105	57	82	146	0	84	
合計(109科目)		—	—	106	88	0	—			149	76	97	189	0	123	
学位又は称号		学士(看護学)			学位又は学科の分野				保健衛生学関係(看護学関係)							
卒業・修了要件及び履修方法										授業期間等						
126単位以上(共通教育科目20単位以上(必須科目10単位+地域コア科目群4単位以上+教養教育科目群6単位以上), 専門基礎科目33単位以上(必修科目28単位+選択科目5単位以上), 専門科目73単位以上(必修科目68単位+選択科目5単位以上)を修得することにより学士(看護学)の学位を授与する。										1学年の学期区分			2期			
										1学期の授業期間			15週			
										1時限の授業の標準時間			90分			

教育課程等の概要																		
(医学系研究科看護学専攻博士前期課程)																		
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹(助手を除く)教員		
共通科目	看護研究	1前	/	2			○			2		4			1			
	看護倫理	1後		2			○			2	1				3			
	看護理論	1前		2			○			1	1	1						
	看護教育論	1後		2			○			1	1				3			
	看護管理論	1前		2			○			1		1			1			
	看護政策論	1通		2			○			2	1				3			
	コンサルテーション論	1前		2			○			2		2			1			
	ヘルスアセスメント	1通		2			○			4		1						
	病態生理学	1通		2			○			5								
	臨床薬理学	1通		2			○			4		1						
	国際地域看護学	1通		1			○			1	2	3						
	保健医学統計	1前		2			○			3		2						
	英語論文読解	1通		2			○			3		2						
	小計(13科目)	—		—	2	23	0				31	6	17	0	0	12		
専門科目	基礎看護学特論	1前	/	2			○			2		2			2			
	基礎看護学演習	1後		4				○		2		2						
	基礎看護学特別研究	2通年		12					○	※	2		2			※演習の外、研究題目により適宜実験等を行う		
	小計(3科目)	—		—	18	0	0				6	0	6	0	0	2		
	成人看護学特論	1前		/	2			○			2	1	1					
	成人看護学演習	1後			4				○		2	1	1					
	成人看護学特別研究	2通年			12					○	※	2	1	1			※演習の外、研究題目により適宜実験等を行う	
	小計(3科目)	—			—	18	0	0				6	3	3	0	0	0	
	がん看護学特論	1前			/	2			○			1	1		1			
	がん看護学演習	1後				4				○		1	1		1			
	がん看護学特別研究	2通年				12					○	※	1	1		1		※演習の外、研究題目により適宜実験等を行う
	小計(3科目)	—				—	18	0	0				3	3	0	3	0	0
	災害看護学特論	1前				/	2			○			1		1	1		
	災害看護学演習	1後					4				○		1		1	1		
災害看護学特別研究	2通年	12								○	※	1		1	1		※演習の外、研究題目により適宜実験等を行う	
小計(3科目)	—	—	18				0	0				3	0	3	3	0	0	
地域看護学特論	1前	/	2						○			1	1	1	1			
地域看護学演習	1後		4							○		1	1	1				
地域看護学特別研究	2通年		12							○	※	1	1	1			※演習の外、研究題目により適宜実験等を行う	
小計(3科目)	—		—	18			0	0				3	3	3	1	0	0	
老年看護学特論	1前		/	2					○			1			1		1	
老年看護学演習	1後			4						○		1			2			
老年看護学特別研究	2通年			12						○	※	1		1			※演習の外、研究題目により適宜実験等を行う	
小計(3科目)	—			—	18		0	0				3	0	0	4	0	1	
精神看護学特論	1前			/	2				○					1	1			
精神看護学演習	1後				4					○				1	1			
精神看護学特別研究	2通年				12					○	※			1	1		※演習の外、研究題目により適宜実験等を行う	
小計(3科目)	—				—	18	0	0				0	0	3	3	0	0	

看護学	母子看護学特論	1	/	2			○			2	1	1	1		4	※演習の外、研究題目により適宜実験等を行う
	母子看護学演習	1		4				○		1	1	1	1			
	母子看護学特別研究	2		12				○	※	1	1	1				
	小計 (3科目)	—		—	18	0	0	—	—	4	3	3	2	0	4	
小計 (24科目)		—	—	144	0	0	—	—	28	12	21	16	0	7		
がん看護	がん看護学特論 I	1前	/	2			○			4	3	5	1			※フィールドワーク含む ※フィールドワーク含む ※演習の外、研究題目により適宜実験等を行う
	がん看護学特論 II	1前		2			○			4	4					
	がん看護学特論 III	1前		2			○			3	2				3	
	がん看護学特論 IV	1後		2			○			1		1			5	
	がん看護学特論 V	1後		2			○			2	1				5	
	がん看護学演習 I	1後		2				○	※	2	1		1		4	
	がん看護学演習 II	1後		2				○	※	3	2		1		5	
	がん看護学実習 I	2前		2					○	1	1		1		2	
	がん看護学実習 II	2前		2					○	1	1		1		1	
	がん看護学実習 III	2前		4					○	1	1		1		1	
	がん看護学実習 IV	2後		2					○	2	2		1		1	
	がん看護学課題研究	2通		2					○	1	1		1			
	小計 (12科目)	—		—	26	0	0	—	—	25	19	6	8	0	27	
	災害看護	災害看護学特論 I		1前	/	2			○			2		1	1	
災害看護学特論 II		1前	2				○			2	2	1	1		1	
災害看護学特論 III		1前	2				○			3	2	1			3	
災害看護学特論 IV		1前	2				○	※		1		1	1		1	
災害看護学特論 V		1後	2				○	※		2		1	1		4	
災害看護学特論 VI		1後	2				○	※		3	1	2	1		2	
災害看護学特論 VII		1後	2				○	※		1		1	1		1	
災害看護学実習 I		2前	2						○	1		1	1		1	
災害看護学実習 II		2前	3						○	1		1	1		2	
災害看護学実習 III		2後	2						○	1		1	1		1	
災害看護学実習 IV		2後	3						○	1	1	1	1		2	
災害看護学課題研究	1・2	2					○	1		1	1					
小計 (12科目)	—	—	26	0	0	—	—	19	6	13	11	0	18			
老年看護	老年看護学特論 I	1前	/	2			○			2	1					※フィールドワーク含む ※演習の外、研究題目により適宜実験等を行う
	老年看護学特論 II	1前		2			○			1					3	
	老年看護学特論 III	1前		2			○			3	3	1			2	
	老年看護学特論 IV	1後		2			○			2					3	
	老年看護学特論 V	1後		2			○			2	1				4	
	老年看護学演習 I	1後		2				○	※	3		2			4	
	老年看護学演習 II	1後		2				○	※	1	1	1			2	
	老年看護学実習 I	1後		2					○	1					2	
	老年看護学実習 II	2前		4					○	1					2	
	老年看護学実習 III	2前		4					○	1					2	
	老年看護学課題研究	2通		2					○	1			1			
小計 (11科目)	—	—	26	0	0	—	—	18	6	4	1	0	24			
小計 (35科目)	—	—	78	0	0	—	—	62	31	23	20	0	69			
合計 (73科目)		—	—	224	23	0	—	—	121	49	61	36	0	88		
学位又は称号	修士 (看護学)			学位又は学科の分野				保健衛生学関係 (看護学関係)								
卒業・修了要件及び履修方法								授業期間等								
所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することにより修士 (看護学) の学位を授与する。 専門看護師教育課程においては、共通科目A (看護研究, 看護倫理, 看護理論, 看護教育論, 看護管理論, 看護政策論, コンサルテーション論) から8単位以上かつ共通科目B (ヘルスアセスメント, 病態生理学, 臨床薬理学) 6単位の計14単位以上を修得し、かつ、各専攻教育課程の指定する必修科目を全て修得し、必要な研究指導を受けた課題研究の論文を提出しその審査に合格することで修士 (看護学) の学位を授与する (専門看護師教育課程においては、課題研究の論文をもって修士論文に代えることができる)。								1学年の学期区分				2期				
								1学期の授業期間				15週				
								1時限の授業の標準時間				90分				

授 業 科 目 の 概 要				
(医学系研究科看護学専攻博士後期課程)				
科目	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
共通科目A	アドバンストナーシングリサーチ		<p>看護学の構築に資する研究手法を学び、看護研究論文の分析を通して論じる。その上で、リサーチアクションに適した研究手法を選択し博士論文の計画立案、実施のための基礎的能力を獲得する。看護研究に必要な倫理規定の背景や原則、法規制を踏まえた正しい研究のあり方や、EBPや研究の質、システマティックレビューの内容とプロセスについて理解したうえで研究活動ができる基礎的能力を養う。また、代表的なシステマティックレビューの検索データベース（コクランライブラリーやJBIEBPデータベース）を使用してエビデンスの検索方法や活用について教授する。</p> <p>&lt;オムニバス方式・共同（一部）/全8回&gt;                      (3 佐藤大介/1回)                      看護研究とは何か、看護研究の重要な概念について学修する。</p> <p>(9 波崎由美子/2回)                      看護研究における倫理と各種倫理規定の背景と原則、主に看護研究に関連する法規制について学修する。</p> <p>(2 上原佳子/1回)                      エビデンス（科学的根拠）やEBP、ガイドラインの有用性とその評価について学修する。</p> <p>(14 平井孝治/1回)                      システマティックレビューの作成手順（PRISMA声明）や代表的なシステマティックレビューの検索データベース（コクランライブラリーやJBIEBPデータベース）について学修する。</p> <p>(15 青木未来/2回)                      代表的なシステマティックレビューの検索データベース（コクランライブラリーやJBIEBPデータベース）を使用し、実際にエビデンスの検索を行う。</p> <p>(4 四谷淳子・3 佐藤大介・14 平井孝治・15 青木未来/1回）（共同）                      データベースの検索結果についてプレゼンテーションし、ディスカッションを通じて学修する。</p>	オムニバス方式・共同（一部）
	保健医学におけるデータ解析法（量的）		<p>看護現象を探究する研究方法について量的な観点から検討・吟味し、独自の研究方法を開発する。記述統計と推測統計において基礎統計量の読み方から多変量解析まで、量的データを用いた看護研究論文のクリティックを通して、目的に対応した尺度の選択と開発、および統計解析手法の利用方法を修得する。</p> <p>&lt;オムニバス方式/全8回&gt;                      (3 佐藤大介/1回)                      リスク（前向き観察と後ろ向き観察、コホート研究、患者対照研究など）予後の推定（予後因子、生存分析、各種バイアス）などデータの要約方法について学修する。</p> <p>(8 宇隨弘泰/1回)                      治療の解析方法（ランダム化比較試験、二重盲検法など）や、偶然と結果（統計学的検定法、因果関係、交互作用など）、系統的総説（メタ分析）を学修する。</p> <p>(3 平井孝治/1回)                      連続量データの比較（t検定、Wilcoxon検定）や離散量データの比較（<math>\chi^2</math>検定）を学修する。</p> <p>(15 青木未来/1回)                      関連性の検討（相関と回帰）について学修する。</p> <p>(5 藤田亮介/4回)                      多変量有意性検定（一元配置分散分析、二元配置分散分析、多重比較法ほか）や年齢による影響の除去方法（重回帰分析、Mantel-Haenszel検定ほか）年齢による影響の除去方法（重回帰分析、Mantel-Haenszel検定ほか）等について学び、研究結果の妥当性・信頼性とその評価について学修する。</p>	オムニバス方式
	保健医学におけるデータ解析法（質的）		<p>看護現象の解釈及び理論創出をめざした研究手法として、各種の質的研究法の方法論と解釈法について概説し、質的帰納的研究による記述理論の開発から説明理論の検証、予測理論へと至る過程について、データ解釈の方法として、主にグラウンデッド・セオリー・アプローチの方法と実際の論究する。また看護研究者の立場から、質的研究における倫理的課題について解説し、その基本理念を教授する。</p> <p>&lt;オムニバス方式・共同（一部）/全8回&gt;                      (9 波崎由美子/2回)                      質的研究についての説明（定義、特徴、分析のプロセス、分析手法の種類、特徴、理論化）と質的研究結果の妥当性・信頼性とその評価について学修する。</p> <p>(10 川口めぐみ/2回)                      分析手法の種類とその特性（記述のコード化、モデル構成、理論構築、記述の意味づけ）、混合研究法、アクションリサーチについて学修する。</p> <p>(11 嶋雅代/1回)                      データ収集の方法と特徴、インタビュー技法・ガイドについて学修する。</p> <p>(9 波崎由美子・11 嶋雅代・10 川口めぐみ・7 酒井明子/3回）（共同）                      インタビュー演習や分析演習をグループワークを通して学修する。</p>	オムニバス方式・共同（一部）
	アントレプレナーシップ論		<p>医療の世界では、従来分野で解決が実現できなかった深刻な課題が多数存在する。そして常に新たな課題が生まれている。従来の知識や技術を応用し、様々な技術を結集させ連携することで、イノベーションが起きる。そしてそれを支えるのがアントレプレナーシップ（起業家精神）である。その上で、組織管理やグローバルな視点での医療における諸問題に対して、新たな視点での解決方法を創造する能力を養う。</p>	

授 業 科 目 の 概 要				
(医学系研究科看護学専攻博士後期課程)				
科目	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
共通科目	デザイン思考		ものづくりを中心とした福井の産業は、小さいけれどきらりと光る技術や、ビジネスモデルのイノベーションに成功している企業が多くある。それら企業の成功までの紆余曲折や、独特の企業文化を学び、そこから医療・ヘルスクエアにデザイン思考を取り入れ、イノベーションを起こしていくためのメソッドを学ぶ。	
	ヘルステック実践論		ヘルステックは、健康（ヘルス）と技術（テクノロジー）を融合した言葉であり、医学と工学の双方を含んだ幅広い領域にわたる。高齢化の進展に伴い、人々が健康で幸福に生活を送るためには、保健・医療・福祉の役割がますます重要になっている。ケアの中核を担う看護学が、データやICT・ロボット・AI等を活用し異分野を融合させたアドバンスなケアを導入し、新たなケアイノベーションの創出と変化が求められている。本講義では、看護学の臨床ニーズと工学技術（データ、ICT、ロボット、AIなど）を融合させ、臨床や地域のヘルスクエアに還元できる看護ケア技術や機器・システムを開発するために必要な基礎知識の習得を目指す。さらに、データやICT・ロボット・AI等を活用するための方法論を理解し、自らの研究に応用する能力を養う。  <オムニバス方式・共同（一部）/全8回> (4 四谷淳子/2回) 看護における工学的アプローチの意義、工学的開発研究の構成、機器機械を用いた開発研究の手法について理解し、可視化装置の活用（AI搭載型エコー：体圧センサなど）について学ぶ。  (18 長宗高樹/3回) 看護において使用する生体情報計測（血圧計・体温計・パルスオキシメーターなど）の基礎知識や、非侵襲的なモニタリング機器（ウェアラブル生体・環境センサー・光音響計測技術など）について学び、人々を支援する医用福祉ロボットへの理解を深める。  (19 井上博行/1回) ヘルスクエアに対するAI・ICTの活用としてソフトコンピューティングやAI手法に基づいた分析を理解し、身につける。  (3 佐藤大介/1回) 災害看護におけるVRの活用例、がん患者の憎悪予防への遠隔看護システム、大災害時におけるICTの活用について理解を深める。  (4 四谷淳子・3 佐藤大介・18 長宗高樹・19 井上博行/1回)（共同） 次世代ヘルスクエアへ応用できる看護技術開発への応用と発展について討論を行い、多角的な視点から理解し、学ぶ。	オムニバス方式・共同（一部）
	異文化コミュニケーション		グローバル化の中で変容する地域社会の現状と課題について理解する際には、地域から見た視点、および異なった社会的文脈にあるグローバルな視点の双方から諸課題をとらえる必要がある。本講義では、グローバル化における地域社会の役割や課題、社会経済格差の現状と異文化コミュニケーションの課題を理解し、専門領域における学際的な貢献につなげる能力を養う。併せて、英語文献や資料を読解し、英語でのプレゼンテーションができる能力を養う。  <オムニバス方式/全8回> (20 磯崎康太郎/1回) 近年欧州において顕著となっている国民や愛国心をめぐる問題の背景について考え、現在の欧州諸国における社会事情について理解を深める。  (21 生駒俊英/3回) 現在までの欧州諸国における家族制度や家族政策について理解を深める。また、LGBT等欧米で新たに議論されている問題について理解を深める。  (23 清水麻友美/4回) 多人種多民族国家・ブラジルについての基礎知識や議論されてきた人権問題、人種・民族形成の歴史的経緯について理解を深める。  また、これまで学び調べたことをもとに、ブラジルにおける社会経済格差の現状とアフターマティプ・アクションの課題についてディベートを通して学修する。	オムニバス方式
地域医療ケア・マネジメント		疾病予防対策、医療保険制度、医療提供体制、医療評価など、種々の健康・医療に関わる制度・政策の背景並びに立案・実施、社会への影響について、様々なステークホルダーの立場、関連の法令、費用負担のあり方などを講義をもとに学習するとともに、実際の事例をととして理解を深める。  <オムニバス方式/全8回> (8 宇随弘泰/3回) 世界、および日本の保健医療対策、制度、体制、政策などの現状と課題を学修する。また、プライマリケア、地域包括ケアシステムなど、地域医療に必要な概念や必要性、かかりつけ医の役割やかかりつけ医による医療の実態などについて学修する。  (23 山村修/3回) 日本の保険医療の発展過程や近年の問題となっている地域医療の崩壊について学び、地域医療における課題に対する実際の取り組みについて、現地を見学し、学修する。  (7 酒井明子/1回) 災害時における地域医療の現状と課題について学修する。  (13 北野華奈恵/1回) 福井県の強みを活かした地域看護活動の実際について学修する。	オムニバス方式	
共通科目B				

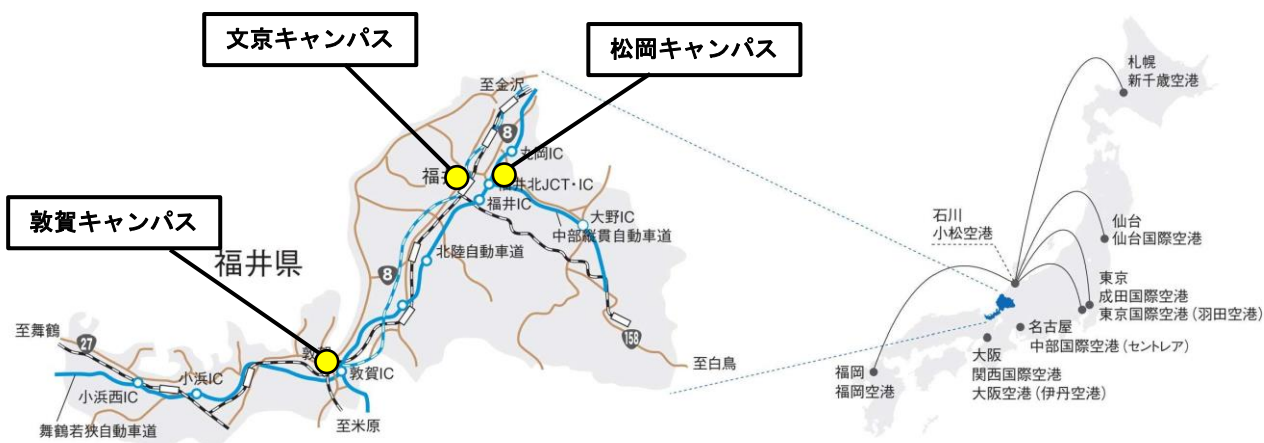
授 業 科 目 の 概 要				
(医学系研究科看護学専攻博士後期課程)				
科目	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
	生涯発達とこころ		<p>人間の発達を生涯発達の視点からとらえ、人間の胎児期から老年期までの各段階の発達、心理的な特徴を理解する。また看護の対象となる方々が抱え問題・課題に対して多様な視点からアプローチするため、諸理論を深く探究し、その相互の関係性や相違を理解し、実践への応用の基盤を習得する。</p> <p>&lt;オムニバス方式・共同 (一部) /全8回&gt;  (10 川口めぐみ/1回)  生涯発達と健康問題について学修する。</p> <p>(24 岸俊行/4回)  人の発達と発達の理論と、発達における環境・文化的背景の重要性について理解を深め、こころの測定と様々な心理支援方法(精神力動アプローチ、認知行動アプローチ、人間性アプローチ、ナラティブアプローチ)について学修する。</p> <p>(14 平井孝治/1回)  発達障害をもつ人とその家族への看護支援について学修する。</p> <p>(16 梅田尚子/1回)  疾患をもつこどもとその親への看護支援について学修する。</p> <p>(10 川口めぐみ・14 平井孝治・16 梅田尚子・25 岸俊行/1回) (共同)  生涯発達の観点から人間を捉えるために課題を設定し、プレゼンテーションとディスカッションを通して理解を深める。</p>	オムニバス方式・共同 (一部)
	次世代ヘルスケア創生看護学特論		<p>健康寿命の延伸には、生活の困難性の緩和や国民が自律的に暮らすためのケア社会の実現が課題となっており、またグローバルで多様化する社会におけるケア社会実現には、ケアの中核を担う看護学が新たな分野を築くことが不可欠であることから、データやICT・ロボット・AI等を利活用した異分野融合型のイノベティブな看護学研究を推進する必要がある。本講義では、学際的・異分野融合的研究領域の進展に伴い、学際的な視野を持つ優れた研究者を養成するために自己にとっての異分野とは何かを最新の学問の進展を俯瞰的に理解し、学際的・横断的な視野の重要性を体感する。次に、共通科目で得た工学的技術の基礎的知識や方法論を基に、看護理論・技術と異分野を融合した看護技術・ケアシステムの開発や社会実装への方策、そしてそれらを学際的に発展、体系化させる方法を探求し、理解する。</p> <p>&lt;オムニバス方式・共同 (一部) /全15回&gt;  (4 四谷淳子/2回)  看護科学の歴史と異分野融合の意義、異分野融合による将来像や可能性について学修し、「新しい看護の創生」について理解を深める。</p> <p>(3 佐藤大介/1回)  看護におけるデータやICT等の技術革新の積極的な導入、費用対効果の高い形での活用について学修する。</p> <p>(4 四谷淳子・3 佐藤大介・10 川口めぐみ・11 嶋雅代/12回) (共同)  看護学以外の学問分野との融合により生み出された看護現象のメカニズム解明やその知見に基づく機器・システム開発の実践について学修し、異分野融合による看護実践や教育への応用、健康課題解決の可能性についてプレゼンテーションを通して理解を深める。また、関心のある看護分野における国内外の異分野融合研究についてクリティカルし、プレゼンテーションを通して学修する。</p>	オムニバス方式・共同 (一部)
専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学演習		<p>広い視野を持って対象の健康の維持・増進およびQOLを向上させるために、事象の関係性や関連要因の分析、環境との関係性など共通科目および次世代ヘルスケア創生看護学特論で獲得した異分野融合の知識や技術を活用し、専門分野における看護実践を発展させるケア開発及びシステム構築について教授する。本演習では、コア概念として、人と看護のあり方を環境や社会的側面、ライフサイクル、個別および集団へのアプローチに関して、最新のエビデンスから探求し、多角的に分析および統合発展させる考え方、方法を教授し、研究遂行力を養う。さらに地域の健康課題やグローバル化を視点に新しい保健・医療・福祉のヘルスケアシステムの創出につながる地域的・国際的課題解決のための研究力を養う。</p> <p>(2 上原佳子)  慢性疾患患者や子育て中の親等へのタクティールマッサージの効果に関連する研究</p> <p>(4 四谷淳子)  老年症候群の予測、予防に向けた老年看護学・看護理工学に関連する研究</p> <p>(1 長谷川智子)  慢性疾患患者のライフサイエンスに関連する研究</p> <p>(3 佐藤大介)  看護における生体情報及びAI等のシステム利用に関連する研究</p> <p>(5 藤田亮介)  数学・統計学に関連する研究</p> <p>(6 横山修)  下部尿路機能障害、性機能障害に関連する研究</p> <p>(7 酒井明子)  災害状況下におけるストレス反応への支援や回復に関連する研究</p> <p>(8 宇随弘泰)  虚血性心疾患等、循環器内科全般に関連する研究</p> <p>(10 川口めぐみ)  精神疾患を持つ人やその家族への支援などの精神看護学に関連する研究</p> <p>(11 嶋雅代)  生殖補助医療に起因する心身の健康状態の変化とその支援に関連する研究</p>	

授 業 科 目 の 概 要				
(医学系研究科看護学専攻博士後期課程)				
科目	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
特別 研究 科目	次世代ヘルスケア 創生看護学特別研究		<p>卓越した高度な看護実践、多角的な教育という観点から、実践の根拠となりうる研究成果を輩出するための研究指導を行い、ヘルスケア創生看護学についての論文指導を行う。</p> <p>具体的には、以下のプロセスを通じて学生を指導する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究課題の焦点化：学生が自分のデータやICT・ロボット・AI 等を利活用した異分野融合型のイノベティブな研究テーマを明確に定義し、現場のニーズや社会的課題に対応するための焦点を絞り込む支援を行う。</li> <li>2. 研究方法論の決定：適切な研究方法論を選定するためのガイドラインを提供し、定量的・定性的なアプローチを含む多様な方法を学生が理解・選択できるようサポートする。</li> <li>3. 研究計画書の作成：研究の全体像を描き、明確な目標と具体的なステップを含む計画書を作成する過程での指導を行う。</li> <li>4. 介入プロトコルの構築：研究計画に基づいた具体的な介入プロトコルを策定し、その実行可能性を検討する支援を行う。</li> <li>5. データ収集・分析：実地でのデータ収集方法を学び、得られたデータを適切に分析するための技術を習得する指導を行う。</li> <li>6. 論文作成、発表、評価：研究結果を論文としてまとめ、国際学会やシンポジウムでの発表を通じてフィードバックを受け、最終的な評価を行うプロセスを支援する。</li> </ol> <p>これらの一連の研究過程を通じ、異分野の叡智を結集させた上で、看護学研究成果を産出・蓄積する意義を深く理解させる。また、研究者として自立して研究活動を行い、必要な研究能力と看護専門職としての研究的態度を修得し、実践科学としての看護学の深奥を究めることができるように支援する。このようにして、学生が将来的にヘルスケアの分野でリーダーシップを発揮し、社会に貢献できる人材となることを目指す。</p> <p>(4 四谷淳子) 老年症候群の予測、予防に向けた老年看護学・看護理工学に関連する研究</p> <p>(1 長谷川智子) 慢性疾患患者のライフサイエンスに関連する研究</p> <p>(2 上原佳子) 慢性疾患患者や子育て中の親等へのタクティールマッサージの効果に関連する研究</p> <p>(3 佐藤大介) 看護における生体情報及びAI等のシステム利用に関連する研究</p> <p>(5 藤田亮介) 数学・統計学に関連する研究</p> <p>(8 宇隨弘泰) 虚血性心疾患等、循環器内科全般に関連する研究</p> <p>(9 波崎由美子) 妊産性温存支援など母性看護学に関連する研究</p> <p>(6 横山修) 下部尿路機能障害、性機能障害に関連する研究</p> <p>(7 酒井明子) 災害状況下におけるストレス反応への支援や回復に関連する研究</p> <p>(10 川口めぐみ) 精神疾患を持つ人やその家族への支援などの精神看護学に関連する研究</p> <p>(12 本田信治) エピジェネティクス・微生物とウイルスに関連する研究</p> <p>(13 北野華奈恵) 高齢者の睡眠とQOLに関連する研究</p> <p>(14 平井孝治) 神経発達症および家族支援に関わる精神看護学に関連する研究</p> <p>(15 青木未来) 高齢者の皮膚機能不全や皮膚評価に関連する研究</p>	



# 校地校舎等の図面

## (1) 都道府県における位置関係



## (2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間



### 文京キャンパス

教育学部・工学部・国際地域学部  
〒910-8507  
福井県福井市文京3丁目9番1号

- 鉄道** えちぜん鉄道福井駅(約10分)-福大前西福井駅 [えちぜん鉄道福井駅より三国芦原線に乗り] ※福大前西福井駅から正門まで徒歩2分
- バス** 京福バス福井駅(約10分)-福井大学前停留所 [JR福井駅西口バスターミナル2番のりばより乗車]
- タクシー** JR福井駅(約10分)-福井大学文京キャンパス [必ず「福井大学文京キャンパス」と伝えてください]
- 自家用車** 北陸自動車道 福井北JCT・ICから国道416号線で西へ約7km または福井ICから国道158号線で西へ約8km

### 松岡キャンパス

医学部・附属病院  
〒910-1193  
福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地

- バス** 京福バス福井駅(約35分)-福井大学病院 [JR福井駅西口バスターミナル1番のりばより乗車]
- 鉄道** えちぜん鉄道福井駅(約20分)-松岡駅(バス約5分)-福井大学病院 ※えちぜん鉄道福井駅勝山永平寺線に乗り。西口前の福井鉄道(路面電車)ではありません。
- タクシー** JR福井駅(約30分)-福井大学松岡キャンパス [必ず「福井大学松岡キャンパス」と伝えてください]
- 自家用車** 北陸自動車道 福井北JCT・ICから北へ約4km、または丸岡ICから南へ約5km

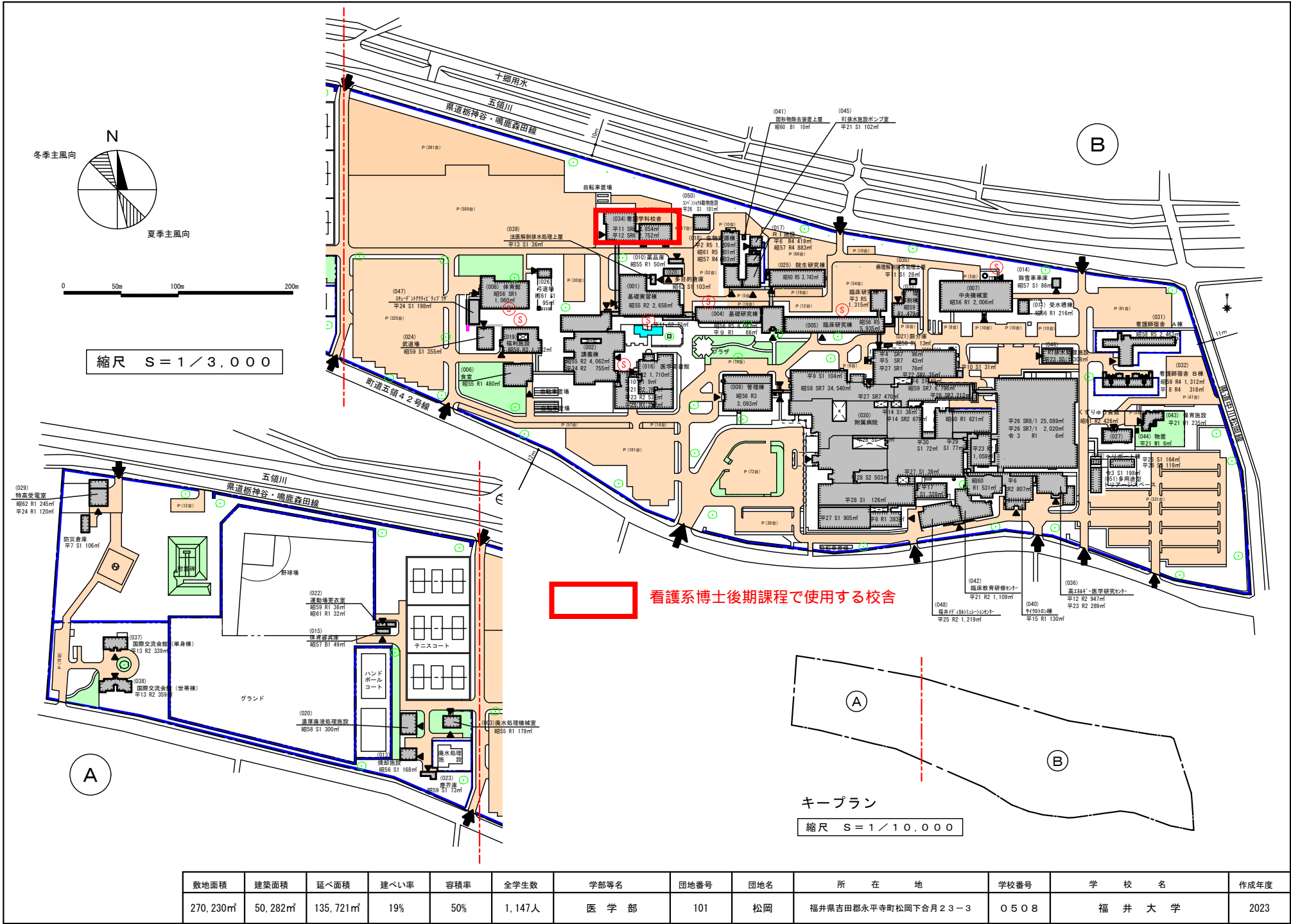
### 敦賀キャンパス

附属国際原子力工学研究所  
〒914-0055  
福井県敦賀市鉄輪町1丁目3番33号

- 鉄道** JR敦賀駅から徒歩で約3分
- 自家用車** 北陸自動車道 敦賀ICから敦賀バイパス 国道8号線で約1km、国道476号線で西へ約1km、敦賀街道・国道8号線で南へ約3km

※標識やバス停の一部に見られる「福井大学病院」「福井医大」も福井大学医学部を指します。

配置図



敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
270,230㎡	50,282㎡	135,721㎡	19%	50%	1,147人	医学部	101	松岡	福井県吉田郡永平寺町松岡下合目23-3	0508	福井大学	2023

# 福井大学学則

平成 16 年 4 月 1 日

福大学則第 1 号

## 目 次

### 第 1 章 総則

- 第 1 節 目的及び使命（第 1 条）
- 第 2 節 組織（第 2 条－第 11 条）
- 第 3 節 職員（第 12 条－第 12 条の 2）
- 第 4 節 組織の長（第 13 条－第 19 条の 2）
- 第 5 節 教授会等（第 20 条－第 21 条）
- 第 6 節 自己評価及び教育研究の状況の公表等（第 22 条－第 23 条）

### 第 2 章 学部通則

- 第 1 節 学年，学期及び休業日（第 24 条－第 26 条）
- 第 2 節 修業年限及び在学期間（第 27 条－第 29 条）
- 第 3 節 入学（第 30 条－第 38 条）
- 第 4 節 教育課程，履修方法，単位の授与等（第 39 条－第 52 条の 2）
- 第 5 節 卒業及び学位の授与等（第 53 条－第 56 条）
- 第 6 節 休学，留学，転学，転部，退学及び除籍（第 57 条－第 62 条）
- 第 7 節 賞罰（第 63 条－第 64 条）
- 第 8 節 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第 65 条－第 73 条）
- 第 9 節 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別の課程（第 74 条－第 77 条）
- 第 10 節 外国人留学生（第 78 条）

## 附 則

### 第 1 章 総則

#### 第 1 節 目的及び使命

（目的及び使命）

第 1 条 福井大学（以下「本学」という。）は，学術と文化の拠点として，高い倫理観のもと，人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し，地域，国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と，独創的かつ地域の特色に鑑みた教育科学研究，先端科学技術研究及び医学研究を行い，専門医療を実践することを目的とする。

#### 第 2 節 組織

（学部，学科及び課程）

第 2 条 本学に，次の学部，学科及び課程を置く。

教育学部 学校教育課程

医学部 医学科

看護学科

工学部 機械・システム工学科

電気電子情報工学科

建築・都市環境工学科

物質・生命化学科

応用物理学科

国際地域学部 国際地域学科

- 2 前項の各学部置く学科及び課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表1のとおりとする。
- 3 各学部、学科又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学長が別に定める。
- 4 学長は、前項により目的を定めるに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 5 学部に関し必要な事項は、別に定める。

(共通教育部)

第2条の2 本学に、共通教育部を置く。

- 2 共通教育部に関し必要な事項は、別に定める。

(総合教職開発本部)

第2条の3 本学に、総合教職開発本部を置く。

- 2 総合教職開発本部に関し必要な事項は、別に定める。

(社会共創教育部)

第2条の4 本学に、社会共創教育部を置く。

- 2 社会共創教育部に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第3条 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科

医学系研究科

工学研究科

国際地域マネジメント研究科

- 2 福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科は、本学を基幹大学とし、岐阜聖徳学園大学及び富山国際大学を参加大学として組織する。
- 3 この学則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、大学院学則に定める。

(学術研究院)

第4条 本学に、教員組織として学術研究院を置き、次の部門等を置く。

教育・人文社会系部門

医学系部門

工学系部門

先進部門

基盤部門

先端研究推進特区

- 2 学術研究院に関し必要な事項は、別に定める。

(教育学部附属学園及び附属学校)

第5条 本学の教育学部に、附属学園を置き、附属学園に、次の附属学校を置く。

附属幼稚園

附属義務教育学校

附属特別支援学校

2 附属特別支援学校においては、学校教育法（昭和22年法律第26号、以下「学校教育法」という。）第72条に規定する知的障害者に対する教育を行う。

3 附属学園及び附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

（医学部附属病院）

第5条の2 本学の医学部に、附属病院を置く。

2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

（学部及び研究科附属教育研究施設等）

第6条 本学に、学部及び研究科に附属する教育研究施設等として、次の施設を置き、これらを総称して附属教育研究施設等という。

教育学部 総合自然教育センター

医学部 附属教育支援センター

附属先進イメージングセンター

工学部 附属超低温物性実験施設

先端科学技術育成センター

医学系研究科 附属地域医療高度化教育研究センター

2 附属教育研究施設等に関し必要な事項は、別に定める。

（工学部技術部）

第6条の2 本学工学部に、技術に関する専門的業務を処理するため、技術部を置く。

2 技術部に関し必要な事項は、別に定める。

（附属図書館）

第7条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

（産学官連携本部）

第7条の2 本学に、産学官連携活動を行う拠点として、産学官連携本部を置く。

2 産学官連携本部に関し必要な事項は、別に定める。

（先進教育研究系施設）

第8条 本学に、先進教育研究等を行う拠点として、次の施設を置き、これらを総称して先進教育研究系施設という。

附属国際原子力工学研究所

高エネルギー医学研究センター

遠赤外領域開発研究センター

子どものこころの発達研究センター

繊維・マテリアル研究センター

（学内共同教育研究施設）

第8条の2 本学に、教職員が共同して教育若しくは研究を行い、又は教育若しくは研究のため共用する施設及びその他の全学的業務を行う施設として、次の施設を置き、これらを総称して学内共同教育研究施設という。

テニユアトラック推進本部

地域創生推進本部

リカレント教育推進本部  
カーボンニュートラル推進本部  
グローバル・エンゲージメント推進本部  
ライフサイエンス支援センター  
ライフサイエンスイノベーションセンター  
地域環境研究教育センター  
アドミッションセンター  
高等教育推進センター  
キャリアセンター  
災害ボランティア活動支援センター  
総合情報基盤センター  
データ科学・AI 教育研究センター  
ダイバーシティ推進センター

(学内共同教育研究施設等)

第8条の3 前2条に規定する組織を総称して学内共同教育研究施設等という。

2 学内共同教育研究施設等に関し必要な事項は、別に定める。

(機構)

第8条の4 本学に、関係する組織と有機的に連携して本学の特に重要な業務を行う組織として、次の機構を置く。

全学教育改革推進機構  
原子力医工統合研究推進機構  
ライフサイエンスイノベーション推進機構  
子どものこころの発達教育研究推進機構  
社会共創機構

2 機構に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第9条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(厚生補導施設)

第10条 本学に、福利厚生施設及び課外活動施設等（以下「厚生補導施設」という。）を置く。

2 厚生補導施設に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第11条 本学に、事務局その他事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3節 職員

(職員)

第12条 本学に、次の職員を置き、国立大学法人福井大学の役員及び職員をもって充てる。

学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、UR A職員、事務職員、技術職員及びその他の職員

(組織的な研修等)

第12条の2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 本学は、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

3 本学は、第44条の2第3項の規定により授業科目を補助又は授業の一部を分担する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

#### 第4節 組織の長

（学長）

第13条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

（副学長）

第14条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

（学部長及び研究科長）

第15条 各学部に学部長を、各研究科に研究科長を置く。

2 学部長は、当該学部の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 研究科長は、当該研究科の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（共通教育部長）

第15条の2 共通教育部に共通教育部長を置く。

2 共通教育部長は、共通教育部の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（総合教職開発本部長）

第15条の3 総合教職開発本部に総合教職開発本部長を置く。

2 総合教職開発本部長は、総合教職開発本部の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（社会共創教育部長）

第15条の4 社会共創教育部に社会共創教育部長を置く。

2 社会共創教育部長は、社会共創教育部の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（部門長）

第15条の5 学術研究院の各部門に部門長を置く。

2 部門長は、当該部門の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（教育学部附属学園長及び附属学校長）

第16条 教育学部附属学園に学園長を、附属学校に校長（幼稚園にあつては園長）を置く。

2 学園長は、附属学園の校務を総括整理する。

3 校長（幼稚園にあつては園長）は、当該附属学校の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（医学部附属病院長）

第16条の2 医学部附属病院に病院長を置く。

2 病院長は、附属病院の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

（附属教育研究施設等の長）

第17条 附属教育研究施設等にそれぞれ長を置く。

2 附属教育研究施設等の長は、命を受けて当該施設の管理運営をつかさどる。

（工学部技術部長）

第17条の2 工学部技術部に技術部長を置く。

2 技術部長は、命を受けて技術部の管理運営をつかさどる。

(附属図書館長)

第18条 附属図書館に館長を置く。

2 館長は、附属図書館の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(産学官連携本部長)

第18条の2 産学官連携本部に産学官連携本部長を置く。

2 産学官連携本部長は、産学官連携本部の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(学内共同教育研究施設等の長)

第18条の3 学内共同教育研究施設等にそれぞれ施設長を置く。

2 施設長は、当該施設の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(機構長及び本部長)

第18条の4 各機構に機構長を、各本部に本部長を置く。

2 機構長は、当該機構の業務を総括整理する。

3 本部長は、当該本部の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(保健管理センター所長)

第19条 保健管理センターに所長を置く。

2 所長は、保健管理センターの管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(組織の長の任命等)

第19条の2 第15条から前条までに規定する組織の長の任命等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 教授会等

(教授会)

第20条 本学に、学校教育法第93条第1項の規定により教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第21条 本学に、特定の事項を審議するため、委員会等を置く。

2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第6節 自己評価及び教育研究の状況の公表等

(質保証)

第22条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第1項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うものとする。

4 前3項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究の状況等の公表)

第23条 本学は、教育研究並びに組織及び運営の状況を積極的に公表するものとする。

### 第2章 学部通則

#### 第1節 学年、学期及び休業日

(学年)



第24条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第25条 学年を、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する各学期を前半及び後半に分けることができるものとする。

(休業日)

第26条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

#### 第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第27条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては、6年とする。

2 再入学、転入学及び編入学の場合は、入学以前における大学又は大学に相当する課程の在学年数以下の期間を、前項の修業年限から控除することができる。

(修業年限の通算)

第28条 第75条の科目等履修生又は第77条の特別の課程履修生として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第29条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。ただし、医学部医学科にあつては、11年を超えることができない。

2 第35条の規定により編入学した者の在学期間は、編入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることはできない。ただし、同条第2項の規定により編入学した者の在学期間は、9年を超えることができない。

3 第52条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間については、別に定める。

4 学部において必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等に在学できる期間を別に定めることができる。

#### 第3節 入学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第31条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの  
(入学志願手続)

第 3 2 条 入学志願者は、所定の手続により願出なければならない。

(入学者選抜)

第 3 3 条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（以下「施行規則」という。）第 165 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適正な体制を整えて行うものとする。

3 学長は、第 1 項の決定を行うに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(入学手続及び入学許可)

第 3 4 条 合格者は、指定の期日までに入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除申請又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に入学を許可する。

(編入学)

第 3 5 条 本学の学部に編入学を志願する者がある場合は、選考の上、学長はその学部に入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、別表 1 に定める編入学定員により医学部医学科の第 2 年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、別に定めるところにより選考を行い、学長が入学を許可する。

(1) 修業年限 4 年以上の大学を卒業した者（医学部医学科を卒業した者又は在籍中の者は除く。）

(2) 大学院の修士課程又は博士課程を修了した者（医学部医学科を卒業した者又は在籍中の者は除く。）

(3) 学校教育法第 104 条の規定により学士の学位を授与された者

(4) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

3 第1項に定めるもののほか、別表1に定める編入学定員により工学部の第3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、別に定めるところにより選考を行い、学長が入学を許可する。

(1) 大学において2年以上の課程を修了した者（当該者が学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者である場合は、当該者をその後に編入学させる本学において、大学における2年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めたもの）

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

(5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(6) 施行規則附則第7条に該当する者のうち、大学の2年の課程を修了した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

(7) 学校教育法第58条の2に規定する者

4 学長は、第1項から第3項により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。  
（再入学）

第36条 本学を退学した者で、同じ学部に再入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に再入学を許可することがある。

2 学長は、前項により再入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。  
（転入学）

第37条 他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に転入学を許可することがある。

2 学長は、前項により転入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。  
（単位認定）

第38条 編入学、再入学及び転入学により入学を許可された者の既修得単位の認定は、当該学部において行う。

#### 第4節 教育課程、履修方法、単位の授与等

##### （教育課程の編成方針）

第39条 各学部に、施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分けるものとする。ただし、必要に応じて、自由科目を加えることができるものとする。

4 授業科目は、共通教育に関する科目及び専門教育に関する科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

#### 第40条 削除

(履修方法)

第41条 各学部の学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修しなければならない。

2 教育課程の授業科目、単位等（医学部医学科にあつては、授業時間数を含む。以下同じ。）及び履修方法は、別に定めるところによる。

(1年間の授業期間)

第42条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第43条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(授業の方法)

第44条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目の担当)

第44条の2 各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として大学設置基準（昭和31年文部省令第28号。）第8条第1項に規定する基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

2 演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

3 各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

(単位)

第44条の3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第44条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とするものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第45条 一の授業科目を履修し、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

2 授業科目の成績の評語については、別に定める。

(成績評価基準等)

第46条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価については、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第47条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるように努めるものとする。

2 各学部は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部等の授業科目の履修等)

第48条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

2 学生は、卒業研究について、他の学部等の教員から指導を受けることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第49条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位(医学部医学科にあつてはこれに相当する授業時間とする。以下第50条第2項及び第51条第3項において同じ。)を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、第58条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学又は短期大学において授業科目を履修する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第50条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数の認定)

第51条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第75条(科目等履修生)及び第77条(特別の課程)の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第49条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第52条 大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育課程の編成及び関連事項の制定について)

第52条の2 学長は、教育課程を編成するとともに、教育課程の実施について必要な事項を定める。

2 学長は、前項により教育課程を編成し及び教育課程の実施について必要な事項を定めるに当たり関係学部の教授会の意見を聴くものとする。

#### 第5節 卒業及び学位の授与等

(卒業)

第53条 別に定める所定の単位等を修得した者は、学長が卒業を認定する。ただし、各学部において必要と認めるときは、卒業要件として修得すべき単位に加え、他の要件を課することができるものとする。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

3 第1項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第44条第2項に定める授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第54条 前条の規定にかかわらず、本学の学生(医学部医学科の学生を除く。)で3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認める学生が、学校教育法第89条に規定する卒業(以下「早期卒業」という。)を希望する場合は、学長は、卒業を認定することができる。

2 学長は、前項の規定により早期卒業を認定するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(卒業及び早期卒業の認定の基準)

第54条の2 学長は、客観性及び厳格性を確保するため卒業及び早期卒業の認定の基準を定め公表するものとする。

2 学長は、前項の規定により基準を定めるに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(学位)

第55条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学長は、前項の規定により学位を授与するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第56条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の課程及び学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表2のとおりとする。

#### 第6節 休学、留学、転学、転部、退学及び除籍

(休学)

第57条 疾病その他の事由により、引き続き2か月以上修学できない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の休学は、1年(医学部医学科にあっては、2年)を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を許可することがある。

- 3 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 4 休学期間内にその事由が消滅した場合は、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。
- 5 休学期間は、通算して4年（医学部医学科にあっては、通算して3年）を超えることができない。
- 6 休学期間は、第27条に規定する修業年限及び第29条に規定する在学期間に算入しない。

（留学）

第58条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学長の許可を受けて、留学することができる。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第27条に規定する修業年限及び第29条に規定する在学期間に算入する。

（転学）

第59条 他の大学へ転学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（転学部又は転学科）

第60条 転学部又は転学科を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長が許可することがある。

（願い出による退学）

第61条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（除籍）

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第29条に規定する在学期間を超えた者
  - (2) 第57条第5項に規定する休学期間を経過しても、なお修学できない者
  - (3) 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者及び半額免除又は徴収猶予を許可された者で、納付すべき入学料を指定の期日までに納付しない者
  - (4) 授業料を期日までに納付せず、督促を受けても納付しない者
  - (5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- 2 長期欠席その他の理由により、成業の見込みがない者に対しては、学長が除籍する。
  - 3 学長は、前項の規定により除籍するに当たり当該学部の教授会の意見を求めることができる。

#### 第7節 賞罰

（表彰）

第63条 学生として表彰に値する行為があった者は、学部長の推薦により、学長が表彰することがある。

- 2 学長は、前項の規定により表彰を行うに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

（懲戒）

第64条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為がある者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 正当な理由がなく出席常でない者
  - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 停学の期間は、第27条に規定する修業年限及び第29条に規定する在学期間に算入する。ただし、停学の期間が1か月を超えるときは、修業年限に算入しないものとする。

- 5 学長は、第1項の規定により懲戒を行うに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 6 前項までに定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第8節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第65条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人福井大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年福大規程第26号）の定めるところによる。

(授業料の徴収)

第66条 授業料は、次の2期に分けて年額の2分の1に相当する額を徴収する。ただし、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。

前期（4月1日から9月30日まで） 徴収期 4月1日から5月31日まで

後期（10月1日から翌年の3月31日まで） 徴収期 10月1日から11月30日まで

- 2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収することができる。

(休学の場合における授業料)

第67条 休学を許可され又は命ぜられた者の休学中の授業料に関し必要な事項は、別に定める。

(復学の場合における授業料)

第68条 休学中の者が、前期又は後期の中途において復学した場合の授業料の額は、月割計算により復学当月から次の徴収期の前月までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第69条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

- 2 前項の期間を超えて在学する必要があるときは、その期間に相当する授業料を、その当初の月に納付しなければならない。

(退学等の場合における授業料)

第70条 退学、転学、停学及び除籍の場合には、その期の授業料は納付しなければならない。ただし、第62条第4号及び第5号による除籍の場合はこの限りでない。

(寄宿料の徴収)

第71条 寄宿料は、次により徴収する。ただし、学生の申出があったときは、当該年度の総額の範囲内で徴収する。

(1) 当月分をその月の末日まで

(2) 休業期間中の分は休業開始の前日まで

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第72条 特別な理由のあるものに対しては、本人の申請によって検定料、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料の徴収猶予（月割分納を含む。）若しくは入学料の徴収猶予を許可することがある。

- 2 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに授業料若しくは入学料の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した授業料等)

第73条 納付した検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、返還しない。



- (1) 入学志願者に対して、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り、学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料については、第1段階目の選抜で不合格となった者の申出があった場合には、第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返還することができる。
- (2) 入学者選抜の出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対しては、当該者の申出により、既に納付した検定料のうち前号に規定する第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返還することができる。
- (3) 前期分授業料の徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期分授業料を返還することができる。
- (4) 入学を許可するときに授業料を納付した者が、入学年度前に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料を返還することができる。
- (5) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく授業料等減免対象者については、納付した者の申出により当該入学料及び授業料の全部又は一部を返還することができる。
- (6) その他学長が必要と認める場合。

#### 第9節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別の課程

##### （研究生）

第74条 本学において、特定の事項について研究を希望する者があるときは、学長が研究生として入学を許可することがある。

- 2 学長は、前項の規定により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

##### （科目等履修生）

第75条 本学において、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 学長は、前項の規定により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第45条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

##### （特別聴講学生）

第76条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）並びに高等専門学校（以下「他の大学等」という。）の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他の大学等との協議に基づき、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 学長は、前項の規定により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 特別聴講学生に対する単位の授与については、第45条の規定を準用する。
- 4 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

##### （特別の課程）

第77条 学長は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。

- 2 学長は、特別の課程の履修を志願する者があるときは、当該特別の課程に係る開設学部の教授会の意見を聴いて、特別の課程履修生として履修を許可する。
- 3 学長は、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。
- 4 特別の課程履修生に対する単位の授与については、第45条の規定を準用する。

5 前項までに定めるもののほか、特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第10節 外国人留学生

(外国人留学生)

第78条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第39条に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の廃止に伴い本学に在学することとなった学生（平成16年4月1日入学者を除く。）は、当該学生が在学していた福井大学又は福井医科大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を本学において行うものとし、本学はそのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

3 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の廃止に伴い本学に在学することとなった学生（平成16年4月1日入学者）は、この学則により入学したものとする。

4 この学則第2条第2項の別表1中、次に掲げる学科、計及び合計欄の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次のとおりとする。

学 部	課 程・学 科	平成16年度	平成17年度	平成18年度
工学部	機械工学科	319	314	312
	電気・電子工学科	278	272	269
	情報・メディア工学科	289	284	282
	建築建設工学科	289	284	282
	材料開発工学科	309	304	302
	生物応用化学科	269	264	262
	物理工学科	212	208	206
	計	2,225	2,190	2,175
	合 計	3,720	3,685	3,670

附 則（平成18年3月30日福大学則第1号）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月5日福大学則第3号）

この学則は、平成18年7月5日から施行し、改正後の福井大学学則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年12月6日福大学則第5号）

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日の前日に教務職員として在職している者が、施行日以後も引き続き教務職員として在職する場合は、この学則による改正後の福井大学学則第12条の規定にかかわらず、教務職員を置くことができる。

附 則（平成19年1月10日福大学則第1号）

この学則は、平成19年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月22日福大学則第2号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月18日福大学則第4号）

この学則は、平成19年4月4日から施行し、改正後の福井大学学則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年10月17日福大学則第5号）

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日福大学則第1号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第6条、第35条第2項第3号、同条第4項及び第54条の規定は、平成19年12月26日から適用する。
- 3 平成20年3月31日における教育地域科学部地域文化課程及び地域社会課程は、新学則第2条第1項及び別表1の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該課程に在学する者及び平成20年4月1日以降に当該課程に転入学、編入学又は再入学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 新学則別表1中、次に掲げる課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

学 部	課 程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
教育地域科学部	地域文化課程	90	60	30
	地域社会課程	90	60	30
	地域科学課程	60	120	180

附 則（平成20年10月21日福大学則第3号）

この学則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年2月4日福大学則第1号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則別表1中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成34年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
医学部	医学科	入学定員	105	105	105
		収容定員	605	615	625
	計	入学定員	165	165	165

		収容定員	865	875	885
合 計		入学定員	850	850	850
		収容定員	3,665	3,675	3,685

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
105	105	105	105	105	105
635	645	655	655	655	655
165	165	165	165	165	165
895	905	915	915	915	915
850	850	850	850	850	850
3,695	3,705	3,715	3,715	3,715	3,715

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
100	100	100	100	100
650	645	640	635	630
160	160	160	160	160
910	905	900	895	890
845	845	845	845	845
3,710	3,705	3,700	3,695	3,690

注 平成 30 年度からの定員減は、緊急医師確保対策に基づく増員措置の終了による。

附 則（平成 21 年 2 月 17 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 17 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 6 日福大学則第 1 号）

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 36 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部	医学科	入学定員	110	110	110
		収容定員	620	635	650
	計	入学定員	170	170	170
		収容定員	880	895	910

合 計	入学定員	855	855	855
	収容定員	3,680	3,695	3,710

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
110	110	110	110	110	105
665	680	685	685	685	680
170	170	170	170	170	165
925	940	945	945	945	940
855	855	855	855	855	850
3,725	3,740	3,745	3,745	3,745	3,740

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
105	100	100	100	100	100
675	665	655	645	635	630
165	160	160	160	160	160
935	925	915	905	895	890
850	845	845	845	845	845
3,735	3,725	3,715	3,705	3,695	3,690

注 平成 30 年度からの定員減は、緊急医師確保対策に基づく増員措置の終了、平成 32 年度からの定員減は、医師等人材確保対策に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（平成 22 年 3 月 16 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 9 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 15 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 3 日福大学則第 4 号）

この学則は、平成 24 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 20 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 8 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 15 日福大学則第 1 号）

1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の福井大学学則別表 1 中，次に掲げる学部，学科の収容定員は，同表の規定にかかわらず，平成 27 年度から平成 36 年度までは，次のとおりとする。

学部	学科・課程	定員の区分	平成 27 年度
医学部	看護学科	収容定員	250
	計	収容定員	935
工学部	機械工学科	収容定員	314
	電気・電子工学科		270
	知能システム工学科		262
	計	収容定員	2,170

学 部	学科・課程	定員の区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医学部	計	収容定員	925	925	920

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
915	905	895	885	875	870

附 則（平成 27 年 2 月 23 日福大学則第 1 号）

この学則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日福大学則第 3 号）

この学則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日福大学則第 1 号）

- この学則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 28 年 3 月 31 日における教育地域科学部各課程及び工学部各学科（以下この項において「旧学部等」という。）は，改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第 2 条第 1 項及び別表 1 の規定にかかわらず，平成 28 年 3 月 31 日に旧学部等に在学する者及び平成 28 年 4 月 1 日以降に旧学部等に転入学，編入学又は再入学する者が旧学部等に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 新学則別表 1 中，次に掲げる学部及び課程・学科の収容定員は，同表の規定にかかわらず，平成 28 年度から平成 30 年度までは，次のとおりとする。

学 部	課程・学科	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教育地域科学部	学校教育課程	300	200	100
	地域科学課程	180	120	60
	計	480	320	160
教育学部	学校教育課程	100	200	300
	計	100	200	300

工学部	機械工学科	243	168	84
	電気・電子工学科	210	146	73
	情報・メディア工学科	215	150	75
	建築建設工学科	215	150	75
	材料開発工学科	225	150	75
	生物応用化学科	195	130	65
	物理工学科	153	102	51
	知能システム工学科	199	134	67
	機械・システム工学	155	310	475
	電気電子情報工学科	125	250	395
	建築・都市環境工学科	60	120	190
	物質・生命化学科	135	270	405
	応用物理学科	50	100	150
	計	2,180	2,180	2,180
国際地域学部	国際地域学科	60	120	180
	計	60	120	180

- 4 平成 28 年 3 月 31 日における工学部（以下この項において「旧工学部」という。）に在学する者及び平成 28 年 4 月 1 日以降に旧工学部に転入学，編入学又は再入学する者が取得できる教員の免許状は，新学則別表 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 1 月 1 日福大学則第 1 号）

この学則は，平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日福大学則第 3 号）

- この学則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 29 年 3 月 31 日以前の医学部医学科の編入学生に係る編入学の時期及び在学期間については，改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第 29 条第 2 項ただし書き，第 35 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 平成 29 年 3 月 31 日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者が取得できる教員の免許状については，新学則別表 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 9 月 20 日福大学則第 5 号）

この学則は，平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 21 日福大学則第 1 号）

この学則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 1 日福大学則第 3 号）

- この学則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の福井大学学則別表 1 中，次に掲げる学科，計及び合計欄の入学定員及び収容定員は，同表の規定にかかわらず平成 30 年度から平成 36 年度までは，次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医学部	医学科	入学定員	110	110	100
		収容定員	685	685	675
	計	入学定員	170	170	160
		収容定員	925	925	915
合 計		入学定員	855	855	845
		収容定員	3,745	3,745	3,735

平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
100	100	100	100
665	655	645	635
160	160	160	160
905	895	885	875
845	845	845	845
3,725	3,715	3,705	3,695

注 平成 32 年度からの定員減は，新成長戦略等に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日福大学則第 1 号）

この学則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 7 日福大学則第 2 号）

この学則は，令和元年 10 月 7 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日福大学則第 1 号）

- この学則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の福井大学学則第 72 条及び第 73 条第 1 項第 6 号の規定は，令和 2 年 1 月 16 日から適用する。
- 令和 2 年 3 月 31 日における教育学研究科（以下この項において「旧研究科」という。）は，改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，令和 2 年 3 月 31 日に旧研究科に在学する者及び令和 2 年 4 月 1 日以降に旧研究科に転入学，編入学又は再入学する者が旧研究科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 新学則別表 1 中，次に掲げる学科，計及び合計欄の入学定員及び収容定員は，同表の規定にかかわらず，令和 2 年度から令和 8 年度までは，次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
医学部	医学科	入学定員	110	110	100
		収容定員	685	685	675



	計	入学定員	170	170	160
		収容定員	925	925	915
合計		入学定員	855	855	845
		収容定員	3,745	3,745	3,735

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
100	100	100	100
665	655	645	635
160	160	160	160
905	895	885	875
845	845	845	845
3,725	3,715	3,705	3,695

注 令和4年度からの定員減は、経済財政運営と改革の基本方針2018に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（令和2年5月20日福大学則第3号）

この学則は、令和2年5月20日から施行し、改正後の福井大学学則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月24日福大学則第1号）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月21日福大学則第2号）

この学則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和3年6月23日福大学則第3号）

この学則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日福大学則第1号）

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の福井大学学則別表1中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	定員の区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医学部	医学科	入学定員	110	100	100
		収容定員	685	675	665
	計	入学定員	170	160	160
		収容定員	925	915	905
合計		入学定員	855	845	845
		収容定員	3,745	3,735	3,725

令和7年度	令和8年度	令和9年度
-------	-------	-------

100	100	100
655	645	635
160	160	160
895	885	875
845	845	845
3,715	3,705	3,695

注 令和5年度からの定員減は、経済財政運営と改革の基本方針2019等に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（令和4年9月26日福大学則第2号）

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日福大学則第1号）

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の福井大学学則別表1中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までは、次のとおりとする。
- 令和5年3月31日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が取得できる教員の免許状については、新学則別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

学部	学科	定員の区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医学部	医学科	入学定員	110	100	100
		収容定員	685	675	665
	計	入学定員	170	160	160
		収容定員	925	915	905
合計		入学定員	855	845	845
		収容定員	3,745	3,735	3,725

令和8年度	令和9年度	令和10年度
100	100	100
655	645	635
160	160	160
895	885	875
845	845	845
3,715	3,705	3,695

注 令和6年度からの定員減は、経済財政運営と改革の基本方針2019等に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（令和5年6月27日福大学則第2号）

この学則は、令和5年6月27日から施行する。

附 則（令和5年10月31日福大学則第3号）

この学則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日福大学則第1号）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則別表1中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	定員の区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部	医学科	入学定員	110	100	100
		収容定員	685	675	665
	計	入学定員	170	160	160
		収容定員	925	915	905
合計		入学定員	855	845	845
		収容定員	3,745	3,735	3,725

令和9年度	令和10年度	令和11年度
100	100	100
655	645	635
160	160	160
895	885	875
845	845	845
3,715	3,705	3,695

注 令和7年度からの定員減は、経済財政運営と改革の基本方針2019等に基づく増員措置の終了によるものである。

別表1（第2条第2項関係）

学 部	学科・課程	入学定員	編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育課程	100		400
	計	100		400
医学部	医学科	100	5	625
	看護学科	60		240
	計	160	5	865
工学部	機械・システム工学科	155	10	640
	電気電子情報工学科	125	20	540
	建築・都市環境工学科	60	10	260
	物質・生命化学科	135		540
	応用物理学科	50		200
	計	525	40	2,180
国際地域学部	国際地域学科	60		240

	計	60		240
	合 計	845	45	3,685

※ 医学部医学科の編入学は第2年次，工学部の編入学は第3年次である。

別表2 (第56条第2項関係)

学部	課程・学科	教員免許状の種類	免許教科
教 育 学 部	学校教育課程	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，工業，英語
		特別支援学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
工 学 部	機械・システム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子情報工学科		工業
	建築・都市環境工学科		工業
	物質・生命化学科		理科
	応用物理学科		理科

# 福井大学大学院学則

平成 16 年 4 月 1 日

福大学則第 2 号

## 目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
  - 第 2 章 組織（第 4 条－第 8 条）
  - 第 3 章 自己評価等（第 9 条）
  - 第 4 章 学年，学期及び休業日（第 10 条）
  - 第 5 章 標準修業年限及び在学期間（第 11 条－第 12 条）
  - 第 6 章 入学，再入学，転入学，留学，転専攻，休学，転学，退学及び除籍（第 13 条－第 28 条）
  - 第 7 章 教育課程（第 29 条－第 35 条の 3）
  - 第 8 章 課程の修了及び学位の授与（第 36 条－第 39 条）
  - 第 9 章 教育職員免許（第 40 条）
  - 第 10 章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第 41 条－第 42 条）
  - 第 11 章 賞罰（第 43 条）
  - 第 12 章 研究生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び特別の課程（第 44 条－第 46 条）
  - 第 13 章 外国人留学生（第 47 条）
  - 第 14 章 雑則（第 48 条）
- 附 則

### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この学則は，福井大学学則（平成 16 年福大学則第 1 号）第 3 条第 3 項の規定により，福井大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 本学大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする。

（修士課程及び博士課程）

第 3 条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

- 2 博士課程（医学を履修する博士課程（以下「医学博士課程」という。）を除く。）は，前期 2 年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期 2 年の課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 4 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（専門職学位課程）

第 3 条の 2 本学大学院に，専門職学位課程を置く。

- 2 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

## 第2章 組織

### (研究科)

第4条 本学大学院に置く研究科及び専攻は、別表1のとおりとし、福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科を教職大学院と称する。

- 2 本学大学院の入学定員及び収容定員は別表2のとおりとし、募集人員は別に定める。
- 3 各研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学長が別に定める。
- 4 学長は、前項により目的を定めるに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。
- 5 この学則に定めるもののほか、各研究科に関し必要な事項は、別に定める。

### (教職大学院)

第5条 教職大学院の教育研究は、福井大学（以下「本学」という。）、岐阜聖徳学園大学及び富山国際大学の協力により実施するものとする。

（大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所における教育研究の実施）

第6条 大阪大学大学院に置かれる大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所の教育研究の実施に当たっては、大阪大学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び本学が協力するものとする。

### (大学院の教育を担当する教員)

第7条 本学大学院（教職大学院を除く。）の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に定める資格を有する本学の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

- 2 教職大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、専門職大学院設置基準に定める資格を有する本学、岐阜聖徳学園大学及び富山国際大学の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

第8条 削除

## 第3章 自己評価等

### (質保証)

第9条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
- 3 第1項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うものとする。
- 4 前3項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第4章 学年、学期及び休業日

### (学年及び学期)

第10条 学年及び学期については、本学学則第24条及び第25条までの規定を準用する。

### (休業日)

第10条の2 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日（ただし、国際地域マネジメント研究科を除く。）

- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

#### 第 5 章 標準修業年限及び在学期間

##### （標準修業年限）

第 1 1 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は 5 年（前期課程にあつては 2 年，後期課程にあつては 3 年）とする。ただし、医学を履修する博士課程の標準修業年限は、4 年とする。
- 3 専門職学位課程の標準修業年限は、2 年とする。

##### （在学期間）

第 1 2 条 在学期間は、標準修業年限の 2 倍の年数を超えることができない。ただし、第 35 条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間については、別に定める。

#### 第 6 章 入学，再入学，転入学，留学，転専攻，休学，転学，退学及び除籍

##### （入学の時期）

第 1 3 条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

##### （修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第 1 4 条 修士課程，前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年

の課程を修了し、若しくは我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科において認めた者

(10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(11) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（後期課程の入学資格）

第15条 後期課程に進学又は入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（医学博士課程の入学資格）

第16条 医学博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学



校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科において認めた者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる本学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると研究科において認めた者で、24歳に達したものの(入学志願の手続)

第17条 入学志願者は、所定の手続きにより、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第18条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(以下「施行規則」という。)第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適正な体制を整えて行うものとする。

3 学長は、第1項の決定を行うに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。

(入学手続及び入学の許可)

第19条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに、入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第20条 本学大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に再入学を許可することがある。

2 学長は、前項により再入学を許可するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。

(編入学)

第21条 他の大学の大学院を退学した者から本学大学院に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に入学を許可することがある。

2 学長は、前項により入学を許可するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。

(転入学)

第22条 他の大学の大学院から本学大学院に転入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に転入学を許可することがある。

2 学長は、前項により転入学を許可するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。

(留学)

第23条 外国の大学院等に留学しようとする者は、学長の許可を受けて、留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第11条に規定する標準修業年限及び第12条に規定する在学期間に算入する。

(転専攻)

第24条 研究科内の他の専攻に転専攻を志願する者については、別に定めるところにより、学長が許可することができる。

(休学)

第25条 疾病その他の事由により、引き続き2か月以上修学できない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の休学期間は、1年(医学博士課程にあつては2年)を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を限度として休学期間の延長を許可することができる。

3 疾病その他の事由により、修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

4 休学期間内にその事由が消滅した場合は、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。

5 休学期間は、通算して2年(医学博士課程及び後期課程にあつては、通算して3年)を超えることができない。

6 休学期間は、第11条に規定する標準修業年限及び第12条に規定する在学期間に算入しない。

(転学)

第26条 他の大学院に転学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(願い出による退学)

第27条 退学しようとする者は、その理由を具し、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第12条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第25条第2項に規定する休学期間を経過しても、なお修学できない者

(3) 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者及び半額免除又は徴収猶予を許可された者で、納付すべき入学料を指定の期日までに納付しない者

(4) 授業料を期日までに納付せず、督促を受けても納付しない者

(5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

2 長期欠席その他の理由により、成業の見込みがない者は、当該研究科の教授会の議を経て、学長が除籍する。

3 学長は、前項の規定により除籍するに当たり当該研究科の教授会の意見を求めることができる。

## 第7章 教育課程

(教育課程の編成)

第29条 本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。)に、施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科に、施行規則165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 教育課程の編成に当たって、本学大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第29条の2 本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとし、授業の方法は本学学則第44条の規定を準用する。

2 前項の授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、別に定める。

3 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専門分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとし、授業の方法は本学学則第44条の規定を準用する。

4 前項の授業科目の内容、単位数及び履修方法は、別に定める。

（授業を行う学生数）

第29条の3 本学大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

第29条の4 削除

（成績評価基準等の明示等）

第29条の5 本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。）は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。）は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

4 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

5 学長は、第2項及び前項に規定する基準を定めるに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。

（履修科目の登録の上限）

第29条の6 本学大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第29条の7 本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。）は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科は、当該研究科の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第30条 削除

（教育方法の特例）

第31条 本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。）において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

- 2 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第32条 本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。以下この項において同じ。）が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学（外国の大学を含む。）の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、第23条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学院において授業科目を履修する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。
- 3 教職大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学（外国の大学を含む。）の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了要件として定める45単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で、教職大学院の課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 国際地域マネジメント研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学（外国の大学を含む。）の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で、国際地域マネジメント研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前2項の規定は、学生が、第23条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学院において授業科目を履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第33条 本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。以下この条において同じ。）が教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、本学大学院において受けた研究指導とみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、第23条の規定により学生が留学する場合に準用する。
- 4 本学大学院が教育上有益と認めるときは、本学大学院の他の研究科（専攻）において必要な研究指導を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受ける期間は、第1項の規定を準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。以下この項において同じ。）における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、また、第32条第1項及び第2項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により、教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、教職大学院において修得した単位以外のものについては、第32条第3項及び第5項の規定により教職大学院において修得したものとみなす単位数及び第38条の3第2項の規定により免除する単位数と合わせて22単位を超えないものとする。

4 第1項の規定により、国際地域マネジメント研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、国際地域マネジメント研究科において修得した単位以外のものについては、第32条第4項及び第5項の規定により国際地域マネジメント研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第35条 本学大学院は、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（教育課程の編成及び関連事項の制定について）

第35条の2 学長は、教育課程を編成するとともに、教育課程の実施について必要な事項を定める。

2 学長は、前項により教育課程を編成し及び教育課程の実施について必要な事項を定めるに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。

（学則の準用）

第35条の3 1年間の授業期間、各授業科目の授業期間、授業の方法、単位、単位の授与については、本学学則第42条から第44条まで、第44条の3、第45条の規定を準用する。

#### 第8章 課程の修了及び学位の授与

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第36条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、当該課程の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（後期課程の修了要件）

第37条 後期課程の修了要件は、当該課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者に

あつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、修士課程又は前期課程において、優れた業績を上げ、2年未満の在学期間をもって当該課程を修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

(医学博士課程の修了要件)

第38条 医学博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(修士課程、前期課程及び医学博士課程における在学期間の短縮)

第38条の2 本学大学院(後期課程、教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。以下この条において同じ。)は、第34条第2項の規定により、本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程、前期課程又は医学博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(教職大学院の専門職学位課程(教職大学院の課程)の修了要件)

第38条の3 教職大学院の専門職学位課程(教職大学院の課程)の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(教職大学院における在学期間の短縮)

第38条の4 教職大学院は、第34条第3項の規定により教職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(教職大学院に係る連携協力校)

第38条の5 教職大学院は、第38条の3第1項に規定する実習その他の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

(国際地域マネジメント研究科の専門職学位課程の修了要件)

第38条の6 国際地域マネジメント研究科の専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

(国際地域マネジメント研究科における在学期間の短縮)

第38条の7 国際地域マネジメント研究科は、第34条第4項の規定により国際地域マネジメント研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得した

ものに限る。)を国際地域マネジメント研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により国際地域マネジメント研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で国際地域マネジメント研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、国際地域マネジメント研究科に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第39条 学長は、本学大学院の課程の修了を認定した者に対して、修士、博士、修士(専門職)又は教職修士(専門職)の学位を授与する。

- 2 学長は、前項の規定により学位を授与するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 教育職員免許

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第40条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学大学院の専攻において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表3のとおりとする。

## 第10章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第41条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額及び徴収方法は、国立大学法人福井大学における授業料その他の費用に関する規程(平成16年福大規程第26号)の定めるところによる。

第42条 入学料、授業料及び寄宿料等については、本学学則第66条から第73条までの規定を準用する。この場合において、「第62条第4号及び第5号による除籍」とあるのは、「第28条第4号及び第5号による除籍」と読み替えるものとする。

## 第11章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第43条 表彰及び懲戒については、本学学則第63条及び第64条の規定を準用する。この場合において、「学部長」とあるのは、「研究科長」に、「当該学部の教授会」とあるのは、「当該研究科の教授会」と読み替えるものとする。

## 第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別の課程

(研究生等)

第44条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生については、本学学則第74条から第76条までの規定を準用する。この場合において、「当該学部の教授会」とあるのは、「当該研究科の教授会」と読み替えるものとする。

(特別研究学生)

第45条 他の大学(外国の大学を含む。)の大学院等の学生で、本学大学院において、研究指導を受けようとする者がいるときは、当該大学院等との協議に基づき、学長が特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 学長は、前項の規定により入学を許可するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別の課程)

第46条 学長は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

### 第13章 外国人留学生

(外国人留学生)

第47条 外国人で教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項については、別に定める。

### 第14章 雑則

(雑則)

第48条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の廃止に伴い本学大学院に在学することとなった学生（平成16年4月1日入学者を除く。）は、当該学生が在学していた福井大学又は福井医科大学の大学院の課程を修了するために必要であった教育課程の履修を本学において行うものとし、本学はそのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

3 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の廃止に伴い本学大学院に在学することとなった学生（平成16年4月1日入学者）は、この学則により入学したものとする。

4 この学則第5条の別表2中、次に掲げる専攻、小計、計及び合計欄の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成16年度は、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員
工学研究科	前期課程	機械工学専攻	52
		電気・電子工学専攻	42
		情報・メディア工学専攻	48
		建築建設工学専攻	46
		物理工学専攻	30
		原子力・エネルギー安全工学専攻	27
		小 計	461
計	551		
合 計			829

附 則（平成18年3月30日福大学則第2号）

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。



- 2 この学則による改正後の福井大学大学院学則第5条別表2の表中、工学研究科博士後期課程の各専攻、小計、計及び合計欄の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成18年度	平成19年度
工学研究科	後期課程	物質工学専攻	20	19
		システム設計工学専攻	23	22
		ファイバーアメニティ工学専攻	45	45
		原子力・エネルギー安全工学専攻	12	24
		小計	100	110
	計		578	588
合計			856	866

附則（平成18年7月5日福大学則第4号）

この学則は、平成18年7月5日から施行し、改正後の福井大学大学院学則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成18年12月6日福大学則第6号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月22日福大学則第3号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月19日福大学則第2号）

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の福井大学大学院学則（以下「新学則」という。）第14条第2号の規定は、平成19年12月26日から適用する。
- 平成20年3月31日における教育学研究科障害児教育専攻並びに医学系研究科形態系専攻、生理系専攻、生化系専攻及び生態系専攻は、新学則別表1の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者及び平成20年4月1日以後に当該専攻に転入学、編入学又は再入学する者が在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 新学則別表2の表中、次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	平成20年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	28
		障害児教育専攻	8
		教科教育専攻	68
		小計	104

	教職大学院の課程	教職開発専攻	30
--	----------	--------	----

- 5 新学則別表2の表中、次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学系研究科	博士課程	形態系専攻	21	14	7
		生理系専攻	27	18	9
		生化系専攻	27	18	9
		生態系専攻	15	10	5
		医科学専攻	5	10	15
		先端応用医学専攻	25	50	75

- 6 平成20年3月31日以前に教育学研究科学校教育専攻及び障害児教育専攻に入学した者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日以後に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、新学則別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年10月6日福大学則第3号）

この学則は、平成22年10月6日から施行し、改正後の福井大学大学院学則の規定は、平成22年7月15日から適用する。

附 則（平成24年6月12日福大学則第2号）

この学則は、平成24年6月12日から施行する。

附 則（平成24年10月3日福大学則第5号）

この学則は、平成24年10月3日から施行する。

附 則（平成25年2月20日福大学則第2号）

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 平成25年3月31日以前に工学研究科後期課程に入学した者の修了要件は、改正後の福井大学大学院学則（以下「新学則」という。）第37条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成25年3月31日における医学系研究科博士課程医科学専攻及び先端応用医学専攻並びに工学研究科前期課程ファイバーアメニティ工学専攻並びに後期課程全専攻は、新学則別表1の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該専攻に在学する者及び平成25年4月1日以後に当該専攻に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 新学則別表2の表中、次に掲げる専攻、小計及び計欄の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学系研究科	博士課程	医科学専攻	15	10	5
		先端応用医学専攻	75	50	25

		統合先進医学専攻	25	50	75
		小 計	115	110	105
		計	139	134	129

- 5 新学則別表 2 の表中、次に掲げる専攻及び小計欄の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 25 年度は次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	平成 25 年度
工学研究科	前期課程	機械工学専攻	57
		電気・電子工学専攻	50
		情報・メディア工学専攻	54
		建築建設工学専攻	50
		物理工学専攻	32
		ファイバーアメニティ工学専攻	36
		繊維先端工学専攻	15
		小 計	492

- 6 新学則別表 2 の表中、次に掲げる専攻、小計、計及び合計欄の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までは、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度
工学研究科	後期課程	物質工学専攻	12	6	-
		システム設計工学専攻	14	7	-
		ファイバーアメニティ工学専攻	30	15	-
		原子力・エネルギー安全工学専攻	24	12	-
		総合創成工学専攻	22	44	66
		小 計	102	84	66
		計	594	590	572
合 計			867	858	835

- 7 平成 25 年 3 月 31 日以前に工学研究科前期課程ファイバーアメニティ工学専攻に入学した者（以下「在学者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以後に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、新学則別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 2 月 23 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日福大学則第 2 号）

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日における教育学研究科教科教育専攻は、改正後の福井大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表 1 の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者及び平成 28 年 4 月 1 日以降に当該専攻に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 新学則別表 2 の表中、次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 28 年度は、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	平成 28 年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	42
		教科教育専攻	25
		小計	67
	教職大学院の課程	教職開発専攻	67

- 4 平成 28 年 3 月 31 日以前に教育学研究科学校教育専攻、教科教育専攻に入学した者及び工学研究科物理工学専攻に入学した者（以下「在学者」という。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、新学則別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 6 月 7 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 28 年 6 月 7 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 1 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日福大学則第 4 号）

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 20 日福大学則第 6 号）

この学則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 21 日福大学則第 2 号）

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学大学院学則（以下「新学則」という。）の施行前に教育学研究科教職開発専攻に在学していた学生は、この規程の施行に伴い、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科に在学させるものとする。
- 3 前項に基づき福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科に在学することとなった学生は、当該学生が在学していた教育学研究科教職開発専攻を修了するために必要であった教育課程の履修を福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科において行うものとする。

- 4 新学則別表2の表中、次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成30年度は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	平成30年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	57
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科	教職大学院の課程	教職開発専攻	77

附 則（令和2年3月25日福大学則第2号）

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年3月31日における教育学研究科（学校教育専攻を含む。）及び工学研究科各専攻（以下この項において「旧研究科等」という。）は、改正後の福井大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表1の規定にかかわらず、令和2年3月31日に旧研究科等に在学する者及び令和2年4月1日以降に旧研究科等に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 新学則別表2の表中、次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	令和2年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	27
		計	27
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科	専門職学位課程(教職大学院の課程)	教職開発専攻	100
		計	100
工学研究科	前期課程	機械工学専攻	32
		電気・電子工学専攻	30
		情報・メディア工学専攻	31
		建築建設工学専攻	28
		材料開発工学専攻	24
		生物応用化学専攻	21
		物理工学専攻	18
		知能システム工学専攻	27
		繊維先端工学専攻	15
		原子力・エネルギー安全工学専攻	27

		産業創成工学専攻	85
		安全社会基盤工学専攻	84
		知識社会基礎工学専攻	84
		小計	506
国際地域マネジメント研究科	専門職学位課程	国際地域マネジメント専攻	7
		計	7

附 則（令和2年5月20日福大学則第4号）

この学則は、令和2年5月20日から施行し、改正後の福井大学大学院学則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月29日福大学則第5号）

この学則は、令和2年7月29日から施行し、改正後の福井大学大学院学則の規定は、令和2年6月30日から適用する。

附 則（令和2年10月27日福大学則第6号）

この学則は、令和2年10月27日から施行する。

附 則（令和5年10月25日福大学則第4号）

- この学則は、令和5年10月25日から施行し、改正後の福井大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表2は、令和6年4月1日から適用する。
- 新学則別表2中、次に掲げる専攻、小計、計及び合計欄の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度は、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員
工学研究科	前期課程	知識社会基礎工学専攻	189
		小 計	527
	計		593
合 計			851

附 則（令和6年3月19日福大学則第2号）

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 令和6年3月31日における福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科（以下この項において「旧研究科」という。）は、改正後の福井大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表1の規定にかかわらず、令和6年3月31日に旧研究科に在学する者及び令和6年4月1日以降に旧研究科等に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 新学則別表2の表中、次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度は、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	令和6年度
福井大学・奈良女子大学・ 岐阜聖徳学園大学連合教職 開発研究科	専門職学位課程(教職大学院の 課程)	教職開発専攻	60
福井大学・岐阜聖徳学園大 学・富山国際大学連合教職 開発研究科	専門職学位課程(教職大学院の 課程)	教職開発専攻	60

附 則（（承認申請日）福大学則第 号）

- この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 新学則別表2の表中、次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和7年度から令和8年度までは、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	令和7年度	令和8年度
医学系研究科	後期課程	看護学専攻	3	6

別表1（第4条関係）

研究科（課程）	専 攻
福井大学・岐阜聖徳学園 大学・富山国際大学連合 教職開発研究科	専門職学位課程(教職大 学院の課程)
医学系研究科	前期課程
	後期課程
	博士課程
工学研究科	前期課程
	産業創成工学専攻
	安全社会基盤工学専攻
	知識社会基礎工学専攻
後期課程	総合創成工学専攻
国際地域マネジメント研 究科	専門職学位課程
	国際地域マネジメント専攻

別表2（第4条関係）

研究科	課 程	専 攻	入学定員	収容定員
福井大学・岐阜聖徳 学園大学・富山国際 大学連合教職開発研 究科	専門職学位課 程(教職大学 院の課程)	教職開発専攻	60	120
		計	60	120

医学系研究科	前期課程	看護学専攻	12	24
	後期課程	看護学専攻	3	9
	博士課程	統合先進医学専攻	25	100
	計		40	133
工学研究科	前期課程	産業創成工学専攻	88	176
		安全社会基盤工学専攻	90	180
		知識社会基礎工学専攻	105	210
		小計	283	566
	後期課程	総合創成工学専攻	22	66
	計		305	632
国際地域マネジメント研究科	専門職学位課程	国際地域マネジメント専攻	7	14
	計		7	14
合計			412	899

別表3（第40条関係）

研究科	専攻	教員の免許状の種類	免許教科
福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科	教職開発専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，家庭，工業，英語
		特別支援学校教諭専修免許状	
		幼稚園教諭専修免許状	
工学研究科	産業創成工学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
	安全社会基盤工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	知識社会基礎工学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科，工業



## 変更事項を記載した書類

### 1. 変更の事由

令和7年度4月に医学系研究科博士後期課程看護学専攻を設置し、同修士課程を博士前期課程に名称変更することから、大学院学則を一部改正する。

### 2. 変更点

- ・修士課程及び博士課程について、「医学を履修する博士課程」を「医学を履修する博士課程（以下「医学博士課程」という。）」とする規定に改正（第3条）。
- ・研究科に博士後期課程看護学専攻を加える（第4条別表1）。
- ・修士課程看護学専攻を看護学専攻博士前期課程に変更（第4条別表1）。

これに伴い、修士課程を博士前期課程に変更（第4条別表1）。

- ・博士後期課程看護学専攻の入学定員・収容定員を加える（第4条別表2）。
- ・入学資格について、「医学系研究科」を「医学を履修する博士課程」とする規定に改正（第16条）。
- ・休学期間について、「医学系研究科」を「医学を履修する博士課程」とする規定に改正（第25条）。
- ・修了要件について、「医学系研究科」を「医学を履修する博士課程」とする規定に改正（第38条）。
- ・在学期間の短縮について、「医学系研究科」を「医学を履修する博士課程」とする規定に改正（第38条の2）。

福井大学大学院学則 新旧対照表（案）

改正（案）	現行
<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（修士課程及び博士課程）</p> <p>第3条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。</p> <p>2 博士課程（医学を履修する博士課程（以下「医学博士課程」という。）を除く。）は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>（研究科）</p> <p>第4条 本学大学院に置く研究科及び専攻は、別表1のとおりとし、福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科を教職大学院と称する。</p> <p>2 本学大学院の入学定員及び収容定員は別表2のとおりとし、募集人員は別に定める。</p> <p>3 各研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学長が別に定める。</p> <p>4 学長は、前項により目的を定めるに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 この学則に定めるもののほか、各研究科に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>（医学博士課程の入学資格）</p> <p>第16条 <u>医学博士課程</u>に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(9) （略）</p>	<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（修士課程及び博士課程）</p> <p>第3条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。</p> <p>2 博士課程（医学を履修する博士課程を除く。）は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>（研究科）</p> <p>第4条 本学大学院に置く研究科及び専攻は、別表1のとおりとし、福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科を教職大学院と称する。</p> <p>2 本学大学院の入学定員及び収容定員は別表2のとおりとし、募集人員は別に定める。</p> <p>3 各研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学長が別に定める。</p> <p>4 学長は、前項により目的を定めるに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 この学則に定めるもののほか、各研究科に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（医学系研究科の入学資格）</p> <p>第16条 <u>医学系研究科博士課程</u>に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(9) （略）</p>

(略)

(休学)

第25条 疾病その他の事由により、引き続き2か月以上修学できない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の休学期間は、1年（医学博士課程にあつては2年）を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を限度として休学期間の延長を許可することがある。

3 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

4 休学期間内にその事由が消滅した場合は、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。

5 休学期間は、通算して2年（医学博士課程及び後期課程にあつては、通算して3年）を超えることができない。

6 休学期間は、第11条に規定する標準修業年限及び第12条に規定する在学期間に算入しない。

(略)

(医学博士課程の修了要件)

第38条 医学博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(修士課程、前期課程及び医学博士課程における在学期間の短縮)

第38条の2 本学大学院（後期課程、教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。以下この条において同じ。）は、第34条第2項の規定により、本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学

(略)

(休学)

第25条 疾病その他の事由により、引き続き2か月以上修学できない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の休学期間は、1年（医学系研究科の博士課程にあつては2年）を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を限度として休学期間の延長を許可することがある。

3 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

4 休学期間内にその事由が消滅した場合は、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。

5 休学期間は、通算して2年（医学系研究科の博士課程及び後期課程にあつては、通算して3年）を超えることができない。

6 休学期間は、第11条に規定する標準修業年限及び第12条に規定する在学期間に算入しない。

(略)

(医学系研究科の博士課程の修了要件)

第38条 医学系研究科の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(修士課程、前期課程及び医学系研究科の博士課程における在学期間の短縮)

第38条の2 本学大学院（後期課程、教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。以下この条において同じ。）は、第34条第2項の規定により、本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院

大学院の修士課程、前期課程又は医学博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(略)

附 則 ((承認申請日) 福大学則第 号)

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 新学則別表2の表中、次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和7年度から令和8年度までは、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	令和7年度	令和8年度
医学系研究科	博士課程	看護学専攻	3	6

別表1 (第4条関係)

研究科 (課程)		専 攻
福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科	専門職学位課程 (教職大学院の課程)	教職開発専攻
医学系研究科	前期課程	看護学専攻
	後期課程	看護学専攻
	博士課程	統合先進医学専攻
工学研究科	前期課程	産業創成工学専攻

において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程、前期課程又は医学系研究科の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(略)

(新設)

別表1 (第4条関係)

研究科 (課程)		専 攻
福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科	専門職学位課程 (教職大学院の課程)	教職開発専攻
医学系研究科	修士課程	看護学専攻
	(新設)	(新設)
	博士課程	統合先進医学専攻
工学研究科	前期課程	産業創成工学専攻

		安全社会基盤工学専攻
		知識社会基礎工学専攻
	後期課程	総合創成工学専攻
国際地域マネジメント研究科	専門職学位課程	国際地域マネジメント専攻

		安全社会基盤工学専攻
		知識社会基礎工学専攻
	後期課程	総合創成工学専攻
国際地域マネジメント研究科	専門職学位課程	国際地域マネジメント専攻

別表2（第4条関係）

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科	専門職学位課程(教職大学院の課程)	教職開発専攻	60	120
	計		60	120
医学系研究科	前期課程	看護学専攻	12	24
	後期課程	看護学専攻	3	9
	博士課程	統合先進医学専攻	25	100
	計		40	133
工学研究科	前期課程	産業創成工学専攻	88	176
		安全社会基盤工学専攻	90	180
		知識社会基礎工学専攻	105	210
		小計	283	566

別表2（第4条関係）

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科	専門職学位課程(教職大学院の課程)	教職開発専攻	60	120
	計		60	120
医学系研究科	修士課程	看護学専攻	12	24
	(新設)	(新設)		
	博士課程	統合先進医学専攻	25	100
	計		37	124
工学研究科	前期課程	産業創成工学専攻	88	176
		安全社会基盤工学専攻	90	180
		知識社会基礎工学専攻	105	210
		小計	283	566

	後期課程	総合創成工学専攻	22	66
	計		305	632
国際地域マネジメント研究科	専門職学位課程	国際地域マネジメント専攻	7	14
	計		7	14
合計			<u>412</u>	<u>889</u>

別表3（第40条関係）（略）

	後期課程	総合創成工学専攻	22	66
	計		305	632
国際地域マネジメント研究科	専門職学位課程	国際地域マネジメント専攻	7	14
	計		7	14
合計			<u>409</u>	<u>890</u>

別表3（第40条関係）（略）

# 福井大学大学院医学系研究科教授会規程（案）

平成16年4月1日  
福大院医規程第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、福井大学教授会規則（平成27年福大規則第3号、以下「教授会規則」という。）第10条の規定に基づき、福井大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）教授会（以下「研究科教授会」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 研究科教授会は、医学系研究科長（以下「研究科長」という。）及び研究科担当教授をもって構成する。

（任務）

第3条 研究科教授会は、学長が教授会規則第4条第1項第1号から第6号に掲げる次の事項（教育に関する事項に限る。）について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成・実施に関する事項
- (4) 学生の表彰に関する事項
- (5) 学生の懲戒に関する事項
- (6) 教育組織の教育研究上の目的及び編成に関する事項（教育研究関係のみ）

2 研究科教授会は、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 自己評価（教育に関する事項に限る。）に関する事項
- (2) その他教育研究に関する事項で、研究科教授会の意見を聴いて学長が定める事項

3 研究科教授会は、研究科長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 研究科の教育に係わる要請に関する事項
- (2) その他研究科長が定める事項

（会議の主宰及び議長）

第4条 研究科長は、研究科教授会を主宰し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、構成員の中から研究科長があらかじめ指名した者が、議長の職を行う。

（会議）

第5条 研究科教授会は、定例研究科教授会及び臨時研究科教授会とする。

2 定例研究科教授会は、原則として毎月1回招集する。

3 臨時研究科教授会は、研究科長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の者から議題を付し、文書にて要請があったとき招集する。

（会議の成立）

第6条 研究科教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、次の各号に掲げる者は、構成員の数から除くものとする。

- (1) 外国出張中の者又は海外研修中の者
- (2) 1か月以上の病気休暇中の者
- (3) 休職中の者

（議決）

第7条 研究科教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（構成員以外の者の出席）

第8条 議長は、必要があると認めたときは、教授会規則第9条に基づき、研究科教授会の承認を得て構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（課程委員会）

第9条 研究科教授会は、研究科教授会の円滑な運営を図るため、教授会規則第8条に基づき、次の

委員会（以下「課程委員会」という。）を置く。

(1) 統合先進医学専攻課程委員会

(2) 看護学専攻課程委員会

2 研究科教授会は、研究科教授会の議に基づき、第3条に規定する審議事項のうち、一部の審議を課程委員会に付託し、議決させることができる。

3 前項の規定に基づき課程委員会が行った議決は、この規程の定めに基づき議決したものとみなす。

4 課程委員会は、課程委員会の審議結果等のうち、必要と認める事項について研究科教授会に報告するものとする。

5 課程委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(議事及び運営等)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究科教授会の議事及び運営等必要な事項については、研究科教授会で定める。

(事務)

第11条 研究科教授会に関する事務は、総務部松岡キャンパス運営管理課において処理する。

(規程の改廃等)

第12条 この規程の改廃に関することについては、研究科教授会が定める。

2 研究科教授会がこの規程の改廃、第3条第2項に規定する議事について定めたときは、学長に報告しなければならない。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日福大院医規程第1号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日福大院医規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月30日福大規程第85号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日福大規程第45号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日福大規程第 号）

この規程は、令和 年 月 日から施行する。



設置の趣旨等を記載した書類（目次）

I. 設置の趣旨及び必要性	P. 2
II. 研究科の名称及び学位の名称	P. 7
III. 教育課程の編成の考え方及び特色	P. 8
IV. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	P. 9
V. 既設の修士課程との関係	P. 12
VI. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	P. 14
VII. 大学院設置基準第14条による教育方法の実施	P. 14
VIII. 入学者選抜の方法	P. 16
IX. 教員組織の編成の考え方及び特色	P. 18
X. 研究の実施についての考え方、体制、取組	P. 19
X I. 施設・設備等の整備計画	P. 19
X II. 管理運営	P. 20
X III. 自己点検と評価	P. 20
X IV. 情報の公表	P. 21
X V. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	P. 21

## I. 設置の趣旨及び必要性

### 1. 設置の趣旨

#### 1) 福井大学の沿革

福井県は 17 市町からなり、総人口は 74 万 4568 人（2023 年推計人口（10 月 1 日現在））、本州の中部に位置し、日本海に面している。

平成 15 年に旧福井大学と旧福井医科大学が統合し、新福井大学が開学した。医学部は昭和 55 年に開学した旧福井医科大学が前身であり、「愛と医術で人と社会を健やかに」を理念として、人間形成を基盤に生命尊重を第一義とする医の心の態度を体得するとともに、世界水準の医学および看護学の知識と技能を修得し、地域社会や国際社会で活躍できる医療人および研究者を育成してきている。

医学部看護学科は、平成 9 年に旧福井医科大学に設置されて以来、高度専門職業人を育成し、看護学の発展と地域社会に貢献することを目的として、1,450 名の卒業生を輩出しており、看護師養成の他、保健師・助産師を輩出している。また、過去 5 年間の入学者選抜実施結果においては、平均して 3.0 倍以上の志願倍率となっているところである。（資料 1）

大学院医学系研究科看護学専攻修士課程は、平成 13 年に地域保健医療福祉に貢献できる看護職及び看護学研究を遂行できる指導的役割を担う研究・教育者を養成することを目的に設置され、令和 5 年 3 月までに 198 名の修了生を輩出し、福井県のみならず北陸圏内外の看護系教育機関や保健医療機関で、研究・教育者や看護職としてその専門性と優れた能力を活かして活躍している。（資料 1）

#### 2) 福井県の保健医療福祉の課題

福井県は、高齢化率が 31.3%（令和 3 年）で全国よりも 5 年程度高齢化が先行している一方で、社会活動を行う高齢者が多く、平均寿命も全国トップクラスの健康長寿県である。高齢者の就業割合は 27.8%で全国 3 位、高齢者のボランティア行動者率は 29.3%で 9 位、就労・社会貢献意欲が高い高齢者が多く、三世代家族で暮らしながら子育てに協力するなど、高齢者が地域や家庭で一定の役割と生きがいを持って生活している。これらの要因から高齢者の元気生活率（要介護 1 以上の認定を受けていない高齢者の割合）は、65 歳から 74 歳までの高齢者が 97.6%で全国 3 位、75 歳から 79 歳までの高齢者が 92.7%で全国 3 位となっている。現在、全国的にも高齢化率の上昇による多死社会と出生率の低下による人口減少が社会問題となっているが、福井県においても、2000 年に 82 万 9 千人のピークを迎えて以来、人口減少が始まっており、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、2040 年には 64.7 万人まで減少する見通しとなっている。年齢区分別にみると、65 歳以上の老年人口が増加する一方、15 歳未満の年少人口や 15～64 歳の生産年齢人口は一貫して減少を続ける見込みであり、高齢化は 2040 年には約 37%まで上昇すると報告されている。

また、福井県内の外国人住民数は、2005 年から 2013 年までは減少傾向にあったものの、2014 年からはコロナ禍の影響の大きかった 2021 年を除き、増加基調で推移しており、2022 年 12 月末現在の本県の外国人住民数は、15,683 人、前年末比 399 人増（2.6%増）、総人口に占める外国人住民割合は 2.09%と過去最高となっている。また、国籍別で見ると、世界 82 か国・地域の人々が県内に在住しており、ブラジルが最も多く、次いでベトナム、韓国・朝鮮、中国、フィリピンと多様性を増している状況にある。

本県では 2015 年より「ふくい創生・人口減少対策戦略」を策定し、現在は第 2 期戦略を実施しており、一人あたりの県民所得、安定した雇用環境や女性の働きやすさ、教育環境の高さ等が総合的に評価され、福井県は「全 47 都道府県幸福度ランキング 2022 年版」（一般財団法人日本総合研究所編）において、総合 1 位となり、2014 年版、2016 年版、2018 年版、2020 年版に続き、5 回連続の「幸福度日本一」の評価を受けている。一方で、先述のように、本県では

今後さらなる人口減少が予測され、長寿命化及び人口減少下における人材不足に対応し、増加する外国人住民も含め、医療・介護・福祉サービスを安心して利用できる環境整備が課題となっており、これまでの看護専門領域のみによる地域保健医療の課題解決から脱却し、異分野融合に基づくイノベーション創出による次世代医療の実現、及び生涯健康を志向し、年齢を重ねても元気に生活できる社会の醸成が急務となっている。このような問題意識から、令和2年福井県長期ビジョンの重点施策には、「新しい「健康文化」を創造するため、子どもから働く世代、高齢者まで全世代にわたる疾病予防や就労促進など社会の仕組みを人生100年時代型に転換」や「本県が先進的に進めてきた医療と介護の融合による在宅ケア体制の整備をさらに進め、フレイル予防や生活支援など、医療や介護の必要がない高齢者へのアプローチも含めて、高齢者が状態に応じた適切な支援を受けながら住み慣れた地域で暮らすことのできる「次世代包括ケアシステム」を作出」が謳われており、これらは福井県のみならず国内外に共通する地域課題となっているところである。この様な現況下においては、国内外の地域で生じる様々な課題に対峙していく卓越した実践能力を有するトップリーダー、国内外の様々な課題に応用できる看護学研究を先導できる研究・教育者の育成が重要となる。

### 3) 医学部看護学科と大学院医学系研究科修士課程が果たしてきた現状と課題

福井大学医学部看護学科は、福井県で最初に開学された看護系4年制大学(1997年)で、看護師のみならず、保健師と助産師の国家試験受験資格を得ることができる。医学部医学科と合同で行う科目や実習もあり、附属病院を併設しているため、学生のうちから多職種協働を学ぶことができる。また、大学院では基礎看護学、成人看護学、災害看護学、地域看護学、老年看護学および母子看護学の各教育研究分野を設けており、新たに精神看護学(R6)およびがん看護学(R7)を設けることとしている。本学の修士課程では高度な看護理論・技術を有し、高度専門的看護実践能力を備えたリーダーとなる人材や、優れた指導的役割を担う研究・教育者および国際社会に貢献できる人材を育成している。

しかし、修士課程が開設された2000年代初頭から今日に至るまで、経済の変動や社会の変化は、人々の働き方や暮らしに大きな影響を与えてきた。日本経済は、戦後復興から高度経済成長、安定成長を経て、国民の生活水準の向上を実現していったが、バブル経済の崩壊以降、長期の経済停滞のもとで、厳しい雇用情勢が続き、新規学卒者の就職率も大きく低下した。同時に急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加などによる疾病構造の変化、保健サービスに対する国民ニーズの高度化、多様化等により保健医療福祉を取りまく状況は著しく変化した。2020年から新型コロナウイルス感染症が広がり、高齢者の生活様式や行動にも変化が見られた。高齢者が社会参加を通じて、知識や経験を活かし活躍する機会を充実し、加齢に伴う虚弱の進行や生活機能の低下を防ぎながら、可能な限り元気な状態を維持することが重要である。近年、認知症高齢者や高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯が増加しており、高齢者が医療や介護の必要な状態になっても、「誰もが住み慣れた地域で自分らしく最後まで暮らすことができる社会」の実現に向けた取組みを強化していくことが喫緊の課題である。既存の看護学の範疇では対応に難渋する新興感染症や2024年初頭に起きた能登半島地震に代表されるような自然災害による健康課題に対しては、異分野を融合した新しいケア開発やシステムの構築を看護職が担っていく必要がある。

保健・医療・福祉の人的資源と財源が限界を迎えている中で、人々の医療・介護ニーズは増大し、多様化・複雑化している。国民のニーズに応え、健康な社会をつくるために、日本は地域を基盤とした「地域包括ケアシステム」へと舵をきった。健康問題をもちながら地域で生活していくための包括的かつ継続的なヘルスケアを創造するためには、異分野を融合し、データやICT・ロボット・AI等を利活用しながら、国内外の地域で生じる様々な課題への解決策をそれ以外の地域に応用する“広域ヘルスケア”及び乳幼児から老年期にいたる生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”を統合した新たな実践手法の開発が切実に求められている。

本学が構想した博士後期課程では、国内外の様々な課題に対峙していく卓越した実践能力を有するトップリーダー、かつ、福井県のみならず国内外の様々な課題に応用でき看護学研究を先導できる研究・教育者の育成を行いたいと考えている。

## 2. 設置の必要性及び理由

看護学専攻に博士後期課程を設置して養成したい人材像は以下のとおりである。

異分野を融合し、データやICT・ロボット・AI等を利活用しながら、様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”及び乳幼児から老年期にいたる生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”を統合・実践できる研究・教育者、トップリーダー

上記人材は、高齢者が健康問題をもちながら地域で生活していくための包括的かつ継続的なヘルスケアシステムを創造したり、既存の看護学では対応に難渋する新興感染症や自然災害による健康課題に対応できる新たなケアシステムを構築したりするためには不可欠である。したがってこのような人材を育成することが本課程を設置する理由である。

## 3. 「次世代ヘルスケア創生看護学」の考え方

博士後期課程の教育研究分野を「次世代ヘルスケア創生看護学」とする。

「次世代ヘルスケア創生看護学」とは、異分野を融合し、データやICT・ロボット・AI等を利活用しながら、様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”及び乳幼児から老年期にいたる生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”を統合し、看護研究・実践を行う専門分野である。

## 4. 博士後期課程の教育目標

### 1) 大学の理念・使命等

福井大学は、「格致(かくち)によりて 人と社会の未来を拓(ひら)く」を理念とし、学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的かつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践することを使命としている。

医学研究科においては、高度な医学及び看護学の知識を修得し、高い水準の医学研究を遂行できる研究能力や先端的で高度専門的な臨床技術を提供できる実践能力を身につけ、高い倫理観と豊かな人間性のもと、人類の健康福祉と社会福祉に貢献できる医療人を育成することを目的としている。

### 2) 修士課程の教育目標

修士課程では、高い倫理観と良識のもと、国際的な視野と科学的な分析能力を備え、高度な看護理論・技術と異分野の融合を見据え、看護学を体系化・深化させる研究を遂行・発信できる研究・教育者、並びに高度な実践能力を備え、地域ヘルスケアを自律して行うことができる看護実践者を養成し、看護学の発展と地域社会に貢献することを教育目標とし、研究コースと高度実践コースを設けている。

研究コースの「基礎看護学」では、看護の質やプロセスなどについての研究、「成人看護学」では、成人期における様々な健康問題に対する看護についての研究、「災害看護学」では、減災・防災を含む災害の特性を踏まえた適切な看護についての研究、「地域看護学」では、地域で暮らす人々の様々なライフステージや健康課題への看護についての研究、「老年看護学」では、複雑な健康問題を持つ高齢者のQOLを向上させるための看護についての研究、「母子看護学」では、次世代の健康・養育を担う女性と子どもへの看護について研究している。2013年には専門看護師(CNS)教育を行う高度実践コースを設け、2013年に「災害看護学」を、2014年に「がん看護学」、

2017年には「老人看護学」を開設した。専門看護師（CNS）教育は福井県内唯一であり、高度な看護実践力を修得し、今後の医療・看護界のリーダー的存在の養成に貢献している。新たに設ける「がん看護学」では、がん患者の身体的・精神的な苦痛を理解し、患者やその家族に対してQOLの視点に立った看護についての研究、「精神看護学」では、様々なライフステージにある人のメンタルヘルスやこころの疾患をもつ人とその家族への看護についての研究を行う予定であり、新生児から高齢者まで生涯にわたる健康や課題について深く学び、看護支援に繋げることができる。

### 3) 博士後期課程の教育目標

高い倫理観と良識のもと、グローバルな視点と多角的・科学的な分析能力を備え、卓越した看護理論・技術と異分野を融合し、データやICT・ロボット・AI等を利活用しながら、様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”及び乳幼児から老年期にいたる生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”を統合・実践できる研究・教育者、トップリーダーを養成し、看護学の発展と国内外の地域社会に貢献することを教育目標とする。

### 4) ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

博士後期課程においては、本学大学院の学位授与方針及び修了後の進路等社会のニーズを踏まえ、所定の年限在籍し、体系的な教育課程により学業を修め、学術的価値を有する国際的学術誌に公表された原著論文に対する審査に合格し、かつ、高い倫理観と良識のもと、卓越高度専門職業人として備えるべき以下の全ての能力を修得した者に対し、博士（看護学）の学位を授与する。

- ① 卓越した看護理論・技術と異分野の融合により、データやICT・ロボット・AI等を利活用した次世代ヘルスケア実践能力と研究完遂力
- ② 多角的・科学的な分析により、グローバルな視点から様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”及び生涯を通じて個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”双方の視点から諸問題を解決できる実行力

### 5. 入学者の確保の見通し

以下のとおり、本学が博士後期課程を設置した後の入学希望者は十分に見込まれると考える。また、これにより、博士後期課程への進学を志す者の県外流出を回避し、将来を嘱望される優秀な人材が県内に定着することも期待できる。

#### 1) 本学医学部附属病院に勤務するフルタイム看護師のキャリアアップ

本学医学部附属病院に勤務するフルタイム看護師753名（R5.9.1現在）のうち、修士号取得者（33名、うち本学修了者29名）及び本学医学系研究科看護学専攻（修士課程）在学者（29名、うち本学医学部附属病院に勤務する看護師11名）の計62名にアンケート調査を実施した。調査結果では、20名が本学博士後期課程への進学を希望または将来的に検討したいと回答している。

（資料2参照）この修士号取得者の中には、自身のキャリアアップや研鑽のため博士課程への進学の意志はあるが職務や家庭の状況から他県への進学を断念している者が潜在的に存在していることが推測され、本学博士後期課程の設置により進学希望者の掘り起こしが期待される。

また、上記修士号既取得者33名のうち29名は本学の修了生、在学者29名のうち11名が本学医学部附属病院に勤務する看護師であることから、これらの層を中心に積極的に本学博士後期課程への進学を促していく。

同時に学部段階から博士後期課程までのカリキュラム接続を一層強化することにより、所属看護師に修士課程（改組後は博士前期課程）進学を呼びかけ、博士後期課程へ繋げていくとともに、学部段階から大学院進学を見据えた意識付けを行い、学部からのストレート進学者の増加も図っていく。

## 2) 県外の博士後期課程に進学せざるを得ない修士課程修了生の実態

県内大学（福井県立大学、敦賀市立看護大学及び福井医療大学）の看護学科教員の博士号取得状況を見ると、教授 81.6%、准教授 27.3%、講師 0%、助教 5.6%と、職位が上がることに伴いその取得割合が増加している。学位の分野については、修士号取得者では「看護学」が最も多く、博士号取得者においても「医学」に次いで「看護学」が多い。また、博士号取得者に係る学位授与機関の地域区分を見ると、北陸・甲信越（福井県外）及び近畿が大半を占めており、福井県の近隣地域で学位を取得していることが確認される。（資料3参照）このことから、今後も県内大学の看護学科教員がキャリアアップのため「看護学」の博士号の取得を希望することが期待されるが、現在、県内には「看護学」の博士号を授与する機関がなく、設置後は本学博士後期課程への高い進学需要が見込まれる。

## 3) 福井県からの要望

本学看護学科長が福井県庁大学私学課に看護学専攻博士後期課程の構想を説明し、意見交換を行った際には、福井県長期ビジョンの重点施策の推進に資する構想であり、是非、設置願いたいとの積極的な後押しの言葉があり、2月に福井県知事から要望書をいただいた。（資料4-1）

なお、本学医学部には、福井県の地域医療の推進に寄与することを目的として、地域医療推進講座（福井県からの寄附講座）が設置されており、構想している看護学専攻博士後期課程において、同講座の教員による「地域医療ケア・マネジメント」の講義を予定している。

## 4) 福井県看護協会長と福井県看護連盟会長の座談会

先頃行われた両会長の座談会において、タスクシフト・多職種連携、AI・ICTの活用による業務改善の重要性とともに、在宅療養や訪問看護を中心的に担うのは看護師で、ショートステイやデイケアなどの介護施設でも看護機能が一層必要になり、人材確保はより大きな課題との認識が示され、併せて、自宅で療養する人がどのような生き方をしたいのか、人生をどう全うしたいのか、その人らしい選択ができるようお手伝いをするのも、看護師の努めであり、新しい取組が新しい看護の技術や体制作りにつながるとのメッセージも伝えられた。

本学看護学科長が福井県看護協会長に看護学専攻博士後期課程の構想を説明し、意見交換を行った際にも上述したメッセージと併せて、今後、県内病院の看護部長職等には、本後期課程設置により養成するトップリーダーの能力が必要不可欠であるとの認識が示された上で、後期課程設置に向けた強い期待が寄せられ、3月に福井県看護協会長より要望書をいただいた。（資料4-2）

## 5) 近隣大学の博士後期課程定員と充足率

福井県に博士（看護学）の学位を取得できる課程はなく、福井県が位置する北陸地区（富山県・石川県・福井県）において、博士（看護学）の学位が取得できる課程の定員及び充足率を確認したところ、3大学（富山大学医学薬学教育部看護学専攻博士後期課程、金沢大学医薬保健学総合研究科保健学専攻博士後期課程、石川県立看護大学看護学研究科博士後期課程）中3大学が100%以上の充足率であり、本学看護学専攻博士後期課程においても入学者の確保が十分に見込まれる。

## 6) 学生確保に向けた取組の推進

本学看護学専攻博士後期課程で予定している入学定員3名は近年設置認可された他国立大学看護系後期課程と同程度（浜松医科大学3名（R4）、滋賀医科大学3名（R6））であり、妥当な設定と考えているが、設置後は、修士課程（改組後は博士前期課程）も含め、社会人大学院生を対象とした独自の奨学金制度「福井大学大学院医学系研究科振興奨学金」の取組を強化し、併せて、修士課程（改組後は博士前期課程）の実績を踏まえた博士後期課程の学生確保に向けた具体的な取組を行っていくことにより、需要を喚起し、質の高い学生の確保を図ることとしている。なお、この取組

が奏功した暁には入学定員の増についても検討する。

## 6. 博士後期課程修了後の進路及びその見通し

博士後期課程修了者には、研究・教育者、トップリーダーとして、異分野を融合し、データや ICT・ロボット・AI 等を利活用しながら、“広域ヘルスケア”と“生涯発達ヘルスケア”を統合した新たな手法を開発し、実践・研究していくことが期待される。

本学修士課程修了生の動向からは、博士後期課程への進学者は、就労を継続しながら看護研究者としてのキャリアを積むことを目的に社会人学生として入学することが予想されるため、修了後も就職先は確保されていると見込まれる。

また、県内大学各看護学科長へのアンケート調査の結果、自大学の教員に本学博士後期課程への進学を勧める意向、自大学の教員として本学博士後期課程修了生を採用したい意向が強いことから、大学教員としても十分期待されることである。(資料5)

併せて、県内地域医療支援病院のうち大規模病院の看護管理職へのアンケート調査の結果、部下に大学院への進学を勧める意向、大学院修了者を積極的に採用したい意向が強く、看護師のキャリアアップのための大学院進学ニーズの高まりを確認したことから、トップリーダーとしての需要も十分であることが確認されている。(資料6)

## II. 研究科の名称及び学位の名称

### 1. 組織構成及び課程名称

福井大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程とする。これに伴い修士課程（看護学専攻）は看護学専攻博士前期課程に変更する。

### 2. 学位の名称

博士（看護学）とする。

### 3. 当該名称とする理由

博士後期課程は、修士課程で修得した高度な専門性と能力を基盤とし、卓越した高度な看護理論・技術と異分野の融合による実践能力と研究完遂力、看護専門分野における異文化理解と実践的な言語運用能力を備えたコミュニケーション力、多角的・科学的な分析により、グローバルな課題を設定でき、それらを解決することができる実行力の修得を基軸に、様々な課題に対峙していく卓越した実践能力を有するトップリーダー、国内外の様々な課題に応用できる看護学研究を先導できる研究・教育者を育成し、看護学の発展と国内外の地域社会に貢献することを目指すものであることから、学位の名称を博士（看護学）とする。

### 4. 英語名称

研究科：医学系研究科 Graduate School of Medicine

専攻：看護学専攻 Division of Nursing Science

課程：博士後期課程 Doctoral Program

学位：博士（看護学） Doctor of Philosophy in Nursing

学位の英語名称は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による「学位に付記する専攻分野の名称」調査の「R4年度 学位に付記する専攻分野の名称の英語表記一覧（博士）」を見ると22件用いられており、国際通用性があるものと考えられる。

URL [https://www.niad.ac.jp/storage/011/202309/R4meisyou\\_doctor\\_English.pdf](https://www.niad.ac.jp/storage/011/202309/R4meisyou_doctor_English.pdf)

### Ⅲ. 教育課程の編成の考え方及び特色

#### 1. 教育課程の編成の考え方

博士後期課程では、前述した教育目標を達成するために、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき教育課程を編成し、アセスメント・ポリシーに従い教育の成果の評価を行いながら、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針（資料7-1））に示す能力の修得を目指す教育を行う。

##### 1) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針（資料7-1））

様々な課題に対峙していく卓越した実践能力を有するトップリーダー、国内外の様々な課題に応用できる看護学研究を先導できる研究・教育者を育成するため、以下の方針に則りカリキュラムを編成する。

- (1) 工学や社会学、教育学など他の学問領域との融合を図り、データやICT・ロボット・AI等の利活用法を習得することにより、研究対象を多角的・科学的に分析する方法を学修する。
- (2) あらゆる年代や地域で生じる様々な健康課題を、“広域ヘルスケア”及び“生涯発達ヘルスケア”双方の視点から解決する方法を探求する。
- (3) 看護学と他の学問領域との融合により、次世代ヘルスケアを創生する看護学研究を遂行し、その成果を社会に還元することを学修する。

これらの科目は、講義・演習・実験・実習等の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニング（能動的学修）を導入する。

##### 2) アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針（資料7-1））

研究・学修成果の評価は、「福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン」に基づき評価を行う。（資料7-2）

共通科目、専門科目、特別研究科目の評価にあたっては、以下の各観点を重視する。

- (1) グローバルな視点に立ち、研究対象を多角的・科学的に分析する方法を習得しているか。
- (2) 様々な健康課題を、“広域ヘルスケア”及び“生涯発達ヘルスケア”双方の視点から解決する方法を習得しているか。
- (3) 看護学と他の学問領域との融合により、次世代ヘルスケアを創生する看護学研究を自立して実施し、その成果を社会に還元することを意図しているか

博士後期課程で実施する教育をより良いものとしていくため、随時、研究成果について多角的・総合的評価と検証を行い、継続的な改善に努める。

#### 2. 教育課程編成の特色（資料8-1・8-2・8-3・8-4（カリキュラム構成・カリキュラムマップ・「Program of Study Committee」について・QE実施要項について））

##### 1) 共通科目

共通科目をAとBに区分する。共通科目Aにおいて「アドバンストナーシングリサーチ」を履修し、リサーチクエスチョンに適した研究手法の選択・博士論文の計画立案を行い、「保健医学におけるデータ解析法」では、研究手法・博士論文の計画立案に則したデータ解析法（量的、若しくは質的）を1年次に履修する。共通科目Bの異分野融合科目では、データやICT・ロボット・AI等を利活用するための基礎を学ぶ「ヘルステック実践論」を必修とし、それ以外の異分野融合科目の中から学生の研究課題に見合った科目を学生と主研究指導教員が相談して適切な科目を選択していく。

##### (1) 共通科目A

「アドバンストナーシングリサーチ」を1年次前期に、「保健医学におけるデータ解析法（量的）」、「保健医学におけるデータ解析法（質的）」を1年次後期に開講する。



## (2) 共通科目 B

「ヘルステック実践論」を1年次前期に、「アントレプレナーシップ論」、「デザイン思考」、「異文化コミュニケーション」、「地域医療ケア・マネジメント」、「生涯発達とこころ」を1～2年次に開講する異分野融合科目とする。

## 2) 専門科目

「次世代ヘルスケア創生看護学特論」を1～2年次に、「次世代ヘルスケア創生看護学演習」を2年次に開講する。

## 3) 特別研究科目

特別研究科目として、「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」を1～3年次に配置する。

本科目は、各指導教員の下に、「次世代ヘルスケア創生看護学」に関する博士論文の課題研究を企画・実施し、英語論文もしくは和文論文として公表し、博士論文にまとめる科目としてゼミ形式で運営する。後述する「Program of Study」を構築し、博士論文をまとめる過程において、データやICT・ロボット・AI等の利活用やその他の異分野に関する助言を行っていくこととしている。

履修学生は、研究課題に応じた文献検討、研究計画の策定、研究倫理審査委員会への申請と承認を得たのち、研究の実施、データ分析、論文作成・発表に取り組む。この一連の過程には主研究指導教員・副研究指導教員等と十分な討議を繰り返すことが予想され多くの時間を要することから、演習の総時間から8単位の科目とした。

## IV. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### 1. 教育方法に関する基本的な考え方

「次世代ヘルスケア創生看護学」を探求し、その知見と研究能力の獲得のため必修専門科目や共通科目を履修し、規定の単位を修得すること、そして研究活動を進めていくという2つを教育の柱とする。

修士課程から引き続き博士後期課程に進学する学生が設置当初は少ないことが見込まれること、また、他大学の修士課程修了生の入学も見込まれることから、研究基礎力試験（QE；Qualifying Examination）を実施し、研究の質と進捗を確認するものとする。

### 2. 入学から修了までの履修指導、研究指導の方法

#### 1) 教員の研究指導体制

学生が適切な指導を受け、博士論文を完成させるためには、学生と主研究指導教員、副研究指導教員とのマッチングが重要であることから、入学後すぐに学生が適切な研究指導を受け、研究を進められる体制を整えている。

学生は、本学の各教員の教育研究業績等を公開する Web データベース「研究者総覧」にアクセスして、自己の研究課題に専門的指導が教授される教員を検索することができる。学生は、入学までに指導を受けることを希望する研究指導教員と面談し、研究課題等を確認したうえで指導希望教員を申請する。全ての学生について、主研究指導教員は、学生との入学前の事前面談等の内容を踏まえ、2名以上の副研究指導教員を選定する。このように学生ごとに主研究指導教員と2名以上の副研究指導教員からなる「Program of Study Committee」を構築し、医学系研究科教授会で審議のうえ、4月に研究指導教員（「Program of Study Committee」）を決定する。なお、構築する「Program of Study Committee」には、データやICT・ロボット・AI等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員が参画し、学生の履修指導ならびに博士論文研究において、異分野に関する助言を行っていくこととしている。

指導教員は指導する学生に研究指導計画を明示し、学生は各教員の研究及び指導計画を確認する

ことができる。研究テーマを変更する場合には、申請によって指導教員を変更することができる。

指導教員の決定後は、学生ごとに研究計画書を作成し、研究テーマ、研究計画及び研究方法を決定する。研究計画書は学生、指導教員及び松岡キャンパス学務課で保管する。指導教員は、毎年6月および12月に学生への個別指導を行うことで、学生の状況に応じたオーダーメイドの履修指導、研究指導を実現する。また、1年次末に、全ての学生を対象として研究計画を発表する機会を設ける。研究計画発表会では、指導教員のみならず、「Program of Study Committee」に参画するデータやICT・ロボット・AI等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員からも横断的に助言を受けるものとする。必要に応じて、指導教員と相談のうえ、研究計画を見直すことができるようにする。また、2年次の10月にプログ्रेसレポート、レポートに基づく口頭試問による研究基礎力試験(QE; Qualifying Examination)を実施する。QEは、論文投稿に向けた研究の質の確認及びその向上を図ることを主な目的として「Program of Study Committee」が審査に当たり、評価平均の60%以上を合格とする。2年次10月に不合格であった場合は2年次終了までに毎月再受験可能とし、指導教員を中心に看護学科教員で合格に向けてフォローアップ(2年次終了までに合格しなかった場合は10月に再受験とする。)する。

## 2) 履修指導

博士後期課程修了のために、主研究指導教員は、学生が履修モデルに基づいて、共通科目4単位以上(共通科目A:必修科目1単位、選択科目1単位以上、共通科目B:必修科目1単位、選択科目1単位以上)、専門科目4単位、特別研究科目8単位の16単位以上を履修し単位を取得すると共に、必要な研究指導を受けて学位論文を作成するよう指導する。学生が諸科目の学修成果を「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」に統合させて研究を達成できるように指導する。

主研究指導教員は、学生が履修モデルを参考に修業年限を定め、具体的な学修計画を立案し、主体的に計画に沿って研究を行い学位論文が完成できるように支援する。

### (1) 入学時の履修に関するガイダンスの実施

博士後期課程での3年間の履修過程が理解できるよう、入学時にガイダンスを実施する。学則やシラバス、履修のプロセス、履修モデルの提示により、博士後期課程の教育目標、教育課程の編成、時間割、履修方法、研究指導方法、研究倫理審査申請方法と必要な受講プログラム、博士論文作成までのスケジュールと審査時期を具体的に説明する。

### (2) 個別指導による履修計画の実施

入学者の個々の背景や事情に配慮し、主研究指導教員が中心となって個別に履修計画および研究進捗状況の報告を受け、指導と助言を行う。時期は毎年6月および12月とするが、社会人の入学が多いと考えられるため、個々の学生の都合にフレキシブルに対応し、また就労と履修のバランスがとれるよう、学生の事情に応じた履修計画を指導する。

## 3) 標準的な履修スケジュール

入学から修了までの研究指導の標準的な履修スケジュールは資料9のとおりである。

また、標準的な履修モデルと長期履修生の履修モデルは、資料10のとおりである。

## 3. 修了要件

16単位(共通科目4単位以上【共通科目A:必修科目1単位、選択科目1単位以上、共通科目B:必修科目1単位、選択科目1単位以上】、専門科目4単位、特別研究科目8単位)以上を修得し、かつ、学位論文を提出しその審査及び最終試験に合格することにより、博士(看護学)の学位を授与する。

#### 4. 研究の倫理審査体制

##### 1) 研究倫理の教育

本学では、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に関する講習会を「臨床研究講習会」として受講ルールを定めて実施している。また、研究倫理や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」で示す研究不正等については、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供の研究倫理教育 e ラーニングの受講を必須としている。また、大学院生にも、APRIN の e ラーニングの受講を義務付けている。（資料 1 1）

##### 2) 福井大学の倫理審査に関する委員会の組織及び役割

本学では、「福井大学におけるヒトを対象とする研究に関する規程」第 8 条第 1 項の規定に基づき、本学の研究者が行う医学系研究及び医療行為の適正な実施に関し、ヘルシンキ宣言に示された倫理規範、国が策定した指針、その他関係法令等の趣旨と倫理的配慮のもとに検討し、調査審議することを目的とするため、福井大学医学系研究倫理審査委員会（資料 1 2）を設置している。

博士後期課程の学生が行う研究に関しては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適用となる研究内容の場合は、指導教員の指導の下、本委員会の承認を得て実施している。（資料 1 3）

#### 5. 学位論文審査体制

博士論文の審査は、福井大学学位規程の規定に基づき、博士論文 1 編ごとに審査委員会を設置し、医学系研究科所属マル合教員のうちから 3 名以上の審査委員を選出し、博士論文の審査を行わせるものとする。なお、学位規程においては、教授会において必要があると認めるときは、他の研究科、大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができると規定しており、この規定に基づき、教授会において必要があると認めるときは、関連する本学大学院の異分野の教員を審査委員として加え、論文審査の客観性を担保するものとする。

##### 1) 審査申請資格要件

- (1) 本学の医学系研究科本課程に 2 年以上在籍していること
- (2) 共通科目 4 単位以上【共通科目 A：必修科目 1 単位、選択科目 1 単位以上、共通科目 B：必修科目 1 単位、選択科目 1 単位以上】、専門科目 4 単位を修得していること
- (3) QE を受審し、合格していること
- (4) 学位論文
  - ・以下の要件を満たす査読有の学術誌に原則として原著論文として受理されていること（掲載可とされた論文を含む）。学術論文申請者が筆頭著者であること。
  - ①英文；インパクトファクターのある英文誌、もしくは  
関連する和文学会誌に英文原稿を投稿し掲載されていること
  - ②和文；日本学術会議協力学術研究団体である学会の学会誌であること
    - ・英文原稿を必須としないが、英語論文であることが望ましい。
    - ・和文の場合には、関連する国際学会での英語による発表を条件とする。

##### 2) 審査体制

主査 1 名、副査 2 名以上で編成する。主査及び副査 1 名は主研究指導教員及び副研究指導教員（共にマル合教員）とは異なるマル合教員が担当し、副査のうち 1 名を主研究指導教員が担当する。口頭発表と口頭試問による公開の最終試験を実施する。なお、提出された学位論文の審査は、データや ICT・ロボット・AI 等、関連する異分野を評価するため、審査委員会を設置する教授会

において必要があると認めるときは、関連する異分野の研究科教員1名以上を審査委員として加え、それ以外の場合は、主査の判断のもと、関連する異分野の研究科教員への相談や助言を柔軟に求めることができる協力体制を構築しておく。また最終試験は、公開による口頭発表と口頭試験によって実施する。これにより論文審査の客観性と公平性を担保する。

最終試験の後、「大学院医学系研究科教授会」において、学位論文審査の報告に基づき審査し、学位授与の可否を決定する。

### 3) 審査基準

(1) 専門看護学分野において、学術的な貢献や社会的な意義を有している。

- ・卓越した看護理論・技術と異分野の融合により、データやICT・ロボット・AI等を活用した生涯健康を実現するためのヘルスケアシステム創生に資する研究課題であるか
- ・多角的・科学的な分析により、グローバルな視点から様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”及び生涯を通じて個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”双方の視点から、健康課題への新たな看護実践におけるエビデンスが実証された研究課題であるか

(2) 研究方法が妥当である。

- ・目的に適した研究デザインであるか
- ・科学的根拠に基づいた研究方法が詳述されているか
- ・目的に適した分析方法であるか

(3) 適切な研究倫理審査を受審している。

- ・任意性が保証されているか
- ・同意の取得方法が適切か
- ・不利益・リスクへの対策が講じられているか
- ・個人情報保護され、データ管理がなされているか
- ・研究公正の観点から問題がないか

(4) 適切な論文が引用され、論旨に一貫性がある。

(5) 学位論文として学術的意義、新規性、創造性、独創性がある。

- ・看護学の発展に貢献し、波及効果が期待できるか

(6) 研究結果についての質疑に明晰に応答できる。

(7) 看護学に資する研究成果である。

## 6. 学位論文の公表

学位規則(昭和28年文部省令第9号)第8条に従って学位論文の要旨及び審査結果の要旨を本学ホームページにおいて公表する。

また、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第8条に従って学位論文の要旨及び審査結果の要旨を本学ホームページにおいて公表する。

## V. 既設の修士課程との関係

### 1. 本研究科修士課程の特色

修士課程は、研究コースと高度実践コースから構成され、看護学を体系化・深化させる研究を遂行・発信できる研究・教育者、並びに高度な実践能力を備え、地域ヘルスケアを自律して行うことができる看護実践者の養成に尽力してきた。

「看護学専攻」のもと、基礎看護学、成人看護学、災害看護学、地域看護学、老年看護学および母子看護学において、優れた看護学の知識と技能を修得する研究コースと、卓越した看護実践能力を修得する専門看護師(CNS)教育を行う高度実践コースを設け、複数の大学院担当教員により体系的に教育・研究指導

を行っており、附属病院のみならず、福井県下の病院から多くの看護職者が志願している。

## 2. 修士課程の教育の特色

研究を通じ人類に対する高い倫理観と、豊かな人間性の涵養を目指し、看護学領域を主として構成し、また、学びやすいように長期履修制度や昼夜開講制度を設けている。

### 研究コース

- ① 基礎看護学において、あらゆる看護場面に共通した看護過程の展開と看護技術、および看護管理、看護理論に関する研究を行っている。
- ② 成人看護学において、慢性病患者の生活と“病い”の体験、手術・救急などクリティカルな状況における看護の役割、がん患者の理解とQOLについて探求し、対象理解を基盤とした看護に関する研究を行っている。
- ③ 災害看護学において、災害による人々の健康や生活への影響、被災者特性、活動現場特性を踏まえ、各災害サイクルにおける被災者に対する援助方法について研究を行っている。
- ④ 地域看護学において、生活者としての個人、家族、集団が健康な生活を送るための看護支援、地域ケアシステムの構築について研究を行っている。
- ⑤ 老年看護学において、高齢者の発達特性を基盤に、自分らしい生活の維持やQOL向上に向けたケアを探求し、自律に向けたセルフケアおよび家族支援などの研究を行っている。
- ⑥ 母子看護学において、母子を取り巻く健康問題や心身の健全な育成、助産師活動評価、周産期看護など、女性と家族のライフサイクルを視点とした研究を行っている。

### 高度実践コース

- ⑦ がん看護専門看護師教育では、がんに関する専門的知識を深め、エビデンスに基づく確かな臨床判断を行い、熟練した高度なケア技術とキアの知識を用いた高度な看護実践を追究している。
- ⑧ 災害看護専門看護師教育では、個人・家族・組織・地域における防災・減災に向けた諸活動について人間科学の視点から探求すると共に、高度な災害看護の能力を有する専門看護師の育成を行っている。
- ⑨ 老年看護専門看護師教育では、複雑で多様な健康問題をもつ高齢者とその家族が尊厳のある質の高い生活を送れるよう、多角的なアセスメント能力、QOL向上に向けた卓越した高度な看護実践能力を有する専門看護師の育成を行っている。

## 3. 修士課程（博士前期課程）と博士後期課程との関係

博士前期課程（現修士課程）と博士後期課程設置後の関係を資料14に示す。

博士前期課程（現修士課程）の研究コース及び高度実践コースにおいては、上記「修士課程の教育の特色」のとおり特色ある研究や高度な看護実践力の修得を行っている。そして新たに設ける「がん看護学」では、がん患者の身体的・精神的な苦痛を理解し、患者やその家族に対してQOLの視点に立った看護についての研究、「精神看護学」では、様々なライフステージにある人のメンタルヘルスやこころの疾患をもつ人とその家族への看護についての研究を行う予定である。これら、研究コース及び高度実践コースでは、上記8つの教育研究分野の1つを核としつつ、1～2の他教育研究分野を重ね、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”と“地域ヘルスケア”双方の視点を基盤とした研究と実践能力の修得を進めていく。

博士後期課程では、異分野を融合し、データやICT・ロボット・AI等を活用しながら、上記8つの教育研究分野の1つを核としつつも、更に多くの他教育研究分野を重ね、“生涯発達ヘルスケア”と、様々な課題の解決策を国内外に应用する“広域ヘルスケア”を統合することにより、人々が生活を営む地域の特性に応じたヘルスケアを追求する“次世代ヘルスケア創生看護学”の研究を進めていく。

例えば、現在取り組んでいる研究では、母子看護学と災害看護学双方の視点を取り入れた、学童

期にある子どもへの VR 教材を用いた防災教育や、老年看護学と基礎看護学の視点に加え、工学的手法を取り入れた褥瘡予防用具の開発があり、異分野と看護学各分野の融合から新たな看護学を創生している。これらは、日本の看護系大学にはない革新的な取り組みである。

以上により、博士後期課程では博士前期課程（現修士課程）の様な教育研究分野を設けずに、学部から博士前期課程、博士後期課程の教育・研究の連動性と継続性を整備する。

#### VI. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

福井大学学則第 4 4 条第 2 項の規定にて、「文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」としている。

講義は対面を基本とするものの、社会人学生への教育支援は必要であり、遠隔授業システムを利用したオンデマンド型やライブ配信による授業も積極的に実施する。

オンデマンド型の場合、学生は、講義の動画を所定サイトから視聴でき、担当教員は、学生からの質問等をサイト経由で受け取ることにより、質疑応答や理解度の確認を随時行い、対面授業と同等の教育効果を確保する。

ライブ配信の場合は、音声通信やチャット機能により、学生間の意見交換を可能とすることで、対面での実施により近い形での講義を行う。

#### VII. 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施

##### 1. 必要とされる分野であること

大学の教育機能として、リカレント・リスキリング教育を積極的に行うことが期待されている。福井県をはじめ国内外の様々な課題に対峙していく卓越した看護実践能力を希求する人材や、健康格差を是正するための新たな実践手法の開発やシステム構築ができる人材を養成していくためには、生涯教育の環境を提供し、社会に門戸を広げた大学院教育が必要といえる。

本学修士課程では、長期履修制度や夜間開講を実施し、就労先からの支援を講じることで修士課程の学生を支援してきた実績がある。

博士後期課程の入学者も、修士課程と同様に社会人入学者の希望が多く、看護職としてのキャリアを継続しながら進学を希望する学生は多いと考えており、大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例の適用は不可欠で、博士後期課程で高度な研究活動を進めていくには、多くの学修時間を必要とすることから、引き続き就労先との連絡・調整・協働により学修環境を整備していく。

##### 2. 長期履修制度の導入と修業年限

博士後期課程の標準修業年限は3年であるが、社会人入学者の修学を積極的に支援するために、大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例により、福井大学大学院学則に則り長期履修制度を導入していく。長期履修の許可を受けた学生は、修業年限を 4～6 年とすることで、それまでに必要な単位を修得し、学位論文を完成させていくことができる。

##### 3. 履修指導及び研究指導の方法

長期履修の許可を受けた学生は、入学前に主研究指導教員と履修計画と学位論文完成までのスケジュールを十分に検討し、離職することなく修業年限内で学位取得できるように複数教員の指導体制のもと支援するものとする。

科目履修については、入学時オリエンテーションで説明するとともに、特例措置の時間帯（18 時～21 時）を設け、通常の就学時間外でも履修が可能となるよう配慮するものとする。

特別研究については、主・副研究指導教員が連携をとり、時間的配慮を心がけ、遠隔授業システムを積極的に取り入れることで、計画的に就学できるよう支援する。

#### 4. 授業の実施方法

博士後期課程は1学年3名の定員であることから、一般学生と在職する学生を分けた開講は設定せずに、学生の就業状況等個々の状況を勘案しながら講義を開講する。

必修専門科目は午後から夕方の時間帯に、共通科目は平日の夜間及び土日に履修ができるように配慮するものとする。

学位論文指導は、学生と主・副研究指導教員の間で就業と修学が可能になるように日程の調整を行うとともに、適宜遠隔授業システムを積極的に活用しながら指導する。

#### 5. 教員の負担の程度

本学では、国立大学法人福井大学職員就業規則第44条の4の規定に基づき、専門業務型裁量労働制を採用しており、教職員の過半数代表者との間で専門業務型裁量労働制に関する協定書を締結している。教員が夜間（18時～21時）、休日に授業を開講する場合、専門業務型裁量労働制を適用し、過剰な負担が生じないよう協定書に基づき健康と福祉の確保を講じる。

#### 6. 図書館、情報処理室等の利用方法及び学生の厚生に対する配慮

##### 1) 図書館・情報処理施設等の利用方法

松岡キャンパスに医学図書館を設置し、医学専門資料を整備している。閲覧席は427席あり、グループディスカッション等ができる情報工房・グループラボを14室整備している。開館時間は、平日は9時から20時、土日休日は10時から17時としており、学生等で申請があった者は24時間の特別利用を可能としている。

また、学外からも、蔵書や文献データベースの検索、電子ジャーナルの閲覧ができるようにしているほか、学内に所蔵していない資料や文献の取り寄せを可能にしており、令和5年度からは外国語論文の取り寄せについては学生に対しても無料となるサービスを提供している。

##### 2) 食堂・売店等

福利厚生施設として、大学構内に食堂、購買を設置している。購買では書籍も取扱っており、定期購読や取り寄せの対応もしている。

また、附属病院内には、レストラン、喫茶店、コンビニエンスストア等があり、大学院生の利用が可能である。

##### 3) 交通機関、駐車スペース等

通学のための交通手段として、越前鉄道と京福バスの利用、または自家用車の利用を認めている。交通機関利用の場合、福井駅から約25分～35分と好アクセスとなっている。大学院生については、自家用車での通学において、教職員と同等に許可しており、教職員と同様に月1,000円の利用負担金で駐車場を利用することができる。

##### 4) 健康管理体制と必要な職員の配置

学生の健康管理のために松岡地区保健センターを設置している。大学院生は教職員と同様に、年に1度の定期健康診断を大学構内で受けることができる。また、専任の医師及び保健師、看護師、学校医による健康相談を行っており、必要に応じて医療機関への紹介も行っている。

その他、同センターに、カウンセラーを配置し、公認心理士・臨床心理士によるカウンセリングを行っている。

#### 7. 入学者選抜の概要

博士後期課程では、異分野を融合し、データやICT・ロボット・AI等を利活用しながら、“広域

ヘルスケア”と“生涯発達ヘルスケア”を統合・実践できる研究・教育者、トップリーダーを育成することを目的として、多様な観点から受験者の学力や資質を公平かつ多面的・総合的に評価する一般選抜と社会人特別選抜を実施するものとする。

#### 8. 大学院を専門に担当する専任教員を配置するなどの教員組織と整備状況

博士後期課程は、博士前期課程の各専門分野を統合したものであり、修士課程における教育実績のある教員を主に配置する。

### VIII. 入学者選抜の方法

博士後期課程の入学定員は、社会人を含む3名とする。この人数の妥当性は、修士課程の入学定員数（12名）や充足率、福井大学大学院医学系研究科 博士後期課程（看護学専攻）アンケート調査による博士後期課程への希望状況（資料3）、並びに教育課程、研究指導体制及び教員組織と教員の専門性（資料15）、施設設備を考慮した。この定員数により、教育の精度を維持しつつ、入学時から複数の研究指導教員・補助教員による手厚い指導が可能となり、学生への確実な教育支援、学生の研究能力の向上を図ることが可能になると考える。

表1 博士後期課程の入学定員・収容定員

研究科	専攻	修学年数	入学定員	収容定員
医学系研究科	看護学専攻 (博士後期課程)	3年	3名	9名

#### 1. アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針（資料7-1））

人間の存在や生命の尊厳への深い理解に基づき、卓越した知識と技術、豊かな人間性と高い倫理観、地域および世界を臨むことができる広い視野を有し、自律して研究活動を行うことにより、看護学の創造的・実践的な発展に貢献できる研究者、教育者、実践者、管理者を育成することを目指しており、以下の能力を有する人を入学生として受け入れる。

##### 1) 求める学生像

###### (1) 能力、意欲等

- ① 看護学分野に関する高度な専門知識とともに、自律した研究活動を行うことができる能力を有すること（AP1）
- ② 看護学以外の多様な学問分野にも高い関心があり、看護学と他の学問領域を融合し、看護学研究に応用できる柔軟な発想力・対応力を有すること（AP2）
- ③ 次世代医療の実現・発展に貢献できる高い倫理観と、問題解決に向けた方法を探求できる能力を有すること（AP3）
- ④ 国内外の研究論文を読み解く基礎的な語学力を有し、地域から国際的な問題・課題やそれに対する自分の意見をわかりやすく表現できる能力を有すること（AP4）

###### (2) 入学までに学習・修得しておくことが期待される内容

修士課程・博士前期課程またはそれに準ずる教育課程あるいは社会生活において、看護学領域の知識・技能・洞察力を獲得し、正確な文書読解、論理的な記述、明快で適切な表現など、看護学分野の研究を進めるための基本的な言語運用能力を身に付けておくことを期待する。



## 2) 入学者選抜の基本方針

求める学生像を踏まえて、多様な観点から受験者の学力や資質を公平かつ多面的・総合的に評価することで、入学者を選抜する。

### (1) 一般選抜

修士の学位や専門職学位を有する者および同等以上の学力があると認めた者に対し、成績証明書、研究計画書、口頭試問および英語能力試験（TOEIC スコア）で評価して選抜する。研究計画書、口頭試問および英語能力試験では、志望する教育研究区分の専門的知識、語学力、大学院で学ぶ意欲、適性、看護に対する姿勢、目的意識等を総合的に評価する。

口頭試問を重視するが、成績証明書、研究計画書の評価が著しく低い場合には、判定に影響する。

### (2) 社会人選抜

修士の学位や専門職学位を有する者および同等以上の学力があると認めた者で、看護師、保健師または助産師の免許を有し、**一定期間看護職として活躍している社会人**に対し、成績証明書、研究計画書、口頭試問および英語能力試験（TOEIC スコア）で評価して選抜する。研究計画書、口頭試問および英語能力試験では、志望する教育研究区分の専門的知識、語学力、大学院で学ぶ意欲、適性、看護に対する姿勢・**経験を踏まえた看護の課題**、目的意識等を総合的に評価する。

口頭試問を重視するが、成績証明書、研究計画書の評価が著しく低い場合には、判定に影響する。試験方法とアドミッション・ポリシーの対応は下表のとおり。

表2 試験方法とアドミッション・ポリシーの対応

試験方法	アドミッション・ポリシー
成績証明書	AP 1
研究計画書	AP 1、AP 2、AP 3
口頭試問	AP 1、AP 2、AP 3、AP 4
英語能力試験	AP 4

## 2. 出願資格

博士後期課程に出願することができる者は、次の何れかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者、**及び入学年度前年度末までに取得見込みの者**
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、**及び入学年度前年度末までに授与される見込みの者**
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、**及び入学年度前年度末までに授与される見込みの者**
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、**及び入学年度前年度末までに授与される見込みの者**
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、**及び入学年度前年度末までに授与される見込みの者**
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者

- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

## IX. 教員組織の編成の考え方及び特色

### 1. 教員配置の考え方

博士後期課程の教員組織は、博士の学位を有する16名の専任教員（看護学3名、医学2名、小児発達学4名、保健学4名、人間科学1名、理学2名）からなる。専任教員全員が博士前期課程（修士課程）も担当することから、博士前期課程と後期課程の一貫した連続性のある教育・研究活動を行うことができる。また、共通科目では、異分野融合の観点から大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科、大学院医学系研究科（統合先進医学専攻）、大学院工学研究科、大学院国際地域マネジメント研究科の教員が兼担する。授業科目別の担当教員の一覧を資料16に示した。

科目によっては、専門的内容を教授する点から複数の教員が担うが、科目代表者を置き、当該科目の学修目標の到達に向けて授業全体の調整を行う。

### 2. 共通科目（共通科目A）

「アドバンスナーシングリサーチ」、「保健医学におけるデータ解析法（量的）」、「保健医学におけるデータ解析法（質的）」は、複数の専任教員が担当するオムニバス形式の科目とする。

### 3. 共通科目（共通科目B）

異分野融合科目として、「アントレプレナーシップ論」、「デザイン思考」は大学院工学研究科の教員（専任教員以外の教員）が、「異文化コミュニケーション」は大学院国際地域マネジメント研究科の教員（専任教員以外の教員）が担当（兼担）し、「ヘルステック実践論」は大学院工学研究科及び大学院国際地域マネジメント研究科の教員（専任教員以外の教員）と専任教員が、「地域医療ケア・マネジメント」は大学院医学系研究科の教員（専任教員以外の教員）と専任教員が、「生涯発達とこころ」は大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科の教員（専任教員以外の教員）と専任教員が担当するオムニバス形式の科目とする。

### 4. 専門科目

専門科目である「次世代ヘルスケア創生看護学特論」、および「次世代ヘルスケア創生看護学演習」は、博士前期課程（現修士課程）で基礎看護学、成人看護学、災害看護学、地域看護学、老年看護学、母子看護学、がん看護学、精神看護学の教育・研究実績のある専任教員を配置し、一部教員担当で個別化するのではなく、複数教員がチームとして担当する相互作用可能な編成とし、「Program of Study Committee」に参画するデータやICT・ロボット・AI等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員を含めて学生への助言を行っていくことで、卓越した看護理論・技術と異分野の融合を図る。

### 5. 特別研究科目

「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」は、専門科目の講義・演習との一貫性を保証し、学生が次世代ヘルスケア創生看護学に寄与する研究課題について、研究計画の策定、研究の遂行、結果の解析、論文化を進められるように学修する科目である。主研究指導教員・研究指導補助教員16名を配置するとともに、「Program of Study Committee」に参画するデータやICT・ロボット・AI等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員を助言者として配置するものとする。

各教員の専門性に基づいた研究概要及びテーマを資料15に示す。

## 6. 教員の年齢構成

教員の年齢構成は、開設年度においては、30歳代1名、40歳代3名、50歳代7名、60歳代5名である。完成年度は、40歳代4名、50歳代5名、60歳代7名である。このうち、定年退職した教授2名を完成年度まで、国立大学法人福井大学特別雇用職員就業規則(資料17)に基づき専任教員である教授(特命教授)として雇用するが、年齢のバランスはとれているものとする。

なお、定年退職した教授の後任は、完成年度までに選考し、博士後期課程の教育に支障を来さないようにする。

以上より、教員の年齢構成のバランスからも、博士後期課程での教育・研究活動の質の維持・向上が確保できる体制となっている。

## X. 研究の実施についての考え方、体制、取組

博士後期課程の教育内容と研究指導を実効性あるものにするために、組織的に計画することが重要である。博士後期課程では、特に研究者の育成を主たる目的とするため、一部教員担当で個別化するのではなく、複数教員がチームとして担当して相互作用可能な編成を行い、倫理教育も兼ねて実施するようにする。

博士論文を完成させるため、学生が適切な研究指導を受け、研究を進められる体制を整える。具体には、学生ごとに主指導教員と2名以上の副研究指導教員からなる「Program of Study Committee」を構築し、学生の履修指導ならびに博士論文研究に係る指導を行っていく。

「Program of Study Committee」には、データやICT・ロボット・AI等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員が参画し、学生の履修指導ならびに博士論文研究において、異分野に関する指導を行っていくこととしている。全ての学生の主研究指導教員、副研究指導教員は、大学院医学系研究科教授会で審議のうえ、指導教員を決定するものとする。

指導教員の決定後は、学生ごとに研究計画書を作成し、研究テーマ、研究計画及び研究方法を決定し、研究計画書は学務課で保管する。1年次末に、全ての学生を対象として研究の進捗状況を報告する機会を設ける。研究の進捗状況報告においては、指導教員のみならず、「Program of Study Committee」に参画するデータやICT・ロボット・AI等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員からも横断的に助言を受けブラッシュアップできる体制とする。これにより、必要に応じて指導教員と相談のうえ、研究計画を見直すことができる。学位論文研究発表によって、研究テーマについて他研究科からの意見を得る機会を提供し、ブラッシュアップできる体制とする。

2年次の10月には、QE (Qualifying Examination) を実施する、QE は研究基礎力を問う試験であり、体系的な博士課程における研究の質を確認するために、研究途中での審査と試験を行う。これを経ることで学位申請資格要件である学術雑誌に論文が掲載されるに先立ち、大学における評価の過程を経験でき、これまでの研究を振り返る機会となる。QE には、マル合教員、合教員の他に関連する他研究科の教員も参画することとする。

研究における倫理審査は、当該委員会へ主研究指導教員が申請するものとし、学生は研究分担者として審査を受けるものとする。

## XI. 施設・設備等の整備計画

### 1. 博士後期課程の大学院生研究室の整備

本学看護学科棟には、看護大講義室(170名収容)、看護第1講義室(80名収容)、看護第2講義室(80名収容)、大学院演習室2室と大学院講義室1室のほか、研究室9室を整備している。

今回、博士後期課程の講義や研究指導は、同看護学科棟で行うが、講義室・研究室は、収容定員が9名であることから、修士課程から改組する博士前期課程の学生と共有することで対応する。

研究室は、修士課程の学生には就業者が多いことから、夜間・休日開講する授業への対応、また、常に研究できるよう学生証により、24時間利用できるようにしており、博士後期課程の学生に対しても同様の対応を行う。

なお、パソコンとプリンター等の設置と定型的な備品も備え、各自が有するパソコンのインターネットへの接続に対しても、大学内 LAN・無線 LAN が利用できる環境を整備している。

## 2. 図書館等の資料及び図書館の整備計画

松岡キャンパスに医学図書館を設置し、開館時間は、平日は 9 時から 20 時、土日休日は 10 時から 17 時としており、学生等で申請があった者は 24 時間の特別利用を可能としている。

医学図書館には、医学・看護学系を中心に、図書を 139,157 冊（うち外国語 64,773 冊）、学術雑誌は 4,673 種（うち外国誌 2,336 種）、学術雑誌のうち電子ジャーナルは 20,987 種（うち外国誌 19,294 種）を備えている。特に、看護系の学術雑誌として全文情報データベース CINAHL Complete を導入し、外国誌 780 種の全文情報の利用を可能としている。また、医学・看護系以外の資料についても、文京キャンパスに設置されている総合図書館にある教育、国際、工学系その他一般教養書の約 55 万冊の資料について利用が可能である。

## ⅩⅡ. 管理運営

### 1. 本学博士後期課程における管理運営方法

現在、大学院における教授会に相当する組織としては、教授をもって組織する大学院医学系研究科教授会を置き、学生の入学及び課程の修了に関する事項、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認に関する事項、博士及び修士の学位授与に関する事項を審議事項として、毎月 1 回（8 月を除く）開催して審議している。

さらに、本学には、医学・看護学に関する教学等の具体的事項を審議する機関として大学院医学系研究科課程委員会を置き、教育課程の編成及び研究指導に関する事項、試験及び単位の認定に関する事項、学位論文の審査並びに最終試験に関する事項、学生の身分異動に関する事項、学生の支援に関する事項、その他大学院の教育、研究及び管理運営に関する重要事項について審議している。

今回、設置を計画している看護学専攻博士後期課程に関しても、既存の医学系研究科教授会、および医学系研究科課程委員会において審議等を行う。

### 2. カリキュラムの運営に関する仕組み

今回、設置を計画している看護学専攻博士後期課程に関しては、大学院医学系研究科教授会規程に基づき、大学院医学系研究科課程委員会において、看護学専攻博士後期課程における授業科目、配当単位数、研究指導の内容並びにこれらの履修方法を定め、大学院医学系研究科教授会で審議のうえカリキュラムを運営する。

## ⅩⅢ. 自己点検と評価

本学では、全学的な内部質保証の方針を「国立大学法人福井大学教育の内部質保証に関する基本方針」として、また特に教育内部質保証に関する方針を「国立大学法人福井大学「学生の学びのための教育内部質保証」に関する基本方針」を定め、これらの基本方針をもとに次のとおり自己点検・評価の実施体制を整備している。

- ・各学部・研究科については、それぞれの使命や目的に照らし、外部評価を含む自己点検・評価を実施する。
  - ・教育課程については、基本的事項を確認するモニタリング及び質の継続的な改善・向上を図るためのプログラム・レビューを行うほか、施設及び設備、学生支援、学生受入について自己点検・評価を実施する。
  - ・上記を実施した上で、国立大学法人評価、大学機関別認証評価等の第三者評価も活用しながら、改善・向上のための計画策定・実施、課題の抽出と改善策の検討を行い、順次改善を図る。
- 自己点検・評価の結果については、社会的説明責任を果し、内部質保証が機能していることを示

すため、第三者評価の結果も含め積極的に学内外に公表するものとしている。

なお、本学の内部質保証体制は、令和4年度に受審した大学機関別認証評価において、「優れて機能している」と高い評価を受けており、このような高い評価を受けたのは、直近3年間に受審した国立大学57校のうち、本学のみである。

#### XIV. 情報の公表

##### 1. 大学としての情報公開

学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、各情報を本学サイトで公開している。

- 1) 大学の教育研究上の目的及びディプロマ、カリキュラム、アドミッションの各ポリシー
- 2) 教育研究上の基本組織
- 3) 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- 4) 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- 5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画
- 6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
- 7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- 8) 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用
- 9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援  
(教育情報の公表)

[https://www.u-fukui.ac.jp/cont\\_about/disclosure/obligation/](https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/obligation/)

- 10) 学位論文に係る評価に当たっての基準

(学位申請)

<https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=188>

- 11) その他

(学部・大学院等の設置計画に関する情報)

[https://www.u-fukui.ac.jp/cont\\_about/disclosure/obligation/establishment/](https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/obligation/establishment/)

(内部質保証に関する情報)

[https://www.u-fukui.ac.jp/cont\\_about/outline/management06/](https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management06/)

(大学機関別認証評価)

[https://www.u-fukui.ac.jp/cont\\_about/outline/management06/estimate/](https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management06/estimate/)

##### 2. 修士課程としての情報公開

修士課程の情報は、本学ウェブサイトで公表するとともに、修士課程の教員が所属する医学系部門看護学領域の研究活動一覧を公表している。

(大学院医学系研究科修士課程のサイト)

<https://www.med.u-fukui.ac.jp/department/graduate/master/>

(研究活動一覧)

<https://www.med.u-fukui.ac.jp/research/activity/>

#### XV. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

以下の方略や取組により、教員の資質向上を図るものとする。

##### 1. 教員採用時の厳正な審査

教員の採用は、国立大学法人福井大学職員人事規程、国立大学法人福井大学大学教育職員の採用及び昇格等に係る人事手続きに関する細則及び福井大学の大学教育職員の選考基準に関する細則に基づき実施している。原則として、公募により人材を募ることとしており、医学系部門長、医学部

附属病院長及び医学系部門選出の教育研究評議会評議員等で構成する企画調整会議において求める人材像等の基本方針に関して検討を行い、それに基づき、教授会において選考委員会を設置している。なお、企画調整会議において検討された基本方針、選考委員会にて検討された公募要項については、学長・常勤理事で構成する役員会の下に置かれた人事会議においても検討することとしている。

応募者には、履歴書、教育研究業績書等の提出を求め、選考委員会及び教授会での審査を経て、最終候補者を決定している。

## 2. 教育改善及び教育の内部質保証組織

医学部及び大学院医学系研究科の教育の内部質保証組織として、福井大学学則第6条の規定に基づき、附属教育支援センターを設置し、教学IR（インスティテューショナル・リサーチ）に基づく教育の点検・評価と改善に係る業務を行っている。大学院の教学IRとしては、学修成果の達成状況を確認するため、修了後一定期間就業経験のある修了生に対して学位授与の方針に掲げた能力及びトランスファラブル・スキルの実践・活用状況や、大学院教育への満足度などのアンケート調査を実施し、今後の教育の改善に活用することとしている。

## 3. 教員業績評価の実施

教員の評価に関しては、国立大学法人福井大学教員業績評価規程を定め、毎年度、「教育」「研究」「社会貢献・国際交流」「管理運営」を評価項目として、業績確認調書による自己評価及び所属長等評価を実施している。評価にあたっては、部門長及び各部門に設置された業績評価実施委員会が業績評価案を作成し、全学内部質保証委員会の議を経て学長が業績評価結果を決定することとしている。

また、本学教員は、大学の教員等の任期に関する法律に基づき国立大学法人福井大学大学教育職員の任期に関する規程を定めて、教員任期制を採用しており、医学部が定める領域の教授、准教授、講師は5年以内（再任可）、医学部全講座の助教の職は5年以内（再任可）の任期としている。

再任しようとする場合、その可否は、当該大学教育職員の任期中の業績審査に基づくものとしており、審査委員会を設置し厳格な再任審査を行っている。

## 4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）とスタッフ・ディベロップメント（SD）

看護学専攻博士後期課程を担当する教員に対するファカルティ・ディベロップメント（FD）は、他の専攻と同じく、福井大学学則第44条の2に基づき、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修を実施している。特に看護教育に関するFDは毎年度開催し、看護系教員の参加を必須としている。また全学及び医学部が開催する教育に関するFDへの参加を推進している。

スタッフ・ディベロップメント（SD）としては、職員の管理運営能力及びその質の向上を図るため、個人情報保護に関する研修、リスクマネジメントに関する研修、コンプライアンス教育研修等、職員全員が修得すべき事項の研修、管理職等の職階別研修のほか、教学、学生相談、労務、会計等の職能別研修といった諸研修の実施や学外研修に参加させている。

また、今後、教職協働を推進していく必要のある業務を整理し、現状と課題、今後の方向性について、「教職協働に関する提言書」にまとめた（令和3年12月）。令和4年1月には「教職協働体制の整備」と「職員の専門性向上」を柱とする「福井大学教職協働推進ポリシー」を策定し、全学に周知するとともに本学ホームページに掲載し、社会に広く公表した。「教職協働に関する提言書」や「福井大学教職協働推進ポリシー」において、大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中、教員と職員が共通の認識の下に大学運営に携わることが不可欠であり、教員と職員の合同FD・SD研修等の実施により、教職協働の機運を上昇させることが明記されていることから、「FD・SD研修検討プロジェクトチーム」を令和4年4月に設置し、令和5年度には、同プロジェクトチームの

企画により、福井大学のブランドカアッぷをテーマとした教員と職員の合同 FD・SD 研修を実施した。

設置の趣旨等を記載した書類（資料目次）

資料 1：入学者選抜実施結果（R1～R5 入試）	P. 2
資料 2：福井大学大学院医学系研究科博士後期課程（看護学専攻）アンケート調査	P. 3
資料 3：県内大学看護学科教員の学位取得状況	P. 11
資料 4-1：福井県知事からの要望書	P. 12
資料 4-2：福井県看護協会長からの要望書	P. 13
資料 5：県内大学各看護学科長へのアンケート調査	P. 14
資料 6：県内地域医療支援病院のうち大規模病院の看護管理職へのアンケート調査	P. 16
資料 7-1：三つのポリシー	P. 18
資料 7-2：福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン	P. 25
資料 8-1：カリキュラム構成	P. 28
資料 8-2：カリキュラムマップ	P. 29
資料 8-3：「Program of Study Committee」について	P. 30
資料 8-4：QE 実施要項について	P. 31
資料 9：履修スケジュール	P. 32
資料 10：履修モデル	P. 33
資料 11：「福井大学臨床研究講習会」の受講ルールについて	P. 34
資料 12：福井大学医学系研究倫理審査委員会要項	P. 36
資料 13：福井大学におけるヒトを対象とする研究に関する規程	P. 41
資料 14：既設の課程との関係	P. 49
資料 15：看護D研究指導員・補助教員の研究概要及びテーマ	P. 51
資料 16：授業担当教員一覧	P. 53
資料 17：国立大学法人福井大学特別雇用職員就業規則	P. 55



### 医学部看護学科入学者選抜実施結果

入試年度	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	志願倍率
令和5年度	60	169 (164)	137 (133)	66 (63)	63 (60)	2.8
令和4年度	60	251 (233)	198 (182)	67 (62)	64 (60)	4.2
令和3年度	60	137 (129)	98 (92)	61 (59)	61 (59)	2.3
令和2年度	60	173 (163)	137 (128)	66 (66)	63 (63)	2.9
令和元年度	60	228 (220)	157 (151)	64 (61)	62 (59)	3.8

※ ( )は女子で内数

### 大学院医学系研究科看護学専攻(修士課程)入学者選抜実施結果

入試年度	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	志願倍率
令和5年度	12	14 (9)	14 (9)	12 (7)	12 (7)	1.2
令和4年度	12	13 (11)	13 (11)	13 (11)	13 (11)	1.1
令和3年度	12	8 (7)	8 (7)	8 (7)	7 (6)	0.7
令和2年度	12	10 (10)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	0.8
令和元年度	12	15 (9)	15 (9)	14 (9)	13 (9)	1.3

※ ( )は女子で内数

## 福井大学大学院医学系研究科 博士後期課程(看護学専攻)アンケート調査

日 時：R5.10.27（金）締切

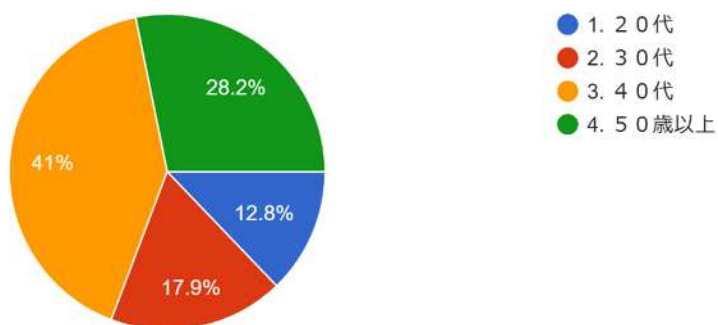
対象者：福井大学医学部附属病院在職中の修士課程修了者（33名）※うち29名は本学修了者、  
本学医学系研究科看護学専攻（修士課程）在学者（29名） 計62名

※うち11名は本学医学部附属病院所属、18名はそれ以外の医療機関に在職中の者

回答者：39名

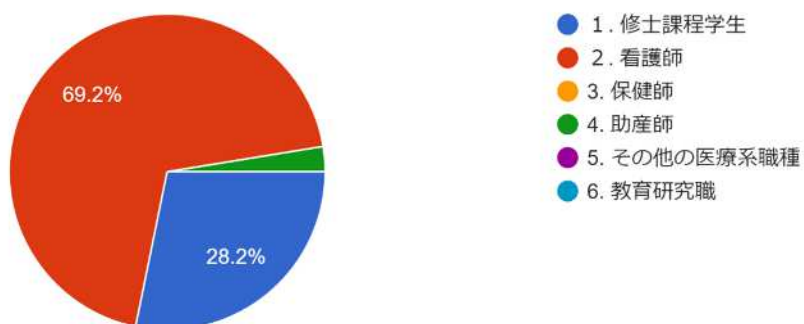
【質問1】 あなたの年齢について、該当するものにチェックをつけてください。

39件の回答



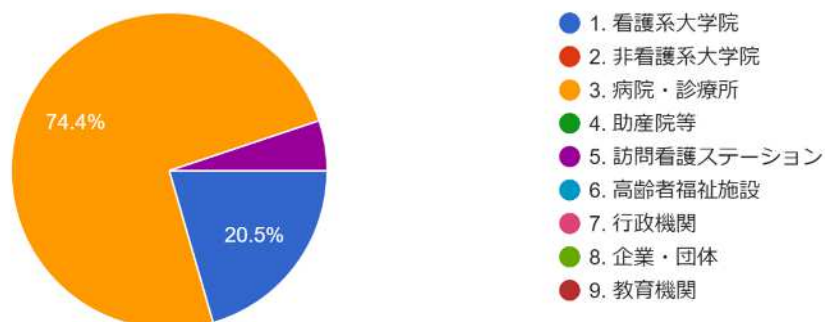
【質問2】 あなたの現在の職種について、該当するものを1つ選びチェックをつけてください。

39件の回答



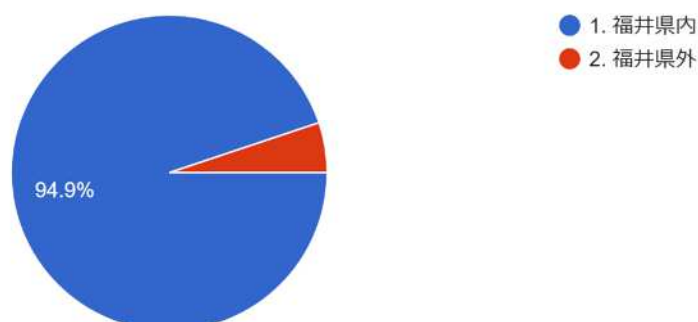
【質問3】 あなたの現在の所属先について、該当するものを1つ選びチェックをつけてください。

39 件の回答



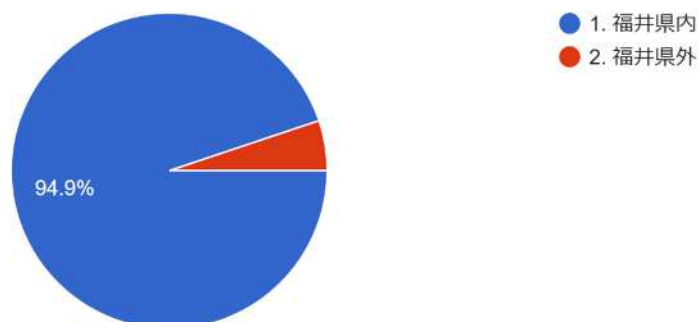
【質問4】 あなたの現在のお住まい（現住所）について、該当するものを1つ選びチェックをつけてください。

39 件の回答



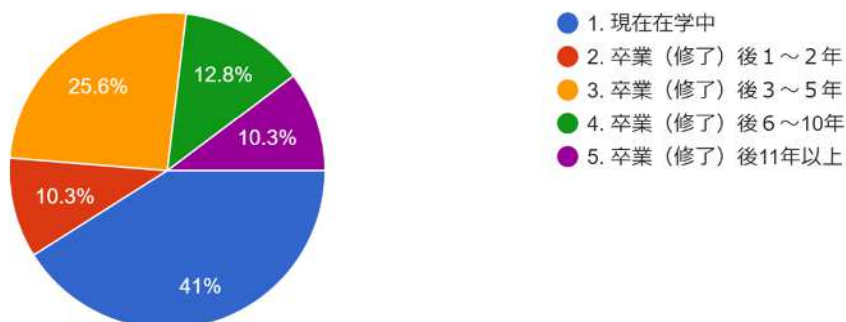
【質問5】 あなたの現在の所属先の所在地について、該当するものを1つ選びチェックをつけてください。

39 件の回答



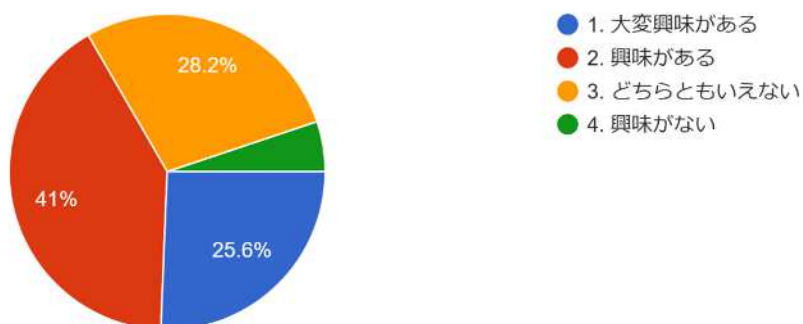
【質問6】あなたの修士課程修了後の経過年数について、該当するものを1つ選びチェックをつけてください。

39件の回答



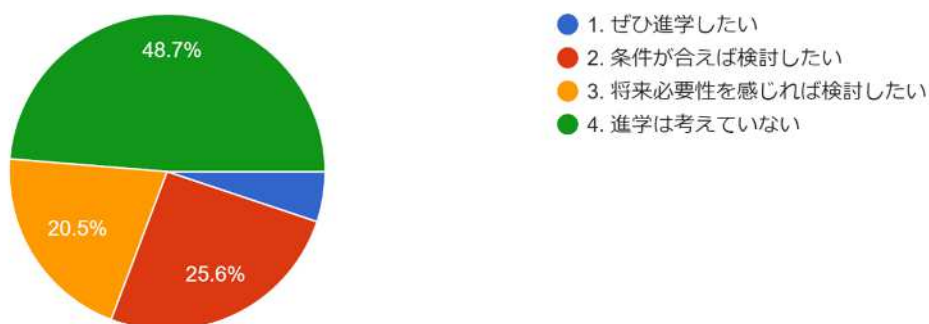
【質問7】福井大学大学院博士後期課程（看護学専攻）では、複雑化する社会的課題に対処するため、従来の学問分野の枠組みを超えて、異なる学問分野・領域の知識やスキルを総合的に学ぶ異分野融合型の教育を目指しています。このような異分野融合型の教育についてどのようにお考えですか。次の中から1つ選びチェックをつけてください。

39件の回答



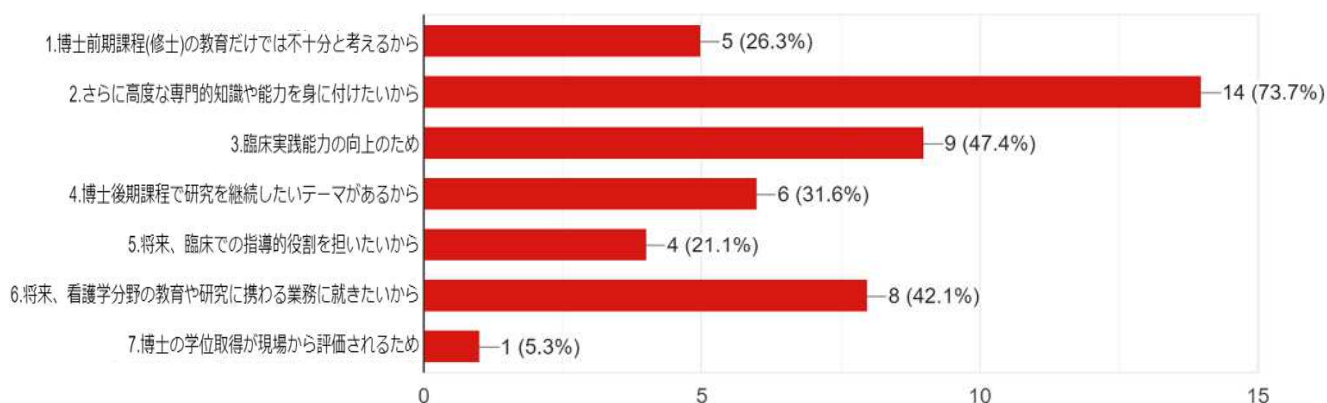
【質問8】あなたは福井大学大学院博士後期課程（看護学専攻）への進学についてどのようにお考えですか。次の中から1つ選びチェックをつけてください。（複数選択可）

39件の回答



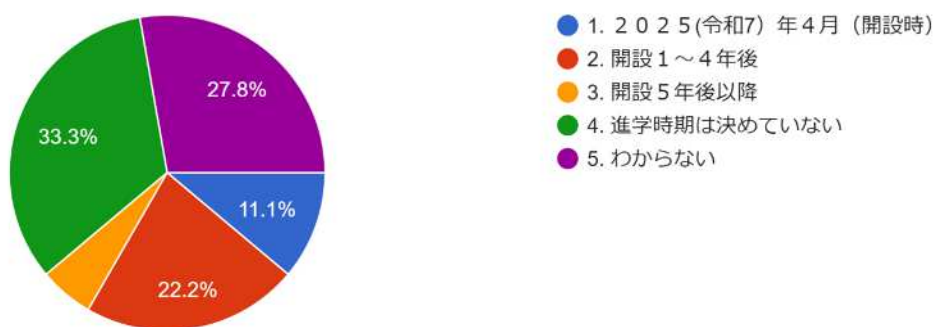
【質問9】質問8で1～3を選択された方にお尋ねします。大学院博士後期課程への進学を検討する理由について、あてはまるものにチェックを付けてください。（複数選択可）

19件の回答



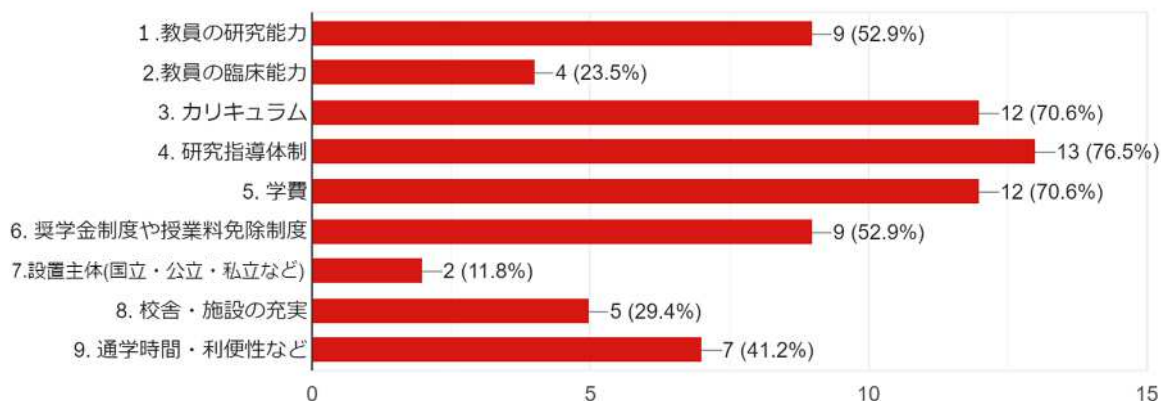
【質問10】質問8で1～3を選択された方にお尋ねします。あなたは進学時期についてどのようにお考えですか。次の中から1つ選んでチェックを付けてください。

18件の回答



【質問11】質問9で1～3を選択された方にお尋ねします。大学院博士後期課程への進学を検討する際に重視する点は何ですか。あてはまるものにチェックを付けてください。（複数選択可）

17件の回答



【質問12】福井大学大学院博士後期課程（看護学専攻）の設置計画に対するご意見・ご要望をお聞かせください。（自由記載欄）

5 件の回答

ぜひ実現してほしいです

博士課程への進学を希望する方もおられると思うため設置は必要だと考えます。

博士課程には興味がありましたが、通える距離では大学がなかったため、開設になれば入学を希望したいと考えてます。

大学院への進学は、仕事をしながらであったため、体力がついていかないと思う。又、当然のことながら費用の捻出も考えなければならないため、今の年齢では難しいと考える。設置計画の内容は素晴らしいものであるため、仕事との調整や費用捻出の件が何とかなれば進学の検討を考えられるかもしれない。

博士後期課程の設置楽しみにしています。

令和5年10月19日

各位

福井大学医学部看護学科長  
四谷 淳子福井大学大学院医学系研究科博士後期課程（看護学専攻）設置  
に係るアンケート調査について（お願い）

秋冷の候 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本学の医学教育に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在福井大学医学部看護学科では、新たに大学院博士後期課程（看護学専攻）の設置を検討しております。

つきましては、設置計画検討の際の参考とさせていただきたく別添の構想概要資料をご確認の上、下記アンケートにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、回答期限を10月27日（金）とさせていただいております。国への申請手続きの関係上短期間での依頼となることについてご容赦願います。

記

- ・アンケートへのアクセス

<https://forms.gle/KZd8izX2GwFTU9hL6>

- ・回答期限 令和5年10月27日（金）
- ・参考資料（大学院医学系研究科博士後期課程（看護学専攻）設置構想）
- ・添付アンケートでの回答も可能です。（提出先：松岡キャンパス学務課）



(アンケート QR コード)

問合せ先  
福井大学松岡キャンパス学務課  
教務（看護）担当 藤田、小川  
電話 0776-61-8241（直通）  
2142（内線）  
E-mail m-kyomu@ml.u-fukui.ac.jp

アンケート調査

福井大学では、新たに大学院博士後期課程（看護学専攻）の設置を検討しています。つきましては、設置計画検討の参考としたいので、構想概要の資料をご確認の上、アンケートにご協力をお願いします。

（所要時間：約5分）

- ・このアンケートの結果は、統計資料としてのみ用い、目的以外に利用することはありません。
- ・内容は構想中のものであり、変更となる場合があります。

【質問1】 あなたの年齢について、該当するものにチェックをつけてください。

1. 20代    2. 30代    3. 40代    4. 50歳以上

【質問2】 あなたの現在の職種について、該当するものを1つ選びチェックをつけてください。

1. 修士課程学生    2. 看護師    3. 保健師    4. 助産師  
 5. その他の医療系職種(                    )    6. 教育研究職    7. その他(                    )

【質問3】 あなたの現在の所属先について、該当するものを1つ選びチェックをつけてください。

1. 看護系大学院    2. 非看護系大学院    3. 病院・診療所  
 4. 助産院等    5. 訪問看護ステーション    6. 高齢者福祉施設    7. 行政機関    8. 企業・団体  
 9. 教育機関    10. その他(                    )

【質問4】 あなたの現在のお住まい（現住所）について、該当するものを1つ選びチェックをつけてください。

1. 福井県内    2. 福井県外

【質問5】 あなたの現在の所属先の所在地について、該当するものを1つ選びチェックをつけてください。

1. 福井県内    2. 福井県外

【質問6】 あなたの修士課程修了後の経過年数について、該当するものを1つ選びチェックをつけてください。

1. 現在在学中    2. 卒業(修了)後1～2年    3. 卒業(修了)後3～5年    4. 卒業(修了)後6～10年  
 5. 卒業(修了)後11年以上

【質問7】 福井大学大学院博士後期課程（看護学専攻）では、複雑化する社会的課題に対処するため、従来の学問分野の枠組みを超えて、異なる学問分野・領域の知識やスキルを総合的に学ぶ異分野融合型の教育を目指しています。このような異分野融合型の教育についてどのようにお考えですか。次の中から1つ選びチェックをつけてください。

1. 大変興味がある    2. 興味がある    3. どちらともいえない    4. 興味がない



【質問8】あなたは福井大学大学院博士後期課程（看護学専攻）への進学についてどのようにお考えですか。次の中から1つ選びチェックをつけてください。

1. ぜひ進学したい  2. 条件が合えば検討したい  3. 将来必要性を感じれば検討したい  4. 進学は考えていない

【質問9】質問8で1.～3.を選択された方にお尋ねします。大学院博士後期課程への進学を検討する理由について、あてはまるものにチェックを付けてください。（複数選択可）

1. 博士前期課程（修士）の教育だけでは不十分と考えるから  
 2. さらに高度な専門的知識や能力を身に付けたいから  
 3. 臨床実践能力の向上のため  
 4. 博士後期課程で研究を継続したいテーマがあるから  
 5. 将来、臨床での指導的役割を担いたいから  
 6. 将来、看護学分野の教育や研究に携わる業務に就きたいから  
 7. 博士の学位取得が職場から評価されるため  
 8. その他（ ）

【質問10】質問8で1.～3.を選択された方にお尋ねします。あなたは進学時期についてどのようにお考えですか。次の中から1つ選んでチェックを付けてください。

1. 2027年4月（開設時）  2. 開設1～4年後  3. 開設5年後以降  4. 進学時期は決めていない  
 5. わからない

【質問11】質問9で1～3を選択された方にお尋ねします。大学院博士後期課程への進学を検討する際に重視する点は何ですか。あてはまるものにチェックを付けてください（複数選択可）。

1. 教員の研究能力  2. 教員の臨床能力  3. カリキュラム  4. 研究指導体制  5. 学費  
 6. 奨学金制度や授業料免除制度  7. 設置主体（国立・公立・私立など）  8. 校舎・施設の充実  
 9. 通学時間・利便性など  10. その他（ ）

【質問12】福井大学大学院博士後期課程（看護学専攻）の設置計画に対するご意見・ご要望をお聞かせください。（自由記載欄）

県内大学※看護学科教員に係る職位別学位の種類及び分野の集計

職位	種類	分野				総計	職位毎の 構成比
		看護学	保健学	医学	その他		
教授	博士	8	4	10	9	31	(81.6%)
	修士	5			1	6	(15.8%)
	学士			1		1	(2.6%)
	小計	13	4	11	10	38	(100.0%)
准教授	博士	1	2			3	(27.3%)
	修士	5			3	8	(72.7%)
	学士					0	(0.0%)
	小計	6	2		3	11	(100.0%)
講師	博士					0	(0.0%)
	修士	6	1			7	(100.0%)
	学士					0	(0.0%)
	小計	6	1			7	(100.0%)
助教	博士		1			1	(5.6%)
	修士	14			2	16	(88.9%)
	学士	1				1	(5.6%)
	小計	15	1		2	18	(100.0%)
<b>総計</b>		<b>40</b>	<b>8</b>	<b>11</b>	<b>15</b>	<b>74</b>	

県内大学※看護学科教員の博士号授与機関の集計

	本学	北陸・甲信越 (福井県外)	東海	近畿	関東	(不明)	総計
看護学		3	2	3	1		9
保健学		7					7
医学	2	3	1	2	1	1	10
その他		1		6	2		9
<b>総計</b>	<b>2</b>	<b>14</b>	<b>3</b>	<b>11</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>35</b>

※福井県立大学、敦賀市立看護大学及び福井医療大学の各看護学科

## 要望書

人生 100 年時代において、2025 年には団塊の世代が全て 75 歳以上、2040 年には団塊ジュニア世代が 65 歳を迎え、本県においても 65 歳以上人口は 24.1 万人(37.2%)とピークに達することが予想されています。このような中で医療や介護を必要とする人が増えていくことはもとより、疾病構造の変化、医療技術の高度化など、地域医療を取り巻く環境は大きく変化し、医療・介護サービスの多様性が求められています。

本県では、医療、介護、予防、生活支援がトータルで提供される「次世代包括ケアシステム」を展開するなど、誰もが住み慣れた地域で安心して医療や介護、福祉サービスを受けられる環境づくりを進めています。

また、医療機関や介護保険施設の連携を進め、高度急性期からリハビリ、在宅医療まで患者の状態に応じた適切な医療を提供するとともに、新興感染症の発生・まん延時においても切れ目なく医療を提供できる体制を構築することが重要です。

貴学におかれましては、多岐にわたって中核的な立場で質の高い医療の提供とともに医療人材の育成にも御尽力いただいているところですが、看護人材に関しては、複雑多様化する保健・医療ニーズに対応できる人材の確保とともに、令和 6 年 4 月から本格的に始まる医師の働き方改革の推進等により、今まで以上に専門性の高い人材の育成を進めていくことが課題となっています。

このたび、貴学に大学院医学系研究科看護学専攻「博士後期課程」が設置されることで、県内外から優秀な人材が流入し県内の看護職員確保につながるるとともに、異分野を融合し、データや ICT、AI 等を利活用しながら、様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”および乳幼児から老年期にいたる生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”を統合・実践できる研究・教育者、トップリーダーを輩出していただけるものと期待しています。さらには、本県が抱える諸課題の解決に向け、協働して取組を進めることにより、子どもからお年寄りまですべての世代が安心して暮らし、生涯活躍できる全国モデルのしあわせ地域づくりに寄与いただけるものと期待しています。

以上のことから、貴学大学院医学系研究科看護学専攻への博士後期課程の設置を強く要望します。

令和 6 年 2 月 21 日

国立大学法人福井大学

学 長 上田 孝典 様

福井県知事 杉本 達治



令和6年3月7日

国立大学法人

福井大学

学長 上田 孝典 殿

公益社団法人 福井県看護協会

会長 江守 直美

### 博士後期課程の設置に関する要望書

公益社団法人福井県看護協会の活動に対しまして、平素から深いご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

また、福井県の医療看護人材の育成にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

新興感染症や自然災害が頻発する現在、「誰もが住み慣れた地域で自分らしく最後まで暮らすことのできる社会」を実現するためには、保健・医療・福祉の各分野の看護職や他職種との連携強化はもちろん、これまでと異なる視点で新しいケアシステムを開発、構築、実践できるリーダーとなる看護職が必要と考えます。

そして、福井大学医学部研究科看護学専攻の「博士後期課程」の設置は、地域と連携し県民の命と健康を守り、看護の機能強化及び看護職連携強化を実践できる看護職のリーダーの養成に貢献できると考えています。

そこで、博士後期課程の設置を強く要望します。

## 看護学教員に求める要件に関するアンケート調査について

調査実施期間：令和6年2月8日～16日

調査対象：福井県内の看護系修士課程を有する3大学の看護学科長

【質問1】貴学科では、必要な知識・経験・研究業績等を有する教員は確保できていますか。

3件の回答



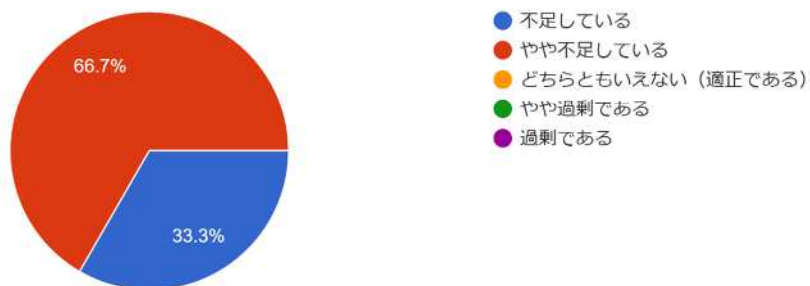
【質問2】貴学科では、教員採用にあたり学位についてどのように考えますか。

3件の回答



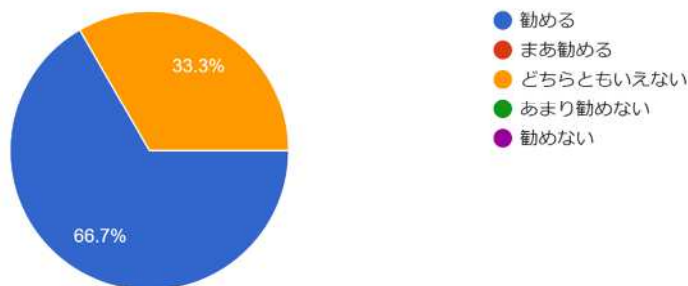
【質問3】福井県における博士（看護学）の取得者についてどのように考えますか。

3件の回答



【質問4】貴学の修士課程学生に本学が構想する博士後期課程への進学を勧めていただけますか。

3件の回答



【質問5】その他、看護学分野の研究・教育者の育成に関し、ご要望等があればご記載ください。(自由記述)

県内、県外の枠を超えて、研究、教育に関する交流の必要性を感じています。現在、看護界、看護教育の現場は看護の本質を改めて問い直さないといけない岐路に立たされていると思います。まずは、県内の看護学部を有する大学間の研究や教育の交流を活性化し、質を上げる努力が必要かと考えます。

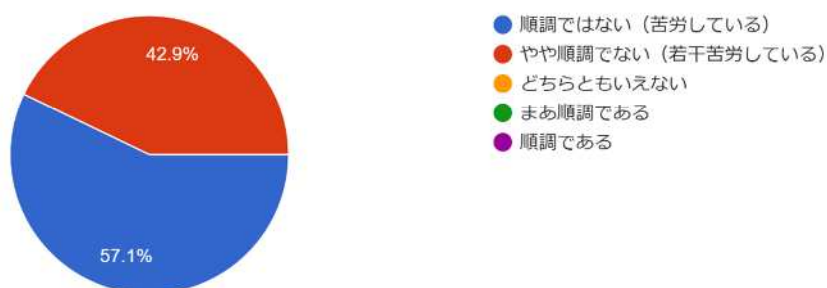
## 主要病院に対する看護キャリアアップに関するアンケート調査について

調査実施期間：令和6年2月8日～16日

調査対象：福井県内の病床数400床以上の大規模病院及び同100床以上の公的病院(10病院)の看護管理職

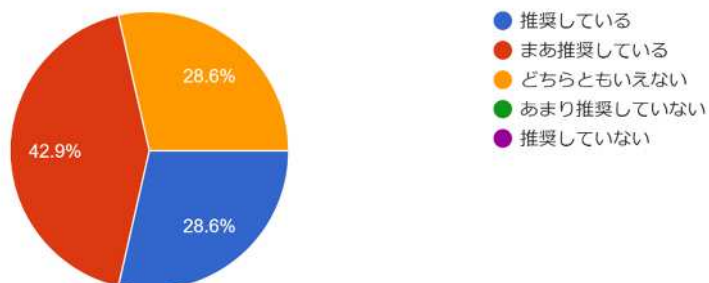
【質問1】貴院では、看護リーダーの養成について順調に進んでいますか。

7件の回答



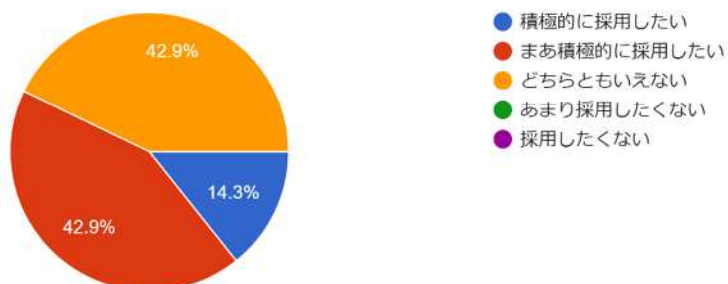
【質問2】貴職は、部下の大学院(博士後期課程)進学についてどのように考えますか。

7件の回答



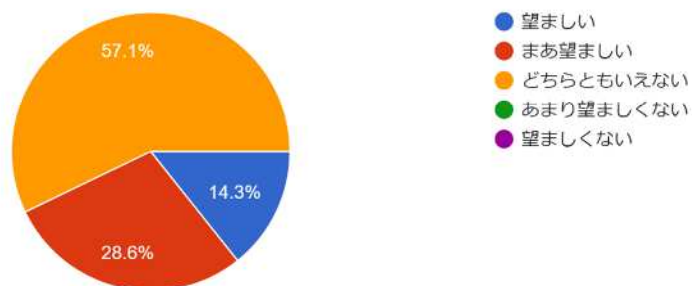
【質問3】貴職は、大学院修了者(博士後期課程)の採用についてどのように考えますか。

7件の回答



【質問4】上級管理職（看護部長等）に昇格する際に、看護学の博士号を取得していることは望ましいと思いますか。

7件の回答



【質問5】その他、貴院における看護キャリアアップ等の人材育成面に関し、ご意見等があればご記載ください。（自由記述）

人材不足のため、積極的にすすめられない。組織全体の理解不足があるのが残念。

質問3について、大学院修了だから優先するもしくは優先しないという考えはないです。

質問4について、看護管理学、経営学等について博士号は取得している方が望ましいと思います。

勤務を継続しながらの大学院進学を推奨していますが、対面のみだと通学の時間調整の負担が大きいため、オンライン授業を取り入れていただけると進学希望者が増えるように思います。



## 看護学科・看護学専攻（博士前期課程）・看護学専攻（博士後期課程）の三つのポリシー

### 【教育研究上の目的】

医学部：福井大学医学部理念である「愛と医術で人と社会を健やかに」に基づき、人間形成を基盤に生命尊重を第一義とする医の心の態度を体得するとともに、世界水準の医学および看護学の知識と技能を修得し、地域社会や国際社会で活躍できる医療人および研究者を育成する。

医学系研究科：高度な医学及び看護学の知識を修得し、高い水準の医学研究を遂行できる研究能力や先端的で高度専門的な臨床技術を提供できる実践能力を身につけ、高い倫理観と豊かな人間性のもと、人類の健康福祉と社会福祉に貢献できる医療人を育成することを目的とする。

医学部看護学科	医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）	医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）
高い倫理観と良識を有し、科学的根拠に基づいた看護を実践でき、知識・技能を生涯にわたり修得し続ける高度専門職業人を養成し、看護学の発展と多職種や異分野と協働しながら地域社会に貢献することを目的とする。	高い倫理観と良識のもと、国際的な視野と科学的な分析能力を備え、高度な看護理論・技術と異分野の融合を見据え、看護学を体系化・深化させる研究を遂行・発信できる研究・教育者、並びに高度な実践能力を備え、地域ヘルスケアを自律して行うことができる看護実践者を養成し、看護学の発展と地域社会に貢献することを目的とする。	高い倫理観と良識のもと、グローバルな視点と多角的・科学的な分析能力を備え、卓越した看護理論・技術と異分野を融合し、データや ICT・ロボット・AI 等を利活用しながら、様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”及び乳幼児から老年期にいたる生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”を統合・実践できる研究・教育者、トップリーダーを養成し、看護学の発展と国内外の地域社会に貢献することを目的とする。

### 【ディプロマポリシー】

医学部看護学科	医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）	医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）
<b>アウトカム</b> 1.医療人としての態度 生命と人間の尊重を第一義とする倫理観・責任感と、良識ある人間性を有し、医療・保健・福祉チームの構成員として、共感力、多様性とコミュニケーション力を備えた対象者中心の看護を実践できる。 2.医療人としての知識・技能 医療・保健・福祉分野における高度専門職業人として、看護学及び関連領域の知識と技能を応用して、科学的根	本学大学院の学位授与方針及び修了後の進路等社会のニーズを踏まえ、所定の年限在籍し、体系的な教育課程により学業を修め、必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査および最終試験に合格し、かつ、高い倫理観と良識のもと、高度専門職業人として備えるべき以下の全ての能力を修得した者に対し、修士（看護学）の学位を授与する。 1.高度な看護理論・技術に裏打ちされた実践能力と研究遂行力	博士後期課程においては、本学大学院の学位授与方針及び修了後の進路等社会のニーズを踏まえ、所定の年限在籍し、体系的な教育課程により学業を修め、学術的価値を有する国際的学術誌に公表された原著論文に対する審査に合格し、かつ、高い倫理観と良識のもと、卓越高度専門職業人として備えるべき以下の全ての能力を修得した者に対し、博士（看護学）の学位を授与する。 1. 卓越した看護理論・技術と異分野の融合により、データや ICT・ロボット・AI 等を利活用した次世代ヘルスケア実践

<p>拠に基づいた適切なヒューマンケアを実践できるとともに、日々進歩する医学・看護学的知識・技能を、生涯に渡って学修することができる。</p> <p>3.医療人としての地域性・国際性</p> <p>地域（特にふくい）の社会的ニーズを踏まえた地域医療・ケアを実践できるとともに、グローバルな視点に立ってふくいの地域医療に貢献できる。</p> <p><b>コンピテンシー</b></p> <p>1.人間性の形成とコミュニケーション</p> <p>対象者中心の看護を展開するため、人間性の基盤となる教養的知識を有し、共感と多様性に基づく人間関係の構築、適切なコミュニケーションを実践できる。</p> <p>2.全人的理解とプロフェッショナリズム</p> <p>対象となる人及び集団の健康、生活、環境を包括的に理解し、医療・保健・福祉における高度専門職業人としての価値観と責任感を有し、礼節ある態度・良識と、自己管理能力をもって行動できる。</p> <p>3.看護倫理とヒューマンケア</p> <p>生命と人間の尊重を第一義とする倫理観を持ち、人々の尊厳・権利擁護を考慮し、対象者の意思決定に基づく看護を、敬意をもって実践できる。</p> <p>4.看護学及び関連領域の知識と根拠に基づいた看護実践</p> <p>看護学及び関連領域の知識に基づいた看護技術を用いて、身体的、心理・社会的安楽をもたらす、効果的かつ安全な看護を実践できる。</p> <p>5.特定の健康課題に対応する看護実践</p>	<p>2.看護専門分野における国際的な視野と科学的な分析能力</p> <p>3.地域を視野に入れ、地域医療に資する看護課題を自ら見つけ、行動することができる能力</p> <p>4.研究コースでは、自らの知識と技術を磨く自己研鑽能力、科学的・理論的に判断し説明する能力、及び医学・看護学の発展のために研究を計画・実行し、その成果を発信できる能力</p> <p>5.高度実践コースでは、高度な看護学の知識・技術を活用して対象の治療・療養・生活過程の全般を統合・管理し、高度な看護ケアを提供できる能力、及び高度な実践、教育、相談、研究、調整、倫理の6つの能力を駆使し、看護活動を創意工夫して変革できる能力</p>	<p>能力と研究完遂力</p> <p>2. 多角的・科学的な分析により、グローバルな視点から様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”及び生涯を通じて個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”双方の視点から諸問題を解決できる実行力</p>
--	---	--

<p>看護の社会的役割を理解し、対象者のライフステージ、健康レベル、特定の健康課題に対応した看護を実践できる。</p> <p>6.科学的思考と生涯にわたる看護の探求・研鑽</p> <p>看護学研究的意義を理解し、科学的根拠に基づいた看護実践のため、情報の収集と評価のための論理的・批判的思考ができる。そのために、自ら学ぶ意欲とリサーチマインドを持ち、生涯に渡って学修する基本的能力を有する。</p> <p>7.多様なケア環境・地域特性と支援チーム体制・協働</p> <p>対象者の文化的背景、地域特性を考慮した支援チーム構築のため、医療・保健・福祉に関わる人々の役割を認識・理解し、チーム構成員として看護職同士・多職種・地域住民と協働・連携することができる。</p> <p>8.ふくい看護力</p> <p>ふくいの風土、医療・保健・福祉の実情、社会的ニーズを踏まえて、ふくいに暮らす生活者の視点に立ち、ふくいの健康課題、へき地での医療課題に対応可能な看護を実践できる。また、学生間で指導・相談対応ができる。</p>		
---	--	--

【カリキュラムポリシー】

医学部看護学科	医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）	医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）
<p><b>1.教育課程の編成の方針</b></p> <p>1.本邦における看護学教育の指針である「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」、「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 看護学分野」及び「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」を参考に独自のカリキュラムを編成します。</p> <p>2.本学の共通・教養教育の理念に基づき、医療人としてふ</p>	<p><b>1.教育課程の編成の方針</b></p> <p>高度な研究能力と看護実践能力を有し、自律して看護学研究や教育、看護実践を遂行できる研究者・教育者・看護実践者を育成するため、看護学分野に研究コースと高度実践コースを設け、以下の方針に則りカリキュラムを編成する。</p>	<p><b>1.教育課程の編成の方針</b></p> <p>様々な課題に対峙していく卓越した実践能力を有するトップリーダー、国内外の様々な課題に応用できる看護学研究を先導できる研究・教育者を育成するため、以下の方針に則りカリキュラムを編成する。</p>

<p>さわしい良識・教養を養うための共通教育科目を編成します。</p> <p>3. 専門基礎科目と専門科目を関連づけて学習できるようにカリキュラムを編成します。</p> <p>4. 看護のプロフェッショナル（高度専門職業人）として倫理的であるために必要な能力と、生涯にわたり自発的にキャリア開発を継続する基本的能力を涵養するカリキュラムを編成します。</p> <p>5. グローカルな視点で地域社会のニーズに対応できるよう、1年次から4年次まで発展的に学ぶカリキュラムを編成します。</p> <p>6. 看護師国家試験受験資格に加えて、保健師／助産師国家試験受験資格（選択制）を満たす統合カリキュラムを編成します。</p> <p><b>2. 教育課程における教育・学修方法に関する方針</b></p> <p>7. 自学・自修の機会を十分に取り入れたカリキュラムにより、学生の能動的学修を支援します。</p> <p>8. 1年次から4年次まで看護学研究を体験する機会を設けることで、自ら学ぶ意欲とリサーチマインドを涵養します。</p> <p>9. 臨地実習では、対象者を多面的にアセスメントし、科学的根拠に基づいた看護計画を立案・実践できる能力を育成します。</p> <p><b>3. 学修成果の評価の方針</b></p> <p>10. 各科目は、予め定められた評価方法に基づき、厳格に成績評価を行います。</p> <p>11. 各アウトカム、コンピテンシーの達成度、および各学年ま</p>	<p><b>2. カリキュラム編成</b></p> <p>CP1) 国際的な視野と科学的な分析能力を身に付け、自己の専門分野と他の専門分野・学問領域との関連を理解しながら、地域で生じる多様な看護課題を自ら探求し、解決に導く能力を養う。</p> <p>CP2) 研究コースでは、自己研鑽能力を高めつつ、論理的・批判的思考に基づく研究計画・実行、意見交換、成果報告に必要な能力を養う。</p> <p>CP3) 高度実践コースでは、看護学の知識・技術を活用して対象者の治療・療養・生活過程全般を統合・管理し、高度な看護ケアを提供する能力、および実践、教育、相談、研究、調整、倫理という6つの能力を駆使し、看護活動を創意工夫して変革する能力を養う。</p> <p><b>3. 学修評価</b></p> <p>研究・学修成果の評価は、「福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン」に基づき評価を行う。</p> <p>共通科目、専門科目、専門看護師教育科目 の評価にあたっては、以下の各観点を重視する。</p> <p>1) 国際的な視野と科学的な分析能力を身に付け、看護学と他の専門分野との関連を理解した上で、地域で生じる多様な看護課題を自ら探求し、解決に導く能力を習得しているか。</p> <p>2) 研究コースでは、論理的・批判的思考に基づく研究計画・実行、意見交換、成果報告に必要な能力を習得しているか。</p> <p>3) 高度実践コースでは、看護対象者の治療・療養・生活</p>	<p><b>2. カリキュラム編成</b></p> <p>CP1) 工学や社会学、教育学など他の学問領域との融合を図り、データやICT・ロボット・AI等の利活用法を習得することにより、研究対象を多角的・科学的に分析する方法を学修する。</p> <p>CP2) あらゆる年代や地域で生じる様々な健康課題を、“広域ヘルスケア”及び“生涯発達ヘルスケア”双方の視点から解決する方法を探求する。</p> <p>CP3) 看護学と他の学問領域との融合により、次世代ヘルスケアを創生する看護学研究を遂行し、その成果を社会に還元することを学修する。</p> <p><b>3. 学修評価</b></p> <p>研究・学修成果の評価は、「福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン」に基づき評価を行う。</p> <p>共通科目、専門科目、特別研究科目の評価にあたっては、以下の各観点を重視する。</p> <p>1) グローカルな視点に立ち、研究対象を多角的・科学的に分析する方法を習得しているか。</p> <p>2) 様々な健康課題を、“広域ヘルスケア”及び“生涯発達ヘルスケア”双方の視点から解決する方法を習得しているか。</p> <p>3) 看護学と他の学問領域との融合により、次世代ヘルスケアを創生する看護学研究を自律して実施し、その成果を社会に還元することを意図しているか。</p> <p>博士後期課程で実施する教育をより良いものとしていくた</p>
--	--	--

<p>でに修得した知識や技能の総合的評価は「看護学科アウトカム・コンピテンシー・評価対応表」により行います。</p> <p>12.本学の看護学教育をより良いものとしていくため、カリキュラムの評価と検証を行い、継続的に改善します。その評価・検証体制は、「アセスメント・ポリシー」に明示していません。</p>	<p>過程全般を統合・管理し、高度な看護ケアを提供する能力、および実践、教育、相談、研究、調整、倫理という6つの能力を駆使し、看護活動を変革する能力を習得しているか。</p> <p>博士前期課程で実施する教育をより良いものとしていくため、随時、研究成果について多角的・総合的評価と検証を行い、継続的な改善に努める。</p> <p><b>4. 学位論文審査</b></p> <p>学位論文の審査は学位審査基準にしたがい、論文内容の信頼性及び発展性等の観点から厳格に審査する。</p>	<p>め、随時、研究成果について多角的・総合的評価と検証を行い、継続的な改善に努める。</p> <p><b>4. 学位論文審査</b></p> <p>学位論文の審査は学位審査基準にしたがい、論文内容の信頼性及び発展性等の観点から厳格に審査する。</p>
--	--	--

【アドミッションポリシー】

医学部看護学科	医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）	医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）
<p>(1) 医学部で養成する人物像</p> <p>①高い倫理観・責任感，良識ある人間性とコミュニケーション力を備えた対象者中心の看護を実践できる看護師・保健師・助産師を育成する。</p> <p>② 看護学及び関連領域の知識と技能を応用し，高度専門職業人として活躍できる看護師・保健師・助産師を育成する。</p> <p>③ 地域のニーズを踏まえた看護を実践できるとともに，グローバルな視点に立ち「ふくい」の地域医療に貢献できる看護師・保健師・助産師を育成する。</p> <p>(2) 求める学生像</p> <p>2-1) 求める学生像</p> <p>① 看護に関心を持ち，将来看護職として，地域医療に</p>	<p>人間の存在や生命の尊厳への深い理解に基づき、高度な知識と技術、豊かな人間性と高い倫理観、地域および世界を臨むことができる広い視野を有し、看護学の創造的・実践的な発展に貢献できる研究者、教育者、実践者、管理者を育成することを目指しており、以下の能力を有する人を入学生として受け入れる。</p> <p>1. 求める学生像</p> <p>1) 能力、意欲等</p> <p>(1) 専攻する学問分野に関する専門基礎知識と技術力を</p>	<p>人間の存在や生命の尊厳への深い理解に基づき、卓越した知識と技術、豊かな人間性と高い倫理観、地域および世界を臨むことができる広い視野を有し、自律して研究活動を行うことにより、看護学の創造的・実践的な発展に貢献できる研究者、教育者、実践者、管理者を育成することを目指しており、以下の能力を有する人を入学生として受け入れる。</p> <p>1.求める学生像</p> <p>1) 能力、意欲等</p> <p>(1) 看護学分野に関する高度な専門知識とともに、自律</p>

<p>貢献したいと考える人</p> <p>② 倫理的感性を有し、人間の尊厳と権利を尊重することができる人</p> <p>③ グローバル化が進展する社会に関心をもつことができる人</p> <p>④ 基礎学力の上にならば、人と地域社会に関心をもって学習に臨める人</p> <p>⑤ 協調性がありコミュニケーション能力のある人</p> <p>⑥ 誠実な心を持ち、主体的で意欲のある人</p> <p>2-2) 入学前に学習しておくことが期待される内容</p> <p>看護学科では、高等学校段階までの数学、理科、英語、国語、地歴公民などの5教科について基礎学力が幅広く十分身につけていることが必要です。その中で人間性やコミュニケーション力を養い、基礎学力の上にならば人と地域社会に関心をもって学習に臨むことを期待します。(看：学生像①②)</p> <p>(3) 入学者選抜の基本方針</p> <p>「求める学生像」にふさわしい者を選抜するため、多様な観点から受験者の学力や資質を評価します。また、全ての試験に面接を課し、看護を学ぶ意欲・積極性・表現力・協調性・一般的態度を評価することにより、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜に努めています。</p> <p>①一般選抜(前期日程・後期日程)</p> <p>高等学校卒業者及び同等以上の学力があると認められた者に対し、大学入学共通テスト、小論文、面接の成績及び</p>	<p>有すること</p> <p>(2) 研究に対する高い関心と意欲をもち、主体的に行動・判断できる能力を有すること</p> <p>(3) 批判的・論理的思考ができ、自分の意見をわかりやすく表現できる能力を有すること</p> <p>(4) 倫理的判断力があり、あらゆる世代や健康レベルの人々と柔軟に対応できる能力を有すること</p> <p>(5) 地域から国際的な問題や課題に対する広い視野をもち、探求できる能力を有すること</p> <p>2) 入学までに学習・修得しておくことが期待される内容</p> <p>大学卒業またはそれに準ずる教育課程あるいは社会生活において、看護学領域の知識・技能・洞察力を獲得し、正確な文書読解、論理的な記述、適切な表現など、看護学分野の研究を進めるための基本的な言語運用能力を身に付けておくことを期待する。</p> <p>2. 入学者選抜の基本方針</p> <p>求める学生像を踏まえて、多様な観点から受験者の学力や資質を公平かつ多面的・総合的に評価することで、入学者を選抜する。</p> <p>1) 一般選抜</p> <p>大学を卒業した者および同等以上の学力があると認められた者に対し、成績証明書、研究計画書、口頭試問および</p>	<p>した研究活動を行うことができる能力を有すること</p> <p>(2) 看護学以外の多様な学問分野にも高い関心があり、看護学と他の学問領域を融合し、看護学研究に応用できる柔軟な発想力・対応力を有すること</p> <p>(3) 次世代医療の実現・発展に貢献できる高い倫理観と、問題解決に向けた方法を探求できる能力を有すること</p> <p>(4) 国内外の研究論文を読み解く基礎的な語学力を有し、地域から国際的な問題・課題やそれに対する自分の意見をわかりやすく表現できる能力を有すること</p> <p>2) 入学までに学習・修得しておくことが期待される内容</p> <p>修士課程・博士前期課程またはそれに準ずる教育課程あるいは社会生活において、看護学領域の知識・技能・洞察力を獲得し、正確な文書読解、論理的な記述、明快で適切な表現など、看護学分野の研究を進めるための基本的な言語運用能力を身に付けておくことを期待する。</p> <p>2.入学者選抜の基本方針</p> <p>求める学生像を踏まえて、多様な観点から受験者の学力や資質を公平かつ多面的・総合的に評価することで、入学者を選抜する。</p> <p>1) 一般選抜</p> <p>修士の学位や専門職学位を有する者および同等以上の学力があると認められた者に対し、成績証明書、研究計画書、</p>
--	---	--

<p>調査書の内容を総合的に評価して選抜します。大学入学共通テストでは高等学校等での教科面における学習達成度を評価します。小論文及び面接では、看護を学ぶための適性を総合的に評価するとともに、調査書により受験者の資質を評価します。</p> <p>②学校推薦型選抜 I</p> <p>人物、学力ともに優秀であると高等学校長から推薦された高等学校卒業見込者に対し、小論文、面接の成績及び提出書類（推薦書、志願理由書、調査書）を審査し、総合的に評価して選抜します。小論文及び面接では、看護を学ぶための適性を総合的に評価するとともに、書類審査により受験者の資質を評価します。</p>	<p>英語能力試験で評価して選抜します。</p> <p>研究計画書、口頭試問および英語能力試験では、志望する教育研究区分の専門的知識、語学力、大学院で学ぶ意欲、適性、看護に対する姿勢、目的意識等を総合的に評価します。</p> <p>2) 社会人特別選抜</p> <p>大学を卒業した者および同等以上の学力があると認められた者で、看護師、保健師または助産師の免許を有し、一定期間の看護実務経験を有する者に対し、成績証明書、研究計画書および口頭試問で評価して選抜します。</p> <p>研究計画書および口頭試問では、志望する教育研究区分の専門的知識、論理的思考力、大学院で学ぶ意欲、適性、看護に対する姿勢、目的意識等を総合的に評価します。</p>	<p>口頭試問および英語能力試験（TOEICスコア）で評価して選抜します。研究計画書、口頭試問および英語能力試験では、専門的知識、語学力、大学院で学ぶ意欲、適性、看護に対する姿勢、目的意識等を総合的に評価します。</p> <p>口頭試問を重視しますが、成績証明書、研究計画書の評価が著しく低い場合には、判定に影響します。</p> <p>2) 社会人選抜</p> <p>修士の学位や専門職学位を有する者および同等以上の学力があると認められた者で、看護師、保健師または助産師の免許を有し、<b>一定期間</b>看護職として活躍している社会人に対し、成績証明書、研究計画書、口頭試問および英語能力試験（TOEIC スコア）で評価して選抜します。研究計画書、口頭試問および英語能力試験では、専門的知識、語学力、大学院で学ぶ意欲、適性、看護に対する姿勢・<b>経験を踏まえた看護の課題</b>、目的意識等を総合的に評価します。</p> <p>口頭試問を重視しますが、成績証明書、研究計画書の評価が著しく低い場合には、判定に影響します。</p>
--	---	--

# 福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン

平成30年3月9日  
全学教育改革推進機構  
教育改革推進会議決定

## 1. 本ガイドラインの趣旨

本学では、教育の国際通用性を確保する取組みの一環として、多面的かつ厳格な成績評価の推進を図っています。そのためには、適切な評価観点・評価方法の採用ならびに透明性のある評価活動を促す全学的な指針が必要です。本ガイドラインは福井大学における成績評価の基準と留意事項を取りまとめたもので、各科目の教育水準を維持し、本学の教育に対する信頼性を確保することを目的としています。

## 2. 到達目標の明示

透明性のある成績評価を実施するには、まず科目の到達目標が明示されていなくてはなりません。学生への周知方法として、必ずシラバスに到達目標を記入します。到達目標を設定する際は、以下のことを考慮して下さい。

- ・カリキュラムにおける科目の位置づけや役割を反映した目標を掲げる
- ・想定する学生が常識的な努力をすれば学期末までに到達できるような、現実的な目標にする
- ・要求する事柄や水準、能力を発揮する際の条件などを具体的に示すことで、何がどのように評価されるのかを暗示し、学習の指針となるような目標にする
- ・学生を隠れた主語とし、学習成果が観察可能となる動詞を用いて「～できる」と表現する

## 3. 多面的評価

成績評価を行う際、シラバスに掲げた全ての到達目標について達成度を測定する必要があります。成績評価の正当性を裏づけるためにも、適切な時期・回数・観点・評価方法を工夫し、多面的に評価することが推奨されます。

## 4. 評価方法とその割合の明示

成績評価の方法と全体の成績評価に占める割合をパーセンテージとしてシラバスに明記します。科目の到達目標や特性に合わせ、適切な重みづけとなるように割合を配分して下さい。

なお、出席点として出席自体を成績評価の対象とすることはできません。授業中に行った学習活動の成果や課題への取組み状況を成績評価の対象に含めます。

## 5. 同一科目内における公平性

同じ科目が複数のクラスに分けて開講される場合、成績評価の基準や方法に大きな差が生じないように、担当教員間で協議し調整を図って下さい。



## 6. 成績の評価、評点、評価内容の基準

「福井大学における成績評価基準等に関する規程 第3条」において、成績の評価、評点、評価内容の基準は次のように定められています。

### (1) 5段階評価の場合

評価 (評語)	GP	評価基準	評価点
秀	4	目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をあげている。	100点～90点
優	3	目標を十分に達成している。	89点～80点
良	2	目標を概ね達成している。	79点～70点
可	1	目標を最低限達成している。	69点～60点
不可	0	目標を達成していない。	59点～0点

### (2) 13段階評価の場合

評価 (評語)	GP	評価基準	評価点
A+	4.00	目標を完全に達成し、傑出した水準に達している。	100点～98点
A	4.00	目標をほぼ完全に達成し、きわめて優秀な成果をあげている。	97点～95点
A-	3.67	目標をほぼ完全に達成し、優秀な成果をあげている。	94点～90点
B+	3.33	目標を十分に達成しており、優秀な部分も多くみられる。	89点～87点
B	3.00	目標を十分に達成している。	86点～83点
B-	2.67	目標を十分に達成しているが、一部について改善の余地がある。	82点～80点
C+	2.33	目標を概ね達成し、優秀な部分もみられる。	79点～77点
C	2.00	目標を概ね達成している。	76点～73点
C-	1.67	目標を概ね達成しているが、一部さらなる学修を必要とする部分も残る。	72点～70点
D+	1.33	最低限の目標は達成しており、中には優秀な部分もみられる。	69点～67点
D	1.00	最低限の目標は達成している。	66点～63点
D-	0.67	最低限の目標は達成しているが、一部さらなる学修を必要とする部分も残る。	62点～60点
F	0	目標を達成していない。	59点～0点

## 7. 説明責任

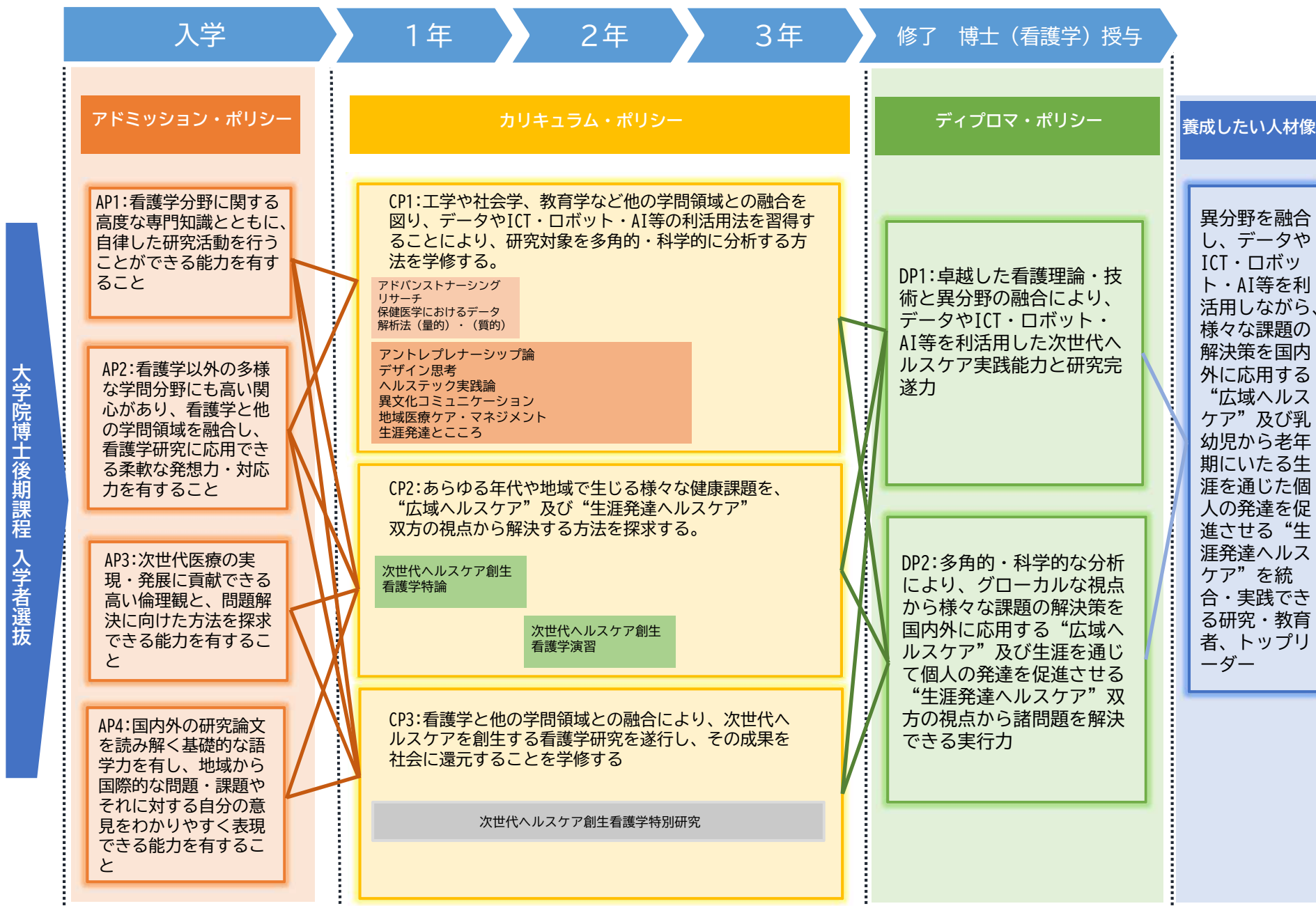
成績評価に関する学生からの質問に対し、授業担当教員には明瞭に回答する責任があります。その際、採点の対象・方法・基準・公平性に関する説明に加え、何より証拠の提示が重要となります。明瞭に説明できることは厳格な成績評価の重要な要件です。説明責任を果たすため、以下のことに留意して下さい。

- ・成績評価は、原則としてシラバスに掲載した基準に則って行う。やむを得ず変更する場合は、新たな基準と変更の理由を速やかに学生へ周知する
- ・成績評価に用いた答案用紙やレポート、評価表などの証拠は、学生からの問い合わせに応じて提示できるようにする
- ・成績評価に関わる文書（答案用紙、レポート、小テスト、採点表など）は法人文書に類する扱いをし、保存に際しては「国立大学法人福井大学法人文書管理規程」を参考にする。学生に返却する場合もコピーをとったり、データ化したりするなどの対応をとる
- ・学生からの疑問や質問に対し、まずは聴く姿勢を示す
- ・十分な納得が得られない場合、所掌する委員会や相談室を通して解決を図る

医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）カリキュラム構成

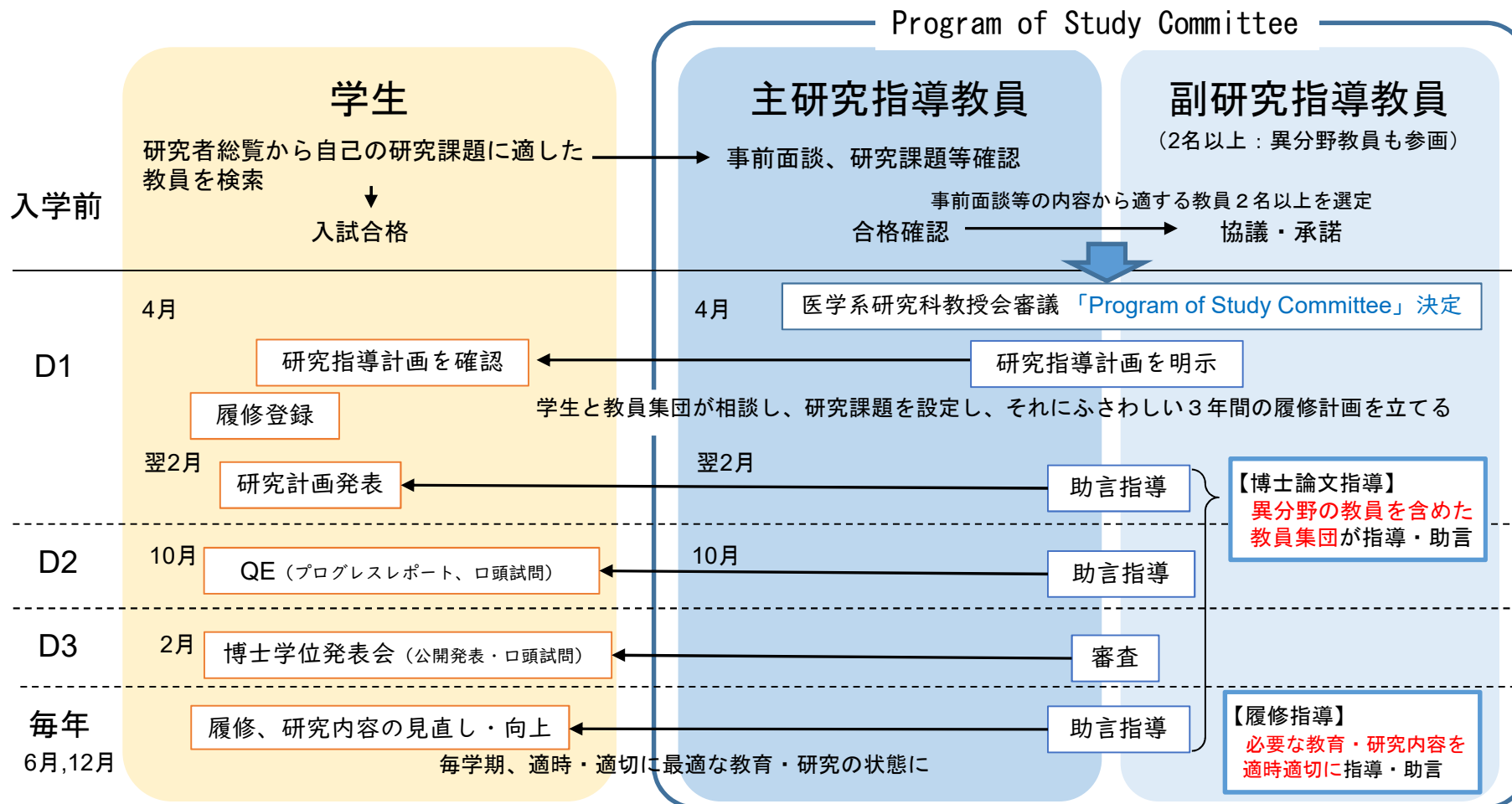
科目群	科目名	配当 年次	開講 形式	単位数		備 考		
				必修	選択			
共通科目	共通科目 A	アドバンストナーシングリサーチ	1 (前期)	講義	1		1 単位	
		保健医学におけるデータ解析法（量的）	1 (後期)	講義		1	1 単位以上	
		保健医学におけるデータ解析法（質的）	1 (後期)	講義		1		
	共通科目 B	アントレプレナーシップ論	1～2 (前期)	講義			2	必修 1 単位、 選択 1 単位 以上
		デザイン思考	1～2 (後期)	講義			2	
		ヘルステック実践論	1 (前期)	講義	1			
		異文化コミュニケーション	1～2 (後期)	講義			1	
		地域医療ケア・マネジメント	1～2 (前期)	講義			1	
	生涯発達とこころ	1～2 (前期)	講義			1		
	専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	1 (通年)	講義	2			4 単位
次世代ヘルスケア創生看護学演習		2 (通年)	演習	2				
特別 研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1～3 (通年)	演習	8			8 単位	
総 計				16 単位以上				

# 医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）カリキュラムマップ



# 「Program of Study Committee」について

「Program of Study Committee」とは、学生ごとに最適な履修・研究計画をオーダーメイド的に決め、複数教員で指導する教育支援制度のことです。



3年間にわたって学生を指導する教員集団が学生ごとに

オーダーメイド化した教育・研究を実現し、本研究科が養成したい人材を着実に輩出

福井大学大学院医学系研究科博士後期課程看護学専攻における研究基礎力試験  
(QE ; Qualifying Examination) 実施要項

令和 年 月 日  
医学系研究科長裁定

(目的)

第1条 この要項は、福井大学医学系研究科博士後期課程看護学専攻における、論文投稿に向けた研究の質を確保し、その向上を図るとともに、研究進捗を確認するために実施する研究基礎力試験 (QE ; Qualifying Examination) の実施に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 大学院医学系研究科博士後期課程看護学専攻に在学している原則第2学年学生を対象とする。

(試験方法)

第3条 試験は、20分の口頭発表、10分の質疑応答により、毎年10月に実施する。

2 発表内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 研究テーマ
- (2) 研究目的
- (3) データ収集等、研究方法
- (4) 分析方法
- (5) 結果と考察
- (6) 今後の展望

3 評価は、当該学生の研究指導教員 (「Program of Study Committee」) を審査員とし、次の各号に定める項目により、合計50点の配点で行う。

- (1) 研究内容に関するレポート (20点)
- (2) プレゼンテーション技術・論理性 (10点)
- (3) 今後の研究計画 (10点)
- (4) 質疑への応答 (10点)

(合否判定)

第4条 合否判定は、大学院医学系研究科課程委員会において行う。

2 合格基準は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 合格基準は、審査員の評価点数平均が30点以上であること
- (2) 評価点平均が30点以上であっても、各審査員の評価項目において1つでも0点があった場合は不合格とする

(不合格者の取り扱い)

第5条 不合格者がいる限り、11月以降、毎月、第3条に規定する試験方法により再試験を実施し、不合格者はこれを受験するものとする。

2 この試験に合格できない場合は、学位論文審査申請資格を得ることができない。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、試験の実施に関し必要な事項は、医学系研究科長が定める。

附 則

この要項は、令和 年 月日から施行する。

履修スケジュール

履修モデル（標準）			履修モデル（長期履修生）		
年次	月	内容	年次	月	内容
1年	4月	入学式、入学時ガイダンス 指導教員（主1名、副2名）の決定 前期履修登録	1年	4月	入学式、入学時ガイダンス 指導教員（主1名、副2名）の決定 前期履修登録
	6月	履修計画及び研究計画指導		6月	研究課題及び研究計画立案
	10月	後期履修登録		10月	後期履修登録
	12月	履修計画及び研究計画指導	12月	履修計画及び研究計画指導	
			2月	研究計画発表会	
2年	4月	前期履修登録	3年	4月	前期履修登録
	6月	履修計画及び研究計画指導		6月	履修計画及び研究計画指導
	10月	後期履修登録 QE		10月	後期履修登録
	12月	履修計画及び研究計画指導	12月	履修計画及び研究計画指導	
			4月	前期履修登録	
3年	4月	前期履修登録	5年	4月	前期履修登録
	6月	履修計画及び研究計画指導		6月	履修計画及び研究計画指導
	9月	博士審査（予備審査用）提出		10月	後期履修登録
	12月	学位論文審査願、博士学位論文（審査用）提出	12月	履修計画及び研究計画指導	
			4月	前期履修登録	
	1月	博士学位論文審査	6年	6月	履修計画及び研究計画指導
	2月	博士論文発表会（公開発表会と口頭試問）		9月	博士審査（予備審査用）提出
	3月	博士後期課程修了・学位授与		12月	学位論文審査願、博士学位論文（審査用）提出
1月				博士学位論文審査	
		2月		博士論文発表会（公開発表会と口頭試問）	
		3月	博士後期課程修了・学位授与		

履修モデル（標準）

履修科目名		単位	履修時期		
			1年次	2年次	3年次
共通科目A	アドバンスナーシングリサーチ	1	→		
	保健医学におけるデータ解析法(量的)	1		→	
共通科目B	ヘルステック実践論	1	→		
	アントレプレナーシップ論	2		→	
専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	2	→		
	次世代ヘルスケア創生看護学演習	2		→	
特別研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	8	→		
合計		17			

履修モデル（長期履修）

履修科目名		単位	履修時期			
			1年次	2年次	3年次	4・5・6年次
共通科目A	アドバンスナーシングリサーチ	1	→			
	保健医学におけるデータ解析法(量的)	1		→		
共通科目B	ヘルステック実践論	1		→		
	アントレプレナーシップ論	2				→
専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	2		→		
	次世代ヘルスケア創生看護学演習	2			→	
特別研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	8	→			
合計		17				



# 「福井大学臨床研究講習会」の受講ルールについて

平成25年5月31日制定  
平成29年4月1日改定  
令和2年10月19日承認  
令和2年11月16日承認

## 1. 講習の目的

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針において、研究者等の基本的責務の一つとして、「研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。」と定められているため、福井大学における受講ルールの詳細について策定するものである。

## 2. 講習の概要

○講習会名称：福井大学臨床研究講習会

○主催：医学系部門長

○講習の種類：①学内講師による初心者用基礎講習（年2回程度）

②学内講師による実務講習（年2回程度）

③学外講師による講演会（年1回程度）

④ライブまたはアーカイブ配信による学外セミナー等（年6回以上）

⑤その他、医学系部門長が認めた講習

○対象者：原則として、人を対象とする医学系研究に関わる本学の教育職員、医療職員、研究者等（研究に係る事務補助者や研究者の技術補助者等を含む）とする。ただし、学外施設に所属する研究者等が受講を希望する場合は、別途相談に応じる。

## 3. 講習の方法

○基礎講習：初めて講習を受ける者は、基礎講習を受講する。

研究申請時に未受講であり急を要する場合は、基礎講習の収録DVDを視聴しレポートを提出する。

○更新講習：②～⑤の講習、講演、セミナー等を受講する。

研究申請時に期限切れであり急を要する場合は、基礎講習以外の更新講習等の収録DVDを視聴しレポートを提出する。

但し、過去に視聴したDVDと同一内容のDVD講習を受講することは妨げないが、これをもって更新講習とすることはできない。

## 4. 講習の義務および有効期限

福井大学医学系研究倫理審査委員会に申請する研究の研究責任者および研究分担者（学外施設に所属する研究協力者は除く）は、倫理審査申請までに受講を終了しなければならない。

有効期間は講習会受講日から一年間とする。

## 5. 受講記録の管理

講習会の出席表等により受講の有無を確認し、倫理審査申請システムの受講記録を更新する。  
受講記録の管理は松岡キャンパス研究推進課 臨床研究担当において行う。

## 6. その他

○学会等が主催する臨床研究および研究倫理に関するセミナー、講習会、各種 e-ラーニングを受講した場合は、受講内容と受講済み証明書等を提出することで基礎講習あるいは更新講習に替えることができる。

○原則として受講証の発行はしないが、臨床研究を行うために研究者が発行を必要とした場合は発行する。

事務担当：研究・地域連携推進部 松岡キャンパス研究推進課  
臨床研究担当（内線 2021）

(趣旨)

第1条 福井大学（以下「本学」という。）におけるヒトを対象とする研究に関する規程第8条第1項の規定に基づき、本学の教授、准教授、講師、助教及び医学系部門長が認めた者（以下「研究者」という。）が行う医学系研究及び医療行為（以下「研究等」という。）の適正な実施に関し、ヘルシンキ宣言に示された倫理規範、国が策定した指針、その他関係法令等の趣旨と倫理的配慮のもとに検討し、調査審議することを目的とするため、本学に福井大学医学系研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(役割・責務等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を実施し、遵守する。

- (1) 研究責任者から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、前条に定める指針等に基づき、倫理的観点及び科学的観点から、当該研究に係る研究機関及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、文書又は電磁的方法により意見を述べなければならない。
- (2) 前号の規定により審査を行った研究等について、倫理的観点及び科学的観点から必要な調査を行い、研究責任者に対して、研究計画書の変更、研究等の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べるものとする。
- (3) 第1号の規定により審査を行った研究等のうち、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものについて、当該研究の実施の適正性及び研究結果の信頼性を確保するために必要な調査を行い、研究責任者に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べるものとする。
- (4) 委員及びその事務に従事する者は、第1号の規定により審査を行った研究等に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点並びに当該研究の実施上の観点及び審査の中立性若しくは公正性の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに医学系部門長に報告しなければならない。
- (5) 委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員のうち、少なくとも2名は、女性とする。

- (1) 医学領域の基礎医学系の専任教授 2名
- (2) 医学領域の臨床医学系（附属病院部を含む。）の専任教授 4名
- (3) 看護学領域の専任教授 2名
- (4) 人文・社会科学の有識者 2名以上
- (5) 一般の立場の者 2名以上
- (6) その他委員会が必要と認めた者 若干名

2 前項に掲げる委員は、医学系部門長が委嘱する。

3 第1項第4号から第6号までの委員については、本学の職員以外の者（以下「外部委員」という。）を複数含むものとする。

(任期)

第4条 前条第1項に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号から第3号の委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、第3条第1項第1号から第5号の委員のうち、各1名以上を含め、委員の過半数が出席していなければ、議事を開くことができない。かつ、男女両性の委員で構成され、外部委員が複数含まれなければならない。

- 2 審査対象となる研究計画に関係する委員は、当該研究計画の審査に関与してはならない。ただし、委員会の求めに応じて会議に出席し、説明することを妨げない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、特別な配慮を必要とする者を研究対象者とする研究計画書の審査を行い、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めなければならない。

(審査の判定等)

第8条 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、倫理的観点及び科学的観点から特に次の各号に掲げる事項に留意して審査するものとする。ただし、医療行為にあつては委員会見解とすることができるものとする。

- (1) 社会的及び学術的な意義を有する研究の実施
- (2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保
- (3) 研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益の比較考量
- (4) 独立かつ公正な立場に立った審査
- (5) 研究対象者への事前の十分な説明及び自由な意思に基づく同意の取得
- (6) 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
- (7) 研究に利用する個人情報等の適切な管理
- (8) 研究の質及び透明性の確保

- 2 前項による審査の判定は、次に掲げる表示により行うものとする。

- (1) 承認
- (2) 継続審査
- (3) 不承認
- (4) 停止(研究等の継続には更なる説明が必要)
- (5) 中止(研究等の継続は適当でない)

(迅速審査等)

第9条 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、当該委員長が指名する委員による審査(以下「迅速審査」という。)を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は委員会に報告するものとする。

- (1) 多機関共同研究であつて、既に当該研究の全体について、他の倫理審査委員会による一括審査によらず個別の倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であつて介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であつて介入を行わないものに関する審査
- (5) 症例報告に関する審査
- (6) その他委員長が必要と認めた場合の審査

- 2 前項第2号に該当する軽微な変更のうち、次に掲げるものについては報告事項として取り扱うことができる。

- (1) 研究者等の職名変更
- (2) 研究者等の氏名変更
- (3) (3) 明らかな誤字脱字  
(専門委員)

第10条 委員会に、専門の事項を調査検討するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから、委員会の議を経て、委員長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査審議が終了したときは、その職が解かれるものとする。
- 4 専門委員は、委員会に出席し調査検討事項の報告を行い、審議に加わることができる。ただし、専門委員は、審査の判定には加わることができない。

(申請手続)

第11条 研究責任者（研究の実施に携わるとともに、当該研究に係る業務を統括する者をいう。）は、研究等を実施しようとするときは、あらかじめ研究審査申請書（別紙様式第1号）及び研究実施計画書（以下「研究計画書」という。）を委員会に提出しなければならない。

- 2 研究責任者は、既に承認を受けた研究計画を変更しようとするときは、研究変更申請書（別紙様式第4号）に必要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。
- 3 多機関共同研究において、本学にて一括審査を行う場合は、関係書類を添えて委員会に審査を依頼するものとする。他の倫理審査委員会による一括審査を行う場合は、関係書類を添えて委員会に提出するものとする。

(研究責任者等の出席)

第12条 前条の規定により申請した研究責任者等は、委員会に出席し、又は委員会の求めに応じ、研究等の実施計画の内容等の説明及び意見を述べるることができる。

(審査結果)

第13条 委員長は、審査審議終了後速やかにその判定結果を研究審査結果通知書（別紙様式第2-1号）（以下「結果通知書」という）により研究責任者に通知するものとする。

- 2 医学系部門長は実施の可否を決定し、研究実施許可通知書（別紙様式第2-2号）により、研究責任者に通知しなければならない。
- 3 多機関共同研究であって、他の倫理審査委員会による一括審査により承認された場合、当該研究の実施について医学系部門長の許可を受けなければならない。

(再審査)

第14条 研究責任者は、審査の結果に異議があるときは、再審査申請書（別紙様式第3号）により再審査を求めることができる。

- 2 再審査の結果通知については、前条の規定を準用する。この場合において、「審査結果通知書」とあるのは「再審査結果通知書」と読み替えるものとする。

(研究等の実施状況等の報告)

第15条 研究責任者は、毎年4月に委員会及び医学系部門長に研究実施状況報告書（別紙様式第5号）を提出しなければならない。

- 2 研究責任者は、医療上やむを得ない事情のために研究計画書からの逸脱又は変更を行った場合は、緊急の危険を回避するための研究実施計画書からの逸脱に関する報告書（別紙様式第6号）を委員会及び医学系部門長に提出しなければならない。
- 3 委員会及び医学系部門長は、前2項の規定により報告書の提出を受けたときは、委員会の意見を求め、研究等継続の適否を決定し、結果通知書により研究責任者に通知しなければならない。

(重篤な有害事象等の報告)

第16条 研究責任者は、研究等に関連する重篤な有害事象等が発生した場合又は他施設で発生した重篤な副作用等、被験者の安全に影響を及ぼす可能性のある重大な情報を入手した場合は、直ちにその内容を重篤な有害

事象等に関する報告書（別紙様式第7号）等により委員会及び医学系部門長に報告しなければならない。また、当該研究等が他の研究機関と共同で実施している場合、研究責任者は、当該他の研究機関の研究責任者に対し、直ちにその内容を報告しなければならない。

2 医学系部門長は、前項の報告があったときは、速やかに必要な対応を行うとともに、委員会の意見を求め、研究等継続の適否を決定し、結果通知書により研究責任者に通知しなければならない。

（研究等の終了又は中止の報告）

第17条 研究責任者は、研究等を終了又は中止したときは、委員会及び医学系部門長に研究終了（中止）報告書（別紙様式第8号）を提出しなければならない。

（多機関共同研究の報告）

第18条 他の倫理審査委員会による一括審査により承認された研究は、別紙様式第5号から第8号の報告書について、前三条の要項にかかわらず医学系部門長に提出するものとする。

（審査資料の保存及び情報の公開）

第19条 医学系部門長は、委員会の審査資料を当該研究等の終了報告される日までの期間（侵襲かつ介入研究の資料にあつては、終了報告後5年間）、適切に保管しなければならない。

2 医学系部門長は、委員会の規程及び手順書、委員名簿並びに開催状況及び審査の概要を作成し、公表しなければならない。ただし、公開することによって、研究対象者等の人権、研究等に係る独創性又は知的財産権の保護に支障が生ずる場合は、委員会の議を経て、非公開にすることができる。

（審査料の徴収）

第20条 委員会は、本学が参加しない研究の審査を依頼された場合は、所定の期日までに、次に定める審査に要する費用（以下「審査料」という。）を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めた場合は審査料を減免することができる。

3 既納の審査料は、原則として返還しない。

依頼機関	新規／継続・変更	単位	金額
本学が参加しない 研究の審査	新規	1件	150,000円
	継続・変更	1件	100,000円

（守秘義務）

第21条 委員、専門委員及び委員会事務は、その職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

（事務）

第22条 委員会の事務は、研究・地域連携推進部松岡キャンパス研究推進課において行う。

（雑則）

第23条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

1 この要項は、平成28年12月15日から施行する。

2 この要項の施行前に、福井大学医学部倫理審査委員会規程及び福井大学医学系研究倫理審査委員会規程に基づき承認を受けた研究で、現に実施されている研究については、なお従前の例による。

3 この要項の施行日の前日において、医学系部門長から委嘱されている委員の任期については、この要項に基づき委嘱されたものとみなし、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年6月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年5月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 令和3年9月16日改正

- 1 この要項は、令和3年9月16日から施行し、令和3年6月30日から適用する。
- 2 この要項の施行前に承認を受けた研究で、現に実施されている研究については、なお従前の例によることができる。

別紙様式第1号（第11条関係）

別紙様式第2-1号（第13条関係）

別紙様式第2-2号（第13条関係）

別紙様式第3号（第14条関係）

別紙様式第4号（第11条関係）

別紙様式第5号（第15条関係）

別紙様式第6号（第15条関係）

別紙様式第7号（第16条関係）

別紙様式第8号（第17条関係）

(趣旨)

第1条 福井大学（以下「本学」という。）におけるヒトを対象とする研究の適正な実施については、ヘルシンキ宣言の倫理的原則及び次条に規定する法律及び指針等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「法律」とは、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年法律第146号）及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）をいう。

2 この規程において「指針」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）
- (2) 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- (3) 異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針（平成13年度厚生科学研究費厚生科学特別研究事業）
- (4) ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- (5) ヒトES細胞の樹立に関する指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- (6) ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針（平成26年文部科学省告示第174号）
- (7) ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成22年文部科学省告示第88号）
- (8) 特定胚の取扱いに関する指針（平成21年文部科学省告示第83号）

(対象)

第3条 この規程におけるヒトを対象とする研究とは、前条に規定する法律及び指針の適用を受ける研究のことをいう。

(学長の責務)

第4条 学長は、研究機関の長として、本学におけるヒトを対象とする研究に対する総括的な監督を行うとともに、最終的な責任を負う。

2 学長は、本学における法律及び指針に定めるヒトを対象とする研究の適正な実施のため、研究機関の長としての権限及び事務を、医学系部門長に委任する。

(医学系部門長の責務)

第5条 医学系部門長は、法律、指針及びこの規程に基づき、本学におけるヒトを対象とする研究の適正な実施に関し管理及び監督を行わなければならない。

(個人情報保護等)



第6条 本学におけるヒトを対象とする研究に係る個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、同法施行令（平成15年政令第507号）及び国立大学法人福井大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成28年規程第100号）等によるもののほか、指針によるものとする。

（事務）

第7条 この規程に係る事務は、研究・地域連携推進部松岡キャンパス研究推進課において行う。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、本学におけるヒトを対象とする研究に関し必要な事項は、医学系部門長が別に定める。

2 医学系部門長は、必要に応じ、本学におけるヒトを対象とする研究に関し、学長に報告を行うものとする。

#### 附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に、「臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号）」及び「疫学研究に関する倫理指針（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）」に基づき承認された研究については、なお従前のおりとする。

附 則（平成28年7月20日福大規程第91号）

この規程は、平成28年7月20日から施行する。

附 則（平成28年12月15日福大規程第197号）

この規程は、平成28年12月15日から施行し、第6条の規定を除き、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月30日福大規程第75号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月31日福大規程第93号）

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年5月31日福大規程第87号）

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

附 則（令和4年3月17日福大規程第51号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 福井大学（以下「本学」という。）におけるヒトを対象とする研究に関する規程第8条第1項の規定に基づき、本学の教授、准教授、講師、助教及び医学系部門長が認めた者（以下「研究者」という。）が行う医学系研究及び医療行為（以下「研究等」という。）の適正な実施に関し、ヘルシンキ宣言に示された倫理規範、国が策定した指針、その他関係法令等の趣旨と倫理的配慮のもとに検討し、調査審議することを目的とするため、本学に福井大学医学系研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(役割・責務等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を実施し、遵守する。

- (1) 研究責任者から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、前条に定める指針等に基づき、倫理的観点及び科学的観点から、当該研究に係る研究機関及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、文書又は電磁的方法により意見を述べなければならない。
- (2) 前号の規定により審査を行った研究等について、倫理的観点及び科学的観点から必要な調査を行い、研究責任者に対して、研究計画書の変更、研究等の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べるものとする。
- (3) 第1号の規定により審査を行った研究等のうち、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものについて、当該研究の実施の適正性及び研究結果の信頼性を確保するために必要な調査を行い、研究責任者に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べるものとする。
- (4) 委員及びその事務に従事する者は、第1号の規定により審査を行った研究等に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点並びに当該研究の実施上の観点及び審査の中立性若しくは公正性の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに医学系部門長に報告しなければならない。
- (5) 委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員のうち、少なくとも2名は、女性とする。

- (1) 医学領域の基礎医学系の専任教授 2名
- (2) 医学領域の臨床医学系（附属病院部を含む。）の専任教授 4名
- (3) 看護学領域の専任教授 2名
- (4) 人文・社会科学の有識者 2名以上

(5) 一般の立場の者 2名以上

(6) その他委員会が必要と認めた者 若干名

2 前項に掲げる委員は、医学系部門長が委嘱する。

3 第1項第4号から第6号までの委員については、本学の職員以外の者（以下「外部委員」という。）を複数含むものとする。

（任期）

第4条 前条第1項に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号から第3号の委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、第3条第1項第1号から第5号の委員のうち、各1名以上を含め、委員の過半数が出席していなければ、議事を開くことができない。かつ、男女両性の委員で構成され、外部委員が複数含まれなければならない。

2 審査対象となる研究計画に関係する委員は、当該研究計画の審査に関与してはならない。ただし、委員会の求めに応じて会議に出席し、説明することを妨げない。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

2 委員会は、特別な配慮を必要とする者を研究対象者とする研究計画書の審査を行い、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めなければならない。

（審査の判定等）

第8条 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、倫理的観点及び科学的観点から特に次の各号に掲げる事項に留意して審査するものとする。ただし、医療行為にあつては委員会見解とすることができるものとする。

(1) 社会的及び学術的な意義を有する研究の実施

(2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保

(3) 研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益の比較考量

(4) 独立かつ公正な立場に立った審査

(5) 研究対象者への事前の十分な説明及び自由な意思に基づく同意の取得

(6) 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮

(7) 研究に利用する個人情報等の適切な管理

(8) 研究の質及び透明性の確保

2 前項による審査の判定は、次に掲げる表示により行うものとする。

(1) 承認

(2) 継続審査

- (3) 不承認
- (4) 停止（研究等の継続には更なる説明が必要）
- (5) 中止（研究等の継続は適当でない）  
（迅速審査等）

第9条 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、当該委員長が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は委員会に報告するものとする。

- (1) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について、他の倫理審査委員会による一括審査によらず個別の倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- (5) 症例報告に関する審査
- (6) その他委員長が必要と認めた場合の審査

2 前項第2号に該当する軽微な変更のうち、次に掲げるものについては報告事項として取り扱うことができる。

- (1) 研究者等の職名変更
- (2) 研究者等の氏名変更
- (3) (3) 明らかな誤字脱字  
（専門委員）

第10条 委員会に、専門の事項を調査検討するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから、委員会の議を経て、委員長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査審議が終了したときは、その職が解かれるものとする。

4 専門委員は、委員会に出席し調査検討事項の報告を行い、審議に加わることができる。ただし、専門委員は、審査の判定には加わることができない。

（申請手続）

第11条 研究責任者（研究の実施に携わるとともに、当該研究に係る業務を統括する者をいう。）は、研究等を実施しようとするときは、あらかじめ研究審査申請書（別紙様式第1号）及び研究実施計画書（以下「研究計画書」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 研究責任者は、既に承認を受けた研究計画を変更しようとするときは、研究変更申請書（別紙様式第4号）に必要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。

3 多機関共同研究において、本学にて一括審査を行う場合は、関係書類を添えて委員会に審査を依頼するものとする。他の倫理審査委員会による一括審査を行う場合は、関係書類を添えて委員会に提出するものとする。

（研究責任者等の出席）

第12条 前条の規定により申請した研究責任者等は、委員会に出席し、又は委員会の求めに応じ、研究等の実施計画の内容等の説明及び意見を述べることができる。

(審査結果)

第13条 委員長は、審査審議終了後速やかにその判定結果を研究審査結果通知書(別紙様式第2-1号)(以下「結果通知書」という)により研究責任者に通知するものとする。

2 医学系部門長は実施の可否を決定し、研究実施許可通知書(別紙様式第2-2号)により、研究責任者に通知しなければならない。

3 多機関共同研究であって、他の倫理審査委員会による一括審査により承認された場合、当該研究の実施について医学系部門長の許可を受けなければならない。

(再審査)

第14条 研究責任者は、審査の結果に異議があるときは、再審査申請書(別紙様式第3号)により再審査を求めることができる。

2 再審査の結果通知については、前条の規定を準用する。この場合において、「審査結果通知書」とあるのは「再審査結果通知書」と読み替えるものとする。

(研究等の実施状況等の報告)

第15条 研究責任者は、毎年4月に委員会及び医学系部門長に研究実施状況報告書(別紙様式第5号)を提出しなければならない。

2 研究責任者は、医療上やむを得ない事情のために研究計画書からの逸脱又は変更を行った場合は、緊急の危険を回避するための研究実施計画書からの逸脱に関する報告書(別紙様式第6号)を委員会及び医学系部門長に提出しなければならない。

3 委員会及び医学系部門長は、前2項の規定により報告書の提出を受けたときは、委員会の意見を求め、研究等継続の適否を決定し、結果通知書により研究責任者に通知しなければならない。

(重篤な有害事象等の報告)

第16条 研究責任者は、研究等に関連する重篤な有害事象等が発生した場合又は他施設で発生した重篤な副作用等、被験者の安全に影響を及ぼす可能性のある重大な情報を入手した場合は、直ちにその内容を重篤な有害事象等に関する報告書(別紙様式第7号)等により委員会及び医学系部門長に報告しなければならない。また、当該研究等が他の研究機関と共同で実施している場合、研究責任者は、当該他の研究機関の研究責任者に対し、直ちにその内容を報告しなければならない。

2 医学系部門長は、前項の報告があったときは、速やかに必要な対応を行うとともに、委員会の意見を求め、研究等継続の適否を決定し、結果通知書により研究責任者に通知しなければならない。

(研究等の終了又は中止の報告)

第17条 研究責任者は、研究等を終了又は中止したときは、委員会及び医学系部門長に研究終了(中止)報告書(別紙様式第8号)を提出しなければならない。

(多機関共同研究の報告)

第18条 他の倫理審査委員会による一括審査により承認された研究は、別紙様式第5号から第8号の報告書について、前三条の要項にかかわらず医学系部門長に提出するものとする。

(審査資料の保存及び情報の公開)

第19条 医学系部門長は、委員会の審査資料を当該研究等の終了報告される日までの期間（侵襲かつ介入研究の資料にあつては、終了報告後5年間）、適切に保管しなければならない。

2 医学系部門長は、委員会の規程及び手順書、委員名簿並びに開催状況及び審査の概要を作成し、公表しなければならない。ただし、公開することによって、研究対象者等の人権、研究等に係る独創性又は知的財産権の保護に支障が生ずる場合は、委員会の議を経て、非公開にすることができる。

(審査料の徴収)

第20条 委員会は、本学が参加しない研究の審査を依頼された場合は、所定の期日までに、次に定める審査に要する費用（以下「審査料」という。）を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めた場合は審査料を減免することができる。

3 既納の審査料は、原則として返還しない。

依頼機関	新規／継続・変更	単位	金額
本学が参加しない 研究の審査	新規	1件	150,000円
	継続・変更	1件	100,000円

(守秘義務)

第21条 委員、専門委員及び委員会事務は、その職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(事務)

第22条 委員会の事務は、研究・地域連携推進部松岡キャンパス研究推進課において行う。

(雑則)

第23条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

1 この要項は、平成28年12月15日から施行する。

2 この要項の施行前に、福井大学医学部倫理審査委員会規程及び福井大学医学系研究倫理審査委員会規程に基づき承認を受けた研究で、現に実施されている研究については、なお従前の例による。

3 この要項の施行日の前日において、医学系部門長から委嘱されている委員の任期については、この要項に基づき委嘱されたものとみなし、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年6月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年5月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 令和3年9月16日改正

- 1 この要項は、令和3年9月16日から施行し、令和3年6月30日から適用する。
- 2 この要項の施行前に承認を受けた研究で、現に実施されている研究については、なお従前の例によることができる。

別紙様式第1号（第11条関係）

別紙様式第2-1号（第13条関係）

別紙様式第2-2号（第13条関係）

別紙様式第3号（第14条関係）

別紙様式第4号（第11条関係）

別紙様式第5号（第15条関係）

別紙様式第6号（第15条関係）

別紙様式第7号（第16条関係）

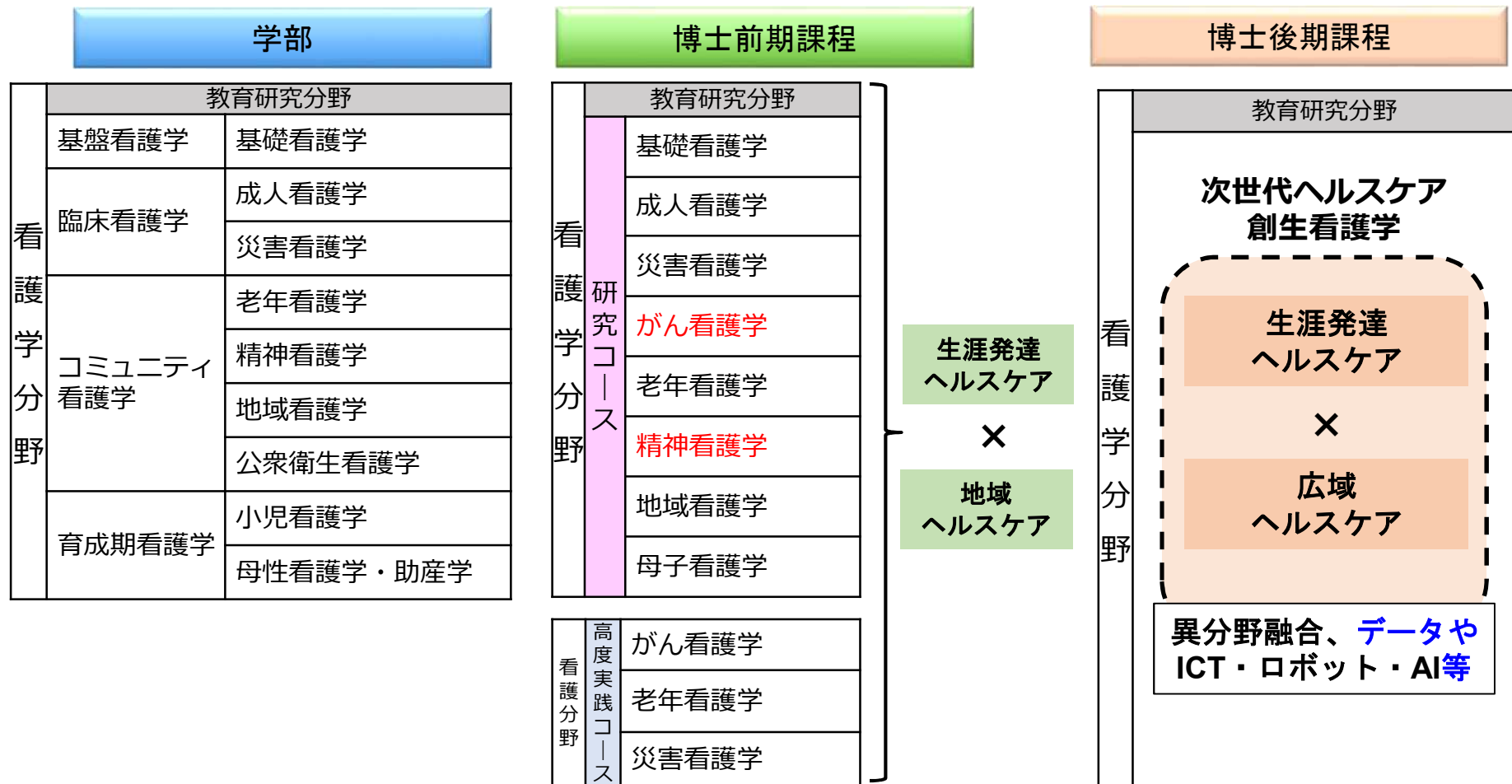
別紙様式第8号（第17条関係）

## 既設の課程との関係

博士前期課程（現修士課程）においては、8つの教育研究分野の1つを核としつつ、1～2の他教育研究分野を重ね、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”と“地域ヘルスケア”双方の視点を基盤とした研究を進めていく。

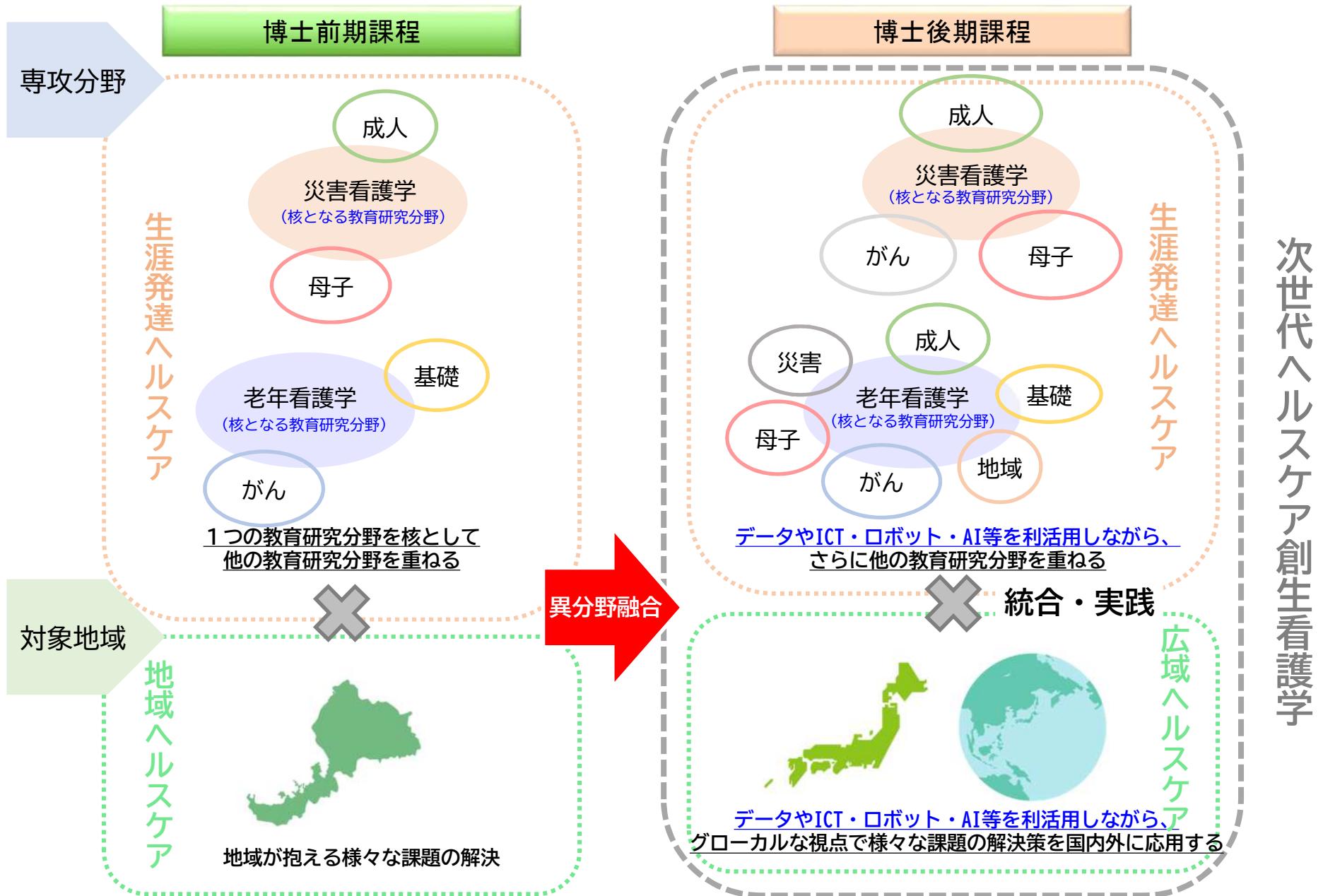
博士後期課程では、異分野を融合し、データやICT・ロボット・AI等を利活用しながら、8つの教育研究分野の1つを核としつつも、更に多くの他教育研究分野を重ね、“生涯発達ヘルスケア”と、様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”を統合することにより、人々が生活を営む地域の特性に応じたヘルスケアを追求する“次世代ヘルスケア創生看護学”の研究を進めていく。

なお、博士後期課程では博士前期課程（現修士課程）の様な教育研究分野を設けずに、学部から博士前期課程、博士後期課程の教育・研究の連動性と継続性を整備する。





# 既設の課程との関係（学びのイメージ）



看護学専攻（博士前期課程）研究指導教員・研究指導補助教員の研究概要及びテーマ

職種	氏名	研究概要・分野	研究テーマ
教授	長谷川智子	糖尿病患者や慢性疾患を持つ者が多い介護保険施設利用者に対する看護師のアドバンス・ケア・プランニング支援の影響を評価し、慢性疾患患者の意思決定により、自らの生活行動を変化させるセルフマネジメント向上とそのための適切な看護教育介入の提案をおこなう。	基礎看護学、地域看護学
教授	上原佳子	将来的に疾患に伴う症状のある対象者のストレス緩和およびQOL向上を目的とした補完代替療法として、タクティールマッサージを導入するために、長期的なタクティールマッサージでの生理学的、心理学的指標による効果を検証を行い、子育て中の親に対するQOL向上や虐待防止に有効な補完代替療法としての適応を期待する。	基礎看護学
教授	佐藤大介	在院日数の短縮化と医療技術の進歩に伴い、高まる外来での継続治療や個々の患者に応じたタイムリーな看護提供に応えるため、日々の生体情報及びAIを用いた双方向型遠隔看護システムの構築および社会実装に向けた研究に取り組む。	臨床看護学、地域看護学
教授	四谷淳子	高齢者のQOL向上を目標に褥瘡や排泄ケア等の老年症候群について予測、予防のための新たな看護方法論の創出に向けた老年看護学の研究・教育を推進する。	基礎看護学、高齢者看護学、臨床看護学、地域看護学、医療福祉工学
教授	藤田亮介	高校生や大学生へ数学・統計学教育を行い、実践の観点から、地域への数理・データサイエンス教育推進のために、新たな統計学教育の教材の開発と、公開講座の企画・運営を推進する。	代数学、位相幾何学、統計学
特命教授	横山修	超高齢化社会における高齢者の下部尿路機能障害、性機能障害を多面的に解析し、性行動障害の改善へのアプローチ方法の検討や、夜間頻尿の改善による睡眠の質の改善を目的に、ガイドラインの構成等高齢者のQOL向上を目指して研究に取り組む。	泌尿器科学
特命教授	酒井明子	昨今多発している自然災害状況下において、被災者の心理的ストレスの慢性化の予防や深刻なストレス反応の安定状態への回復に向けて、心理的回復過程を分析し、心理的支援体制の検討や更に長期的な視点を取り入れた多職種連携による支援に関する研究に取り組む。	地域看護学
教授	宇随弘泰	血管平滑筋細胞における細胞外マトリックス分解酵素産生に関する研究に取り組む。	循環器内科学、地域看護学
教授	波崎由美子	統一された看護支援のないAYA世代女性がん患者の妊孕性温存支援に関する課題について、がん治療前看護師の情報提供や意思決定支援に関してパートナーシップという視点で看護支援方略を検討し、価値観やニーズに応じた妊孕性温存意思決定の過程をともに支える看護支援モデルを探求する。	生涯発達看護学

職種	氏名	研究概要・分野	研究テーマ
准教授	川口めぐみ	精神疾患をもつ人を支援する地域包括ケアシステムの構築の研究に向けて、家族の長期的な支援が必要な統合失調症患者と、その家族を取り巻くストレスや介護負担など様々な問題について、家族レジリエンスを高めるための看護介入の効果の検証を行い、看護支援プログラムの構築に取り組む。	臨床看護学、地域看護学
准教授	嶋雅代	生殖補助医療による女性ホルモン変動落差に伴う更年期様症状を含むQOLの低下など心身の健康状態とヘルスリテラシーの関連を明らかにし、不妊症看護認定看護師の視点も取り入れた、臨床的に有用な心身への健康支援プログラムを構築する。	生涯発達看護学
准教授	本田信治	癌をはじめ様々な病気に関わるヘテロクロマチンの形成・維持の分子機構について、アカパンカビをモデル生物に用いて解析に取り組む。	ゲノム生物学、応用分子細胞生物学
講師	北野華奈恵	介護保健施設の医療従事者が、入所・通所している利用者に対して行うことができるタクティールケアを活用した高齢者の睡眠セルフマネジメント支援プログラムを構築し、高齢者のより良い睡眠生活からQOLの向上やフレイルの予防・改善、医療費の増大防止に資する研究を推進する。	基礎看護学、高齢者看護学、生涯発達看護学
講師	平井孝治	自閉スペクトラム症（ASD）の味覚特性と食行動異常の関連の評価や、摂食障害を持つ子どもの親の心理的負担の評価などから、摂食障害やそれに伴う周囲の人間の精神的な問題について倫理的に配慮した支援と心理教育の実施で改善を目指す。	臨床看護学、生涯発達看護学、精神神経科学
講師	青木未来	高齢者の皮膚機能不全の重篤化をはじめとした皮膚環境の悪化に伴う健康問題の予防のため、施設入居高齢者や地域在住高齢者へのA I等を用いた新たな皮膚評価の測定方法の検討と、皮膚タイプの分類による保湿ケアの研究に取り組む。	高齢者看護学
講師	梅田尚子	新生児臍帯血中の多価不飽和脂肪酸代謝物の計測により、多価不飽和脂肪酸代謝物が新生児に与える影響や、発達障がいの特性を予測と関連の探求を行い、低体重児や発達障がい児への科学的知見の構築を推進する。	生涯発達看護学、基礎看護学

授業担当教員一覧

科目群	科目名	配当年次	開講形式	単位数		担当教員			
				必修	選択	担当教員 (◎科目責任者)	学位		
共通科目	共通科目A	アドバンストナーシングリサーチ	1前	講義	1		◎教授 教授 教授 教授 講師 講師	四谷 淳子 佐藤 大介 上原 佳子 波崎 由美子 青木 未来 平井 孝治	博士 (保健学) 博士 (看護学) 博士 (小児発達学) 博士 (看護学) 博士 (保健学) 博士 (小児発達学)
		保健医学におけるデータ解析法 (量的)	1後	講義	1		◎教授 教授 教授 講師 講師	藤田 亮介 佐藤 大介 宇隨 弘泰 平井 孝治 青木 未来	博士 (理学) 博士 (看護学) 博士 (医学) 博士 (小児発達学) 博士 (保健学)
		保健医学におけるデータ解析法 (質的)	1後	講義	1		◎教授 准教授 准教授 特命教授	波崎 由美子 嶋 雅代 川口 めぐみ 酒井 明子	博士 (看護学) 博士 (保健学) 博士 (保健学) 博士 (人間科学)
	共通科目B	アントレプレナーシップ論	1・2前	講義、演習	2		◎教授 (他)	竹本 拓治	博士 (政策科学)
		デザイン思考	1・2後	講義、演習	2		◎教授 (他)	竹本 拓治	博士 (政策科学)
		ヘルステック実践論	1前	講義、演習	1		◎教授 教授 教授 (他) 准教授 (他)	四谷 淳子 佐藤 大介 井上 博行 長宗 高樹	博士 (保健学) 博士 (看護学) 博士 (工学) 博士 (工学)
		異文化コミュニケーション	1・2後	講義、演習	1		◎准教授 (他) 准教授 (他) 講師 (他)	磯崎 康太郎 生駒 俊英 清水 麻友美	博士 (文学) 修士 (法学) 博士 (社会学)
		地域医療ケア・マネジメント	1・2前	講義、演習	1		◎教授 (他) 教授 特命教授 講師	山村 修 宇隨 弘泰 酒井 明子 北野 華奈恵	博士 (医学) 博士 (医学) 博士 (人間科学) 博士 (小児発達学)
	生涯発達とこころ	1・2前	講義、演習	1		教授 (他) ◎准教授 講師 講師	岸 俊行 川口 めぐみ 梅田 尚子 平井 孝治	博士 (人間科学) 博士 (保健学) 博士 (小児発達学) 博士 (小児発達学)	
	専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	1通	講義	2		◎教授 教授 准教授 准教授	四谷 淳子 佐藤 大介 川口 めぐみ 嶋 雅代	博士 (保健学) 博士 (看護学) 博士 (保健学) 博士 (保健学)
次世代ヘルスケア創生看護学演習		2通	演習	2		◎教授 教授 教授 教授 教授 特命教授 特命教授 教授 准教授 准教授	上原 佳子 四谷 淳子 長谷川 智子 佐藤 大介 藤田 亮介 横山 修 酒井 明子 宇隨 弘泰 川口 めぐみ 嶋 雅代	博士 (小児発達学) 博士 (保健学) 博士 (看護学) 博士 (看護学) 博士 (理学) 博士 (医学) 博士 (人間科学) 博士 (医学) 博士 (保健学) 博士 (保健学)	

科目群	科目名	配当年次	開講形式	単位数		担当教員		
				必修	選択	担当教員 (◎科目責任者)	学位	
特別研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1~3通	演習	8		◎教授	四谷 淳子	博士 (保健学)
						教授	長谷川 智子	博士 (看護学)
						教授	上原 佳子	博士 (小児発達学)
						教授	佐藤 大介	博士 (看護学)
						教授	藤田 亮介	博士 (理学)
						教授	宇隨 弘泰	博士 (医学)
						教授	波崎 由美子	博士 (看護学)
						特命教授	横山 修	博士 (医学)
						特命教授	酒井 明子	博士 (人間科学)
						准教授	川口 めぐみ	博士 (保健学)
						准教授	本田 信治	博士 (理学)
						講師	北野 華奈恵	博士 (小児発達学)
						講師	平井 孝治	博士 (小児発達学)
						講師	青木 未来	博士 (保健学)
総 計				16単位以上				

※1 担当教員の職名欄に「(他)」とあるのは、専任教員以外の教員

※2 配当年次の記載について 前期開講科目→前、後期開講科目→後、通年科目→通

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、「労働基準法」(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により、国立大学法人福井大学(以下「大学」という。)に勤務する職員のうち、契約期間を定めて特別な目的をもって職務に従事する職員(以下「特別雇用職員」という。)の就業について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則で特別雇用職員とは、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

一 1週間の勤務時間が38時間45分の特別教授、特任教授、特命教員及び特命職員

二 1週間の勤務時間が38時間45分に満たない特任教授、特命教員及び特命職員

2 特命教員及び特命職員の職名は、国立大学法人福井大学職員人事規程(平成16年福大規程第5号)第3条第2項の規定を準用し、適用する。

3 前項の規定にかかわらず、これによりがたい事情がある場合については、その職務内容にふさわしい職名とすることができる。

### (遵守遂行)

第3条 大学及び特別雇用職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

## 第2章 人事

### (採用)

第4条 特別雇用職員の採用は、選考による。

### (労働条件の明示)

第5条 学長は、特別雇用職員の採用に際しては、採用をしようとする職員に対し、次の事項を記載した文書を交付する。

一 労働契約の期間に関する事項

二 就業の場所及び従事する業務に関する事項

三 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項

四 給与に関する事項

五 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

六 その他必要な事項

2 前項(第二号、第三号及び第六号に限る。)に規定する事項は、第7条における雇用期間の更新にあたっては、業務量や本人の能力等を考慮して見直しを行うことがある。

### (試用期間)

第6条 特別雇用職員として採用された者には、採用の日から3か月間の試用期間を設ける。

ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き大学の職員となった者については、この限りでない。

2 試用期間中に特別雇用職員として、あるいは試用期間終了後正規の特別雇用職員とすることについて、学長が勤務実績の不良なこと、心身に故障があることその他の事由に基づいて本学に引き続き雇用しておくことが不適当と認めるときは、第10条の規定により解雇することができる。

3 試用期間は勤続年数に通算する。

### (雇用期間)

第7条 特別雇用職員の雇用期間は、一会計年度の範囲内とする。

2 本法人との間で締結されたすべての雇用契約期間を通算した期間（以下「通算契約期間」という。）は5年以内とする。ただし、次の各号に該当し、通算契約期間が5年を超えて雇用することがやむを得ないと学長が判断した場合は除く。

- 一 プロジェクト期間が5年を超える業務に従事する場合
- 二 寄附講座及び寄附研究部門（共同研究講座及び共同研究部門を含む。）の延長により引き続き従事する場合
- 三 免許・資格を要する職員で、その人材の確保が困難な次の職員
  - イ 臨床心理士、臨床発達心理士又は公認心理師の資格を有し、カウンセリング業務等を行うカウンセラー
  - ロ コーディネーター及び臨床心理士
  - ハ 医師免許を有し、診療業務に従事する者
  - ニ 医療職員
  - 三 教員免許を有し、特別支援学校等における指導経験がある業務支援室主任指導員
- 四 医学部附属病院に勤務する者のうち、その雇用確保が病院収入（診療報酬請求）に影響する職員で、人材の確保が困難な次の職員
  - イ 保育士
- 五 その他部局長より特に申出があり学長が認めた場合

3 雇用契約を更新しない場合の基準については、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 契約締結当初から、更新回数の上限を設けており、当該上限に当たる場合
- 二 前回の契約更新時に、更新しないことについて合意していた場合
- 三 当該雇用期間中において懲戒処分を受けている場合
- 四 本学の経営状況の悪化により、更新を行うことが困難である場合
- 五 担当業務を遂行する能力が十分ではない場合
- 六 職務命令に違反する行為を行った場合又は無断欠勤をしたこと等勤務成績が不良の場合
- 七 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がある場合
- 八 担当業務を終了又は中止した場合
- 九 担当業務に関連するプロジェクト等の事業を廃止又は縮小した場合若しくは外部資金受入が終了した場合
- 十 その他前各号に準ずる客観的かつ合理的な事由がある場合

4 雇用契約期間の満了日と次の雇用契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間が6月以上あるときは、当該満了した雇用契約期間は、前項の通算契約期間に算入しない。

（最終雇用年齢）

第8条 特別雇用職員の雇用にあたっては、当該特別雇用職員の年齢が満65歳に達した日以降の最初の3月31日を超えて雇用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な場合は、学長が定める。

（無期雇用契約転換職員）

第8条の2 労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない雇用契約（以下「無期雇用契約」という。）へ転換した者（以下「無期雇用契約転換職員」という。）については、無期雇用契約へ転換した直前に適用されていた就業規則を適用する。ただし、この就業規則において有期雇用契約を前提とする規定は適用しない。なお、雇用期間の更新時に見直した第5条第1項（第二号、第三号及び第六号に限る。）に規定する事項は、無期雇用契約へ転換後も定期的な見直しを行うことがある。

2 無期雇用契約転換職員における国立大学法人福井大学特別教授規程に規定する特別教授の職名については、特別教授（無期）と、国立大学法人福井大学特任教授規程に規定する特任教授の職名については、特任教授

(無期)と、国立大学法人福井大学特命教員規程第3条の職名及び国立大学法人福井大学特命職員規程第2条第3項の名称については、それぞれ当該職名及び名称の後に「(無期)」を付する。

(無期雇用契約への転換の申込等)

第8条の3 無期雇用契約転換の申込みをしようとする者は、あらかじめ無期雇用契約転換申込書を契約期間の満了の30日前までに学長へ提出するよう努めなければならない。

2 前項の申込みがあった場合、学長は無期雇用契約転換申込受理通知書を申込み者に通知する。

3 第1項の申込みを取下げようとする者は、契約期間の満了を予定する日の10日前までに無期雇用契約転換申出取下げ書を学長に提出するよう努めなければならない。

(無期雇用契約転換職員の定年)

第8条の4 無期雇用契約転換職員の定年は、満65歳とする。

2 無期雇用契約転換職員が前項の定年に達したときは、当該定年に達した日以後の最初の3月31日に退職する。

3 第1項の定年に達した日以後に無期雇用契約転換職員となった者については、無期雇用契約転換職員となった日を当該定年に達した日とみなし、その日以後の最初の3月31日に退職する。

(退職)

第9条 特別雇用職員が次の各号の一に該当した場合には、退職とする。

一 雇用期間が満了した場合

二 自己都合により退職を申し出て、学長が承認したとき

三 死亡したとき

2 学長は雇用期間満了の後、雇用契約を更新しない場合は、雇用期間の満了する日の少なくとも30日前に、その旨を当該職員に通知する。

なお、当該職員が更新しない理由について証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

3 特別雇用職員は、雇用期間中に自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、学長に退職届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに退職届を提出できない場合は、14日前までに提出しなければならない。

4 特別雇用職員は、退職届を提出しても、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

(解雇)

第10条 学長は、特別雇用職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇する。

一 勤務実績が著しく不良の場合

二 心身の故障のため業務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

三 その他、業務に必要な適性を欠く場合

四 禁固以上の刑に処せられた場合

2 学長は、特別雇用職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

一 事業活動の縮小により特別雇用職員の減員等が必要となった場合

二 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合

3 前項による解雇は、次の各号をふまえて行う。

一 人員整理を行う経営上の必要性があること

二 解雇を回避する努力を行うこと

三 被解雇者の選定に合理性があること

四 被解雇者に対して、誠実に協議を行うこと

4 学長は、第1項及び第2項に定めるほか、特別雇用職員が第8条の2の規定により無期雇用契約転換職員となった後、第7条第3項第8号から第10号の一に該当する場合には、当該無期雇用契約転換職員を解雇することができる。



(解雇制限)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は労基法第19条第2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 産前産後の女性特別雇用職員が、第30条第1項第14号及び第15号の規定による休暇の期間及びその後30日間

(解雇予告)

第12条 第10条の規定により特別雇用職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告するか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、所轄労働基準監督署長より解雇予告除外認定を受けたときはこの限りでない。

(人事異動通知書)

第13条 学長は、特別雇用職員が次の各号の一に該当する場合には、人事異動通知書(以下「通知書」という。)を交付する。この場合、その異動を発令した時にその効力が発生するが、当該職員がその異動を了知するまでの間は、当該職員の不利益になるように取り扱うことはできない。

- 一 特別雇用職員を採用し、又は雇用期間を更新した場合
- 二 特別雇用職員の自己都合による退職を承認した場合
- 三 特別雇用職員が退職した場合(解雇又は自己都合退職の場合を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、労働条件通知書により異動の内容が明示されている場合においては、人事異動通知書の交付を省略することができる。

3 学長は、特別雇用職員を解雇する場合には、通知書を交付して行わなければならない。この場合、通知書を交付した時にその効力が発生する。

### 第3章 給与

(給与の種類)

第14条 特別雇用職員の給与は、本給、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当(診療待機手当、救急診療手当、時間外手術等手当及び診療所勤務手当に限る。)、住居手当、看護職員等処遇改善手当、幼稚園教諭等処遇改善手当、遺伝診療特別手当及び通勤手当とする。

(本給)

第15条 特別雇用職員の本給は年俸とし、その額は、学長が個別に定める。

2 特別雇用職員の本給月額額は、年俸の12分の1とする。

(超過勤務手当)

第16条 第27条の規定により正規の時間を超えて又は休日に勤務させた場合は、国立大学法人福井大学職員給与規程(平成16年福大規程第7号。以下「給与規程」という。)第19条の規定に準じて超過勤務手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号に規定する特別雇用職員に対する次の超過勤務手当の単価は、勤務1時間あたりの給与額と同額とする。

- 一 1日の勤務時間が正規の時間と合わせて7時間45分までの範囲の勤務を割り振られた日の勤務
- 二 1週間に1日又は4週間に4日の休日(法定休日)が確保されている場合の、1週間の勤務時間が38時間45分までの範囲の休日の勤務

(休日給)

第17条 休日給は、第2条第1号に規定する特別雇用職員に第27条の規定により休日に勤務させた場合に、給与規程第20条の規定に準じて支給する。

(宿日直手当)

第17条の2 宿日直手当は、給与規程第23条の規定に準じて支給する。

(診療待機手当)

第17条の3 診療待機手当は、給与規程第18条及び国立大学法人福井大学職員の特殊勤務手当支給細則(平成16年福大細則第12号。以下「特殊勤務手当支給細則」という。)第8条の規定に準じて支給する。

(住居手当)

第17条の4 住居手当は、第2条第1号に規定する特別雇用職員に給与規程第15条の規定に準じて支給する。

(時間外手術等手当)

第17条の5 時間外手術等手当は、給与規程第18条及び特殊勤務手当支給細則第9条の2の規定に準じて支給する。

(看護職員等処遇改善手当)

第17条の6 看護職員等処遇改善手当は、職員給与規程第29条の3の規定に準じ、本学医学部附属病院又は病院部に所属する特別雇用職員のうち、次の各号の一に該当する者に支給する。

一 看護師

二 臨床心理士、臨床発達心理士又は公認心理師の資格を有し、カウンセリング業務等を行うカウンセラー、コーディネーター及び臨床心理士

三 保育士

2 第2条第1項第1号に規定する特別雇用職員における前項の手当の月額を、常勤職員に採用したものとした場合における本給月額に100分の3.7を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げた額)とする。

3 第2条第1項第2号に規定する特別雇用職員における前項の手当の月額を、常勤職員に採用したものとした場合における本給月額を基礎として、次の計算式により算出した額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げた額)とする。

本給相当額×100分の3.7×(その者の1週間の勤務時間数/38時間45分)

4 前項までの規定により難しい場合は、学長は別段の取扱いをすることができる。

(幼稚園教諭等処遇改善手当)

第17条の7 幼稚園教諭等処遇改善手当は、本学教育学部附属幼稚園に勤務する特別雇用職員に支給する。

2 前項の手当の月額を、次の各号に掲げる額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げた額)とする。

一 第2条第1項第1号に規定する特別雇用職員 9,000円

二 第2条第1項第2号に規定する特別雇用職員

9,000円×(その者の1週間の勤務時間数/38時間45分)

(遺伝診療特別手当)

第17条の8 遺伝診療特別手当は、給与規程第29条の2の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、給与規程第16条の規定に準じて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、その勤務の態様を考慮し適当と判断される場合には、当該特別雇用職員には、国立大学法人福井大学旅費規程(平成16年福大規程第27号)に基づく旅費(以下「旅費」という。)を支給し、通勤手当を支給しないことができる。

(給与の支給)

第19条 特別雇用職員の給与は、その全額を現金で直接職員に支払う。ただし、法令等に基づき当該職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その者に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払う。

- 2 特別雇用職員が給与の全額又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 本給月額、住居手当、看護職員等処遇改善手当、幼稚園教諭等処遇改善手当及び通勤手当は、その月の全額を毎月17日に、超過勤務手当及び休日給は、その月の分を翌月の17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは支給日の前々日、支給日が月曜日で休日に当たるときは支給日の翌日、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
- 4 第1項から前項に規定するもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、給与規程第2条の規定を準用する。

（給与の減額）

第20条 特別雇用職員が定められた勤務時間内において勤務しなかった場合（有給の休暇として取り扱われる場合は除く。）は、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤等の時間数の合計であるものとし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。

（日割計算）

第21条 新たに特別雇用職員となった者には、その日から給与を支給する。

- 2 特別雇用職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。
- 3 特別雇用職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務1時間あたりの給与額の算出）

第22条 第16条及び第20条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、本給月額、看護職員等処遇改善手当及び幼稚園教諭等処遇改善手当の月額を一会計年度における1箇月の平均所定労働時間数で除した金額とする。

（端数計算）

第23条 前条に規定する勤務時間1時間あたりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

（端数の処理）

第24条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

#### 第4章 勤務時間、休日、休暇等

（勤務時間）

第25条 第2条第2号に規定する特別雇用職員の勤務時間は、1日につき7時間45分以内、1週間につき38時間45分未満の範囲内において定める。

- 2 第2条第1号に規定する特別雇用職員の勤務時間は、1日につき7時間45分、1週間につき38時間45分とし、始業時間、終業時間及び休憩時間については、次のとおりとする。

- 一 始業時間 午前8時30分
- 二 終業時間 午後5時15分
- 三 休憩時間 午後0時から午後1時

- 3 業務の都合上必要があると認める場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず1日の勤務時間を超えない範囲で、始業、終業の時刻及び休憩時間を変更することがある。

（休日）

第26条 特別雇用職員の休日は、次のとおりとする。ただし、第2条第1項第2号に規定する特別雇用職員について、これにより難い場合は、別に定める。

- 一 日曜日（法定休日）
- 二 土曜日
- 三 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 四 1月2日、1月3日及び12月29日から31日までの期間

2 学長は、前項に規定する休日に、業務の都合上、勤務を命ずる必要がある場合には、国立大学法人福井大学職員就業規則（平成16年福大規則第7号。以下「職員就業規則」という。）第52条及び第53条の規定に準ずる。

3 休日の振替及び代休日の手続きについては、職員就業規則第54条の規定に準ずる。

（時間外、深夜、休日、早出遅出勤務）

第27条 学長は、第25条の規定にかかわらず、労使協定の定めるところにより、必要がある場合には、特別雇用職員に対して、その勤務時間を延長し又は休日に勤務させることがある。

2 前項の規定により勤務を命ぜられた時間が、第25条に規定する勤務時間を通じて8時間を超える場合は、1時間の休憩時間（所定勤務時間の途中に置かれる休憩時間を含む。）を勤務時間の途中に置かなければならない。

3 小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条並びに第30条第1項第8号、第9号、同条第2項第3号及び第31条において同じ。）の養育又は家族の介護を行う特別雇用職員であつて、超過勤務時間を短いものとするを請求した者の法定の勤務時間を超える勤務については、別に定める。

4 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う特別雇用職員が請求した場合には、別に定めるところにより、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から午前5時までの間をいう。）における勤務（以下「深夜勤務」という。）に従事させることはない。

5 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う特別雇用職員が請求した場合には、別に定めるところにより、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、早出遅出勤務をさせるものとする。

6 学長は、妊娠中又は出産後1年を経過しない特別雇用職員が請求した場合は、第1項の超過勤務又は休日に勤務を命じない。

7 学長は、3歳未満の子の養育又は家族の介護を行う特別雇用職員が請求した場合には、別に定めるところにより、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、第1項の超過勤務又は休日に勤務を命じない。

（勤務時間の特例）

第28条 学長は、第25条の規定にかかわらず、第2条第1号に規定する特別雇用職員のうち、業務の性質上必要がある職員については、労使協定の定めるところにより、変形労働時間制又は専門業務型裁量労働制専門業務型裁量労働制を適用するものとする。

（1か月単位の変形労働時間制）

第28条の2 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある特別雇用職員については、1か月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。

2 前項の変形労働時間制による特別雇用職員の割振り単位期間、勤務の始業、終業時刻及び休憩時間は、職員就業規則第44条の2第2項の規定に準ずる。

3 第1項の特別雇用職員の各日・各週の勤務割振表については、当該1か月以内の一定の期間ごとに作成し、当該期間の開始7日前までに各人に通知する。

（年次有給休暇）

第28条の3 学長は、第2条第1号に規定する特別雇用職員に対し、職員就業規則第56条の規定に準じて年次有給休暇を与えなければならない。

2 前項の規定によるものの他、学長は、職員就業規則第56条の2の規定に準じて、時季を指定して与えなければならない。

3 前項の年次有給休暇の届出及び単位については、職員就業規則第57条及び第58条の規定を準用する。

第29条 学長は、第2条第2号に規定する特別雇用職員に対し、次に掲げる区分ごとに年次有給休暇を与えなければならない。

一 1週間の勤務日が5日以上とされている特別雇用職員、1週間の勤務日が4日以下とされている特別雇用職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている特別雇用職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合は、次の1年間において10日

二 一に掲げる特別雇用職員が、雇用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合は、それぞれ次の1年間において、10日に次の表の左欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の右欄に掲げる日数を加算した日数（当該日数が20日を超える場合は、20日）

6月経過日から起算した 継続勤務年数	日数
1年	1日
2年	2日
3年	4日
4年	6日
5年	8日
6年以上	10日

三 1週間の勤務日が4日以下とされている特別雇用職員（1週間の勤務時間が30時間以上である職員を除く。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている特別雇用職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤し、又は雇用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている特別雇用職員にあっては次の表の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている特別雇用職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる雇用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1週間の 勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務 日の日数	169日から 216日まで	121日から168日ま で	73日から 120日まで	48日から 72日まで
6月	7日	5日	3日	1日
1年6月	8日	6日	4日	2日
2年6月	9日	6日	4日	2日
3年6月	10日	8日	5日	2日

4年6月	12日	9日	6日	3日
5年6月	13日	10日	6日	3日
6年6月以上	15日	11日	7日	3日

- 2 前項の継続勤務期間とは原則として同一部署において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、また、全勤務日とは特別雇用職員の勤務を要する日のすべてをそれぞれいうものとし、出勤した日数の算定にあたっては、年次有給休暇、年次有給休暇以外の有給休暇及び無給休暇の期間は、これを出勤したものとみなして取扱う。
- 3 学長は、年次有給休暇（第1項の規定により付与された年次有給休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。）の日数のうち5日については、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、付与日から1年以内に、あらかじめ時季を指定して取得させなければならない。ただし、第1項の規定により年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。
- 4 年次有給休暇については、その時季につき、学長に届け出なければならない。この場合において、学長は、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。
- 5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。
- 6 前項の規定により繰り越された年次有給休暇がある特別雇用職員から年次有給休暇取得の届け出があった場合には、繰り越された年次有給休暇から先に請求されたものとして取扱う。
- 7 年次有給休暇の付与の単位は、1日又は半日（所定勤務時間の前半分と後半分のいずれかをもって半日とする。）とする。ただし、労使協定の定めるところにより、一会計年度における年次有給休暇のうち5日を限度として1時間を単位とすることができるものとし、1日を時間に換算する場合は、1日当たりの勤務時間とし、半日を時間に換算する場合は、1日当たりの勤務時間の2分の1（それぞれ1時間未満の端数があるときはこれを切り上げた時間）とする。
- 8 年次有給休暇の届け出については、職員就業規則第57条の規定に準ずる。  
（年次有給休暇以外の休暇）

第30条 学長は、次の各号に掲げる場合には、特別雇用職員に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与える。

- 一 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、必要と認められる期間
- 二 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、必要と認められる期間
- 三 地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、必要と認められる期間
- 四 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合は、必要と認められる期間
- 五 特別雇用職員の親族（職員就業規則別表第12の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、特別雇用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるときは、親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- 六 特別雇用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間

- 七 特別雇用職員が妻（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるときは、2日の範囲内の期間
- 八 特別雇用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する特別雇用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、5日の範囲内の期間
- 九 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する特別雇用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るため子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるときは、一会計年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
- 十 一会計年度の7月1日から9月30日までの間継続雇用され、かつ、雇用期間が、当該年度の7月1日から9月30日までを含めて6か月以上の特別雇用職員が、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるときは、原則として、一会計年度の7月から9月までの期間における、休日を除いて次の期間の範囲内の期間
- イ 1週間の勤務時間が30時間以上の場合 連続する3日
- ロ 1週間の勤務時間数が20時間以上30時間未満の場合 連続する2日
- 十一 職員の心身のリフレッシュ及び省エネルギーの一層の推進を図るため、大学が一斉休業を実施する次の日。ただし、別に定める場合にあつては、一会計年度の6月から3月までの期間における、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間。

8月14日の曜日	一斉休業日
日曜日	8月の12日（金）、15日（月）及び16日（火）
月曜日	8月の14日（月）、15日（火）及び16日（水）
火曜日	8月の13日（月）、14日（火）及び15日（水）
水曜日	8月の14日（水）、15日（木）及び16日（金）
木曜日	8月の13日（水）、14日（木）及び15日（金）
金曜日	8月の12日（水）、13日（木）及び14日（金）
土曜日	8月の12日（木）、13日（金）及び16日（月）

- 十二 特別雇用職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族（国立大学法人福井大学職員の介護休業等に関する規程（平成16年福大規程第12号）第2条第2項に規定するものをいう。）を介護するため勤務しないことが相当であると認められるときは、一会計年度において要介護状態の対象家族が1人の場合5日、要介護状態の対象家族が2人以上の場合10日の範囲内の期間
- 十三 特別雇用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、一会計年度において5日（当該通院等が体外受精その他学長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては10日）の範囲内の期間
- 十四 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性の特別雇用職員が申し出た場合は、出産の日までの申し出た期間
- 十五 女性の特別雇用職員が出産した場合は、出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の特別雇用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

- 2 学長は、次の各号に掲げる場合には、特別雇用職員に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与える。
  - 一 生後1年に達しない子を育てる特別雇用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合は、1日に2回それぞれ30分以内の期間（男性の特別雇用職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
  - 二 女性の特別雇用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、必要と認められる期間
  - 三 特別雇用職員が、職務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、必要と認められる期間
  - 四 第2条第1号に規定する特別雇用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。）は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において10日の範囲内の期間
  - 五 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申し出を行い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申し出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、必要と認められる期間
- 3 前2項の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取扱う。ただし、第1項第14号及び第15号に掲げる場合においては、1日を単位として取扱わなければならない。
- 4 年次有給休暇以外の休暇の届け出については、職員就業規則第62条の規定に準ずる
- 5 病院部及び医学部附属病院に所属する特別雇用職員並びに医学部に所属し、かつ、医学部附属病院で診療業務に従事する特別雇用職員については、第1項第10号中「一会計年度の7月から9月までの期間」とあるのは「一会計年度の6月から3月までの期間」と読み替えて同号を適用するものとし、「連続する3日」及び「連続する2日」の取扱いについては、1暦日ごとに分割することができるものとする。
- 6 第1項第11号の「別に定める場合」とは、次のいずれかに該当するものをいう。この場合における休暇の名称は一斉休業代替休暇とし、1暦日ごとに分割して取得することができるものとする。
  - 一 一斉休業の期間中、業務の都合上、勤務が必要となる職員がある場合
  - 二 第1項第11号に定める日において、災害その他避けることのできない事由により、学長が一斉休業を実施しないと判断した場合  
（育児休業、育児部分休業、育児短時間勤務又は出生時育児休業）
- 第31条 特別雇用職員のうち、1歳に満たない子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児休業又は出生時育児休業の適用を受けることができる。
  - 2 次の各号のいずれかに該当する特別雇用職員は、学長に申し出て育児部分休業の適用を受けることができる。
    - 一 小学校第3学年の終期を経過するまでの子の養育を必要とする第2条第1項第1号に規定する者
    - 二 3歳に満たない子の養育を必要とする1日の所定労働時間が6時間を超える第2条第1項第2号に規定する者
  - 3 次の各号のいずれかに該当する特別雇用職員は、学長に申し出て育児短時間勤務の適用を受けることができる。
    - 一 小学校第3学年の終期を経過するまでの子の養育を必要とする第2条第1項第1号に規定する者
    - 二 3歳に満たない子の養育を必要とする1日の所定労働時間が6時間を超える第2条第1項第2号に規定する者
  - 4 育児休業、育児部分休業、育児短時間勤務又は出生時育児休業の対象者、手続き等の必要事項については、別に定める国立大学法人福井大学職員の育児休業等に関する規程（平成16年福大規程第11号）による。こ



の場合において、「契約職員」とあるのは「第2条第1項第1号に規定する特別雇用職員」と、「パート職員」とあるのは「第2条第1項第2号に規定する特別雇用職員」と読み替えて適用するものとする。

（介護休業又は介護部分休業）

第32条 特別雇用職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、学長に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業又は介護部分休業の対象者、期間、手続等の必要事項については、別に定める国立大学法人福井大学職員の介護休業等に関する規程（平成16年福大規程第12号）による。この場合において、「契約職員」とあるのは「第2条第1項第1号に規定する特別雇用職員」と、「パート職員」とあるのは「第2条第1項第2号に規定する特別雇用職員」と読み替えて適用するものとする。

## 第5章 福利厚生

（社会保険等）

第33条 学長は、特別雇用職員が健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の基準により、被保険者に該当するときは、直ちに必要な手続きを行わなければならない。

## 第6章 雑則

（職員就業規則の準用）

第34条 職員就業規則のうち、第29条（退職証明書及び解雇理由証明書）、第34条（職務専念義務）第35条（職務専念義務免除期間）、第36条（職場規律）、第37条（遵守事項）、第38条（職員の倫理）、第39条（ハラスメントに関する措置）、第40条（兼業及び他の事業等の従事）、第41条（知的所有権）、第45条（事業場外の勤務）、第49条（宿日直）、第50条（出勤簿）、第68条（懲戒の事由）、第69条（懲戒の種類等）、第70条（訓告等）、第71条（損害賠償）、第72条（安全・衛生管理）、第73条（協力義務）、第74条（安全・衛生教育）、第75条（非常災害時の措置）、第76条（安全及び衛生に関する遵守事項等）、第77条（健康診断）、第78条（就業の禁止）、第79条（業務上の災害補償）、第80条（通勤途上災害）、第81条（宿舍利用基準）、第81条の2（保育施設）、第82条（苦情処理）及び第83条（施設の利用）の規定は、特別雇用職員に準用する。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年11月21日から施行する。

（給与減額支給措置）

第2条 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、第2条第1号に規定する特別雇用職員の給与については、国立大学法人福井大学職員給与規程附則第9条の規定を準用する。

附 則（平成20年3月19日福大規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月20日福大規則第8号）

この規則は、平成20年5月20日から施行する。

附 則（平成21年3月17日福大規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人福井大学特別雇用職員就業規則第30条第1項第2号の規定は、平成21年5月21日から適用する。

附 則（平成22年2月16日福大規則第5号）

この規則は、平成22年2月16日から施行し、改正後の国立大学法人福井大学特別雇用職員就業規則第34条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月16日福大規則第9号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月15日福大規則第15号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年11月17日福大規則第18号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日福大規則第20号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月16日福大規則第3号）

この規則は、平成23年3月16日から施行する。

附 則（平成24年3月21日福大規則第3号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の国立大学法人福井大学特別雇用職員就業規則第17条の4の規定は、職員の在勤する部局等が移転した場合に限り、平成24年2月1日から適用する。この場合において、国立大学法人福井大学職員の住居手当支給細則（平成16年福大規則第6号）第6条による届け出を行う場合、この規則の施行の日から15日以内に届け出た場合に限り、第9条ただし書きの規定は適用しない。

附 則（平成24年5月29日福大規則第4号）

1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の国立大学法人福井大学特別雇用職員就業規則第17条の2及び第17条の3の規定は、平成24年5月1日から適用する。

附 則（平成25年3月14日福大規則第11号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日以前の雇用契約期間については、通算契約期間に含めない。

3 第7条第4項の「6月」は、直前に満了した引き続く有期労働契約の契約期間が10ヶ月以下の場合にあっては、労働契約法で定める期間に読み替える。

4 第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日から引き続き第2条第1号に規定する特別雇用職員として在職している者の施行日における年次有給休暇の日数は、改正後の国立大学法人福井大学特別雇用職員就業規則第28条の2第1項により準用する職員就業規則第56条第1項第3号の規定により付与される年次有給休暇の日数とする。この場合において、職員就業規則第56条第1項第3号本文中「国立大学法人の職員、特定独立行政法人の職員、国家公務員、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と綿密な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員から引き続き職員となったもの（以下「交流職員等」という。）は、交流職員等」とあるのは、「第2条第1号に規定する特別雇用職員」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年8月11日福大規則第5号）

この規則は、平成26年8月11日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則（平成27年3月18日福大規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日福大規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月21日福大規則第40号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日福大規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月24日福大規則第1号）

この規則は、平成30年1月24日から施行する。

附 則（平成30年3月20日福大規則第6号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日から引き続き特別雇用職員として在職している特命職員以外の職員で、改正後の国立大学法人福井大学特別雇用職員就業規則第8条第1項に規定する年齢を超えるものについては、改正前の規定を適用する。

附 則（平成31年3月20日福大規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日福大規則第17号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日福大規則第9号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月29日福大規則第16号）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日福大規則第11号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月26日福大規則第25号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年10月26日福大規則第29号）

1 この規則は、令和4年10月26日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の国立大学法人福井大学特別雇用職員就業規則第17条の6の規定は、令和4年10月1日から適用する。ただし、改正規則の施行の日において、この規則の適用を受ける職員として在職しない場合は、前項の規定は適用しない。

附 則（令和5年3月20日福大規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月30日福大規則第10号）

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 目次

- |                  |       |
|------------------|-------|
| (1) 新設組織の概要      | P. 2  |
| (2) 人材需要の社会的な動向等 | P. 3  |
| (3) 学生確保の見通し     | P. 5  |
| (4) 新設組織の定員設定の理由 | P. 10 |

## (1) 新設組織の概要

### ① 新設組織の概要 (名称、入学定員 (編入学定員)、収容定員、所在地)

新設組織	入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
福井大学大学院医学系研究科 博士後期課程看護学専攻	3	9	福井県吉田郡永平寺町松岡 下合月 23 号 3 番地

### ② 新設組織の特色

#### 1) 本学博士後期課程の趣旨・目的

本学博士後期課程看護学専攻では、高い倫理観と良識のもと、グローバルな視点と多角的・科学的な分析能力を備え、卓越した看護理論・技術と異分野を融合し、データや ICT・ロボット・AI 等を利活用しながら、様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”及び乳幼児から老年期にいたる生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”を統合・実践できる研究・教育者、トップリーダーを養成し、看護学の発展と国内外の地域社会に貢献することを教育目標とする。

主に「基礎看護学」、「成人看護学」、「災害看護学」、「地域看護学」、「老年看護学」、「母子看護学」、「がん看護学」、及び「精神看護学」の教育研究分野の一つを核としつつも、更に多くの他教育研究分野を重ね、異分野の融合を図り、データや ICT・ロボット・AI 等を利活用しながら、様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”及び乳幼児から老年期にいたる生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”を統合し、看護研究・実践を行う「次世代ヘルスケア創生看護学」を探究する。

なお、博士後期課程における異分野融合教育を核とした新たな教育プログラムを実施するため、現修士課程を博士前期課程に課程変更し、博士後期課程の研究・教育に繋げるプログラムに見直しを行い、一貫性を担保する。

#### 2) 本学博士後期課程の教育内容

カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成するものとし、「共通科目 A」3 科目、「共通科目 B」6 科目、「専門科目」2 科目、学位論文に取り組む「特別研究科目」である「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」で構成する。

博士後期課程修了者には、研究・教育者、トップリーダーとして、異分野を融合し、データや ICT・ロボット・AI 等を利活用しながら、“広域ヘルスケア”と“生涯発達ヘルスケア”を統合した新たな手法を開発し、実践していくことが期待されており、共通科目 A において「アドバンストナーシングリサーチ」を履修し、リサーチクエスチョンに適した研究手法の選択・博士論文の計画立案を行い、「保健医学におけるデータ解析法」では、研究手法・博士論文の計画立案に則したデータ解析法(量的、若しくは質的)を1年次に履修する。共通科目 B の異分野融合科目では、データや ICT・ロボ

ット・AI 等を利活用するための基礎を学ぶ「ヘルステック実践論」を必修とし、それ以外の異分野融合科目の中から学生の研究課題に見合った科目を学生と主研究指導教員が相談して適切な科目を選択していく。

このような異分野と看護学各分野の融合から新たな看護学を創生する博士後期課程は、日本の看護系大学にはない革新的な取り組みとなる。

## (2) 人材需要の社会的な動向等

### ① 新設組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

福井県は、高齢化率が31.3%（令和3年）で全国よりも5年程度高齢化が先行している一方で、社会活動を行う高齢者が多く、平均寿命も全国トップクラスの健康長寿県である。高齢者の就業割合は27.8%で全国3位、高齢者のボランティア行動者率は29.3%で9位、就労・社会貢献意欲が高い高齢者が多く、三世代家族で暮らしながら子育てに協力するなど、高齢者が地域や家庭で一定の役割と生きがいを持って生活している。これらの要因から高齢者の元気生活率（要介護1以上の認定を受けていない高齢者の割合）は、65歳から74歳までの高齢者が97.6%で全国3位、75歳から79歳までの高齢者が92.7%で全国3位となっている。現在、全国的にも高齢化率の上昇による多死社会と出生率の低下による人口減少が社会問題となっているが、福井県においても、2000年に82万9千人のピークを迎えて以来、人口減少が始まっており、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、2040年には64.7万人まで減少する見通しとなっている。年齢区分別にみると、65歳以上の老年人口が増加する一方、15歳未満の年少人口や15～64歳の生産年齢人口は一貫して減少を続ける見込みであり、高齢化は2040年には約37%まで上昇すると報告されている。

また、福井県内の外国人住民数は、2005年から2013年までは減少傾向にあったものの、2014年からはコロナ禍の影響の大きかった2021年を除き、増加基調で推移しており、2022年12月末現在の本県の外国人住民数は、15,683人、前年末比399人増（2.6%増）、総人口に占める外国人住民割合は2.09%と過去最高となっている。また、国籍別で見ると、世界82か国・地域の人々が県内に在住しており、ブラジルが最も多く、次いでベトナム、韓国・朝鮮、中国、フィリピンと多様性を増している状況にある。

本県では2015年より「ふくい創生・人口減少対策戦略」を策定し、現在は第2期戦略を実施しており、一人あたりの県民所得、安定した雇用環境や女性の働きやすさ、教育環境の高さ等が総合的に評価され、福井県は「全47都道府県幸福度ランキング2022年版」（一般財団法人日本総合研究所編）において、総合1位となり、2014年版、2016年版、2018年版、2020年版に続き、5回連続の「幸福度日本一」の評価を受けている。一方で、先述のように、本県では今後さらなる人口減少が予測され、長寿命化及び人口減少下における人材不足に対応し、増加する外国人住民も含め、医療・介護・福祉サービスを安心して利用できる環境整備が課題となっており、これまでの看護専門領域のみによる地域保健医療の課題解決から脱却し、異分野融合に基づくイノベーション創出による

次世代医療の実現、及び生涯健康を志向し、年齢を重ねても元気に生活できる社会の醸成が急務となっている。このような問題意識から、令和2年 福井県長期ビジョンの重点施策には、「新しい「健康文化」を創造するため、子どもから働く世代、高齢者まで全世代にわたる疾病予防や就労促進など社会の仕組みを人生100年時代型に転換」や「本県が先進的に進めてきた医療と介護の融合による在宅ケア体制の整備をさらに進め、フレイル予防や生活支援など、医療や介護の必要がない高齢者へのアプローチも含めて、高齢者が状態に応じた適切な支援を受けながら住み慣れた地域で暮らすことのできる「次世代包括ケアシステム」を作出」が謳われており、これらは福井県のみならず国内外に共通する地域課題となっているところである。この様な現況下においては、国内外の地域で生じる様々な課題に対峙していく卓越した実践能力を有するトップリーダー、国内外の様々な課題に応用できる看護学研究を先導できる研究・教育者の育成が重要となる。

## ② 中長期的な入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

本年2月に改めて、具体的に本学博士後期課程の趣旨・目的を示した上で、本学医学部附属病院に勤務する修士以上の学位未取得のフルタイム看護師720名に対してキャリアアップに関するアンケート調査を行い、135名から回答を得た。(資料1)本調査では、キャリアアップを「強く望んでいる」、「どちらかといえば望んでいる」の合計が48名(35.6%)となり、本設置構想による博士後期課程の設置については、「望ましい」、「まあ望ましい」の合計が78名(57.7%)となった。また学位の取得意向では、修士の学位取得を希望する者が26名(19.3%)、博士の学位取得を希望する者が(14.1%)と全体の3分の1以上が修士以上の学位取得を希望している。

また、本学の構想する博士課程のうち、博士前期課程への進学について、「検討してもよい」、「条件が合えば検討してもよい」の合計は、23名(16.0%)であり、「将来必要性を感じれば検討するかもしれない」と回答した34名(25.2%)を加えれば十分な潜在的な需要があると判断できる。この潜在需要も含め、博士前期課程への進学意向が確認できる57名に対し、博士後期課程への進学意向を確認した結果、22名(38.6%)が「検討してもよい」、「条件が合えば検討してもよい」と回答しており、修士の学位取得意向を持つ者の多くが博士の学位も取得する意欲を持っていることが確認できる。また「将来必要性を感じれば検討するかもしれない」との回答は30名(52.6%)も存在している。アンケートの自由記述でも「博士までとれるなら修士もここでいいと思える」との回答も得られており、3ポリシーも含めて、本構想において博士前期課程と博士後期課程に一貫性を持たせる見直しを行ったことは博士前期課程の学生確保にも相乗効果をもたらす期待が持てる。

## ③ 新設組織の主な学生募集地域

県内大学(福井県立大学、敦賀市立看護大学及び福井医療大学)の看護学科教員の博士号取得状況を見ると、教授81.6%、准教授27.3%、講師0%、助教5.6%と、職位が上

がることに伴いその取得割合が増加している。学位の分野については、修士号取得者では「看護学」が最も多く、博士号取得者においても「医学」に次いで「看護学」が多い。

また、博士号取得者に係る学位授与機関の地域区分を見ると、北陸・甲信越(福井県外)及び近畿が大半を占めており、福井県の近隣地域で学位を取得していることが確認される。このことから、今後も県内大学の看護学科教員がキャリアアップのため「看護学」の博士号の取得を希望することが期待され、福井県が主な学生募集地域となる。(設置の趣旨、資料3)

### (3) 学生確保の見通し

#### ① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

##### ア 既設組織における取組とその目標

本学修士課程(改組後は博士前期課程)において、学生確保に向けた具体的な取組を以下のとおり行っている。

##### ・就職ガイダンス

本学看護学科生(3年次生)を対象に行う就職ガイダンス時(2月)に進路選択の一つとして大学院(修士課程)への進学について案内している。

##### ・福井県内医療機関訪問

コロナ禍以前は、以下のとおり、県内の病院や施設、臨地実習等で関係している病院・施設に教員が訪問し、大学院進学の依頼や履修・受験に関する説明を行っている。

2015年(17施設)、2016年(16施設)、2017年(20施設)、  
2018年(26施設)、2019年(26施設)

##### ・社会人入学制度

多様な学習形態として「働きながら学ぶ」ための社会人入学制度を設けており、修士課程在学学生32名中、31名(97%)がこの制度を活用している(令和5年4月現在)。

##### ・長期履修制度

2年間の学費で最長4年間在籍することができる長期履修制度を設けている。この制度を修士課程在学学生32名中、24名(77%)が活用している(令和5年4月現在)。

##### ・遠隔授業システムの活用

大学院修士課程で開講している授業は、対面形式のほか、遠隔授業システムを利用したオンデマンド型やライブ配信による授業も積極的に実施している。オンデマンド型の場合、学生は、講義の動画を所定サイトから視聴でき、担当教員は、学生からの質問等をサイト経由で受け取ることで、質疑応答や理解度の確認を随時行い、対面授業と同等の教育効果を確保している。

ライブ配信の場合、音声通信やチャット機能により、学生間の意見交換を可能と



することで、対面での実施により近い形での講義を行っている。

・授業料・入学料免除制度、奨学金制度

本学や日本学生支援機構の制度により、人物ともに優れ、入学時の成績や学業成績が優秀な学生、経済的理由によって就学困難な学生には、選考の上、入学料・授業料の免除、徴収猶予、奨学金給付・貸与の制度が活用可能となっている。

<授業料・入学料免除制度（本学制度）>

・入学料免除・徴収猶予（経済的理由）

令和5年度入学生12名のうち、入学料免除（半額）2名、徴収猶予2名

・授業料免除・徴収猶予（成績優秀）

令和5年度入学生12名のうち、授業料免除（半額）4名

・授業料免除・徴収猶予（経済的理由）

修士課程在学学生（R5.4.1）32名のうち、授業料免除（全額）2名

<奨学金制度>

・日本学生支援機構（貸与型）

修士課程在学学生（R5.4.1）32名（社会人学生）のうち1名が活用

・医学系研究科振興奨学金（給付型・本学制度）

修士課程在学学生（R5.4.1）32名（社会人学生）のうち1名が活用

イ 新設組織における取組とその目標

本学修士課程（改組後は博士前期課程）の実績を踏まえ、博士後期課程の学生確保に向けた具体的な取組を以下のとおり行い、入学定員を確保していく。

・就職ガイダンス

本学看護学科生（3年次生）を対象に行う就職ガイダンス時（2月）に大学院（博士前期・後期課程）への進学について案内する。

・福井県内医療機関訪問

県内の病院や施設、臨地実習等で関係している病院・施設に教員が訪問し、大学院（博士前期・後期課程）への進学依頼や履修・受験に関する説明を行い、本学大学院の理解や関心を深めてもらう。

・社会人入学制度

博士後期課程の入学者も、看護職としてのキャリアを継続しながら進学を希望する学生は多いと考えており、大学院設置基準第14条の教育方法の特例の適用は不可欠で、博士後期課程で高度な研究活動を進めていくには、多くの学修時間を必要とすることから、引き続き就労先との連絡・調整・協働により学修環境を整備していく

・長期履修制度

博士後期課程の標準修業年限は3年であるが、社会人入学者の修学を積極的に支援するために、大学院設置基準第14条の教育方法の特例により、福井大学大学

院学則に則り長期履修制度を導入していく。長期履修の許可を受けた学生は、修業年限を4～6年とすることで、それまでに必要な単位を修得し、学位論文を完成させていくことができる。

#### ・遠隔授業システムの活用

講義は対面を基本とするものの、社会人学生への教育支援は必要であり、遠隔授業システムを利用したオンデマンド型やライブ配信による授業も積極的に実施する。

オンデマンド型の場合、学生は、講義の動画を所定サイトから視聴でき、担当教員は、学生からの質問等をサイト経由で受け取ることにより、質疑応答や理解度の確認を随時行い、対面授業と同等の教育効果を確保する。

ライブ配信の場合は、音声通信やチャット機能により、学生間の意見交換を可能とすることで、対面での実施により近い形での講義を行う。

#### ・授業料・入学金免除制度、奨学金制度

##### <入学金・検定料>

入学金および検定料に関しては、本学修士課程（改組後は博士前期課程）を修了し、引き続き博士後期課程に進学する者については、入学金および検定料を徴取しない制度が整備されている。

##### <奨学金制度>

本学や日本学生支援機構の制度により、人物ともに優れ、入学時の成績や学業成績が優秀な学生、経済的理由によって就学困難な学生には、選考の上、入学金・授業料の免除、徴収猶予、奨学金給付・貸与の制度が活用可能となっている。

キャリアアップに関するアンケート調査（資料1）において、「経済的理由（必要な費用を捻出できない）」とした者は49名（43.8%）となっている。併せて、2023年10月に実施した博士後期課程（看護学専攻）アンケート調査結果において、本学博士後期課程への進学を希望または将来的に検討したいと回答している者を対象に、大学院博士後期課程への進学を検討する際に重視する点を確認した結果（設置の趣旨、資料2（質問11））、「4.研究指導体制」、「3.カリキュラム」に次いで、「5.学費」、「6.奨学金制度や授業料免除制度」を大学院博士後期課程への進学を検討する際に重視していることが明らかになっていることから、社会人大学院生を対象とした独自の奨学金制度「福井大学大学院医学系研究科振興奨学金」の取組を強化する。

#### ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、新設組織での入学者の見込み数

上記イのとおり学生確保に向けた具体的な取組を行い、豊富な潜在的需要を顕在化させる工夫を行うことで、十分に入学定員を満たす学生確保の見通しが立つと判断している。

## ② 競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

### ア 競合校の選定理由と新設組織との比較分析、優位性

福井県に博士（看護学）の学位を取得できる課程はなく、県内に競合校は存在しない。また、福井県が位置する北陸地区（富山県・石川県・福井県）に目を向けると、博士（看護学）の学位が取得できるのは、3大学（富山大学医学薬学教育部看護学専攻博士後期課程、金沢大学医薬保健学総合研究科保健学専攻博士後期課程、石川県立看護大学看護学研究科博士後期課程）あり、それらの課程の定員及び充足率は3大学が100%以上の充足率となっている。

#### ・石川県立看護大学看護学研究科博士後期課程

入学定員：3人、収容定員：9人

学生数

1年	2年	3年	計
6人	1人	11人	18人

<https://www.ishikawa-nu.ac.jp/university-guide/overview#3>

#### ・金沢大学医薬保健学総合研究科保健学専攻博士後期課程

入学定員：25人、収容定員：75人

学生数

1年	2年	3年	計
18人	27人	67人	112人

[https://www.kanazawa-u.ac.jp/digitalbook/gaiyo2023\\_v2/?pNo=32](https://www.kanazawa-u.ac.jp/digitalbook/gaiyo2023_v2/?pNo=32)

#### ・富山大学医学薬学教育部看護学専攻博士後期課程

入学定員：3人、収容定員：9人

学生数

1年	2年	3年	計
2人	3人	17人	22人

<https://www.u-toyama.ac.jp/e-book/outline2023/index.html#page=33>

※上記はいずれも令和5年5月1日現在の数値

### イ 競合校の入学志願動向等

福井県に博士（看護学）の学位を取得できる課程はなく、県内に競合校は存在しない。

### エ 学生納付金等の金額設定の理由

学生納付金については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）に基づき、授業料の年額、入学金及び検定料の額を標準として設定する。

## ③ 学生確保に関するアンケート調査

本学医学部附属病院に勤務するフルタイム看護師753名（R5.9.1現在）のうち、修士

号取得者（33名、うち本学修了者29名）及び本学医学系研究科看護学専攻（修士課程）在学者（29名、うち本学医学部附属病院に勤務する看護師11名）の計62名にアンケート調査（設置の趣旨、資料2）を実施した。調査結果では、20名が本学博士後期課程への進学を希望または将来的に検討したいと回答している。

また、上記修士号既取得者33名のうち29名は本学の修了生、修士課程在学者29名のうち11名が本学医学部附属病院に勤務する看護師であることから、これらの層を中心に積極的に本学博士後期課程への進学を促していく。

同時に、前述したキャリアアップに関するアンケート調査（資料1）の結果も踏まえ、学部段階から博士後期課程までのカリキュラム接続を一層強化することにより、所属看護師に修士課程（改組後は博士前期課程）進学を呼びかけ、博士後期課程へ繋げていくとともに、学部段階から大学院進学を見据えた意識付けを行い、学部からのストレート進学者の増加も図っていく。

#### ④ 人材需要に関するアンケート調査等

##### 1) 福井県からの要望（設置の趣旨、資料4-1）

本学看護学科長が福井県庁大学私学課に看護学専攻博士後期課程の構想を説明し、意見交換を行った際には、福井県長期ビジョンの重点施策の推進に資する構想であり、是非、設置願いたいとの積極的な後押しの言葉があり、2月に福井県知事から要望書をいただいた。

なお、今後、県とも協力し、同課程の周知などを実施していく。また、本学医学部には、福井県の地域医療の推進に寄与することを目的として、地域医療推進講座（福井県からの寄附講座）が設置されており、構想している看護学専攻博士後期課程において、同講座の教員による「地域医療ケア・マネジメント」の講義を予定している。

##### 2) 福井県看護協会長と福井県看護連盟会長の座談会（設置の趣旨、資料4-2）

先頃行われた両会長の座談会において、タスクシフト・多職種連携、AI・ICTの活用による業務改善の重要性とともに、在宅療養や訪問看護を中心的に担うのは看護師で、ショートステイやデイケアなどの介護施設でも看護機能が一層必要になり、人材確保はより大きな課題との認識が示され、併せて、自宅で療養する人がどのような生き方をしたいのか、人生をどう全うしたいのか、その人らしい選択ができるようお手伝いをするのも、看護師の努めであり、新しい取組が新しい看護の技術や体制作りにつながるとのメッセージも伝えられた。

本学看護学科長が福井県看護協会長に看護学専攻博士後期課程の構想を説明し、意見交換を行った際にも上述したメッセージと併せて、今後、県内病院の看護部長職等には、本後期課程設置により養成するトップリーダーの能力が必要不可欠であるとの認識が示され、後期課程設置に向けた強い期待が寄せられたところである。

##### 3) 県内大学各看護学科長へのアンケート調査

県内大学各看護学科長へのアンケート調査の結果、本学博士後期課程への進学を勧める意向、自大学の教員として本学博士後期課程修了生を採用したい意向が強いことから、大学教員としても十分期待される場所である。(設置の趣旨、資料5)

#### 4) 医療機関からの要望

県内地域医療支援病院のうち病床数 400 床以上の大規模病院及び同 100 床以上の公的病院 (10 病院) の看護管理職へのアンケート調査の結果、部下に大学院への進学を勧める意向、大学院修了者を積極的に採用したい意向が強く、看護師のキャリアアップのための大学院進学ニーズの高まりを確認したことから、トップリーダーとしての需要も十分であることが確認されている。(設置の趣旨、資料6)

### (4) 新設組織の定員設定の理由

#### 1) 本学博士後期課程の定員及びその根拠

本申請においては博士後期課程の入学定員は1学年3名としている。

本学医学部附属病院に勤務するフルタイム看護師 753 名 (R5.9.1 現在) のうち、修士号取得者 (33 名、うち本学修了者 29 名) 及び本学医学系研究科看護学専攻 (修士課程) 在学者 (29 名、うち本学医学部附属病院に勤務する看護師 11 名) の計 62 名にアンケート調査を 2023 年 10 月に実施した。調査結果では、20 名 (39 名×51.3%=20.0 名) が本学博士後期課程への進学を希望または将来的に検討したいと回答している。(設置の趣旨、資料2 (質問8))

併せて、同調査では、本学博士後期課程への進学検討者 (20 名) のうち、進学時期を回答した者 (18 名) の 33.3% が進学時期を「2025 年 4 月、開設 1~4 年後」としていることから、設置後の早い時期には約 6 名 (18 名×33.3%=5.99 名) が本学博士後期課程に進学を志すものと推測される。(設置の趣旨、資料2 (質問10)) また、本学医学部附属病院に勤務する修士以上の学位未取得者の中には博士前期課程進学の潜在需要が極めて高く、その多くが博士後期課程進学意向を有していることが確認されている。(資料1)

以上の合理的・客観的な根拠に基づき、設置当初だけでなく、その後の継続的な学生確保が見込まれている状況である。さらに、単なる定員確保の視点に留まらず、本県における看護学分野の博士前期課程入学者の裾野を拡げ、前期・後期の区分制博士課程設置の利点を活かし、博士後期課程に進学する可能性のある潜在需要を喚起しつつ、博士後期課程へとつなげていくことで、看護博士人材の量的・質的強化を図る狙いを本構想に持たせている。

併せて、入学定員を1学年3名とすることは、近年設置認可された他国立大学看護系後期課程と同程度 (浜松医科大学3名 (R4)、滋賀医科大学3名 (R6)) であり、妥当な設定と考えているが、設置後は、修士課程 (改組後は博士前期課程) も含め、社会人大学院生を対象とした独自の奨学金制度「福井大学大学院医学系研究科振興奨学金」の取組を強化すること等により、需要を喚起し、質の高い学生の確保を図ることを予定している。

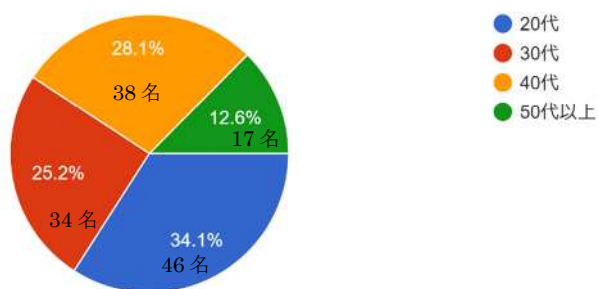
附属病院看護師（修士以上の学位未取得者）に対するキャリアアップに関するアンケート調査について

調査実施期間：令和6年2月8日～16日

調査対象：本学医学部附属病院看護師（修士以上の学位未取得者）720名

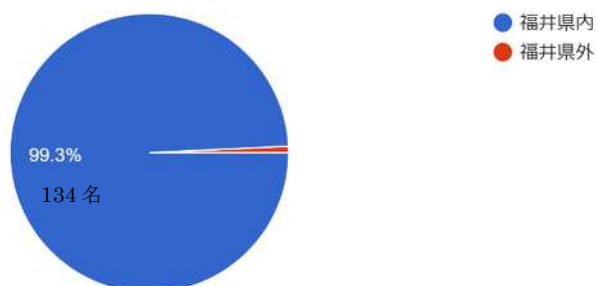
【質問1】 あなたの年齢について、該当するものを選択してください。

135件の回答



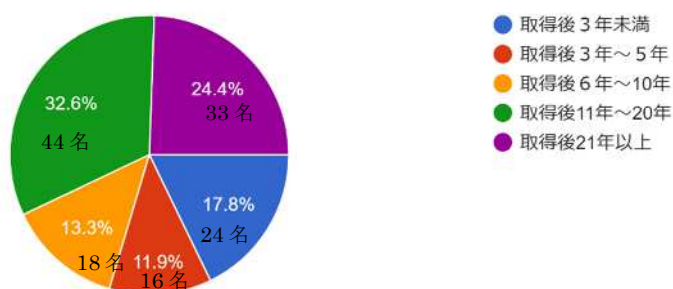
【質問2】 あなたの現在のお住まいについて、該当するものを選択してください。

135件の回答



【質問3】 あなたの看護師資格取得後の経過年数について、該当するものを選択してください。

135件の回答



【質問4】 キャリアアップに関する認識について、該当するものを選択してください。

135 件の回答



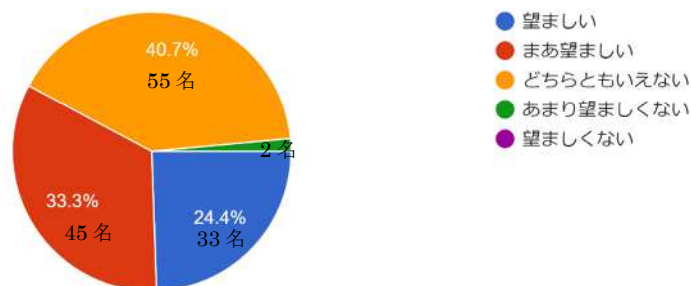
【質問5】 質問4で1～3を選択された方にお尋ねします。あなたのキャリアアップの阻害要因になっているものとして、該当するものを全て選択してください。（複数選択可能）

112 件の回答

	度数	構成比
時間的制約（必要な学習時間を確保できない）	75	67.0%
自身の学習意欲	52	46.4%
経済的理由（必要な費用を捻出できない）	49	43.8%
情報不足（必要な教育情報が得られない）	28	25.0%
家族の理解	23	20.5%
教育機関・指導者不足（必要な教育を行っている機関や指導者がいない）	8	7.1%
職場の理解	8	7.1%
年齢等の理由	4	3.6%
健康上の理由	2	1.8%
育児・介護	2	1.8%
その他	6	5.4%

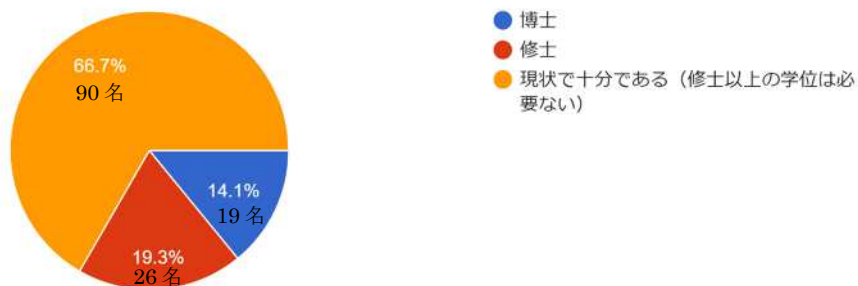
【質問6】 本学医学系研究科看護学専攻では、現在、修士課程を置いています。現在、前期・後期の区分制の博士課程の設置を検討しています。これにより、標準修業年限2年で修士、その後、同3年で博士の学位が取得可能な教育課程が整うことになります。博士課程の設置について、どう思いますか。

135 件の回答



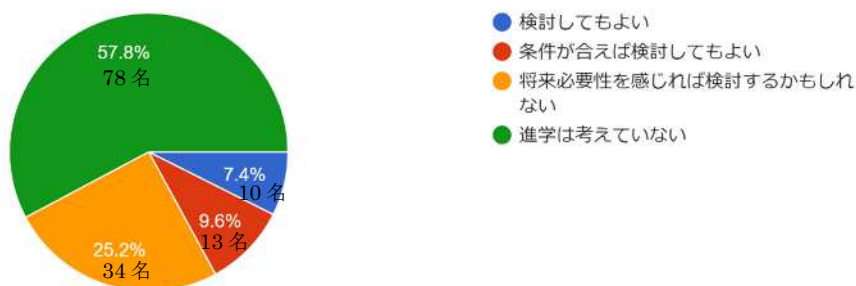
【質問7】学位取得意向についてお尋ねします。どの学位まで取得したいと思いますか。

135件の回答



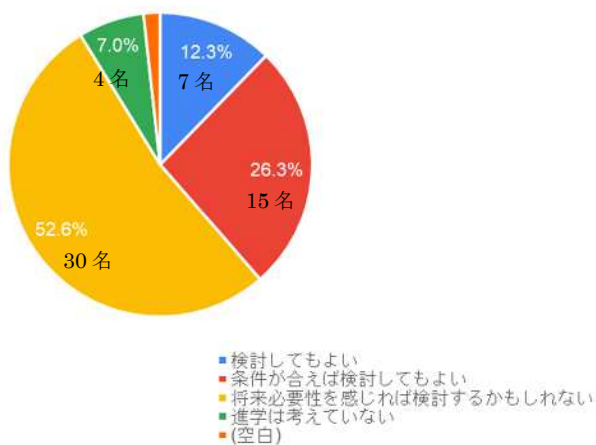
【質問8】本学の構想する博士課程のうち【博士前期課程（修士）】への進学についてどのようにお考えですか。

135件の回答



【質問9】質問8で1～3を選択された方にお尋ねします。本学の構想する博士課程のうち【博士後期課程（博士）】への進学についてどのようにお考えですか。

57件の回答





【質問10】 質問9で1～3を選択された方にお尋ねします。【博士後期課程（博士）】への進学を検討する理由について、該当するものを全て選択してください。（複数選択可能）

57件の回答

	度数	構成比
さらに高度な専門知識や能力を身に付けたいから	36	62.1%
臨床実践能力の向上のため	31	53.4%
将来、看護学分野の教育や研究に携わる業務に就きたいから	11	19.0%
将来、臨床での指導的役割を担いたいから	8	13.8%
博士後期課程での研究に関心があるため	7	12.1%
博士前期課程（修士）の教育では不十分だと考えるから	6	10.3%
博士前期課程（修士）の教育では不十分だと考えるから	3	5.2%
その他	1	1.7%

【質問11】 質問9で1～3を選択された方にお尋ねします。【博士後期課程（博士）】への進学を検討する際に重視するものについて、該当するものを全て選択してください。（複数選択可能）

58件の回答

	度数	構成比
学費	45	76.3%
カリキュラム	37	62.7%
奨学金制度や授業料免除制度	29	49.2%
通学時間・利便性など	28	47.5%
研究指導体制	27	45.8%
教員の研究力	20	33.9%
教員の臨床能力	19	32.2%
校舎・施設の充実	14	23.7%
設置主体（国立・公立・私立など）	11	18.6%
その他	1	1.7%

【質問 12】その他、本学の大学院設置構想、または看護人材の育成に関し、ご意見やご要望等があればご記載ください。（自由記述）

- ・大学病院の管理者育成のためにも、博士課程修了者を育成してほしい。看護学科と病院との連携強化を行っていききたい。
- ・人材育成について、今後ニーズが向上すると思われる在宅療養や地域医療面への貢献としては病棟での地域リンクナースの存在や在宅療養室の相談室設置を行っているが、大学病院で急性期医療や先端治療を学んだ看護師が、地域を現場として経験や知識を発揮できるようになるといいと考える。
- ・働きながら学べる環境を学校・病院が共同で考えてメソッドを作ったほうがいい。
- ・博士までとれるなら修士もここでいいと思える。
- ・看護の発展、地位向上の必要性があると思います。お若い方、家庭の状況が許すのであ

ればどんどん進学をしていただければ良いと思います。

- ・成人教育になるが、臨床で働きながらの通学であれば、研究を導く術が長けている教員の配置を希望したい。
- ・大学院が設置され、今後の看護師のレベルアップ・人材育成が更に活発になると良いと思います。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	ウエダ タカノリ 上田 孝典 <令和5年4月>		医学博士		福井大学 学長（令和5年4月～令和7年3月）

教 員 の 氏 名 等													
(医学系研究科看護学専攻博士後期課程)													
前判定結果	調書番号	教員区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	当年開講数	現職(就任年月)	申請に係る研究科等の職務に従事する過当たり平均日数
再判定	1	専	教授	ハカガリ トモコ 長谷川 智子 <令和7年4月>		博士(看護学)		次世代ヘルスケア創生看護学演習 次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	2通 1~3通	2 8	1 3	福井大学学術研究院医学系部門看護学領域教授 (平成19年11月)	5日
可	2	専	教授	ウエハラ ヨシコ 上原 佳子 <令和7年4月>		博士(小児発達学)		アドバンストナーシングリサーチ※	1前	0.1	1	福井大学学術研究院医学系部門看護学領域教授 (令和3年4月)	5日
再判定								次世代ヘルスケア創生看護学演習 次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	2通 1~3通	2 8	1 3		
可	3	専	教授	ササキ ダイスケ 佐藤 大介 <令和7年4月>		博士(看護学)		アドバンストナーシングリサーチ※ 保健医学におけるデータ解析法(量的)※	1前 1後	0.3 0.1	1 1	福井大学学術研究院医学系部門看護学領域教授 (令和4年4月)	5日
再判定								ヘルスデック実践論※ 次世代ヘルスケア創生看護学特論※ 次世代ヘルスケア創生看護学演習 次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1前 1通 2通 1~3通	0.3 1.7 2 8	1 1 1 3		
可	4	専	教授	ヨシタ ジュンコ 四谷 淳子 <令和7年4月>		博士(保健学)		アドバンストナーシングリサーチ※	1前	0.1	1	福井大学学術研究院医学系部門看護学領域教授 (平成28年4月)	5日
再判定								ヘルスデック実践論※ 次世代ヘルスケア創生看護学特論※ 次世代ヘルスケア創生看護学演習 次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1前 1通 2通 1~3通	0.4 1.9 2 8	1 1 1 3		
可	5	専	教授	フジタ リョウスケ 藤田 亮介 <令和7年4月>		博士(理学)		保健医学におけるデータ解析法(量的)※	1後	0.5	1	福井大学学術研究院医学系部門医学領域教授 (平成28年4月)	5日
再判定								次世代ヘルスケア創生看護学演習 次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	2通 1~3通	2 8	1 3		
再判定	6	専	特命教授	ヨコヤマ オサム 横山 修 <令和7年4月>		博士(医学)		次世代ヘルスケア創生看護学演習 次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	2通 1~3通	2 8	1 3	元 福井大学学術研究院医学系部門医学領域教授 (令和4年3月まで)	2日
可	7	専	特命教授	サカイ アキコ 酒井 明子 <令和7年4月>		博士(人間科学)		保健医学におけるデータ解析法(質的)※ 地域医療ケア・マネジメント※	1後 1・2前	0.4 0.1	1 1	元 福井大学学術研究院医学系部門看護学領域教授 (令和4年3月まで)	5日
再判定								次世代ヘルスケア創生看護学演習 次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	2通 1~3通	2 8	1 3		
可	8	専	教授	ウスイ ヒロキス 宇隨 弘泰 <令和7年4月>		博士(医学)		保健医学におけるデータ解析法(量的)※ 地域医療ケア・マネジメント※	1後 1・2前	0.1 0.4	1 1	福井大学学術研究院医学系部門医学領域准教授 (平成26年6月)	5日
再判定								次世代ヘルスケア創生看護学演習 次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	2通 1~3通	2 8	1 3		
可	9	専	教授	ナミザキ ムスミ 波崎 由美子 <令和7年4月>		博士(看護学)		アドバンストナーシングリサーチ※ 保健医学におけるデータ解析法(質的)※	1前 1後	0.3 0.6	1 1	福井大学学術研究院医学系部門看護学領域教授 (平成29年4月)	5日
再判定								次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1~3通	8	3		

前判定結果	調書番号	教員区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配年	当担単位数	当年開講回数	現職(就任年月)	申請に係る研究科等の職務に従事する週当たり平均日数
可	10	専	准教授	カガチ マチミ 川口 めぐみ <令和7年4月>		博士(保健学)		保健医学におけるデータ解析法(質的)※ 生涯発達とこころ※	1後 1・2前	0.6 0.3	1 1	福井大学学術研究院医学系部門看護学領域准教授 (平成25年12月)	5日
再判定								次世代ヘルスケア創生看護学特論※ 次世代ヘルスケア創生看護学演習 次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1通 2通 1~3通	1.6 2 8	1 1 3		
可	11	専	准教授	シマ マサヨ 嶋 雅代 <令和7年4月>		博士(保健学)		保健医学におけるデータ解析法(質的)※	1後	0.5	1	福井大学学術研究院医学系部門看護学領域准教授 (令和3年4月)	5日
再判定								次世代ヘルスケア創生看護学特論※ 次世代ヘルスケア創生看護学演習	1通 2通	1.6 2	1 1		
再判定	12	専	准教授	ホダ シンジ 本田 信治 <令和7年4月>		博士(理学)		次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1~3通	8	3	福井大学学術研究院医学系部門看護学領域准教授 (令和5年4月)	5日
可	13	専	講師	キタ カエ 北野 華奈恵 <令和7年4月>		博士(小児発達学)		地域医療ケア・マネジメント※	1・2前	0.1	1	福井大学学術研究院医学系部門看護学領域講師 (平成30年4月)	5日
再判定								次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1~3通	8	3		
可	14	専	講師	ヒライ カハル 平井 孝治 <令和7年4月>		博士(小児発達学)		アドバンストナーシングリサーチ※ 保健医学におけるデータ解析法(量的)※ 生涯発達とこころ※	1前 1後 1・2前	0.3 0.1 0.3	1 1 1	福井大学学術研究院医学系部門看護学領域助教 (平成29年4月)	5日
再判定								次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1~3通	8	3		
可	15	専	講師	アキ シ 青木 未来 <令和7年4月>		博士(保健学)		アドバンストナーシングリサーチ※ 保健医学におけるデータ解析法(量的)※	1前 1後	0.4 0.1	1 1	福井大学学術研究院医学系部門看護学領域助教 (平成31年4月)	5日
再判定								次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1~3通	8	3		
可	16	専	講師	ウメダ ナコ 梅田 尚子 <令和7年4月>		博士(小児発達学)		生涯発達とこころ※	1・2前	0.3	1	福井大学学術研究院医学系部門看護学領域講師 (令和5年4月)	5日
—	17	その他	教授	タケノ タクジ 竹本 拓治 <令和7年4月>		博士(政策科学)		アントレプレナーシップ論 デザイン思考	1・2前 1・2後	2 2	1 1	福井大学学術研究院基盤部門(地域創生推進本部)教授 (平成31年4月)	
—	18	その他	准教授	タケノ コウキ 長宗 高樹 <令和7年4月>		博士(工学)		ヘルステック実践論※	1前	0.4	1	福井大学学術研究院工学系部門工学領域准教授 (平成22年8月)	
—	19	その他	教授	イノウエ ヒロユキ 井上 博行 <令和7年4月>		博士(工学)		ヘルステック実践論※	1前	0.1	1	福井大学学術研究院教育・人文社会系部門グローバル領域教授 (令和4年4月)	

前判定 結果	調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る 研究科等の 職務に従事 する 週当たり平 均 日 数
—	20	その他	准教授	イサキ(加) コウタロウ 磯崎(中田) 康太郎 <令和7年4月>		博士(文学)		異文化コミュニケーション※	1・2後		0.1	1	福井大学学術研究院教育・人文社 会系部門グローバル領域准教授 (平成22年4月)	
—	21	その他	准教授	イマ トシヒデ 生駒 俊英 <令和7年4月>		修士(法学)		異文化コミュニケーション※	1・2後		0.4	1	福井大学学術研究院教育・人文社 会系部門グローバル領域准教授 (平成25年4月)	
—	22	その他	講師	シミス マユミ 清水 麻友美 <令和7年4月>		博士(社会学)		異文化コミュニケーション※	1・2後		0.5	1	福井大学学術研究院教育・人文社 会系部門グローバル領域講師 (令和5年4月)	
—	23	その他	教授	ヤマムラ オサム 山村 修 <令和7年4月>		博士(医学)		地域医療ケア・マネジメント※	1・2前		0.4	1	福井大学学術研究院医学系部門医 学領域教授 (令和3年4月)	
—	24	その他	教授	キサ トシユキ 岸 俊行 <令和7年4月>		博士(人間科学)		生涯発達とこころ※	1・2前		0.6	1	福井大学学術研究院教育・人文社 会系部門教員養成領域教授 (令和4年4月)	

基幹教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	1人	2人	4人	人	2人	9人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博 士	人	人	1人	2人	人	人	人	3人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	2人	1人	1人	人	人	4人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	4人	5人	5人	人	2人	16人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 5 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 大学院医学系研究科 看護学専攻 博士後期課程

1. 本専攻の教育研究分野である「次世代ヘルスケア創生看護学」の考え方や養成したい人材像等に、「異分野を融合し、データや ICT・ロボット・AI 等を利活用しながら」という記載があるが、学位論文の審査基準や研究科目である「次世代ヘルスケア創生看護学研究」のシラバスにこれに類する記載が見受けられず、養成したい人材像を達成できる教育課程となっているのか判断できない。そのため、審査意見 2 への対応も踏まえ、教育課程の妥当性を説明するとともに、必要に応じて審査基準及びシラバスを適切に改めること。（是正事項）・・・ 2
2. ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに「データや ICT・ロボット・AI 等を利活用」との記載があり、これに関連する科目は「ヘルステック実践論」であるように見受けられるものの、「ヘルステック実践論」は選択科目であり、その他の科目も本ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関連する内容となっているとは見受けられないことから、適切な教育課程となっているのか判断できない。そのため、本ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を適切に修得できる教育課程となっていることについて説明をするとともに、必要に応じて教育課程を改めること。（是正事項）・・・ 10
3. 教員資格審査において、「不可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。（是正事項）・・・ 26
4. 審査意見以外で対応した事項
  - 1) 博士前期課程における高度実践コースの博士後期課程への接続について・・・ 31
  - 2) 博士後期課程における学びのイメージ図について・・・ 33
  - 3) 研究基礎力試験（QE）の評価基準について・・・ 35
  - 4) カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーとの関係性について・・・ 36
  - 5) 入学者選抜（社会人特別選抜）について・・・ 38
  - 6) 博士後期課程終了後の進路及びその見通しについて・・・ 39



1. 本専攻の教育研究分野である「次世代ヘルスケア創生看護学」の考え方や養成したい人材像等に、「異分野を融合し、データや ICT・ロボット・AI 等を利活用しながら」という記載があるが、学位論文の審査基準や研究科目である「次世代ヘルスケア創生看護学研究」のシラバスにこれに類する記載が見受けられず、養成したい人材像を達成できる教育課程となっているのか判断できない。そのため、審査意見 2 への対応も踏まえ、教育課程の妥当性を説明するとともに、必要に応じて審査基準及びシラバスを適切に改めること。

(対応)

本学の理念を実現するための道標として、2040 年に向け、福井大学の未来像を具現化するため「福大ビジョン 2040」を策定し、本学の未来像に向けたミッションの中で、

- ・深い実践的教養を備える卓越高度専門職業人の育成

学部を超えた多職種連携教育、**異分野融合教育**、数理データサイエンス教育等を推進し、単なる知識の習得に留まらない実践的教養を培う教育プログラムを構築するとともに、教学マネジメント等学びの質保証を強化し、大学院レベルの創造性・専門性を主体とする教育を向上させる。

- ・世界に通じる研究の推進とイノベーション創出

学内外の連携 (**医教連携**、**医産工連携**、農工連携等) を強化し、新しい研究分野 (新興イメージング開発、人間研究開発等) を開拓するとともに、社会的課題解決型研究を推進する。

を掲げている。

本構想は、これらミッションを実現するための一環として、入学から修了までの履修指導、研究指導において、入学後すぐに学生が適切な研究指導を受け、研究を進められる様、学生ごとに主研究指導教員と 2 名以上の副研究指導教員からなる「Program of Study Committee」を構築し、体制を整える中で、「Program of Study Committee」には、データや ICT・ロボット・AI 等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員が参画し、学生の履修指導ならびに博士論文研究において、異分野に関する助言を行っていくこととしている。

是正事項 2 でも後述するとおり、審査意見を踏まえ、適切な教育課程とするため、データや ICT・ロボット・AI 等を利活用するための基礎的科目である「ヘルステック実践論」を 1 年次必修科目とし、1~3 年次に配当する「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」の指導体制として、当初は、「他の部門の教員からも横断的に助言を受ける。」とのみ記載していたが、「Program of Study Committee」に参画するデータや ICT・ロボット・AI 等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員からも横断的に助言を受けるものとする。」に修正し、より明確化を図った。

さらに専門科目 (必修) である「次世代ヘルスケア創生看護学特論 (1 年次通年、2 単位)」、「次世代ヘルスケア創生看護学演習 (2 年次通年、2 単位)」においてもデータや ICT・ロボット・AI 等を利活用した異分野融合型のイノベティブな看護学研究推進の観点から、「Program of Study Committee」に参画するデータや ICT・ロボット・AI 等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員を含めて学生への助言を行う旨を各科目のシラバスに明記した。

また、学位論文審査体制についても、データや ICT・ロボット・AI 等、関連する異分野を評価するため、審査委員会を設置する教授会において必要があると認めるときは、関連する異分野の研究科教員 1 名以上を審査委員として加え、それ以外の場合は、主査の判断のもと、関連する異分野の教員への相談や助言を柔軟に求めることができる協力体制を構築しておくことを明記するとともに、審査基準を次のとおり改めた。

(1) 専門看護学分野において、学術的な貢献や社会的な意義を有している。

- ・卓越した看護理論・技術と異分野の融合により、データやICT・ロボット・AI等を利活用した生涯健康を実現するためのヘルスケアシステム創生に資する研究課題であるか
- ・多角的・科学的な分析により、グローバルな視点から様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”及び生涯を通じて個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”双方の視点から、健康課題への新たな看護実践におけるエビデンスが実証された研究課題であるか

以上により、3年間の教育課程において本専攻の掲げる養成したい人材像を十分に達成できる内容となるよう対応した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (9ページ)

新	旧
<p>(2) 共通科目 B</p> <p><u>「ヘルステック実践論」を1年次前期に、「アントレプレナーシップ論」、「デザイン思考」、「異文化コミュニケーション」、「地域医療ケア・マネジメント」、「生涯発達とところ」を1～2年次に開講する異分野融合科目とする。</u></p>	<p>(2) 共通科目 B</p> <p><u>「アントレプレナーシップ論」、「デザイン思考」、「ヘルステック実践論」、「異文化ヘルスコミュニケーション」、「地域医療ケア・マネジメント」、「生涯発達とところ」の6科目から成る異分野融合科目のなかから2単位以上選択する。</u></p>
<p>3) 特別研究科目</p> <p>特別研究科目として、「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」を1～3年次に配置する。本科目は、各指導教員の下に、「次世代ヘルスケア創生看護学」に関する博士論文の課題研究を企画・実施し、英語論文もしくは和文論文として公表し、博士論文にまとめる科目としてゼミ形式で運営する。<u>後述する「Program of Study Committee」を構築し、博士論文をまとめる過程において、データやICT・ロボット・AI等の利活用やその他の異分野に関する助言を行っていくこととしている。</u></p> <p>履修学生は、研究課題に応じた文献検討、研究計画の策定、研究倫理審査委員会への申請と承認を得たのち、研究の実施、データ分析、論文作成・発表に取り組む。この一連の過程には主研究指導教員・副研究指導教員等と十分な討議を繰り返すことが予想され多くの時間を要することから、演習の総時間から8単位の科目とした。</p>	<p>3) 特別研究科目</p> <p>特別研究科目として、「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」を1～3年次に配置する。本科目は、<u>学生ごとに主研究指導教員1名及び副研究指導教員2名以上に加えて、本学大学院の他の研究科の教員の助言も得られる</u></p> <p><u>「Program of Study Committee」を構成する。</u>各指導教員の下に、「次世代ヘルスケア創生看護学」に関する博士論文の課題研究を企画・実施し、英語論文もしくは和文論文として公表し、博士論文にまとめる科目としてゼミ形式で運営する。</p> <p>履修学生は、研究課題に応じた文献検討、研究計画の策定、研究倫理審査委員会への申請と承認を得たのち、研究の実施、データ分析、論文作成・発表に取り組む。この一連の過程には主研究指導教員・副研究指導教員と十分な討議を繰り返すことが予想され多くの時間を要することから、演習の総時間から8単位の科目とした。</p>
<p>1) 教員の研究指導体制</p> <p>学生が適切な指導を受け、博士論文を完成させるためには、<u>学生と主研究指導教員、副研究指導教員とのマッチングが重要であることから、入学後すぐに学生が適切な研究指導を受け、研究を進められる体制を整えている。</u></p> <p>学生は、本学の各教員の教育研究業績等を公</p>	<p>1) 教員の研究指導体制</p> <p>学生が適切な指導を受け、博士論文を完成させるためには、<u>学生と主研究指導教員、副研究指導教員とのマッチングが重要である。</u>入学後すぐに学生が適切な研究指導を受け、研究を進められる体制を整えている。</p>

開する Web データベース「研究者総覧」にアクセスして、自己の研究課題に専門的指導が教授される教員を検索することができる。学生は、入学までに指導を受けることを希望する研究指導教員と面談し、研究課題等を確認したうえで指導希望教員を申請する。全ての学生について、主研究指導教員は、学生との入学前の事前面談等の内容を踏まえ、2名以上の副研究指導教員を選定する。このように学生ごとに主研究指導教員と2名以上の副研究指導教員からなる「Program of Study Committee」を構築し、医学系研究科教授会で審議のうえ、4月に研究指導教員（「Program of Study Committee」）を決定する。なお、構築する「Program of Study Committee」には、データや ICT・ロボット・AI 等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員が参画し、学生の履修指導ならびに博士論文研究において、異分野に関する助言を行っていくこととしている。

指導教員は指導する学生に研究指導計画を明示し、学生は各教員の研究及び指導計画を確認することができる。研究テーマを変更する場合には、申請によって指導教員を変更することができる。

指導教員の決定後は、学生ごとに研究計画書を作成し、研究テーマ、研究計画及び研究方法を決定する。研究計画書は学生、指導教員及び松岡キャンパス学務課で保管する。指導教員は、毎年6月および12月に学生への個別指導を行うことで、学生の状況に応じたオーダーメイドの履修指導、研究指導を実現する。また、1年次末に、全ての学生を対象として研究計画を発表する機会を設ける。研究計画発表会では、指導教員のみならず、「Program of Study Committee」に参画するデータや ICT・ロボット・AI 等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員からも横断的に助言を受けるものとする。必要に応じて、指導教員と相談のうえ、研究計画を見直すことができるようにする。また、2年次の10月にプログレスレポート、レポートに基づく口頭試問による研究基礎力試験（QE；Qualifying Examination）を実施する。QEは、論文投稿に向けた研究の質の確認及びその向上を図ることを主な目的として「Program of Study Committee」が審査に当

学生は、本学の各教員の教育研究業績等を公開する Web データベース「研究者総覧」にアクセスして、自己の研究課題に専門的指導が教授される教員を検索することができる。学生は、入学までに指導を受けることを希望する研究指導教員と面談し、研究課題等を確認したうえで指導希望教員を申請する。全ての学生について、主研究指導教員との入学前の事前面談を経て、医学系研究科教授会で審議のうえ、4月に研究指導教員を決定する。教員は指導する学生に研究指導計画を明示し、学生は各教員の研究及び指導計画を確認することができる。研究テーマを変更する場合には、申請によって指導教員を変更することができる。

指導教員の決定後は、学生ごとに研究計画書を作成し、研究テーマ、研究計画及び研究方法を決定する。研究計画書は学生、指導教員及び松岡キャンパス学務課で保管する。1年次末に、全ての学生を対象として研究計画を発表する機会を設ける。研究計画発表会では、指導教員のみならず、他の部門の教員からも横断的に助言を受ける。必要に応じて、指導教員と相談のうえ、研究計画を見直すことができるようにする。また、2年次の10月に研究基礎力試験（QE；Qualifying Examination）を実施する。2年次10月に不合格であった場合は2年次終了までに毎月再受験可能とし、指導教員を中心に看護学科教員で合格に向けてフォローアップ（2年次終了までに合格しなかった場合は10月に再受験とする。）する。QEには、マル合教員、合教員の他に本学大学院の他の研究科の教員も携わることとする。

<p>たり、評価平均の60%以上を合格とする。2年次10月に不合格であった場合は2年次終了までに毎月再受験可能とし、指導教員を中心に看護学科教員で合格に向けてフォローアップ（2年次終了までに合格しなかった場合は10月に再受験とする。）する。</p>	
--	--

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類(11ページ)

新	旧
<p>5. 学位論文審査体制  博士論文の審査は、福井大学学位規程の規定に基づき、博士論文1編ごとに審査委員会を設置し、医学系研究科所属マル合教員のうちから3名以上の審査委員を選出し、博士論文の審査を行わせるものとする。<u>なお、学位規程においては、教授会において必要があると認めるときは、他の研究科、大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる」と規定としており、この規定に基づき、教授会において必要があると認めるときは、関連する本学大学院の異分野の教員を審査委員として加え、論文審査の客観性を担保するものとする。</u></p>	<p>5. 学位論文審査体制  博士論文の審査は、福井大学学位規程の規定に基づき、博士論文1編ごとに審査委員会を設置し、医学系研究科所属マル合教員のうちから3名以上の審査委員を選出し、博士論文の審査を行わせるものとする。<u>関連する他分野の研究科教員1名を委任することができるものとしており、これにより論文審査の客観性を担保するものとする。</u></p>
<p>1) 審査申請資格要件  (2) 共通科目4単位以上【共通科目A：必修科目1単位、選択科目1単位以上、共通科目B：必修科目1単位、選択科目1単位以上】、専門科目4単位を修得していること</p>	<p>1) 審査申請資格要件  (2) 共通科目4単位以上【共通科目A：必修科目1単位、選択科目1単位以上、共通科目B：選択科目2科目・2単位以上】、専門科目4単位を修得していること</p>
<p>2) 審査体制  主査1名、副査2名以上で編成する。主査及び副査1名は主研究指導教員及び副研究指導教員(共にマル合教員)とは異なるマル合教員が担当し、副査のうち1名を主研究指導教員が担当する。口頭発表と口頭試問による公開の最終試験を実施する。<u>なお、提出された学位論文の審査は、データやICT・ロボット・AI等、関連する異分野を評価するため、審査委員会を設置する教授会において必要があると認めるときは、関連する異分野の研究科教員1名以上を審査委員として加え、それ以外の場合は、主査の判断のもと、異分野の研究科教員への相談や助言を柔軟に求めることができる協力体制を構築しておく。また最終試験は、公開による口頭発表と口頭試問によって実施する。これにより論文審査の客観性と公平性を担保する。</u></p>	<p>2) 審査体制  主査1名、副査2名で編成する。主査及び副査1名は主研究指導教員及び副研究指導教員(共にマル合教員)とは異なるマル合教員が担当し、副査のうち1名を主研究指導教員が担当する。口頭発表と口頭試問による公開の最終試験を実施する。これにより論文審査の客観性と公平性を担保する。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (12 ページ)

新	旧
<p>3) 審査基準</p> <p>(1) 専門看護学分野において、学術的な貢献や社会的な意義を有している。</p> <p>・<u>卓越した看護理論・技術と異分野の融合により、データや ICT・ロボット・AI 等を利用した生涯健康を実現するためのヘルスケアシステム創生に資する研究課題であるか</u></p> <p>・<u>多角的・科学的な分析により、グローバルな視点から様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”及び生涯を通じて個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”双方の視点から、健康課題への新たな看護実践におけるエビデンスが実証された研究課題であるか</u></p>	<p>3) 審査基準</p> <p>(1) 専門看護学分野において、学術的な貢献や社会的な意義を有している。</p> <p>・<u>人を生涯発達理論から理解し、健康課題への新たな看護実践におけるエビデンスが実証された研究課題であるか</u></p> <p>・<u>生涯健康を実現するためのヘルスケアシステム創生に資する研究課題であるか</u></p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (18 ページ)

新	旧
<p>4. 専門科目</p> <p>専門科目である「次世代ヘルスケア創生看護学特論」、および「次世代ヘルスケア創生看護学演習」は、博士前期課程（現修士課程）で基礎看護学、成人看護学、災害看護学、地域看護学、老年看護学、母子看護学、がん看護学、精神看護学の教育・研究実績のある専任教員を配置し、一部教員担当で個別化するのではなく、<u>複数教員がチームとして担当する相互作用可能な編成とし、「Program of Study Committee」に参画するデータや ICT・ロボット・AI 等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員を含めて学生への助言を行っていくことで、卓越した看護理論・技術と異分野の融合を図る。</u></p>	<p>4. 専門科目</p> <p>専門科目である「次世代ヘルスケア創生看護学特論」、および「次世代ヘルスケア創生看護学演習」は、博士前期課程（現修士課程）で基礎看護学、成人看護学、災害看護学、地域看護学、老年看護学、母子看護学、がん看護学、精神看護学の教育・研究実績のある専任教員を配置し、一部教員担当で個別化するのではなく、<u>複数教員がチームとして担当し、相互作用可能な編成とする。</u></p>
<p>5. 特別研究科目</p> <p>「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」は、専門科目の講義・演習との一貫性を保証し、学生が次世代ヘルスケア創生看護学に寄与する研究課題について、研究計画の策定、研究の遂行、結果の解析、論文化を進められるように学修する科目である。主研究指導教員・研究指導補助教員 4 名を配置するとともに、<u>「Program of Study Committee」に参画するデータや ICT・ロボット・AI 等を専門分野と</u></p>	<p>5. 特別研究科目</p> <p>「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」は、専門科目の講義・演習との一貫性を保証し、学生が次世代ヘルスケア創生看護学に寄与する研究課題について、研究計画の策定、研究の遂行、結果の解析、論文化を進められるように学修する科目である。主研究指導教員・研究指導補助教員 <u>16 名</u>を配置する。</p>

する本学大学院の異分野の教員を助言者として配置するものとする。	
---------------------------------	--

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (19ページ)

新	旧
<p>X. 研究の実施についての考え方、体制、取組 (略)</p> <p>博士論文を完成させるため、学生が適切な研究指導を受け、研究を進められる体制を整える。具体には、学生ごとに主指導教員と2名以上の副研究指導教員からなる「Program of Study Committee」を構築し、学生の履修指導ならびに博士論文研究に係る指導を行っていく。「Program of Study Committee」には、データやICT・ロボット・AI等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員が参画し、学生の履修指導ならびに博士論文研究において、異分野に関する指導を行っていくこととしている。</p> <p>(略)</p> <p>研究の進捗状況報告においては、指導教員のみならず、「Program of Study Committee」に参画するデータやICT・ロボット・AI等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員からも横断的に助言を受けブラッシュアップできる体制とする。</p>	<p>X. 研究の実施についての考え方、体制、取組 (略)</p> <p>博士論文を完成させるため、学生が適切な研究指導を受け、研究を進められる体制を整える。</p> <p>(略)</p> <p>研究の進捗状況報告においては、指導教員のみならず、他研究科の教員からも横断的に助言を受けブラッシュアップできる体制とする。</p>

(新旧対照表) シラバス (ヘルステック実践論)

新	旧
<p>《開講時期》 1年次 前期</p>	<p>《開講時期》 1~2年次 前期</p>
<p>《学習目標》 ヘルステックは、健康（ヘルス）と技術（テクノロジー）を融合した言葉であり、医学と工学の双方を含んだ幅広い領域にわたる。本講義では、看護学の臨床ニーズと工学技術（データ、ICT、ロボット、AIなど）を融合させ、臨床や地域のヘルスケアに還元できる看護ケア技術や機器・システムを開発するために必要な基礎知識の習得を目指す。さらに、データ、ICT、ロボット、AIなどを活用するための方法論を理解し、自らの研究に応用する能力を養う。</p>	<p>《学習目標》 ヘルステックは、健康（ヘルス）と技術（テクノロジー）を融合した言葉であり、医学と工学の双方を含んだ幅広い領域にわたる。本講義では、生体の特異性とその計測解析法を理解し、工学技術の診断・治療への応用について学び、工学技術を基にした医療機器・健康機器など看護技術の研究開発に必要となる技術や考え方を身につける。</p>

《各回の授業の内容》				《各回の授業の内容》			
(回)	(主題)	(学修内容)	(教員)	(回)	(主題)	(学修内容)	(教員)
8	次世代ヘル スケアへの 応用と発展	工学技術を基にした 次世代ヘルスケアへ 応用できる医療機 器・健康機器など看 護技術開発への応用 と発展について討論	四谷・ 佐藤・ 長宗・ 井上	8	次世代ヘル スケアへの 応用と発展	次世代ヘルスケアへ 応用できる看護技術 開発への応用と発展 について討論	四谷・ 佐藤
《到達目標》  (略) 5.看護と工学を融合した次世代ヘルスケアへの 応用と発展について思考できる。				《到達目標》  (略) 5.看護と工学を融合した次世代ヘルスケアへの 応用について思考できる。			

(新旧対照表) シラバス (次世代ヘルスケア創生看護学特論)

新	旧
《学習目標》 2. <u>共通科目で得た工学的技術の基礎的知識や 方法論を、看護理論・技術と異分野を融合し た看護技術・ケアシステムの開発や社会実装 への方策、そしてそれらを学際的に発展、体 系化させる方法を探求し、理解する。</u>	《学習目標》 2. <u>異分野の知識や発想を融合させることによっ て達成された産業界でのイノベーションの実例 を学び、専門領域内に確立することの課題なら びに異分野との協働の重要性と課題を探求し、 理解する。</u>
《その他履修上の注意点等》 <学習相談助言体制> ・データや ICT・ロボット・AI 等を活用し <u>た異分野融合型のイノベーティブな看護学研 究推進の観点から、「Program of Study Committee」に参画する本学大学院の他の 研究科の教員を含めて学生への助言を行う。</u>	(追加)

(新旧対照表) シラバス (次世代ヘルスケア創生看護学演習)

新	旧
《学習目標》 3. <u>地域の健康課題やグローバル化を視点に新し い保健・医療・福祉のヘルスケアシステムの 創出につながる地域的・国際的課題解決のた めの研究力を養う。</u>	(追加)
《その他履修上の注意点等》 <学習相談助言体制> ・データや ICT・ロボット・AI 等を活用し <u>た異分野融合型のイノベーティブな看護学研 究推進の観点から、「Program of Study Committee」に参画する本学大学院の他の 研究科の教員を含めて学生への助言を行う。</u>	(追加)

(新旧対照表) シラバス (次世代ヘルスケア創生看護学特別研究)

新				旧																											
《学修目標》 1.個々の興味・関心に従い累積した学習成果を活用し、 <u>データやICT・ロボット・AI等を活用した異分野融合型のイノベティブな研究課題の焦点化、研究方法論の決定を行い、研究計画書を作成する。</u>				《学修目標》 1.個々の興味・関心に従い累積した学習成果を活用し、 <u>研究課題の焦点化、研究方法論の決定を行い、研究計画書を作成する。</u>																											
《各回の授業の内容》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>(回)</th> <th>(主題)</th> <th>(学修内容)</th> <th>(教員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-40</td> <td>研究課題の明確化と計画書の立案</td> <td>1) 略 2)研究課題、研究方法論に関わる文献検討の結果と研究指導教員からの助言・指導に基づき、異分野融合型のイノベティブな研究計画書を完成する。</td> <td>研究指導教員 および 研究指導補助教員</td> </tr> <tr> <td>41-80</td> <td>研究計画の調整及び倫理審査データの収集・分析</td> <td>3)~5) 略 6)適時適切なタイミングで研究指導教員からの助言・指導を受け、データ収集・分析の適切性を評価する。</td> <td>研究指導教員 および 研究指導補助教員</td> </tr> </tbody> </table>				(回)	(主題)	(学修内容)	(教員)	1-40	研究課題の明確化と計画書の立案	1) 略 2)研究課題、研究方法論に関わる文献検討の結果と研究指導教員からの助言・指導に基づき、異分野融合型のイノベティブな研究計画書を完成する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員	41-80	研究計画の調整及び倫理審査データの収集・分析	3)~5) 略 6)適時適切なタイミングで研究指導教員からの助言・指導を受け、データ収集・分析の適切性を評価する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員	《各回の授業の内容》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>(回)</th> <th>(主題)</th> <th>(学修内容)</th> <th>(教員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-40</td> <td>研究課題の明確化と計画書の立案</td> <td>1) 略 2) 研究課題、研究方法論に関わる文献検討の結果に基づき、研究計画書を完成する。</td> <td>研究指導教員 および 研究指導補助教員</td> </tr> <tr> <td>41-80</td> <td>研究計画の調整及び倫理審査データの収集・分析</td> <td>3)~5) 略 6)データ収集・分析の適切性を評価する。</td> <td>研究指導教員 および 研究指導補助教員</td> </tr> </tbody> </table>				(回)	(主題)	(学修内容)	(教員)	1-40	研究課題の明確化と計画書の立案	1) 略 2) 研究課題、研究方法論に関わる文献検討の結果に基づき、研究計画書を完成する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員	41-80	研究計画の調整及び倫理審査データの収集・分析	3)~5) 略 6)データ収集・分析の適切性を評価する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員
(回)	(主題)	(学修内容)	(教員)																												
1-40	研究課題の明確化と計画書の立案	1) 略 2)研究課題、研究方法論に関わる文献検討の結果と研究指導教員からの助言・指導に基づき、異分野融合型のイノベティブな研究計画書を完成する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員																												
41-80	研究計画の調整及び倫理審査データの収集・分析	3)~5) 略 6)適時適切なタイミングで研究指導教員からの助言・指導を受け、データ収集・分析の適切性を評価する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員																												
(回)	(主題)	(学修内容)	(教員)																												
1-40	研究課題の明確化と計画書の立案	1) 略 2) 研究課題、研究方法論に関わる文献検討の結果に基づき、研究計画書を完成する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員																												
41-80	研究計画の調整及び倫理審査データの収集・分析	3)~5) 略 6)データ収集・分析の適切性を評価する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員																												
《その他履修上の注意点等》 <学習相談助言体制> ・ <u>データやICT・ロボット・AI等を活用した異分野融合型のイノベティブな看護学研究推進の観点から、「Program of Study Committee」に参画する本学大学院の他の研究科の教員を助言者として配置するものとする。</u>				(追加)																											



2. ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに「データやICT・ロボット・AI等を利用」との記載があり、これに関連する科目は「ヘルステック実践論」であるように見受けられるものの、「ヘルステック実践論」は選択科目であり、その他の科目も本ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関連する内容となっているとは見受けられないことから、適切な教育課程となっているのか判断できない。そのため、本ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を適切に修得できる教育課程となっていることについて説明をするとともに、必要に応じて教育課程を改めること。

(対応)

当初は、一般選抜による入学者と社会人選抜による入学者のデジタルデバイドを考慮した結果、「ヘルステック実践論」をデータやICT・ロボット・AI等を利用するための基礎的科目と位置づけ、選択科目としていたが、審査意見を踏まえ、適切な教育課程とするため、データやICT・ロボット・AI等を利用するための基礎的科目である「ヘルステック実践論」を1年次必修科目とした上で、「次世代ヘルスケア創生看護学特論」、「次世代ヘルスケア創生看護学演習」及び「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」のシラバスに「Program of Study Committee」に参画する本学大学院の他の研究科の教員を含めて学生への助言を行う旨を明記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類(8ページ)

新	旧
<p>2. 教育課程編成の特色(資料8-1・8-2・8-3・8-4(カリキュラム構成・カリキュラムマップ・「Program of Study Committee」について・QE実施要項について))</p> <p>1) 共通科目</p> <p>共通科目をAとBに区分する。共通科目Aにおいて「アドバンストナーシングリサーチ」を履修し、リサーチクエストに適した研究手法の選択・博士論文の計画立案を行い、「保健医学におけるデータ解析法」では、研究手法・博士論文の計画立案に則したデータ解析法(量的、若しくは質的)を1年次に履修する。<u>共通科目Bの異分野融合科目では、データやICT・ロボット・AI等を利用するための基礎を学ぶ「ヘルステック実践論」を必修とし、それ以外の異分野融合科目の中から学生の研究課題に見合った科目を学生と主研究指導教員が相談して適切な科目を選択していく。</u></p>	<p>2. 教育課程編成の特色(資料8-1・8-2(カリキュラム構成・カリキュラムマップ))</p> <p>1) 共通科目</p> <p>共通科目をAとBに区分する。共通科目Aにおいて「アドバンストナーシングリサーチ」を履修し、リサーチクエストに適した研究手法の選択・博士論文の計画立案を行い、「保健医学におけるデータ解析法」では、研究手法・博士論文の計画立案に則したデータ解析法(量的、若しくは質的)を1年次に履修した上で、<u>共通科目Bの異分野融合科目の中から学生の研究課題に見合った科目を学生と主研究指導教員が相談して適切な科目を選択していく。</u></p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (9 ページ)

新	旧
<p>(2) 共通科目 B</p> <p><u>「ヘルステック実践論」を1年次前期に、「アントレプレナーシップ論」、「デザイン思考」、「異文化コミュニケーション」、「地域医療ケア・マネジメント」、「生涯発達とこころ」を1～2年次に開講する異分野融合科目とする。</u></p>	<p>(2) 共通科目 B</p> <p><u>「アントレプレナーシップ論」、「デザイン思考」、「ヘルステック実践論」、「異文化ヘルスコミュニケーション」、「地域医療ケア・マネジメント」、「生涯発達とこころ」の6科目から成る異分野融合科目のなかから2単位以上選択する。</u></p>
<p>3) 特別研究科目</p> <p>特別研究科目として、「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」を1～3年次に配置する。本科目は、各指導教員の下に、「次世代ヘルスケア創生看護学」に関する博士論文の課題研究を企画・実施し、英語論文もしくは和文論文として公表し、博士論文にまとめる科目としてゼミ形式で運営する。<u>後述する「Program of Study Committee」を構築し、博士論文をまとめる過程において、データやICT・ロボット・AI等の利活用やその他の異分野に関する助言を行っていくこととしている。</u></p> <p>履修学生は、研究課題に応じた文献検討、研究計画の策定、研究倫理審査委員会への申請と承認を得たのち、研究の実施、データ分析、論文作成・発表に取り組む。この一連の過程には主研究指導教員・副研究指導教員等と十分な討議を繰り返すことが予想され多くの時間を要することから、演習の総時間から8単位の科目とした。</p>	<p>3) 特別研究科目</p> <p>特別研究科目として、「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」を1～3年次に配置する。本科目は、<u>学生ごとに主研究指導教員1名及び副研究指導教員2名以上に加えて、本学大学院の他の研究科の教員の助言も得られる「Program of Study Committee」を構成する。</u>各指導教員の下に、「次世代ヘルスケア創生看護学」に関する博士論文の課題研究を企画・実施し、英語論文もしくは和文論文として公表し、博士論文にまとめる科目としてゼミ形式で運営する。</p> <p>履修学生は、研究課題に応じた文献検討、研究計画の策定、研究倫理審査委員会への申請と承認を得たのち、研究の実施、データ分析、論文作成・発表に取り組む。この一連の過程には主研究指導教員・副研究指導教員と十分な討議を繰り返すことが予想され多くの時間を要することから、演習の総時間から8単位の科目とした。</p>
<p>1) 教員の研究指導体制</p> <p>学生が適切な指導を受け、博士論文を完成させるためには、<u>学生と主研究指導教員、副研究指導教員とのマッチングが重要であることから、入学後すぐに学生が適切な研究指導を受け、研究を進められる体制を整えている。</u></p> <p>学生は、本学の各教員の教育研究業績等を公開する Web データベース「研究者総覧」にアクセスして、自己の研究課題に専門的指導が教授される教員を検索することができる。学生は、入学までに指導を受けることを希望する研究指導教員と面談し、研究課題等を確認したうえで指導希望教員を申請する。全ての学生について、<u>主研究指導教員は、学生との入学前の事前面談等の内容を踏まえ、2名以上の副研究指導教員を選定する。このように学生ごとに主研</u></p>	<p>1) 教員の研究指導体制</p> <p>学生が適切な指導を受け、博士論文を完成させるためには、<u>学生と主研究指導教員、副研究指導教員とのマッチングが重要である。入学後すぐに学生が適切な研究指導を受け、研究を進められる体制を整えている。</u></p> <p>学生は、本学の各教員の教育研究業績等を公開する Web データベース「研究者総覧」にアクセスして、自己の研究課題に専門的指導が教授される教員を検索することができる。学生は、入学までに指導を受けることを希望する研究指導教員と面談し、研究課題等を確認したうえで指導希望教員を申請する。全ての学生について、<u>主研究指導教員との入学前の事前面談を経て、医学系研究科教授会で審議のうえ、4月に研究指導教員を決定する。教員は指導する学</u></p>

研究指導教員と2名以上の副研究指導教員からなる「Program of Study Committee」を構築し、医学系研究科教授会で審議のうえ、4月に研究指導教員（「Program of Study Committee」）を決定する。なお、構築する「Program of Study Committee」には、データやICT・ロボット・AI等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員が参画し、学生の履修指導ならびに博士論文研究において、異分野に関する助言を行っていくこととしている。

指導教員は指導する学生に研究指導計画を明示し、学生は各教員の研究及び指導計画を確認することができる。研究テーマを変更する場合には、申請によって指導教員を変更することができる。

指導教員の決定後は、学生ごとに研究計画書を作成し、研究テーマ、研究計画及び研究方法を決定する。研究計画書は学生、指導教員及び松岡キャンパス学務課で保管する。指導教員は、毎年6月および12月に学生への個別指導を行うことで、学生の状況に応じたオーダーメイドの履修指導、研究指導を実現する。また、1年次末に、全ての学生を対象として研究計画を発表する機会を設ける。研究計画発表会では、指導教員のみならず、「Program of Study Committee」に参画するデータやICT・ロボット・AI等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員からも横断的に助言を受けるものとする。必要に応じて、指導教員と相談のうえ、研究計画を見直すことができるようにする。また、2年次の10月にプロGRESSレポート、レポートに基づく口頭試問による研究基礎力試験（QE；Qualifying Examination）を実施する。QEは、論文投稿に向けた研究の質の確認及びその向上を図ることを主な目的として「Program of Study Committee」が審査に当たり、評価平均の60%以上を合格とする。2年次10月に不合格であった場合は2年次終了までに毎月再受験可能とし、指導教員を中心に看護学科教員で合格に向けてフォローアップ（2年次終了までに合格しなかった場合は10月に再受験とする。）する。

生に研究指導計画を明示し、学生は各教員の研究及び指導計画を確認することができる。研究テーマを変更する場合には、申請によって指導教員を変更することができる。

指導教員の決定後は、学生ごとに研究計画書を作成し、研究テーマ、研究計画及び研究方法を決定する。研究計画書は学生、指導教員及び松岡キャンパス学務課で保管する。1年次末に、全ての学生を対象として研究計画を発表する機会を設ける。研究計画発表会では、指導教員のみならず、他の部門の教員からも横断的に助言を受ける。必要に応じて、指導教員と相談のうえ、研究計画を見直すことができるようにする。また、2年次の10月に研究基礎力試験（QE；Qualifying Examination）を実施する。2年次10月に不合格であった場合は2年次終了までに毎月再受験可能とし、指導教員を中心に看護学科教員で合格に向けてフォローアップ（2年次終了までに合格しなかった場合は10月に再受験とする。）する。QEには、マル合格教員、合教員の他に本学大学院の他の研究科の教員も携わることとする。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (10ページ)

新	旧
<p>2) 履修指導</p> <p>博士後期課程修了のために、主研究指導教員は、学生が履修モデルに基づいて、共通科目4単位以上（共通科目A：必修科目1単位、選択科目1単位以上、共通科目B：必修科目1単位、選択科目1単位以上）、専門科目4単位、特別研究科目8単位の16単位以上を履修し単位を取得すると共に、必要な研究指導を受けて学位論文を作成するよう指導する。学生が諸科目の学修成果を「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」に統合させて研究を達成できるように指導する。</p>	<p>2) 履修指導</p> <p>博士後期課程修了のために、主研究指導教員は、学生が履修モデルに基づいて、共通科目4単位以上（共通科目A：必修科目1単位、選択科目1単位、共通科目B：選択科目2科目・2単位以上）、専門科目4単位、特別研究科目8単位の16単位以上を履修し単位を取得すると共に、必要な研究指導を受けて学位論文を作成するよう指導する。学生が諸科目の学修成果を「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」に統合させて研究を達成できるように指導する。</p>
<p>3. 修了要件</p> <p>16単位（共通科目4単位以上【共通科目A：必修科目1単位、選択科目1単位以上、共通科目B：必修科目1単位、選択科目1単位以上】、専門科目4単位、特別研究科目8単位）以上を修得し、かつ、学位論文を提出しその審査及び最終試験に合格することにより、博士（看護学）の学位を授与する。</p>	<p>3. 修了要件</p> <p>16単位（共通科目4単位以上【共通科目A：必修科目1単位、選択科目1単位、共通科目B：選択科目2科目・2単位以上】、専門科目4単位、特別研究科目8単位）以上を修得し、かつ、学位論文を提出しその審査及び最終試験に合格することにより、博士（看護学）の学位を授与する。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (18ページ)

新	旧
<p>4. 専門科目</p> <p>専門科目である「次世代ヘルスケア創生看護学特論」、および「次世代ヘルスケア創生看護学演習」は、博士前期課程（現修士課程）で基礎看護学、成人看護学、災害看護学、地域看護学、老年看護学、母子看護学、がん看護学、精神看護学の教育・研究実績のある専任教員を配置し、一部教員担当で個別化するのではなく、複数教員がチームとして担当する相互作用可能な編成とし、「Program of Study Committee」に参画するデータやICT・ロボット・AI等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員を含めて学生への助言を行っていくことで、卓越した看護理論・技術と異分野の融合を図る。</p>	<p>4. 専門科目</p> <p>専門科目である「次世代ヘルスケア創生看護学特論」、および「次世代ヘルスケア創生看護学演習」は、博士前期課程（現修士課程）で基礎看護学、成人看護学、災害看護学、地域看護学、老年看護学、母子看護学、がん看護学、精神看護学の教育・研究実績のある専任教員を配置し、一部教員担当で個別化するのではなく、複数教員がチームとして担当し、相互作用可能な編成とする。</p>
<p>5. 特別研究科目</p> <p>「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」は、専門科目の講義・演習との一貫性を保証し、学生が次世代ヘルスケア創生看護学に寄与する研究課題について、研究計画の策定、研究</p>	<p>5. 特別研究科目</p> <p>「次世代ヘルスケア創生看護学特別研究」は、専門科目の講義・演習との一貫性を保証し、学生が次世代ヘルスケア創生看護学に寄与する研究課題について、研究計画の策定、研究</p>

<p>の遂行、結果の解析、論文化を進められるように学修する科目である。主研究指導教員・研究指導補助教員 <u>14名</u>を配置するとともに、  <u>「Program of Study Committee」に参画するデータやICT・ロボット・AI等を専門分野とする本学大学院の異分野の教員を助言者として配置するものとする。</u></p>	<p>の遂行、結果の解析、論文化を進められるように学修する科目である。主研究指導教員・研究指導補助教員 <u>16名</u>を配置する。</p>
---	--

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (2ページ)

新	旧
<p>博士後期課程修了者には、(略) <u>1年次に履修する。共通科目Bの異分野融合科目では、データやICT・ロボット・AI等を活用するための基礎を学ぶ「ヘルステック実践論」を必修とし、それ以外の異分野融合科目の中から</u>学生の研究課題に見合った科目を学生と主研究指導教員が相談して適切な科目を選択していく。</p>	<p>博士後期課程修了者には、(略) <u>1年次に履修した上で、共通科目Bの異分野融合科目の中から、</u>学生の研究課題に見合った科目を学生と主研究指導教員が相談して適切な科目を選択していく。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (資料) (28 ページ)

資料 8-1: カリキュラム構成

科目群		科目名	配当 年次	開講 形式	単位数		備 考
					必修	選択	
新	共通 科目 A	アドバンストナーシングリサーチ	1 (前期)	講義	1		1 単位
		保健医学におけるデータ解析法 (量的)	1 (後期)	講義		1	1 単位以上
		保健医学におけるデータ解析法 (質的)	1 (後期)	講義		1	
	共通 科目 B	アントレプレナーシップ論	1～2 (前期)	講義		2	必修 1 単位、 選択 1 単位 以上
		デザイン思考	1～2 (後期)	講義		2	
		ヘルステック実践論	1 (前期)	講義	1		
		<u>異文化コミュニケーション</u>	1～2 (後期)	講義		1	
		地域医療ケア・マネジメント	1～2 (前期)	講義		1	
		生涯発達とこころ	1～2 (前期)	講義		1	
	専 門 科 目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	1 (通年)	講義	2		4 単位
次世代ヘルスケア創生看護学演習		2 (通年)	演習	2			
特 別 研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1～3 (通年)	演習	8		8 単位	
総 計					16 単位以上		

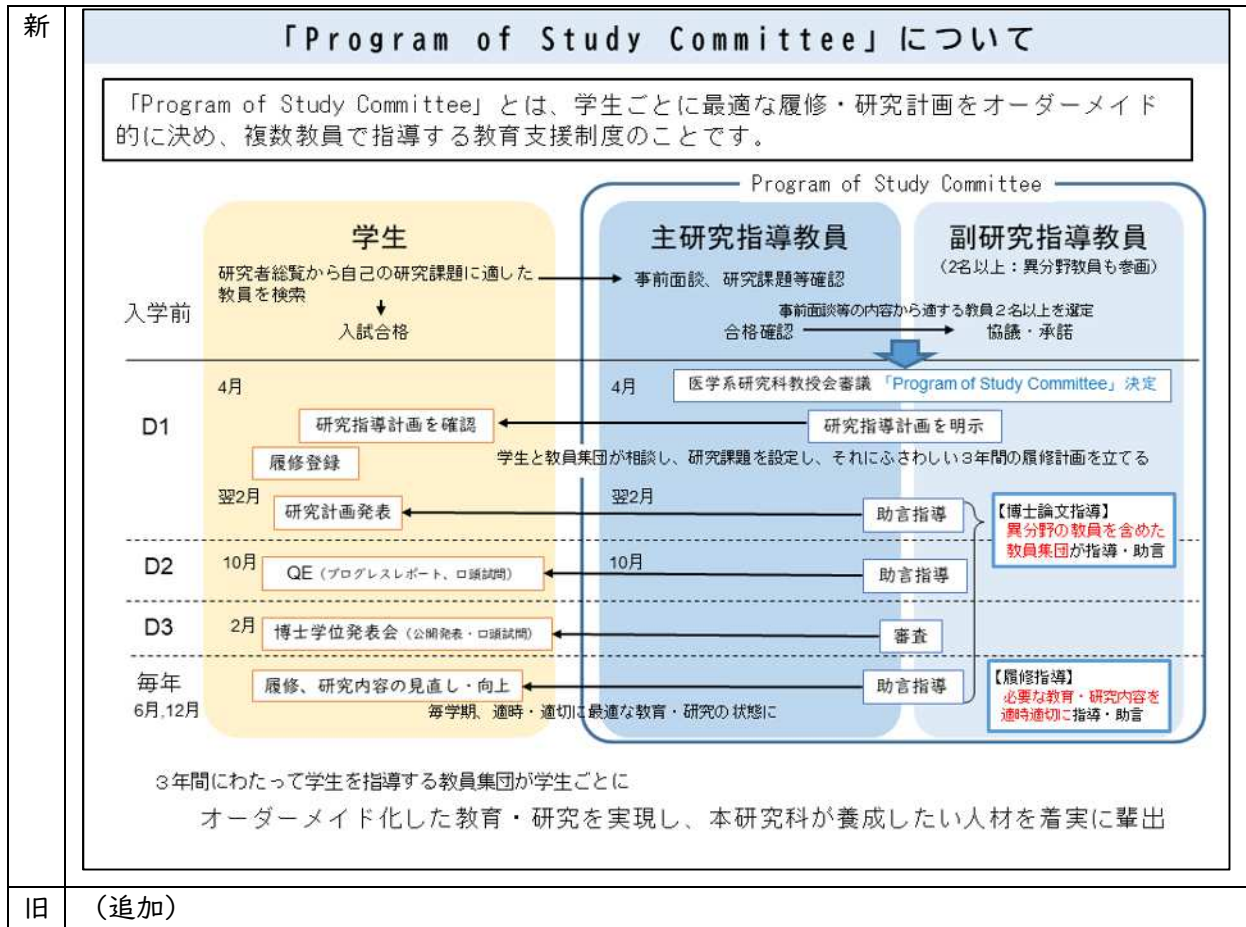
旧

## 医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）カリキュラム構成

科目群	科目名	配当年次	開講形式	単位数		備考	
				必修	選択		
共通科目	共通科目 A	アドバンストナーシングリサーチ	1 (前期)	講義	1		1 単位
		保健医学におけるデータ解析法 (量的)	1 (後期)	講義		1	1 単位以上
		保健医学におけるデータ解析法 (質的)	1 (後期)	講義		1	
	共通科目 B	アントレプレナーシップ論	1～2 (前期)	講義		2	2 科目・ 2 単位以上
		デザイン思考	1～2 (後期)	講義		2	
		ヘルステック実践論	1～2 (前期)	講義		1	
		<u>異文化ヘルスコミュニケーション</u>	1～2 (後期)	講義		1	
		地域医療ケア・マネジメント	1～2 (前期)	講義		1	
	生涯発達とこころ	1～2 (前期)	講義		1		
	専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	1 (通年)	講義	2		4 単位
次世代ヘルスケア創生看護学演習		2 (通年)	演習	2			
特別研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1～3 (通年)	演習	8		8 単位	
総 計				16 単位以上			

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (資料) (30 ページ)

資料 8-3 : 「Program of Study Committee」について





(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類(資料)(31 ページ)

資料 8-4 : QE 実施要項について

新	<p style="text-align: center;">福井大学大学院医学系研究科博士後期課程看護学専攻における研究基礎力試験 (QE ; Qualifying Examination) 実施要項</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 医学系研究科長裁定</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要項は、福井大学医学系研究科博士後期課程看護学専攻における、論文投稿に向けた研究の質を確保し、その向上を図るとともに、研究進捗を確認するために実施する研究基礎力試験 (QE ; Qualifying Examination) の実施に関し必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 大学院医学系研究科博士後期課程看護学専攻に在学している原則第 2 学年学生を対象とする。</p> <p>(試験方法)</p> <p>第 3 条 試験は、20 分の口頭発表、10 分の質疑応答により、毎年 10 月に実施する。</p> <p>2 発表内容は次の各号に定めるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 研究テーマ</li><li>(2) 研究目的</li><li>(3) データ収集等、研究方法</li><li>(4) 分析方法</li><li>(5) 結果と考察</li><li>(6) 今後の展望</li></ol> <p>3 評価は、当該学生の研究指導教員 (「Program of Study Committee」) を審査員とし、次の各号に定める項目により、合計 50 点の配点で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 研究内容に関するレポート (20 点)</li><li>(2) プレゼンテーション技術・論理性 (10 点)</li><li>(3) 今後の研究計画 (10 点)</li><li>(4) 質疑への応答 (10 点)</li></ol> <p>(合否判定)</p> <p>第 4 条 合否判定は、大学院医学系研究科課程委員会において行う。</p> <p>2 合格基準は次の各号に定めるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 合格基準は、審査員の評価点数平均が 30 点以上であること</li><li>(2) 評価点平均が 30 点以上であっても、各審査員の評価項目において 1 つでも 0 点があった場合は不合格とする</li></ol> <p>(不合格者の取り扱い)</p> <p>第 5 条 不合格者がいる限り、11 月以降、毎月、第 3 条に規定する試験方法により再試験を実施し、不合格者はこれを受験するものとする。</p> <p>2 この試験に合格できない場合は、学位論文審査申請資格を得ることができない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 6 条 この要項に定めるもののほか、試験の実施に関し必要な事項は、医学系研究科長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この要項は、令和 年 月日から施行する。</p>
旧	(追加)

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (資料) (33 ページ)

資料 10: 履修モデル

履修科目名	単位	履修時期				
		1年次	2年次	3年次		
共通科目A	アドバンストナーシングリサーチ	1	→			
	保健医学におけるデータ解析法(量的)	1		→		
共通科目B	<a href="#">ヘルステック実践論</a>	1	→			
	<a href="#">アントレプレナーシップ論</a>	2		→		
専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	2	→			
	次世代ヘルスケア創生看護学演習	2		→		
特別研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	8	→			
合計		17				

履修科目名	単位	履修時期				
		1年次	2年次	3年次	4・5・6年次	
共通科目A	アドバンストナーシングリサーチ	1	→			
	保健医学におけるデータ解析法(量的)	1		→		
共通科目B	<a href="#">ヘルステック実践論</a>	1	→			
	<a href="#">アントレプレナーシップ論</a>	2			→	
専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	2	→			
	次世代ヘルスケア創生看護学演習	2		→		
特別研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	8	→			
合計		17				

履修科目名		単位	履修時期					
			1年次		2年次		3年次	
共通科目A	アドバンスナーシングリサーチ	1	→					
	保健医学におけるデータ解析法(量的)	1		→				
共通科目B	<u>アントレプレナーシップ論</u>	2		→				
	<u>生涯発達とこころ</u>	1			→			
専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	2	→					
	次世代ヘルスケア創生看護学演習	2		→				
特別研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	8	→					
合計		17						

履修科目名		単位	履修時期						
			1年次		2年次		3年次		4・5・6年次
共通科目A	アドバンスナーシングリサーチ	1	→						
	保健医学におけるデータ解析法(量的)	1			→				
共通科目B	<u>アントレプレナーシップ論</u>	2			→				
	<u>生涯発達とこころ</u>	1						→	
専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	2	→						
	次世代ヘルスケア創生看護学演習	2		→					
特別研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	8	→						
合計		17							

(新旧対照表) 基本計画書 (6 ページ)

教育課程等の概要 (医学系研究科看護学専攻博士後期課程)

科目区分		授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員	
共通科目 A	アドバンストナーシングリサーチ	1前	1				○			4		2					オムニバス方式・共同 (一部)
	保健医学におけるデータ解析法(量的)	1後			1			○		3		2					オムニバス方式
	保健医学におけるデータ解析法(質的)	1後			1			○		2	2						オムニバス方式・共同 (一部)
	小計 (3科目)	—	—	1	2	0	—	—	—	9	2	4	0	0	0		
共通科目 B	アントレプレナーシップ論	1・2前			2			○									※演習
	デザイン思考	1・2後			2			○									※演習
	ヘルステック実践論	1前		↓				○		2						2	オムニバス方式・共同 (一部) ※演習
	異文化コミュニケーション	1・2後			1			○								3	オムニバス方式 ※演習
	地域医療ケア・マネジメント	1・2前			1			○		2		1				1	オムニバス方式 ※演習
	生涯発達とこころ	1・2前			1			○			1	2				1	オムニバス方式・共同 (一部) ※演習
小計 (6科目)	—	—	↓	7	0	—	—	—	4	1	3	0	0	0	9		
専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	1通			2			○		2	2						オムニバス方式・共同 (一部)
	次世代ヘルスケア創生看護学演習	2通			2			○		8	2						
	小計 (2科目)	—	—	—	4	0	0	—	—	10	4	0	0	0	0		
特別研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1~3通			8			○		9	2	3					
	小計 (1科目)	—	—	—	8	0	0	—	—	9	2	3	0	0	0		
合計 (12科目)		—	—	—	14	9	0	—	—	32	9	10	0	0	0	9	
学位又は称号		博士 (看護学)			学位又は学科の分野			保健衛生学関係 (看護学関係)									
卒業・修了要件及び履修方法										授業期間等							
16単位 (共通科目 4 単位以上【共通科目 A: 必修科目 1 単位、選択科目 1 単位以上、共通科目 B: 必修科目 1 単位、選択科目 1 単位以上】、専門科目 4 単位、特別研究科目 8 単位) 以上を修得し、かつ、学位論文を提出しその審査及び最終試験に合格することにより、博士 (看護学) の学位を授与する。										1 学年の学期区分			2 期				
										1 学期の授業期間			15 週				
										1 時限の授業の標準時間			90 分				

教 育 課 程 等 の 概 要

(医学系研究科看護学専攻博士後期課程)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外の教員		
共通科目A	アドバンストナーシングリサーチ	1前	/	1			○			4		2				オムニバス方式・共同(一部)		
	保健医学におけるデータ解析法(量的)	1後			1			○			1		2			2	オムニバス方式	
	保健医学におけるデータ解析法(質的)	1後			1			○			2	2					オムニバス方式・共同(一部)	
	小計(3科目)	—		—	1	2	0	—	—	—	7	2	4	0	0	2		
共通科目B	アントレプレナーシップ論	1・2前	/		2		○			1						※演習		
	デザイン思考	1・2後			2			○			1						※演習	
	ヘルステック実践論	1・2前			1			○			2					2	オムニバス方式・共同(一部) ※演習	
	異文化ヘルスコミュニケーション	1・2後			1			○			1		2			3	オムニバス方式・共同 ※演習	
	地域医療ケア・マネジメント	1・2前			1			○			1		1				2	オムニバス方式 ※演習
	生涯発達とこころ	1・2前			1			○				1	2				1	オムニバス方式・共同(一部) ※演習
小計(6科目)	—	—	0	8	0	—	—	—	6	1	5	0	0	8				
専門科目	次世代ヘルスケア創生看護学特論	1通	/	2			○			2	2					オムニバス方式・共同(一部)		
	次世代ヘルスケア創生看護学演習	2通		2				○			8	2						
	小計(2科目)	—		—	4	0	0	—	—	—	10	4	0	0	0		0	
特別研究科目	次世代ヘルスケア創生看護学特別研究	1~3通	/	8				○		9	3	4						
	小計(1科目)	—		—	8	0	0	—	—	—	9	3	4	0	0	0		
合計(12科目)				—	—	13	10	0	—	—	32	10	13	0	0	10		
学位又は称号		博士(看護学)		学位又は学科の分野			保健衛生学関係(看護学関係)											
卒業・修了要件及び履修方法							授業期間等											
16単位(共通科目4単位以上【共通科目A:必修科目1単位、選択科目1単位以上、共通科目B:選択科目2科目・2単位以上】、専門科目4単位、特別研究科目8単位)以上を修得し、かつ、学位論文を提出しその審査及び最終試験に合格することにより、博士(看護学)の学位を授与する。							1学年の学期区分			2期								
							1学期の授業期間			15週								
							1時限の授業の標準時間			90分								

(新旧対照表) シラバス (ヘルステック実践論)

新				旧			
《開講時期》 1 年次 前期				《開講時期》 1～2 年次 前期			
《学習目標》 ヘルステックは、健康（ヘルス）と技術（テクノロジー）を融合した言葉であり、医学と工学の双方を含んだ幅広い領域にわたる。本講義では、 <u>看護学の臨床ニーズと工学技術（データ、ICT、ロボット、AIなど）を融合させ、臨床や地域のヘルスケアに還元できる看護ケア技術や機器・システムを開発するために必要な基礎知識の習得を目指す。さらに、データ、ICT、ロボット、AI などを活用するための方法論を理解し、自らの研究に応用する能力を養う。</u>				《学習目標》 ヘルステックは、健康（ヘルス）と技術（テクノロジー）を融合した言葉であり、医学と工学の双方を含んだ幅広い領域にわたる。本講義では、 <u>生体の特異性とその計測解析法を理解し、工学技術の診断・治療への応用について学び、工学技術を基にした医療機器・健康機器など看護技術の研究開発に必要となる技術や考え方を身につける。</u>			
《各回の授業の内容》				《各回の授業の内容》			
(回)	(主題)	(学修内容)	(教員)	(回)	(主題)	(学修内容)	(教員)
8	次世代ヘルスケアへの応用と発展	工学技術を基にした次世代ヘルスケアへ応用できる医療機器・健康機器など看護技術開発への応用と発展について討論	四谷・佐藤・長宗・井上	8	次世代ヘルスケアへの応用と発展	次世代ヘルスケアへ応用できる看護技術開発への応用と発展について討論	四谷・佐藤
《到達目標》 (略) 5.看護と工学を融合した次世代ヘルスケアへの応用と発展について思考できる。				《到達目標》 (略) 5.看護と工学を融合した次世代ヘルスケアへの応用について思考できる。			

(新旧対照表) シラバス (次世代ヘルスケア創生看護学特論)

新				旧			
《学習目標》 2. <u>共通科目で得た工学的技術の基礎的知識や方法論を、看護理論・技術と異分野を融合した看護技術・ケアシステムの開発や社会実装への方策、そしてそれらを学際的に発展、体系化させる方法を探求し、理解する。</u>				《学習目標》 2. <u>異分野の知識や発想を融合させることによって達成された産業界でのイノベーションの実例を学び、専門領域内に確立することの課題ならびに異分野との協働の重要性と課題を探求し、理解する。</u>			
《その他履修上の注意点等》 <学習相談助言体制> ・データや ICT・ロボット・AI 等を活用した異分野融合型のイノベティブな看護学研究推進の観点から、「Program of Study Committee」に参画する本学大学院の他の研究科の教員を含めて学生への助言を行う。				(追加)			

(新旧対照表) シラバス (次世代ヘルスケア創生看護学演習)

新	旧
<p>《学習目標》</p> <p>3.地域の健康課題やグローバル化を視点に新しい保健・医療・福祉のヘルスケアシステムの創出につながる地域的・国際的課題解決のための研究力を養う。</p>	(追加)
<p>《その他履修上の注意点等》</p> <p>&lt;学習相談助言体制&gt;</p> <p>・データや ICT・ロボット・AI 等を活用した異分野融合型のイノベーティブな看護学研究推進の観点から、「Program of Study Committee」に参画する本学大学院の他の研究科の教員を含めて学生への助言を行う。</p>	(追加)

(新旧対照表) シラバス (次世代ヘルスケア創生看護学特別研究)

新				旧																											
<p>《学修目標》</p> <p>1.個々の興味・関心に従い累積した学習成果を活用し、データや ICT・ロボット・AI 等を活用した異分野融合型のイノベーティブな研究課題の焦点化、研究方法論の決定を行い、研究計画書を作成する。</p>				<p>《学修目標》</p> <p>1.個々の興味・関心に従い累積した学習成果を活用し、研究課題の焦点化、研究方法論の決定を行い、研究計画書を作成する。</p>																											
<p>《各回の授業の内容》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(回)</th> <th>(主題)</th> <th>(学修内容)</th> <th>(教員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-40</td> <td>研究課題の明確化と計画書の立案</td> <td>1) 略 2) 研究課題、研究方法論に関わる文献検討の結果と研究指導教員からの助言・指導に基づき、異分野融合型のイノベーティブな研究計画書を作成する。</td> <td>研究指導教員 および 研究指導補助教員</td> </tr> <tr> <td>41-80</td> <td>研究計画の調整及び倫理審査データの収集・分析</td> <td>3)~5) 略 6) 適時適切なタイミングで研究指導教員からの助言・指導を受け、データ収集・分析の適切性を評価する。</td> <td>研究指導教員 および 研究指導補助教員</td> </tr> </tbody> </table>				(回)	(主題)	(学修内容)	(教員)	1-40	研究課題の明確化と計画書の立案	1) 略 2) 研究課題、研究方法論に関わる文献検討の結果と研究指導教員からの助言・指導に基づき、異分野融合型のイノベーティブな研究計画書を作成する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員	41-80	研究計画の調整及び倫理審査データの収集・分析	3)~5) 略 6) 適時適切なタイミングで研究指導教員からの助言・指導を受け、データ収集・分析の適切性を評価する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員	<p>《各回の授業の内容》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(回)</th> <th>(主題)</th> <th>(学修内容)</th> <th>(教員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-40</td> <td>研究課題の明確化と計画書の立案</td> <td>1) 略 2) 研究課題、研究方法論に関わる文献検討の結果に基づき、研究計画書を作成する。</td> <td>研究指導教員 および 研究指導補助教員</td> </tr> <tr> <td>41-80</td> <td>研究計画の調整及び倫理審査データの収集・分析</td> <td>3)~5) 略 6) データ収集・分析の適切性を評価する。</td> <td>研究指導教員 および 研究指導補助教員</td> </tr> </tbody> </table>				(回)	(主題)	(学修内容)	(教員)	1-40	研究課題の明確化と計画書の立案	1) 略 2) 研究課題、研究方法論に関わる文献検討の結果に基づき、研究計画書を作成する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員	41-80	研究計画の調整及び倫理審査データの収集・分析	3)~5) 略 6) データ収集・分析の適切性を評価する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員
(回)	(主題)	(学修内容)	(教員)																												
1-40	研究課題の明確化と計画書の立案	1) 略 2) 研究課題、研究方法論に関わる文献検討の結果と研究指導教員からの助言・指導に基づき、異分野融合型のイノベーティブな研究計画書を作成する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員																												
41-80	研究計画の調整及び倫理審査データの収集・分析	3)~5) 略 6) 適時適切なタイミングで研究指導教員からの助言・指導を受け、データ収集・分析の適切性を評価する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員																												
(回)	(主題)	(学修内容)	(教員)																												
1-40	研究課題の明確化と計画書の立案	1) 略 2) 研究課題、研究方法論に関わる文献検討の結果に基づき、研究計画書を作成する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員																												
41-80	研究計画の調整及び倫理審査データの収集・分析	3)~5) 略 6) データ収集・分析の適切性を評価する。	研究指導教員 および 研究指導補助教員																												

<p>《その他履修上の注意点等》</p> <p>&lt;学習相談助言体制&gt;</p> <p><u>・データや ICT・ロボット・AI 等を活用した異分野融合型のイノベティブな看護学研究推進の観点から、「Program of Study Committee」に参画する本学大学院の他の研究科の教員を助言者として配置するものとする。</u></p>	<p>(追加)</p>
--	-------------



(是正事項) 大学院医学系研究科 看護学専攻 博士後期課程

3. 教員資格審査において、「不可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

当初は、科目名称を「異文化ヘルスコミュニケーション」として、到達目標を「日本における保健医療サービスと異文化コミュニケーションの現状や必要性について説明できる。」としていたが、審査意見を踏まえ、グローバル化の中で変容する地域社会の現状と課題を理解し、地域から見た視点、及び異なった社会的文脈にあるグローバルな視点の双方から課題解決の方向性を理解、併せて、英語文献や資料の読解能力・プレゼンテーション能力を養うとする学習目標に、より則した授業内容、到達目標に変更し、授業科目の内容をより適切に表す科目名称「異文化コミュニケーション」に変更、担当教員を整理した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (9ページ)

新	旧
<p>(2) 共通科目 B  <u>「ヘルステック実践論」を1年次前期に、「アントレプレナーシップ論」、「デザイン思考」、「異文化コミュニケーション」、「地域医療ケア・マネジメント」、「生涯発達とこころ」を1~2年次に開講する異分野融合科目とする。</u></p>	<p>(2) 共通科目 B  「アントレプレナーシップ論」、「デザイン思考」、<u>「ヘルステック実践論」、「異文化ヘルスコミュニケーション」、「地域医療ケア・マネジメント」、「生涯発達とこころ」の6科目から成る異分野融合科目のなかから2単位以上選択する。</u></p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (18ページ)

新	旧
<p>3. 共通科目 (共通科目 B)  異分野融合科目として、「アントレプレナーシップ論」、「デザイン思考」は大学院工学研究科の教員 (専任教員以外の教員) が、<u>「異文化コミュニケーション」は大学院国際地域マネジメント研究科の教員 (専任教員以外の教員) が担当 (兼担) し、「ヘルステック実践論」は大学院工学研究科及び大学院国際地域マネジメント研究科の教員 (専任教員以外の教員) と専任教員が、「地域医療ケア・マネジメント」は大学院医学系研究科の教員 (専任教員以外の教員) と専任教員が、「生涯発達とこころ」は大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科の教員 (専任教員以外の教員) と専任教員が担当するオムニバス形式の科目とする。</u></p>	<p>3. 共通科目 (共通科目 B)  異分野融合科目として、「アントレプレナーシップ論」、「デザイン思考」は大学院工学研究科の教員 (専任教員以外の教員) が担当 (兼担) し、「ヘルステック実践論」は大学院工学研究科及び大学院国際地域マネジメント研究科の教員 (専任教員以外の教員) と専任教員が、<u>「異文化ヘルスコミュニケーション」は大学院国際地域マネジメント研究科の教員 (専任教員以外の教員) と専任教員が、「地域医療ケア・マネジメント」は大学院医学系研究科の教員 (専任教員以外の教員) と専任教員が、「生涯発達とこころ」は大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科の教員 (専任教員以外の教員) と専任教員が担当するオムニバス形式の科目とする。</u></p>

(新旧対照表) シラバス (異文化コミュニケーション)

新	旧
【別紙1-1】参照	【別紙1-2】参照

教育研究区分：	共通科目（共通科目B）		科目番号：	07	
単位数：	1単位	コマ数	8	開講時期：	1～2年次 後期
授業科目名：	<u>異文化コミュニケーション</u> Intercultural Communication			キーワード：	異文化 <u>コミュニケーション</u>
担当教員名	職名／所属		Eメールアドレス		
磯崎 康太郎	准教授／教育・人文社会系部門総合グローバル領域		isozaki@u-fukui.ac.jp		
生駒 俊英	准教授／教育・人文社会系部門総合グローバル領域		ikoma@u-fukui.ac.jp		
清水 麻友美	講師／教育・人文社会系部門総合グローバル領域		cw-fukui@u-fukui.ac.jp		
<b>学修目標</b>					
1. グローバル化の中で変容する地域社会の現状と課題を理解し、地域から見た視点、および異なった社会的文脈にあるグローバルな視点の双方から課題解決の方向性を理解するための基礎的能力を養う。 2. 英語文献や資料の読解能力・プレゼンテーション能力を養う。					
<b>各回の授業の内容</b>					
(回)	(主題)	(学修内容)		(教員)	
1	国民と歴史をめぐる欧州諸国の現状	近年欧州において顕著となっている国民や愛国心をめぐる問題の背景について考え、現在の欧州諸国における社会事情について理解を深める。		磯崎	
2	欧州諸国における家族制度	欧州諸国における家族制度（婚姻制度・離婚制度）について、それぞれの歴史的な背景や変遷を踏まえ理解する。		生駒	
3	欧州諸国における家族政策	欧米諸国において、少子高齢化や子どもの貧困問題といった問題に対して、国としてどのような対策がとられているのか、その家族政策について概観する。		生駒	
4	新たな問題に対する対応	近時、日本でも議論がなされている LGBT に関する問題等、新たにクローズアップされている問題を概観し、欧州諸国においてどのような対応がなされているのかを理解する。		生駒	
5	ブラジルにおける人種と社会 1 —多人種多民族国家ブラジル—	多人種多民族国家・ブラジルについて、その基礎知識と人種をめぐる議論の概要を把握する。		清水	
6	ブラジルにおける人種と社会 2 —人種をめぐる歴史—	ブラジルの人種・民族的多様性が形成された歴史的経緯について学ぶ。		清水	
7	ブラジルにおける人種と社会 3 —人種と社会経済格差—	多様性が社会経済格差として表面化する、現代のブラジル社会を理解する。		清水	
8	ブラジルにおける人種と社会 4 —アファーマティブ・アクション—	これまで学び調べたことをもとに、ブラジルにおける、 <u>社会経済格差の現状とアファーマ</u>		清水	

		タイプ・アクションの課題についてディベートを行う。	
<b>授業の形式</b>		<b>授業形態</b>	
講義		対面・ 遠隔（オンデマンド）・ 遠隔（リアルタイム） 上記の中から併用	
<b>アクティブ・ラーニングの導入状況</b>			
・実験・実習 ・プレゼンテーション ・グループワーク ・ディスカッション			
<b>到達目標</b>			
1. グローバル化における地域社会の役割や課題、 <a href="#">社会経済格差の現状</a> と異文化コミュニケーションの <a href="#">課題</a> について説明できる。			
2. 英語 <a href="#">文献や資料</a> を読解し、 <a href="#">英語による</a> プレゼンテーションができる。			
<b>準備学習（予習・復習）</b>			
○予習			
1. 授業前には <a href="#">英語</a> 文献や資料を十分に読み、興味のあるテーマや国内外の文献、ニュースなどについて調べる（1時間／毎回）			
2. 担当教員の指示に従って課題やプレゼンテーション（ <a href="#">英語でのプレゼンテーションを含む。</a> ）準備に取り組む（5時間／第5-8回）			
○復習			
1. 講義資料を復習して学習内容を振り返る（30分／毎回）。			
2. プレゼンテーションされた内容から、興味や関心のある文献をさらに探求する（2時間／毎回）			
<b>成績評価方法</b>			
討論の内容、プレゼンテーションやレポートを各教員が評価のうえ、担当教員の合議により総合的に評価する。			
1. 到達目標の達成度：討論の内容、プレゼンテーションやレポートにより評価する。			
2. 評価方法：討論の内容50%、プレゼンテーション・レポート50%			
3. 評価の基準：①課題を的確にとらえているか ②内容が一貫しているか ③自己の考えが論理的に述べられているか ④グローバル化における地域社会の役割や課題、 <a href="#">社会経済格差の現状</a> と異文化コミュニケーションの <a href="#">課題</a> について説明できているか ⑤英語 <a href="#">文献や資料</a> を読解し、英語でのプレゼンテーションができているか			
<b>成績評価基準</b>			
福井大学大学院学則、及び福井大学における成績評価基準等に関する規程の成績評価基準に従い、60点以上を合格として、秀・優・良・可・不可の5段階で評価する。			
<b>教科書及び参考書</b>			
特に指定しないが、教員が適宜紹介する。			
<b>その他履修上の注意点等</b>			
質問はメールにて受け付けます。			
<b>代表者</b> (氏名・E-Mail)		<a href="#">磯崎 康太郎</a> ・ <a href="mailto:isozaki@u-fukui.ac.jp">isozaki@u-fukui.ac.jp</a>	

教育研究区分：	共通科目（共通科目B）		科目番号：	07	
単位数：	1単位	コマ数	8	開講時期：	1～2年次 後期
授業科目名：	<a href="#">異文化ヘルスコミュニケーション</a> Intercultural Health Communication			キーワード：	<a href="#">異文化ヘルスコミュニケーション</a> <a href="#">保健医療サービス</a>
担当教員名	職名／所属		Eメールアドレス		
○長谷川 智子	教授／医学系部門看護学領域		hasekatz@u-fukui.ac.jp		
磯崎 康太郎	准教授／教育・人文社会系部門総合グローバル領域		isozaki@u-fukui.ac.jp		
生駒 俊英	准教授／教育・人文社会系部門総合グローバル領域		ikoma@u-fukui.ac.jp		
清水 麻友美	講師／教育・人文社会系部門総合グローバル領域		cw-fukui@u-fukui.ac.jp		
青木 未来	講師／医学系部門看護学領域		m-aoki@u-fukui.ac.jp		
平井 孝治	講師／医学系部門看護学領域		hirai-t@u-fukui.ac.jp		
<b>学修目標</b>					
1. グローバル化の中で変容する地域社会の現状と課題を理解し、地域から見た視点、および異なった社会的文脈にあるグローバルな視点の双方から課題解決の方向性を理解するための基礎的能力を養う。 2. 英語論文の読解能力・プレゼンテーション能力を養う。					
<b>各回の授業の内容</b>					
(回)	(主題)	(学修内容)	(教員)		
1	国民と歴史をめぐる欧州諸国の現状	近年欧州において顕著となっている国民や愛国心をめぐる問題の背景について考え、現在の欧州諸国における社会事情について理解を深める。	長谷川 磯崎		
2	欧州諸国における家族制度	欧州諸国における家族制度（婚姻制度・離婚制度）について、それぞれの歴史的な背景や変遷を踏まえ理解する。	長谷川 生駒		
3	欧州諸国における家族政策	欧米諸国において、少子高齢化や子どもの貧困問題といった問題に対して、国としてどのような対策がとられているのか、その家族政策について概観する。	長谷川 生駒		
4	新たな問題に対する対応	近時、日本でも議論がなされている LGBT に関する問題等、新たにクローズアップされている問題を概観し、欧州諸国においてどのような対応がなされているのかを理解する。	長谷川 生駒		
5	ブラジルにおける人種と社会 1 — 多人種多民族国家ブラジル —	多人種多民族国家・ブラジルについて、その基礎知識と人種をめぐる議論の概要を把握する。	清水 平井		
6	ブラジルにおける人種と社会 2 — 一人種をめぐる歴史 —	ブラジルの人種・民族的多様性が形成された歴史的経緯について学ぶ。	清水 平井		
7	ブラジルにおける人種と社会 3	多様性が社会経済格差として表面化する、現	清水		

	一人種と社会経済格差—	代のブラジル社会を理解する。	平井
8	ブラジルにおける人種と社会4 —アファーマティブ・アクション—	これまで学び調べたことをもとに、ブラジルにおけるアファーマティブ・アクションと医療サービスの課題についてディベートを行う。	長谷川 清水 青木 平井
<b>授業の形式</b>		<b>授業形態</b>	
講義		対面・遠隔（オンデマンド）・遠隔（リアルタイム） 上記の中から併用	
<b>アクティブ・ラーニングの導入状況</b>			
・実験・実習 ・プレゼンテーション ・グループワーク ・ディスカッション			
<b>到達目標</b>			
1. グローバル化における地域社会、異文化コミュニケーションの役割や課題を説明できる。 2. 日本における保健医療サービスと異文化コミュニケーションの現状や必要性について説明できる。 3. 英語論文の読解能力・プレゼンテーション能力を養う。			
<b>準備学習（予習・復習）</b>			
○予習 1. 授業前には文献や資料を十分に読み、興味のあるテーマや国内外の文献、ニュースなどについて調べる（1時間／毎回） 2. 担当教員の指示に従って課題やプレゼンテーション準備に取り組む（5時間／第5-8回） ○復習 1. 講義資料を復習して学習内容を振り返る（30分／毎回）。 2. プレゼンテーションされた内容から興味や関心のある文献からさらに探求する（2時間／毎回）			
<b>成績評価方法</b>			
討論の内容、プレゼンテーションやレポートを各教員が評価のうえ、担当教員の合議により総合的に評価する。 1. 到達目標の達成度：討論の内容、プレゼンテーションやレポートにより評価する。 2. 評価方法：討論の内容50%、プレゼンテーション・レポート50% 3. 評価の基準：①課題を的確にとらえているか ②内容が一貫しているか ③自己の考えが論理的に述べられているか ④グローバル化における地域社会、異文化コミュニケーションの役割や課題、日本における保健医療サービスと異文化コミュニケーションの現状や必要性について説明できているか ⑤英語論文を抄読し、英語でのプレゼンテーションができていないか			
<b>成績評価基準</b>			
福井大学大学院学則、及び福井大学における成績評価基準等に関する規程の成績評価基準に従い、60点以上を合格として、秀・優・良・可・不可の5段階で評価する。			
<b>教科書及び参考書</b>			
特に指定しないが、教員が適宜紹介する。			
<b>その他履修上の注意点等</b>			
質問はメールにて受け付けます。			
<b>代表者 (氏名・E-Mail)</b>		長谷川 智子・hasekatz@u-fukui.ac.jp	

4-1) 博士前期課程における高度実践コースの博士後期課程への接続について

(対応)

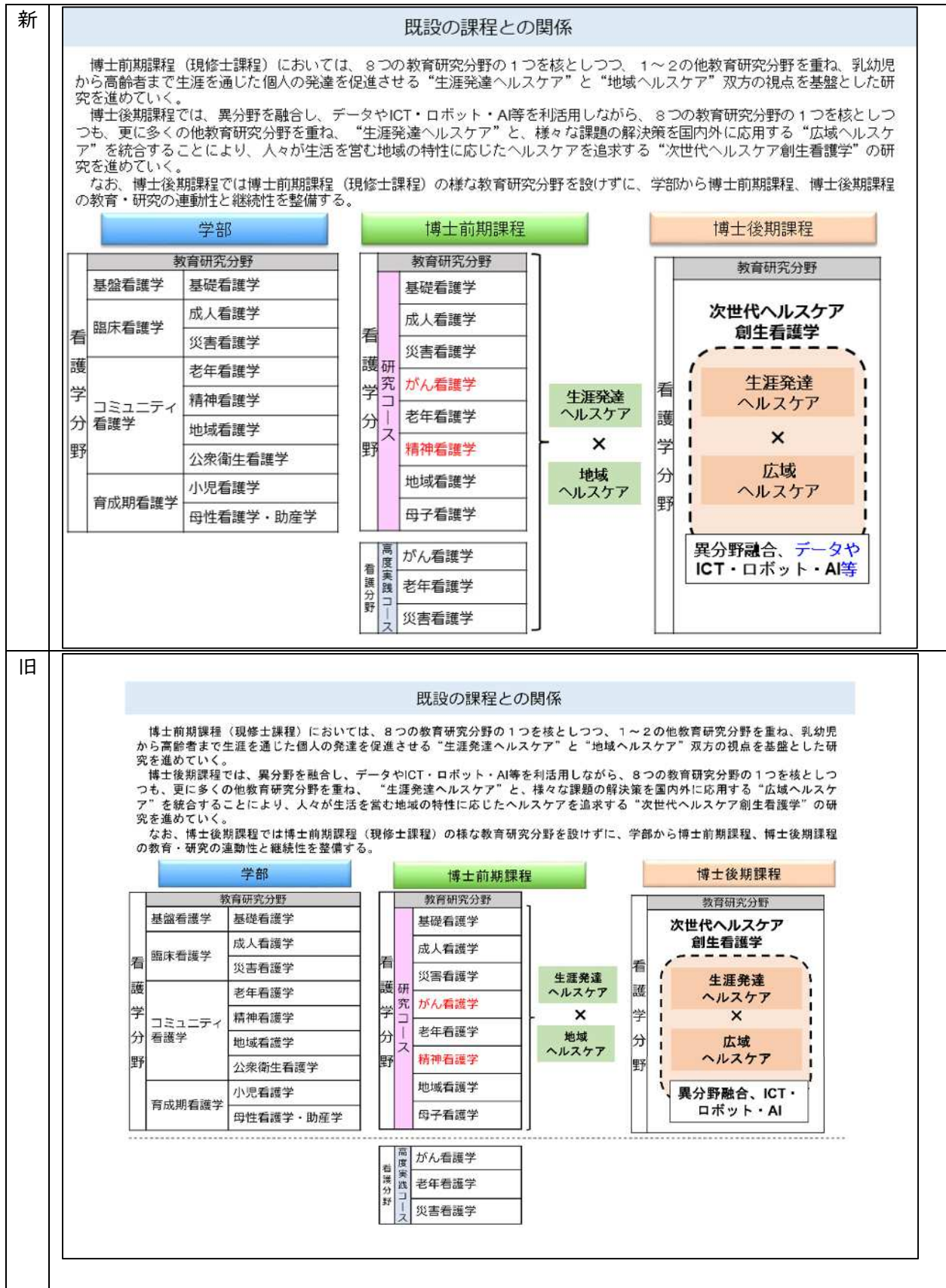
博士前期課程の高度実践コースにおいても、博士前期課程の8つの教育研究分野の1つを核としつつ、1~2の他教育研究分野を重ね、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”と“地域ヘルスケア”双方の視点を基盤とした実践能力の修得を行っていることから、本資料を修正するとともに、設置の趣旨(本文)に追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類(13ページ)

新	旧
<p>博士前期課程(現修士課程)の研究コース及び高度実践コースにおいては、上記「修士課程の教育の特色」に記載のとおり特色ある研究や高度な看護実践力の修得を行っている。そして新たに設ける「がん看護学」では、がん患者の身体的・精神的な苦痛を理解し、患者やその家族に対して QOL の視点に立った看護についての研究、「精神看護学」では、様々なライフステージにある人のメンタルヘルスやこころの疾患をもつ人とその家族への看護についての研究を行う予定である。これら、研究コース及び高度実践コースでは、上記8つの教育研究分野の1つを核としつつ、1~2の他教育研究分野を重ね、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”と“地域ヘルスケア”双方の視点を基盤とした研究と実践能力の修得を進めていく。</p>	<p>博士前期課程(現修士課程)において、主に「基礎看護学」では、看護の質やプロセスなどについての研究、「成人看護学」では、成人期における様々な健康問題に対する看護についての研究、「災害看護学」では、減災・防災を含む災害の特性を踏まえた適切な看護についての研究、「地域看護学」では、地域で暮らす人々の様々なライフステージや健康課題への看護についての研究、「老年看護学」では、複雑な健康問題を持つ高齢者の QOL を向上させるための看護についての研究、「母子看護学」では、次世代の健康・養育を担う女性と子どもへの看護についての研究を行う。そして新たに設ける「がん看護学」では、がん患者の身体的・精神的な苦痛を理解し、患者やその家族に対して QOL の視点に立った看護についての研究、「精神看護学」では、様々なライフステージにある人のメンタルヘルスやこころの疾患をもつ人とその家族への看護についての研究を行う予定である。このように、上記8つの教育研究分野の1つを核としつつ、1~2の他教育研究分野を重ね、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”と“地域ヘルスケア”双方の視点を基盤とした研究を進めていく。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (資料) (49 ページ)

資料 I 4 : 既設の課程との関係



旧

**既設の課程との関係**

博士前期課程 (現修士課程) においては、8つの教育研究分野の1つを核としつつ、1~2の他教育研究分野を重ね、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた個人の発達を促進させる“生涯発達ヘルスケア”と“地域ヘルスケア”双方の視点を基盤とした研究を進めていく。

博士後期課程では、異分野を融合し、データやICT・ロボット・AI等を活用しながら、8つの教育研究分野の1つを核としつつも、更に多くの他教育研究分野を重ね、“生涯発達ヘルスケア”と、様々な課題の解決策を国内外に応用する“広域ヘルスケア”を統合することにより、人々が生活を営む地域の特性に応じたヘルスケアを追求する“次世代ヘルスケア創生看護学”の研究を進めていく。

なお、博士後期課程では博士前期課程 (現修士課程) の様な教育研究分野を設けずに、学部から博士前期課程、博士後期課程の教育・研究の連動性と継続性を整備する。



4-2) 博士後期課程における学びのイメージ図について

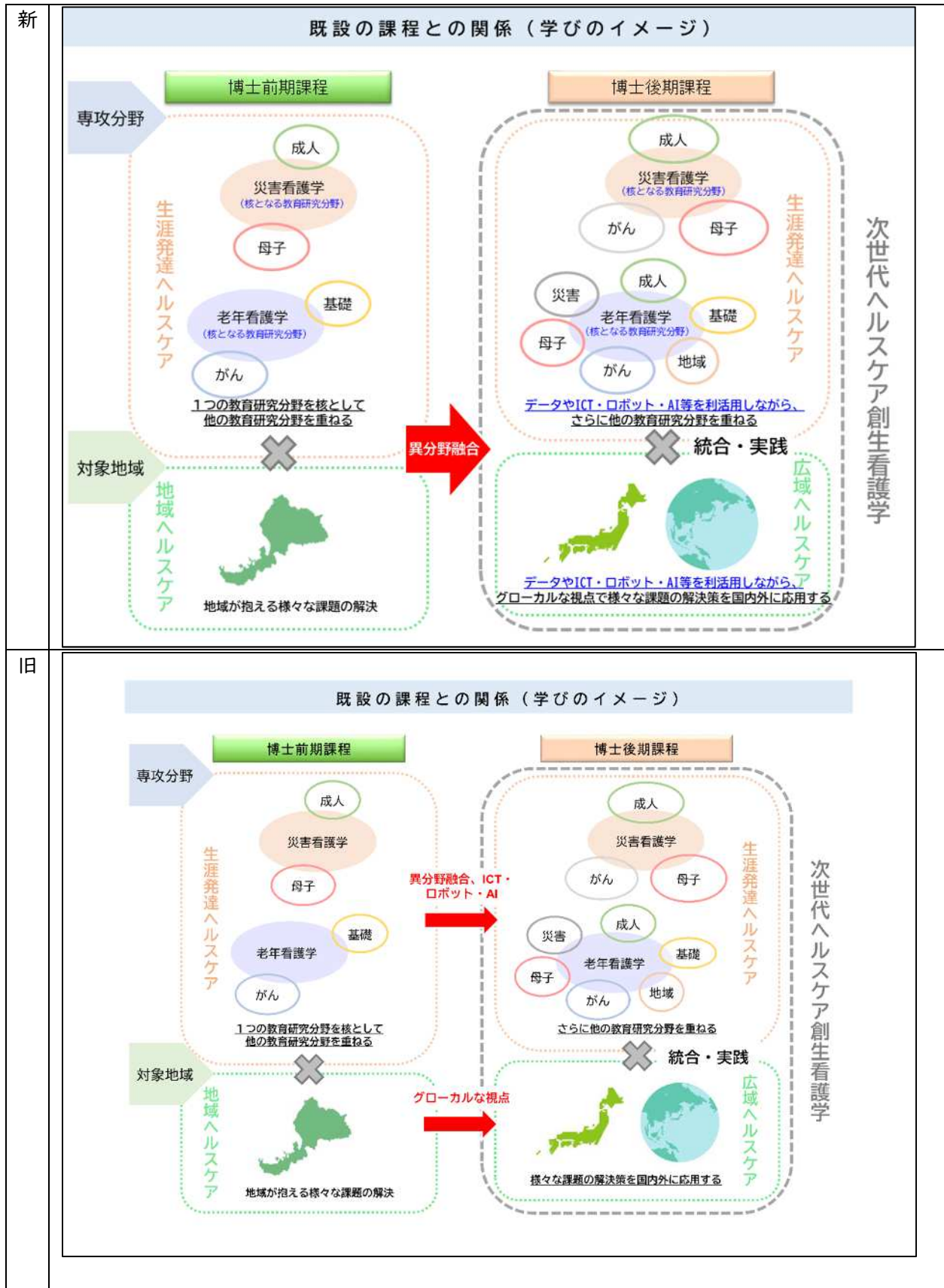
(対応)

審査意見1及び2を踏まえて、大学設置の趣旨(資料)p48の博士前期課程の専攻分野に一例として記載した「災害看護学」と「老年看護学」は核となる教育研究分野であることを明記した上で、「ICT・ロボット・AI等を利活用しながら、」の文言を追記する修正を行う等、博士後期課程における学びのイメージ図を分かりやすくした。



(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (資料) (50 ページ)

資料 I 4 : 既設の課程との関係 (学びのイメージ)



4-3) 研究基礎力試験(QE)の評価基準について

(対応)

QEの評価は、プログレスレポート及びレポートに基づく口頭試問を行い、「Program of Study Committee」が審査し、評価平均の60%以上を合格とすることとしており、評価基準にその旨追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類(10ページ)

新	旧
また、2年次の10月に <u>プログレスレポート、レポートに基づく口頭試問による研究基礎力試験(QE; Qualifying Examination)を実施する。QEは、論文投稿に向けた研究の質の確認及びその向上を図ることを主な目的として「Program of Study Committee」が審査に当たり、評価平均の60%以上を合格とする。</u>	また、2年次の10月に研究基礎力試験(QE; Qualifying Examination)を実施する。

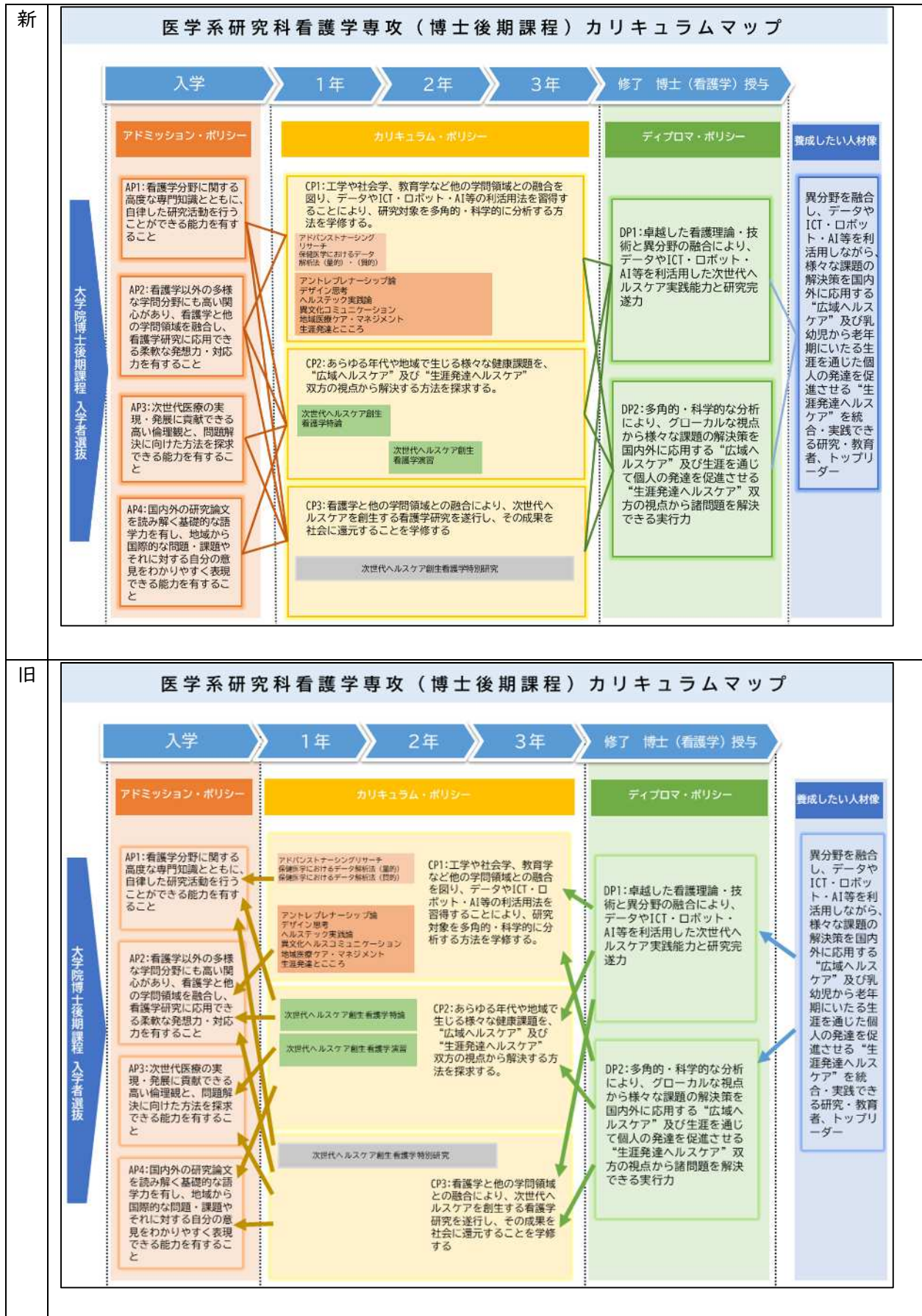
4-4) カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーとの関係性について

(対応)

設置の趣旨を記載した書類(資料)について、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーとの関係性を示す矢印が不明瞭となっていたことから、カリキュラム・ポリシーから伸びる矢印を明確にした。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (資料) (29 ページ)

資料 8-2: カリキュラムマップ



4-5) 入学者選抜(社会人特別選抜)について

(対応)

社会人の選抜にあたっては、一定期間、看護職として活躍している社会人を対象とし、「経験を踏まえた看護の課題」についても評価することとしており、一般選抜とは評価の観点が異なることが明確となるよう文言を追記した。

また、当初、社会人の選抜の名称を「社会人特別選抜」としていたが、「特別」の文言があることで「社会人特別選抜」の受験者は一般選抜の受験者より優遇されるのではといった疑念を生じさせる恐れがあることから、選抜の名称から「特別」の文言を削除した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類(17ページ)

新	旧
<p>(2) 社会人選抜</p> <p>修士の学位や専門職学位を有する者および同等以上の学力があると認められた者で、看護師、保健師または助産師の免許を有し、<u>一定期間看護職として活躍している社会人</u>に対し、成績証明書、研究計画書、口頭試問および英語能力試験(TOEICスコア)で評価して選抜する。研究計画書、口頭試問および英語能力試験では、志望する教育研究区分の専門的知識、語学力、大学院で学ぶ意欲、適性、看護に対する姿勢・<u>経験を踏まえた看護の課題</u>、目的意識等を総合的に評価する。</p>	<p>(2) 社会人<u>特別</u>選抜</p> <p>修士の学位や専門職学位を有する者および同等以上の学力があると認められた者で、看護師、保健師または助産師の免許を有し、看護職として活躍している社会人に対し、成績証明書、研究計画書、口頭試問および英語能力試験(TOEICスコア)で評価して選抜する。研究計画書、口頭試問および英語能力試験では、志望する教育研究区分の専門的知識、語学力、大学院で学ぶ意欲、適性、看護に対する姿勢、目的意識等を総合的に評価する。</p>

4-6) 博士後期課程終了後の進路及びその見通しについて

(対応)

本看護学選考博士後期課程終了者の進路としては、研究者としての活動も見込まれるため、文言を追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (7ページ)

新	旧
6. 博士後期課程修了後の進路及びその見通し 博士後期課程修了者には、研究・教育者、トップリーダーとして、異分野を融合し、データやICT・ロボット・AI等を活用しながら、“広域ヘルスケア”と“生涯発達ヘルスケア”を統合した新たな手法を開発し、 <u>実践・研究</u> していくことが期待される。	6. 博士後期課程修了後の進路及びその見通し 博士後期課程修了者には、研究・教育者、トップリーダーとして、異分野を融合し、データやICT・ロボット・AI等を活用しながら、“広域ヘルスケア”と“生涯発達ヘルスケア”を統合した新たな手法を開発し、実践していくことが期待される。